

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 国立公文書館 |                     |
| 国立公文書館 |                     |
| 分類     | 法務省<br>平成11年        |
| 排架番号   | 4 A<br>5 18<br>2208 |

裏面白紙

No. 5

23. 11. 10

5

JUDGMENT, I.M.T.F.E.  
PART B, CHAPTER VII  
[Japanese Translation by  
Language Division, L.T.F.E.]

太  
平  
洋  
戰  
争

極  
東  
國  
際  
軍  
事  
裁  
判  
所

判  
決

第 B  
七 章  
部

英  
文  
八  
四  
三  
一  
一  
〇  
〇  
〇  
頁  
一  
九  
四  
八  
年  
十  
一  
月  
一  
日

裏  
面  
白  
紙

## 第七章

## B 部

## 太平洋戦争

一九三八年のハサン湖における日本の攻撃の失敗によつて、極東におけるソビエト連邦の意外な軍事力が明らかになつた。一九三九年八月二十三日にドイツとソビエト連邦との間に不可侵條約が締結され、またドイツがイギリス及びフランスに對する戦争に没頭していたために、ソビエト連邦はさしあたりその西部國境に對する不安がなくなつた。それまで、日本の國策を實現する第一歩として企てられていた北方への日本の進出は、ここにおいて、いづつそうよい機會が來るまで延期された。

北方における機會の扉が開ざれると、南方の扉が開き始め、日本の國策の第二の主要部分を、すなわち南方への進出を實現するため、日本は種々を予備的措置を講じた。フランスとイギリスは、一九三八年九月に、ミュンヘンで深刻な反撥を受けた。それから後、一九三八年十一月三日に、近衛公は東亞新秩序を建設する日本の意圖を公けに聲明し、その同じ月に、日本は條約体制を無條件に適用することとははやできなると發表した。「門戸解放」及び「機會均等」の原則の適用は、中國における状態の變化に應じなければならぬかもしれないと日本はいつた。その同じ一九三八年十一月に、五相會議は、海南島を占

領することを決定した。この島は一九三九年二月に、また新南群島は一九三九年三月に攻略された。

一九三九年九月に、ドイツとポーランド、フランス、イギリスとの間に戦争が始まった。すると直ちに大島大使及び寺内大將が日本は南方に進出するのが得策であると提唱している。一九三九年の九月から以後、中国における日本軍の外國權益に對する態度は、ますます目立つて強硬となり、またそのころに、日本側は雲南鐵道の爆撃を始めた。一九三九年十一月に、日本の外務省は、フランスが雲南鐵道によつて軍需物資を中國に輸送するのを中止すること、及びこのような物資が輸送されないように監視するために、日本の軍事使節團が佛印にはいるのを許すことを要求した。南方に對する日本の侵略性をこれほど公然と示したものはない。なぜならば、フランスはこれらの物資を送る権利があつたのであり、その當時には、まだフランスの軍事力がくじかれると、いう徴候がなかつたからである。それにもかかわらず、フランスがヨーロッパにおける戦争に専念して、いることにかんがみ、日本はこのような要求をフランスに提示する力が充分にあると考えた。一九四〇年二月二日に、日本はオランダに對して要求を出したが、もしこれが受入れられたならば、オランダ領東インドの經濟に關して、諸國の間で優先的な地位が日本に與えられるのであつた。一九四〇年三月に、小磯は議會の決算委員會で、經濟的にアメリカ合衆國に依存しなくなるように、日本は太平洋の諸島へ進出しなければならぬと述べた。

一九四〇年五月九日に、ドイツはオランダに侵入した。日本は直ちにアメリカ合衆國、イギリス及びフランスに對して、かれらがオランダ領東インドの現状を維持するといふ誓約を要求し、それを受取つた。日本もまた同じような誓約を與えた。それにもかかわらず、一九四〇年五月二十二日になるまでに、日本はドイツに對して、ドイツがオランダ領東インドにまつたく關心をもつていないとの聲明を出すことを要求し、それを受取つていた。日本では、この聲明は、ドイツに關する限り、オランダ領東インドとの關係において、日本に目田行動を許したものと解釋された。これは正しく解釋されたものであるといふことが後になつてわかつた。

一九四〇年六月十七日に、フランスはドイツに對して休戦を申入れた。一九四〇年六月十九日に、日本は佛印を經由して中國に向けられる物資の輸送を停止すること、及び物資が全然輸送されなことを確實にするために、日本の軍事使節團を入國させることを佛印に對して重ねて要求した。一九三九年に、これらの要求をしたときには、フランスに拒絶されたのであるが、今ではフランスの立場は非常に變つており、この事實を日本は利用したのである。ここに至つて、佛印總督は同意し、日本の軍事使節團は一九四〇年六月二十九日にハノイに到着した。

E-846

當時の拓務大臣小磯は、一九四〇年六月二十四日に、ドイツ大使に、佛印とオランダ領東インドに植民地を獲得したいといふ日本の熱望について語り、これらの領土において、日本が起そうとしている軍

事行動に對して、ドイツの態度はどうかと尋ねた。大使は、すでに一九四〇年五月二十二日に與えられたところの、ドイツはオランダ領東インドに對して無關心であるとの宣言を確認した。さらに、ドイツはおそらく佛印における日本の行動に異議を申立てることなく、フィリッピンとハワイに對する攻撃の威嚇によつて、日本が合衆國を太平洋に牽制することを望むと述べた。ヨーロッパ戦争の間太平洋の現状を維持する動向についてのアメリカの申入れを一九四〇年七月一日に日本は拒絶した。この拒絶の理由としては、木戸と外務大臣有田との會談のときに、オランダ領東インドにおける活動をも含めて、このさい日本の活動を制限されることは得策でないからであること述べられた。日本の隣接諸國に對する侵略的意圖をこれほど明らかに告白したものはない。一九四〇年七月八日に、來栖と佐藤は、九〇年にわたつて日本が目指してきたのは、條約体制から解放された新しい中國をつくることであつたことリッペントロツプに語つた。こうして、九〇年の間日本が繰返して行つた公式聲明の虚偽を示した。一九四〇年七月十六日に、日本はオランダに對して、オランダ領東インドの日本に對する物資供給の問題を協議するため、バタヴィアに經濟使節團を送ると通告した。その同じ日に、米内内閣が辭職したが、これは軍部とその支持者の壓力によるものであつた。かれらは、ヨーロッパにおけるフランス及びオランダの崩壊とイギリスの不安によつて、今與えられている日本の南方侵略の好機を利用するには、米内内閣はあま

E-047

りにも安閑としていると考えたのである。一九四〇年七月二十二日に行われた第二次近衛内閣の登場に對して、また、日本のこの南方侵略政策を促進するため、この内閣がとつた種々の指直に對して、障害が除かれた。

## 一九四〇年の日本の政策

一九四〇年七月二十二日に就任した第二次近衛内閣の在任中に、一九四一年十二月八日における太平洋戦争の開始に直接貢献した重要な詔決定がなされた。

一九四〇年九月二十七日に、三國條約を調印するという運びになつたドイツとの交渉に關しては、この判決において、すでに論じておいた。しかし、第二次及び第三次の近衛内閣時代と、その後を繼いだ東條内閣の時代とになされた決定と採用された計畫とをいつそう明らかに理解するためには、一九四〇年七月から十月までの間に採用された政策と計畫を簡単に再検討することが適當である。これらは、一九三六年八月十一日に廣田内閣が言明した政策を再確認したものであり、そして、一九四〇年の後半に存在した情勢に對して、この政策を實際に適用したものである。

E-848

その重要な事項は次の通りである。一九四〇年七月二十六日の閣議決定、一九四〇年九月四日の四相會議と一九四〇年九月十九日の連絡會議の決定、一九四〇年九月二十八日——三國條約調印の翌日——に外務省で作成された日本の外交方針要綱、一九四〇年十月三日の閣議の諸決定、並びに一九四〇年十月四日に外務省で作成された『對南方策試案』である。

これらの結果として、一九四〇年十月の初期までには、日本政府の方針は、ソビエト連邦及びアメリカ合衆國との戦争を回避することにとつとめると同時に、シンガポール、イギリス領マレー及びオランダ領東インドを占領する目的で、南方に進出するということに定められていた。合衆國との戦争は起り得ることと考えられており、その場合には、フィリッピン、グアム、その他のアメリカの領土も、占領すべき地域の中に含まれることになっていた。

もう少し細かいえば、この方針は次のことを目標としていた。(一)三國條約に依存すること、(二)ソビエト連邦と不可侵條約を締結すること、(三)中國における戦争を完遂すること、(四)佛印、オランダ領東インド、海峽植民地、イギリス領マレー、タイ、フィリッピン、イギリス領ボルネオ及びビルマを大東亞共榮圈（以後は省略して『共榮圈』と呼ぶ）に編入すること、(五)ヨーロッパ戦争を終結させるために仲介を申し出で、その代償に共榮圈に對するイギリスの承認を得ること、(六)合衆國と不侵略條約を結び、それによつて、日本がフィリッピンの

E-849

マを大東亞共榮圈（以後は省略して『共榮圈』と呼ぶ）に編入すること、(五)ヨーロッパ戦争を終結す

るために仲介を申し出で、その代償に共榮圈に對するイギリスの承認を得ること、(六)合衆國と不侵略條約を結び、それによつて、日本がフィリッピンの

獨立を尊重する代償として、合衆國が共榮國を承認すること等である。

一九四〇年十月四日に、近衛は新聞に發表した聲明の中で、もし合衆國が日本、ドイツ及びイタリアの眞意を理解することを拒み、その挑戰的態度と行爲を覆けるならば、合衆國もイギリスも日本と戦争しなければならなくなるであろうといつた。これは日本が兩國と戦争することを余儀なくされるという意味であつた。ソビエツト連邦、イギリス及び合衆國に對して、中國援助を中止させようとして、日本は外交的に工作しているとかれは説明した。

E-850  
このときまでには、日本の侵略的意圖が非常に明らかになつたので、アメリカ合衆國には、これらの侵略的目的を達成するために使用される軍需品の製造原料を、續けて日本に供給する意思はなくなつて、日本が條約を無視したことに對する抗議として、一九三八年と一九三九年に課した輸出禁止を、西半球とイギリス向けのものを除いて、一切の屑鐵と屑鋼とに及ぼした大統領布告が發せられた。一九四〇年一月二十六日に、アメリカ合衆國が日本との通商條約を停止したことに注意を拂わなければならぬ。一九四〇年十二月十日に、輸出禁止が擴張され、許可制のもとに置かれた。一九四一年二月三日に、銅、眞鐵、亞鉛、青銅、ニッケル及び炭酸カリが輸出禁止品目表に加えられた。一九四一年五月五日に、屑ゴムが加えられた。一九四一年六月二十日までは、情勢が非常に悪化していたので、イギリスと南アメリカ向けのものを除いて、合衆國からの

一切の石油の輸出が禁止された。

日本の國家經濟を強化し、日本、滿洲國及び中國を一つの經濟ブロックとして組織することによつて、アメリカの輸出禁止に對抗しようとする措置がとられた。内閣は、ブロック内の三國が經濟競争、二重投資及び企業の重複を避けるために、これらの三國のそれぞれに對して、労働、財政、爲替、製造、通信、交通等について、明確に定められた活動範圍を割當てる必要があると決定した。

#### 政策實施の措置

一九四〇年十月二十五日の政策研究において、近衛内閣は、汪精衛の指導下にあつた中國の傀儡中央政府を承認すること、その政府と日本政府との關係を調整するために、それと基本條約を交渉することを決定した。この條約は十一月三十日に調印された。そして、傀儡政府に對する新しい大使は、長期戦の手段として内閣は傀儡中央政府を認めしたのであるから、この點を念頭に置いて、陸海軍と最大限度まで協力しなければならぬと訓令された。

E-851  
企畫院總裁及び元滿洲國の總務廳長として、星野は、日華基本條約の調印の際に、日本、滿洲國及び中國によつて發表すべき共同宣言の交渉を積極的に指導していた。木村は一九四〇年十一月七日に、日滿共同經濟委員會の委員に任命された。日滿華共同宣言は、十一月八日に最後の形式で假調印され、一九四〇年十一月三十日に、日華條約の調印が發表されたときに公けられた。この共同宣言は、三國

が軍事的と経済的の基礎において協力し、アジアの新秩序建設のために必要なあらゆる措置をとると述べていた。

E-852  
星野は、日本経済を新経済プロツクの線に沿うようにするため、の再編成について説明した。十一月に、内閣は各産業の會社を産業別の連合會に結合する計畫を決定したが、これは内閣から任命され、商工大臣の監督下に置かれた會長を退じて統制するためであると星野はいつた。計畫を實施するためには法令が公布され、その後には計畫の修正はほとんどなかつたとかれは述べた。この計畫の結果として、一九四〇年に、少くとも二百十二を下らない大會社の合併が行われ、これに伴った資本金は二十三億圓に上つた。一九四一年の上半期には、三十億圓を伴う百七十二の大會社の合併が行われた。

三國條約に關する審議の際に、樞密顧問官たちは、この條約の調印の後に起るものとかれらが豫想していた戦争に對して、日本の準備を整えておくためにとるべきいくつかの措置を指摘した。樞密院會議の直後に、星野は日本の財政設備を強化する措置をとり始めた。一九四〇年十月十九日に、『銀行等資金融通令』と稱する勅令が公布された。その目的は、政府の指令に従つて、すべての金融機關がその投資政策を調整することを要求し、政府の指令の結果として、金融機關が蒙つた損害を補償することを定め、ることによつて、財政に對する政府の統制を強化することにあつた。同じ日に、會社統制令の勅令が公布された。これによつて、國家は勅令法の目的を達

成するため、金融機關は資金を保有することを要求された。

## 大政翼賛會

E-353

一九四〇年九月二十六日の會議で、三國條約が審議されたときに、樞密顧問官を憂慮させたことの一つは、いろいろな困苦に對して、日本國民が示すものと予期される反響であつた。かれらは現にそれらの困苦を蒙つており、また合衆國は經濟制裁を課するものと予想されるので、條約調印の結果として、これらの困苦は増大することになるのであつた。この問題に對する近衛の答えは、一九四〇年十月十日の大政翼賛會の結成であつた。木戸と近衛は、一九四〇年五月、米内内閣が瓦解する前に、大きな總括的な政黨を組織することを論議したが、その實施を延期していた。この會の準備委員會に對して、橋本は政治團體の組織に關するかれの長い經驗をもつて寄與し、星野は同委員會の委員として援助した。大政翼賛會の條項は、この會が日本全國の各縣、各部、各市及び各家庭にまで廣げられねばならないという明らかな意圖のもとに、細かにつくられた。この會は、ヨーロッパの全体主義國家に倣つて日本を一國一黨國家にかえるために企てられたものであつた。他の政黨は廢止することになつてゐた。總理大臣がこの會の長となり、その一黨の統領になることになつてゐた。この會の目的は、八紘一宇の目的を實現し、日本を光輝ある世界の指導者とするについて、天皇を助けるために、物心一如の國家体制を確立す

ることにあるとして、婉曲に示された。

E-354

橋本及び白鳥、戦争政策の  
支持を民衆に要望

大政翼賛會には、いくつかの附屬團體があつた。橋本はこの會の常任總務の一人であつた。かれは松本を國家主義團體の赤誠會を結成した。結成のための旅行中、一九四〇年十一月七日に、かれは次のように赤誠會に對する命令を發した。「斷乎起つべし。時迫る。總ゆる方法、講演會、座談會、ポスター等を以て即時強烈な國民運動を捲き起し、併せて國內親英米分子の大掃蕩戰を展開し、南進の氣運を全國的に盛り上らしむる様運動すべし。」京都において一九四一年一月二日に、五千人以上の出席者があつた同會の集會で、かれは演説を行つた。「兵に拜む」と題する人氣を博した演説の中で行つたと同じように、この演説においても、橋本はイギリスとアメリカの打倒を唱道した。ここにおいても、かれは再び「南進」を主張した。

E-355

この期間中、橋本は著述に従事していた。一九四〇年十二月二十日に、かれは「革新の必然性」を出版し、一九四一年一月三十日に、「世界再建の道」を出版し、「第二の開闢」の第十四版を出した。「革新の必然性」の中で、年末に際して「大警鐘を亂打する」ときがきたということ述べた後に、かれは「イギリスがドイツ及びイタリアと戦争している今こそ、アジアと太平洋における新秩序建設に對するイギリスの反對を排除するために、同國を攻撃すべき好

E-856

機であり、またイギリスの敗北に就いては、合衆國に對しても攻撃しなればならないといつた。かれの『第二の開關』は、『橋本欣五郎の宣言』を含んでいた。世界は歴史的轉換期に直面しており、『八紘一宇』を國是とする日本は、光輝ある世界の指導者になるために、飛躍的一步を踏み出し、國民の全能力を擧げて、天皇に絶對的に従うことによつて、本然の性格を直ちに發揮しなればならないといふのが、この宣言の趣旨であつた。日本のアジア大陸における發展と南方に對する進出とを妨害しているイギリスと合衆國を打倒することかできるよ様に、日本は戦争準備を完成すべきであるとかれはいつた。『世界再建の道』の中では、全体主義的政府に對する支持と獨裁者の手段に對する稱讚とを誇示し、日本における五・一五事件及び二・二六事件とその他の陰謀に参加したとともに、滿洲事變、日本の連盟脱退、ワシントン海軍軍縮條約の廢棄に参加したことを認めた。

一九四〇年八月二十八日に、外務省外交顧問になるまで、白鳥はイタリア駐在大使の地位を保ち、全体主義的な線に沿つて、政府を改造すること、アン・ドロ・サクソンに同情をもつていふと思われていた者を外務省から追放することに協力した。この期間を通じて、提案されていた三國條約を支持するため、かれは廣い範圍にわたつて講演と著述を行つた。一九四〇年十一月に、かれは、三國條約を支持するために、頒布の目的で、講演と雜誌論文のいくつかを集めて一冊の本に收めて出版した。一九三九年十一

月に出版された『歐洲大戦と日本の態度』の中で、ヨーロッパ戦争は、極東における日本の目的を確立することを助けるように、展開させることができるとかれば述べた。一九三九年十二月の『日獨伊同盟の必然性』の中で、ドイツとイタリアの目的は、世界を比較的少数の國家集團に分け、各集團をそれに屬する一國に支配させるにあること、アジアの新秩序を建設するために、すなわち、東アジアを支配するために、日本はドイツとイタリアが沸つている努力に参加しなければならぬことを述べた。一九四〇年六月の『大戦の歸趨』の中では、ヨーロッパ戦争の口火は、まず中日事變によつて切られたのであるから、日本はその戦争に實際には巻き込まれていないのであるといつた。ヨーロッパの新秩序の建設に反對しているドイツとイタリアの敵は、また日本の敵でもあるのではないかという意味深長な質問をかけた。呈した。一九四〇年六月の『不介入方針を検討す』の中では、日本は滿洲事變が起つてから、新秩序建設に主要な役割を果してきたのであるから、民主主義的資本主義を基礎とする舊秩序を破壊し、全体主義的な原則に基いて新秩序を確立しようとしている樞軸諸國に速やかに援助を與えるべきであるといつた。この援助はアメリカの艦隊を太平洋において牽制するという形をとるべきであると述べ、日本のとり得る代償として、オランダ領東インドと極東及び太平洋におけるイギリスの植民地とがあるといつた。三國條約の調印の後においても、白鳥は著述を續けた。一九四〇年九月二十九日の『日獨伊同盟成る』

の中で、後世の歴史家は、おそらくこの條約を『世界新秩序條約』と呼ぶであろうとかれはいつた。というのには、それはアングロ・サクソン民族對チユートン民族、黄色人種對白色人種という人種的の闘争を象徴するばかりでなく、現状を打破し、新世界を規定した積極的な計畫を含んでいるからというのであつた。一九四〇年十二月に出版された『三國條約と明日の世界』の中では、全体主義運動は世界に燎原の火のように燃がつており、明日の世界には、世界と人間に對する他のどのような概念も存在する余地が残されていないとかれは述べた。日本は、日本國民の不變の信念として君主と臣民を有機的を一体とする原理を具現した純粹無雜の全体主義的政府を、その存在の全期間を通じて保持してきたとかれは言つた。また、滿洲事變は、民主主義諸國が長い間負わせてきた條件に今まで抑壓されていた國民の健康な本能の爆發であつたとかれはいつた。さらに、八、一、九の眞の精神を再検討すること、その精神に立ち歸ることとかれは求めた。中日戦争は根本的に日本と民主主義諸國との闘争であると指摘し、東洋における戦争と西洋における戦争は、事實において一つの戦争であると述べた。

E-053

## 總力戰研究所

ある極密顧問官は、三國同盟に關する審議のとき  
に、戦争の場合における事態に對處するための準備  
について質問した。國策研究會は、重大な政治問題  
の解決にあたつて、政府を助ける調査と詰問の機關  
として、一九三六年以來存在していたが、その主要  
な價值は、財閥を軍部に結びつける媒介をつとめた  
ことであつた。總力戰研究所は、一九四〇年九月三  
十日の勅令によつて、公式な政府の機關または委員  
會として組織された。勅令は、この研究所が内閣總  
理大臣のもとにあつて、總力戰の遂行のために、官  
吏とその他の者を教育し、訓練するとともに、國家  
總力戰に關して、基本的な研究と調査をつかさどる  
ものであると規定していた。星野は十月一日に研究  
所の所長事務取扱になり、かれのあとを襲つて、陸  
海軍の高級將官が所長になり、一九四五年の四月ま  
で、研究所の仕事は續けられた。鈴木は研究所の參  
與の一人であつた。政府の各省がこの研究所に代表  
者を送つていた。政府の多くの部局とともに、台湾  
總督府、南滿洲鐵道、財閥諸會社及び橫濱正金銀行  
も、この研究所に職員として代表者を送つていた。  
研究生は國內の諸活動の各分野から選ばれた。講義  
があり、研究または演習が行われた。研究所は、總  
力戰を計畫するため役立つ重要な課題についての<sup>15</sup>

E-059

調査報告を作成した。  
日本が全東アジアの指導的地位に達するようになり、  
今までより多くの人力を準備するために、日本人の

E-880

出生率の増加を奨励する運動が、一九四一年一月二十一日に、内閣によつて採擇された。星野がこの計画を提案し、内閣によつて採用され、内務大臣平沼と陸軍大臣東條は、この措置を熱心に支持した。この計画によれば、早期の結婚を奨励するため、新婚者に資金を支給し、結婚年齢を引下げ、産兒制限を禁止し、子供の多い家族には物資に關する優先權を與え、出生率を高めるために、特別な機關を設けることになつていた。その目的は、東アジアに對する日本の指導的立場を確保し、東アジアに日本の計畫を發展させるについて、勞働と兵役に充てる人力を供給するため、人口を増加することであつた。定められた目標は、一九五〇年までに、日本の人口を一億にすることであつた。この計畫は適當な法令によつて實施された。

三國條約に基く協力

この條約に基くドイツ及びイタリアとの活潑な協力は、この條約が調印されてから間もなく始まつた。大島は、一九四〇年十月二十七日に掲載された新聞記事の中で、三國條約が締結され、世界新秩序建設という日本の目標が明示されたといふことはまことに感激にたえないが、國民は時を移さずこの目標の達成のために、不動の決意をもつて準備しなればならないと書いた。大東亞及び南方地域における新秩序建設の機會を失わないうように、ドイツ及びイタリアとの經濟的及び軍事的の相互協力が速やかに完成されなければならぬとかれは説いた。

この條約の締結國は、一九四〇年十二月二十日に、條約によつて規定されていた委員會を結成することを協定した。この協定は、一設委員會と二箇の専門委員會、すなわち軍事及び經濟委員會を設置し、これを三國の各首府にそれぞれ獨立して組織すべきこととしていた。陸軍省軍務局長としての式藤と、海軍省軍務局長になつていた岡とは、東京における軍事専門委員會に委員として任命された。

E-681  
この協定が成立した日に、大島はドイツ駐在大使に任命され、ベルリンにおける一設委員會の委員になつた。陸軍と海軍は、大島が三國同盟の強力を支持者として認められており、その任命はドイツ及びイタリヤとの協力を促進すると思われたので、大島を大使に任命することを主張した。一月十五日の大島の渡獨壯行會におけるあいさつの中で、松岡は、大島はドイツの首腦者間に、絶大な個人的信用を築いているので、かれらとは膝を交えて話すことができるところから、かれが大使としてドイツに歸することは、衷心から喜びとするところであること、三國條約の實際的活用は、大島の手腕にまつところが多いことを述べた。

大島がドイツに到着した後ドイツを訪問することを、松岡は計畫した。かれの目的は、條約に基づく協力を促進すること、中日戦争の解決に對するドイツの援助を確保すること、及び南進の行われている間、ソビエト連邦を中立に立たせるために、三國條約に企圖されているように、ソビエト連邦との不可侵條約を交渉することであつた。追つて取上げ

るが佛印とタイの間の國境紛争の仲介が松岡のドイツへの出發を遅らせた。一九四一年三月に、かれはベルリンに到着し、リッペントロップ及びヒットラーと會談を行つた後、モスコイに向い、そこで、一九四一年四月十三日に、日ソ不可侵條約を締結した。この條約の批准は、一九四一年五月二十日に、東京で交換された。われわれが示したように、またわれわれが他の箇所で論じたように、この條約は、日本

E-863  
 がソビエツトを犠牲にして自國の擴大をはかるといふ目的を放棄したことを意味するものではなかつた。この條約は、便宜上生れたものであつた。それは時機の選擇の問題であつた。中國における戦争が進行中であり、イギリス、オランダ、場合によつてはアメリカとの戦争も考慮されていたので、ソビエツト連邦と直ちに戦争することを避けるために、あらゆる努力をすることが必要であつたのである。

E-864

## 南方進出の準備

一九四〇年の九月と十月に、内閣が採擇した方針のおもな點は、東亞共榮圈の建設を促進するため、日本、滿洲國及び中國から成る經濟ブロックの確立であつた。共榮圈の發展の第一段階は、佛印、オランダ領東インド、イギリス領ビルマ及び海峽植民地を含め、さし當りフィリッピンとグアムを除いて、ハワイ以西の全地域へ進出することであると決定された。完全な戰略的計畫が立てられた。中國に對する代償として、中國が佛印のトンキン地方と北部ビルマを併合することを許し、それによつて、蔣介石

E-265

大元帥との間の解決をもたらし、その軍隊を使用することが試みられることになつていた。軍事的と經濟的同盟の名目のもとに、佛印及びタイと保護條約を締結して、シンガポールに向つて前進するため、これらの兩國に基地を獲得することが計画された。その代償として、タイは佛印の一部を約束されることになつていた。しかし、日本の侵略に抵抗する準備をタイが行うのを遅らせるために、日本とタイとの關係については、日本の軍事行動を起す用意ができ上るまでは、平穩なものと残ることが計畫された。オランダ領東インドの諸島における油田とその他の資源の破壊を防ぐために、オランダ領東インドに對する作戦行動を開始する前に、シンガポールを占領し、シンガポールを攻圍中に、住民に獨立を宣言させ、油田を占據させ、これを日本側に無傷で引渡させるように呼びかけることが決定された。これら地域における進出を助けるために、佛印、ビルマ及びマレーにおいて、獨立運動が利用されることになつていた。軍事行動は、蒋介石大元帥との間の解決か、ドイツのイギリス侵入か、どちらが先になつたとしても、それと同時に始められることになつており、どちらも起らなかつた場合には、ドイツがなんらかの實質的な軍事的成功を収めたときに、開始することになつていた。行動はドイツの軍事的計畫と歩調を合わせることになつていた。

一九四〇年十一月中に、近衛内閣は、中日戦争の解決のために、蒋介石大元帥に對して接近し始めた。松岡は蒋介石大元帥に對するかれの申出を覆け、か

れがベルリンで行うことになつていた會談の結果として、それが有利に進展することを期待していた。しかし、日本が中國の傀儡中央政府を承認したことは、大元帥との協定に至るすべての可能性を消滅させてしまつた。

## タイの要求

ヨーロッパで戦争が起るとともに、タイは一九〇四年に佛印に奪われた領土の返還の要求を、佛印に提出した。一九四〇年六月十二日に、佛印とタイとの間に不侵略條約が調印された。その條項の一つは、國境紛争問題の解決のために、委員會を任命することを規定していた。一九四〇年六月十七日、フランスがドイツに休戦を求めたときに、タイは一九四〇年六月十二日の不侵略條約を批准する條件として、自己の希望に従つて國境を修正することを要求した。

E-056

一九四〇年八月三十日に、いわゆる松岡・アメリ  
協定が日本とフランスとの間に締結され、これに  
よつて、フランスは日本軍の北部佛印への進駐に同  
意した。一九四〇年九月二十八日に、タイから佛印  
當局に覺書が送付された。この覺書の中で、タイは  
その要求を繰返し、メコン河をタイと佛印との間の  
國境にすることを提案した。この覺書には、フラン  
スが佛印に對する主權を放棄しない以上は、また放  
棄するときまでは、タイはラオスとカンボジアにお  
ける領土の要求を強いるようなことをしないと述べ  
られていた。十月十一日に、フランスはこれらの要  
求を拒絶した。そこで、タイは國境に沿つて軍隊の  
集結を開始し、フランスも同じように軍隊を集結し  
てこれに對抗した。敵對行爲が間もなく起るかのよ  
うに見えたが、日本が佛印の占領をその北部に制限  
したので、日本の支持がなくなつたタイは、その振  
り上げた手を打ち下すことを差控えた。

一九四〇年の十月の下旬に、タイと佛印との間の  
國境紛争に關する近衛内閣の意向を知るために、タ  
イは使節團を日本に派遣した。一九四〇年の九月と  
十月に立案された日本の計畫には、日本とタイの不  
侵略條約に基いて秘密委員會を設立し、これに日本  
とタイの軍事同盟の準備をさせ、日本がシンガポー  
ルに對する軍事行動を起すとすくに、この同盟條約  
に調印することにするという提案が含まれていた。<sup>21</sup>  
そこで、一九四〇年十一月五日と二十一日の四相會  
談で、もしタイが日本の要求を容れるならば、タイ  
の佛印に對する交渉を援助し、佛印をしてルアンブ

E-867

ラバンとバクセをタイに返還させて、タイの要求を受け容れさせるということが決定された。タイの総理大臣ビブンは、日本の要求を受諾した。日本はこのようにして、紛争の係争點をあらかじめ決定しておき、後になつて、その紛争の仲裁者となることを主張したのである。

一九四〇年十一月二十一日の四相會議の後に、松岡はドイツ大使に對して、もしタイがその領土要求を限定するならば、近衛内閣は喜んでタイと佛印との間の仲介をするであらうということをタイに提案したと通告した。もし必要があるならば、ヴィシーのフランス政府との交渉に、日本はドイツ政府の支持を要請するであらうとこれは同大使に語つた。また、佛印をして日本の要求に同意させるように、佛印に對する示威行動として、巡洋艦一隻をサイゴンに派遣することになつていとも語つた。この巡洋艦は、十二月の中ごろに、サイゴンに到着する豫定になつていた。

紛争のいわゆる「仲介」についての日本の條件に對して、タイの総理大臣が同意したので、タイは佛印に對する軍事行動を再開し、一九四〇年十一月二十八日に、タイとフランスの軍隊の間に交戦が行われた。この交戦に乗じて、松岡はフランス大使に對して、一九〇四年にフランスに割讓した地域を回復しようというタイの要求に關して、仲裁者とならうと通告した。大使はその翌日に回答し、ヴィシーのフランス政府は仲裁の申し出をありがたくおもふが、佛印の領土保全が尊重されることを期待するといつた。

E-868

## 佛印とタイをシンガポール

## 攻撃に利用する豫定

一九四一年一月二十三日、ベルリンの日本大使  
齋藤は、シンガポールへの南進は、佛印とタイの領  
土を通過してから、マレー半島という陸橋を利用し  
なくては考えられないとワイゼツカーに説明した。  
そのためには、日本のタイとの取極めに、イギリス  
が干渉することを阻止しなければならなかつた。外  
交顧問白鳥によつて推察されていた一派は、かれら  
が太平洋地域における要衝と考へていたシンガポ  
ールを直ちに攻撃することを要求していた。その結果  
として、日本軍當局と東京駐在のドイツ陸軍武官と  
は、一九四一年一月に、そのような攻撃の可能性に  
ついて研究した。その到達した結論は、サイゴンを  
占領し、その後マレー半島に上陸するという順序  
で、この攻撃は遂行されなければならないというの  
であつた。

E-069

一九四一年一月三十日の連絡會議は、佛印とタイ  
の間の紛争の調停を利用して、兩國内における日本  
の地位を確立し、將來シンガポール攻撃に使用する  
ために、カムラン灣に海軍基地を、サイゴン附近に  
航空基地を獲得することを決定した。この決定を實  
施するためにとられた處置については、後に取扱う  
ことにする。調停の眞の目的は隠しておき、交渉は  
紛争當事國の間の平和を維持するための試みである  
と稱することに決定された。連絡會議の後に、近衛、  
參謀總長及び海軍軍令部總長は、會議の決定について、

天皇に報告し、その承認を待た。この決定を知つていた木戸は、その日記に、従前會談を差しおいての、このような方法は異例であるとしるした。

ヴィシーのフランス政府が佛印に増援部隊を送ることをドイツは阻止した。そして、佛印は一九四一年一月三十一日にタイとの停戦協定に調印するほかはなかつた。停戦協定の條項によると、兩國の軍隊は、一月二十八日に占めていた線から退き、また一切の軍事行動を停止することになつていた。日本は停戦協定が守られるように監視することになつていった。この協定は、恒久的な平和條約が締結されるまで、効力を及ぼせることになつていた。一九四〇年の九月と十月に行われた最初の佛印侵入の期間中、南支那派遣軍に従つて臨時の任務に就いていた佐藤は、この停戦協定の實行を監視する日本代表の一人であつた。紛争解決のための協定が日本とヴィシーのフランス政府との間に成立し、フランスが日本のすべての要求に同意した三月まで、佐藤は軍務局の自己の任務にもごらなかつた。

停戦協定が調印されたので、調停の準備が進められた。一九四一年二月五日と六日に、日本の調停委員が任命されたが、その委員の中には、松岡、武蔵及び岡がいた。交渉は二月七日に始まることになつていた。二月六日に、松岡はドイツ大使に封して、かれの内閣は調停を利用して、フランスとタイの兩國にどの第三國とも政治的または軍事的な協定を結ばないことに同意させる意向であると報告し、それをドイツ政府に通知するよう依頼した。

E-570

タイと佛印との間の紛争において、日本がこのよ  
うに調停した結果は、一九四一年五月九日に、ウイ  
シー・フランスとタイとの間に平和条約がついに調  
印されたときに現われた。この条約には、すべてタ  
イの主張の通りに、フランスはタイに地権を割き、  
國境はメコン河の中央線に沿って設定されるものと  
規定された。一九四〇年十一月の五日と二十一日の  
日本の四相會議で、この結果が決定されていたこと  
をわれわれはすでに述べておいた。

裏面白紙

連絡會議

E-071

一九四一年一月三十日に、總理大臣と參謀總長及び軍令部總長がとつた措置は、太平洋戦争の終りまで、慣例として踏襲された先例をつくつた。重要な決定は、連絡會議でなされ、天皇の承認を得るために、直接にかれに報告された。その後は、御前會議は宣戰の布告のような最も重要な問題に關してだけ開かれた。従つて、その後は、連絡會議は日本帝國の眞の政策決定機關になつた。會議の構成員は總理大臣、外務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、内務大臣、陸軍參謀總長及び海軍軍令部總長と双方の次長、陸海軍の各軍務局長、企畫院總裁、並びに内閣書記官長であつた。第二次近衛内閣においては、東條、平沼、星野、武藤、企畫院總裁に任命されてからの鈴木、及び海軍省軍務局長に任命されてからの岡がいつもきまつてこれらの會議に出席し、政府の諸政策の作成と實行に参加した。

外交上の討議

E-072

一九四一年二月に、イギリスの外務大臣アントニー・イーデンは、時局について懇談するために、大使重光を招致した。かれは極東における事態が極度に緊張しているという報道に言及し、日本だけが極東の紛争を調停する権利があるという松岡の聲明<sup>26</sup>を主張を承認し得ないといつた。かれは當時フランスとタイとの間に行われていた調停の欺瞞的な性質をさがめた。イギリスは極東におけるその領土を防衛

する意思があることがこれは言明した。重光は、緊張した事態が存するのを知らないと答えた。しかし、證據によれば、かれは危機に瀕した事態について知っていたばかりでなく、近衛内閣が採用した諸計畫を、それらを実行に移すために、その當時までに知られていた措置について、熟知していたことがわかる。かれは、イーデン氏の言葉をもつて、日本とイギリスの關係が危機に瀕しているという前提に基いてイギリスの立場を明白に表明したものと解するに述べた。そして、イギリスとアメリカの協力について不満を述べた後に、本國政府に完全な報告をして、訓令を求めるつもりであること述べた。

このイーデン氏と重光との會談のうちに、一九四〇年の九月と十月に採用された計畫の第五の條項を實行するための機會を松岡は見出した。その條項と  
いうのは、適當な時期に、日本はイギリスがドイツと調和するように仲介を試み、その仲介を利用して、東南アジアと太平洋の近接地域を日本が支配することに  
ついて、イギリスの承認を得るということである。つた。その計畫によれば、この承認の代償として、日本はオーストラリアとニュージーランドを含むイギリス帝國の保全を約束し、またイギリスとの一般的な經濟的協力を約束することになっていた。松岡はフランスとタイとの間の調停を行っていた。そして、一九四一年二月十日に、かれはシンガポールに對する攻撃を準備中であることドイツ大使に傳えた。しかし、二月十三日には、重光に對して、板東において危険が切迫しているというイギリス大使の報告は、

笑うべき妄想であるといイーデン氏に伝えるように訓電した。

松岡は重光に對して、イギリス大使の報告は、日本が佛印ミタイに軍事基地を獲得し、それから、ドイツがイギリスに侵入するの相呼應して、南洋方面で、イギリスに對する行動を開始するであろうといふ假定に基いているように見受けられると告げた。松岡はこの報告の根拠を内々調べてみたが、それを見出すことができなかった。なんの根拠に基いて、東京における大使がこの人を驚かすような報告をしたか了解に苦しむといつた。松岡の否定にもかかわらず、イギリス大使の報告の實質は、松岡が出席した一九四一年一月三十日の連絡會議によつて、實際に決定されたことであつた。日本は軍事行動によつてなんら益するところがないから、日本が今にも軍事行動を開始することを計畫しているといふ新聞報道には、まつたく根拠がないといイーデン氏に伝えるように、松岡は重光に訓令した。

E-674

一九四一年二月十五日に、松岡は東京でイギリス大使と會見し、極東において危機が切迫しているといふことに關する大使の情報の出所を知ろうと試みた後に、イギリスと合衆國が刺戟的行動をこることを慎んでいる限り、日本はどのような事情においても、これらの諸國に懸念を感じさせるような行動を起さないつもりであると保證した。大使は松岡が前進を阻止するつもりであるかどうかを尋ね、また、

フランスとタイとの紛争の調停者としての役割に對して、日本は法外な代償を期待するものかどうかを尋ねた。松岡は最善の努力を盡して兩進を阻止するつもりであると言え、大使に對して、紛争の調停にあつて、日本の目的とするところは、ひょえに佛印とタイとの平和を回復するにあることを保證した。

E-875  
一九四一年二月二十日に、マレーにおけるイギリス駐屯軍の増強に關して、松岡はイギリス大使に苦情を申入れた。また、アメリカ大使に對して、イギリスはマレーにおける駐屯軍を増強することによつて、攻勢的な行動をとりつつあるといつて松岡は苦情を述べた。アメリカ大使は、明らかに守勢的な措置を攻勢的なものであると日本が解釋し、そう特徴づけることは、自分には意外に思われると回答した。かれはそれから、日本が惠州、海南島、新南群島を相ついで占領したことに言及し、佛印における軍隊の集結と兩進の意圖を公言したところにも言及した。イギリスも合衆國も、これらの事實をもつて、日本の平和的意圖を示しているものと解釋することはほとんどできないとかれはいつた。

E-876  
一九四一年二月十七日に、松岡はイーデン氏に對して通牒を送つた。極東において危機が切迫しているという報道をかれは否定した。三國條約の第一の目的は、第三國の参戰を阻止することによつて、ヨーロッパ戦争の範圍を局限し、それによつて、戦争の速やかな終結をもたらすことにあるとかれは主張した。これが三國條約の唯一の目的であり、この條約は日本の外交方針の根幹をなしているとかれはイ

ギリス政府に保證した。太平洋と南洋方面における  
被害された緊急事態に對して、イギリスとアメリカ  
の政府が準備を企圖しているから、自分は心配しな  
いわけにはいかないと述べ、もし合衆國がその活動  
を西半球内に限定したならば、事態の緩和は實に著  
しいものがあるであろうと述べた。ついで、かれの  
最も念願するのは常に世界平和であり、中國とヨ  
ロッパの戦争を速やかに終結させることを哀心から  
希望するといつた。ヨーロッパの戦争の解決のため  
に、日本が仲介者として起つことをかれは示唆した。  
イギリス政府は、一九四一年二月二十四日の松岡  
の仲介の申出に回答した。太平洋と南洋におけるイ  
ギリスと合衆國の準備は、まったく防衛的なもので  
あり、兩國は日本に對して攻勢的な行爲に出る意思  
はないといふことを日本政府に保證した後に、イギ  
リス政府は、ヨーロッパ戦争の仲介の申出を拒絶し  
た。イギリス政府は、ヨーロッパにおける敵對行爲  
が開始される前に、それを回避しようとするあらゆる努  
力を拂つたが、このような敵對行爲にはいることを  
余儀なくされた以上は、これを勝利によつて終らせ  
る以外には、なにも考えていないと述べた。  
チャーチル氏は、この回答が日本政府に送られた  
日に、重光と會談し、戦争の繼續に對するイギリス  
の決意を強調した。かれは、日英同盟の締結當時以  
來友好的であつたイギリスと日本の關係が、悪化し  
つつあることについて、遺憾の意を表明した。もし  
兩國間に衝突が起つたならば、悲劇であろうとい  
ふこと、シンガポールの周邊に建造中の防禦施設は、

単に保護のためであるといふことを述べ、ヨーロッパ戦争において勝利をうる確信を表明し、松岡が述べたようなこの戦争の仲介の問題は起らないであらうとこかれはいつた。重光は松岡が仲介を示唆したことを否定し、松岡は単に平和を希望する日本の精神を強調しようとしただけであること述べた。日本に抗戦する重慶政府に對して、イギリスが援助を與えてゐることに對して、かれは遺憾の意を表明した。

一九四一年二月二十七日に、チャーチル氏に於てた申入の中で、三國條約に基く日本の意圖について、松岡は自分の説明を再確認し、日本はイギリスを攻撃する意圖がまつたくないことを再び保證した。二月十七日のイーデン氏に於てた通牒が仲介の申出を解釋されたことについて、かれは驚いたと稱しながらも、その考えに反對するものではないことをほのめかした。

## シンガポール攻撃の準備

E-378

イギリスとアメリカの協力を破り、ヨーロッパ戦争の仲介によつて、東南アジアへの日本の進出をイギリスに容認させようといふ試みが失敗したために、日本の指導者は、それに代わる計畫として、シンガポールを攻撃し、同じ目的を武力を使つて達しようとする計畫をこらなくてはならないようになった。この攻撃のための準備は、急速な歩調で進行した。コタ・バルにおける上陸作戦の資料を集めるために、一九四一年一月には、航空寫眞撮影が行われた。日本の水路部は、一九四一年七月に、その地域をさら

に測圖することを完了した。一九四一年十月初旬に、地圖は海軍軍司令部によつて完成され、印刷された。

陸軍省は大蔵省と協力して、早くも一九四一年一月に、日本軍が南方進出にあたつて占領することを豫期していた地域で使用するために、軍票の準備を開始した。特別の通貨が印刷され、敵の領土の占領につれて陸軍が引出せるように、日本銀行に預けられた。このようにして準備された軍票は、マレー、ボルネオ及びタイで使用するのに適したドル、オランダ領東インドで使用するためのギルダ、フィリピンのためのペソであつた。従つて、一九四一年一月には、陸軍省も大蔵省も、この通貨が準備されたこれらの地域を日本軍が占領することを企圖していたものである。

總力戦研究所は、一九四一年の初期において、『總力戦的内外状勢判断』、『帝國並に列國の國力に関する總力戦的研究』、『大東亞建設計畫案』、『總力戦計畫第一期』といふような題目に関する調査報告をつくつた。

E-379  
大島は再びドイツ駐在大使としての任務につくために、ベルリンに歸つた。一九四一年二月二十二日に、かれはドイツ外務省のワイツゼッカーに對して、シンガポールは海陸からの攻撃によつて攻陥されなければならぬと告げ、二月二十七日には、リッベントロップに對して、シンガポール攻撃の準備は、五月末までに完了するであろうと語り、香港とフィリピン32の占領は、いつても必要に應ずるよう準備ができてゐるとつけ加えた。一九四一年三月

二十八日に、リツベントロツプは松岡に對して、シ  
ンガポールの占領はぜひごも必要であること、フィ  
リツピンは同時に占領することができるところを話し  
た。松岡はリツベントロツプに同意し、もし日本が  
シンガポールを占領するごいう冒険をしなかつたら、  
三等國になつてしまふであらうと思ふごいつた。

裏面白紙



周到を計畫の必要によつて、一九四一年四月に、大本營は近衛に對して、星野のかわりに、陸海軍が全權の信頼を置いてゐる軍人の鈴木を任命することを申し出た。近衛はこの問題を木戸と話し合い、四月四日に星野は貴族院議員に任ぜられ、鈴木が企畫院總裁兼無任所大臣に任命された。

日本の指導者は、今では、日本、佛印、タイの間の緊密な關係を強化すること、バタヴィアでオランダと經濟交渉を續けること、他の諸國との正常な經濟關係を維持すること、しかし、帝國の自存が台案目、イギリス、オランダの輸出禁止によつて脅威を受けた場合には、日本の重要戰爭資材の貯えの消耗を防ぐために、直ちに武力に訴へることを決定した。木村は四月十日に陸軍次官に任命され、九日後に陸軍軍需會議會會長になつた。これらの任命によつて、かれは日滿共同經濟委員會をやめることが必要になつた。

E-881

世界の諸地方での作戦行動のために、兵要地誌資料が集められていた。オランダ領東インドにおける諜報活動は、だんだん版しく行われていた。シンガポールとともに、ジャワ、スマトラ、バリ、その他の地點に對する作戦行動が計畫されていた。委任統治諸島は要塞化され、南洋方面の作戦計畫は完成に近づいていた。ビルマとマレーで使うための資料が集められていた。南方諸地域の占領の際に使うために、軍票を印刷する仕事が續けられた。

松岡は、一九四一年四月四日にヒットラーと會談した際に、三國條約に基いて設置された軍事専門委

員會を通じて、潜水艦戦に關する最近の技術的改良と發明を含めて、一切の利用し得る情報を日本に與えるようにヒットラーに要求した。日本の海軍がシンガポール攻撃を決定した場合に、この情報を必要とするであろうとかれは説明した。松岡はつけ加えて、合衆國との戦争は、晚かれ早かれ避けられないものであり、日本はちようどよい時機に決定的打撃を與える準備を盛えておくことを望んでいると述べた。しかし、秘密が漏れてはならぬから、シンガポール攻撃の協定が成立したことは、日本向けの電報の中では決していわないようにと松岡はヒットラーに注意した。シンガポール攻撃計畫の援助に關するベルリンでの松岡の會談に、大使大島は参加した。

#### 日ソ中立條約

重要な問題は、シンガポール攻撃の時機であつた。ドイツ側はそれを直ちに始めることを主張した。しかし、近衛内閣の政策は、初めから、シンガポールとオランダ領東インドを攻撃している間、日本の後方を守るために、ソビエト連邦との不可侵條約を考へていた。この政策の齟齬については、松岡は一九四〇年七月十九日の會議で協力した。ヒットラーは、大島とその他の者も出席して一九四一年三月二十七日の松岡との會談の際に、攻撃を開始するため、現在ほどよい時機はまたと來ないと主張した。松岡は、これに答えてこの攻撃をしないならば、日本は千載一遇の好機を失うという感情を日本人は

E. 002

もつてゐるから、攻撃することは、單に時間の問題にすぎないといつた。ソビエト連邦との不可侵條約の交渉についても、松岡は話をした。その翌日に、リッベントロップは、日本は直ちにシンガポールを攻撃すべきであり、もしソビエト連邦が干渉するならば、ドイツは直ちにソビエト連邦を攻撃すると述べて、松岡にソビエト連邦との條約締結を思い止らせようとした。その次の日にもリッベントロップはこの保證を繰返した。松岡はベルリンからの歸途にモスコウを訪問する意圖を窺えなかつた。そして、一九四一年四月十三日に、ソビエト連邦と條約を締結した。

## 佛 印

フランス及びタイとの協定を正式に締結するため、松岡は日本に歸つた。この協定は、かれがベルリンに向つて出發する前に収め、ベルリン訪問中に、それに對する支持を得ておいたものであつた。フランスが降伏して後にもなく、一九四〇年六月に、中國向け物資の輸送禁止が確實に守られるようにするために、佛印に軍事使節團がけるのを許すようにという日本の要求に、フランスは無理に同意させられた。この軍事使節團は、一九四〇年六月二十九日に、ハノイに着いた。

E-203  
日本の内閣は、その外交政策を決定していたので、外務大臣松岡は、一九四〇年八月一日に、この政策を實施する措置をとつた。かれはフランス大使を招き、佛印に關して、フランスにとつてはほとんど最

後通牒に異ならないものを手交した。また、同盟と日本の協印侵入に對してドイツの承認を得ることとについて、かれはドイツ大使と話し合つた。

松岡はフランス大使に自分の意見を告げた際に、日本は軍事使節團の協印入國許可を感謝しているが、近衛内閣としては、フランスが日本軍の北部協印進駐を許し、中國國民政府に對する行動のために、内地に航空基地を建設する權利を與えることを望んでいると告げた。フランス大使は、この要求は、日本が中國に對して宣戰布告をしていないのに、フランスにそれをするようには要求するに等しいものであると指摘した。松岡は、この要求は必要から生じたものであつて、それが容れられない限り、フランスの中立が侵されることになるかもしれないと答えた。松岡はフランス大使に對して、もしこの要求が容れられるならば、日本はフランスの領土保全を尊重し、できる限り早く、協印から撤兵すると保證した。

E-004  
松岡はフランスに對する自分の要求をドイツ大使に知らせ、もしドイツ政府がこの措置に反對せず、その勢力を用いて、フランス政府が要求を容れるようにはしてくれぬならば、感謝すると述べた。フランス大使は、一九四〇年八月九日に、日本の要求をばつきりさせること、協印におけるフランスの領土權を保證することを求めた。松岡は、一九四〇年八月十五日に、ヴィシーのフランス政府を動かすことによつて、日本の要求を支持するようになり、ドイツ政府に對して、重ねて要請した。その日に、日本の要求を容れる決定がこれ以上遅れるならば、軍事行動を

とるといつて、かれはフランスを威嚇した。八月二十日と二十五日に、松岡とアンリーの間で、さらに交渉がなつた後、八月二十五日に、アンリーは日本外務省に對して、フランスは日本の要求に従うことに決定したと通知した。交換文書から成るいわゆる松岡・アンリー協定は、一九四〇年八月三十日に調印された。

松岡、アンリー協定によれば、佛印の進駐は、もっぱら中国に對する行動のためであると述べられてゐるので、臨時的のものであるはずであつたし、またトンキン州に限られることになつてゐた。さらに、日本は暹東におけるフランスの權益を尊重すること、特に佛印の領土保全と佛印連邦の全地域におけるフランスの主權を尊重することになつてゐた。

航空基地の建設と日本軍のトンキン州進駐とに關する取極めは、ハノイにある日本軍事使節團長と佛印總督との間の交渉に任された。佛印總督は、日本軍事使節團長西原の要求になかなか應じなかつた。一九四〇年九月四日に、西原はその使節團をハノイから引揚げ、南支派遣日本軍を佛印国境を越えて進駐させる命令を出すといつて威嚇した。一九四〇年九月四日に、協定が調印されたが、一部の細目は後に解決すべきものとして残された。一九四〇年九月六日に、中国にあつた日本陸軍の一部隊が國境を越えて佛印にはいつた。この行動は間違つて生じたものであるといわれ、交渉が續けられた。

E-885  
一九四〇年九月十九日に、アメリカ大使は松岡を訪問した。そして、外務大臣に對して、日本のフラ

ンスに對する要求は佛印の現狀の重大なる侵害であり、日本の内閣の聲明に反するものと合衆國政府は認めると通告した。しかし、すでにドイツ政府と了解が成立しており、三國條約は數日中に調印される豫定であつたために、大使の抗議は無視された。

外務次官は、九月十九日に、フランス大使に對して、九月二十三日までに、西原と佛印總督との間に協定が成立しない限り、日本陸軍はその日に國境を越えて佛印にはいると通告した。日本軍使節團は、九月二十二日に、豫定の侵入の準備として、佛印を引揚げて乘船した。日本陸軍は、その日の午後二時三十分、佛印進駐を開始した。現實の侵入に直面して、總督は、日本の要求を受諾するばかりではなく、一九四〇年九月二十四日に、トンキン州の軍事占領、佛印内における航空基地の建設及び軍事施設の供與に關する協定に調印した。トンキン州の占領は急速に進み、航空基地が建設された。

#### オランダ領東インドとの關係

日本の政策と行動は、アメリカの制裁と經濟的制限を引き起したので、戦争必需品を、特に石油を、日本はオランダ領東インドから手に入れなければならぬと決定した。

一九四〇年一月十二日に、日本はオランダに對して、一九三五年八月の司法的解決、仲裁裁判及び調停に關する條約は、一九四〇年八月で満了すると通告した。この條約によれば、締約國はその間の紛争をすべて平和的方法によつて解決する義務があり、

紛争解決のために、すでに常設委員会が設置されていた。

外務省は一九四〇年三月に、戦争のための日本の経済的準備の研究をした。同省が到達した結論は、中日戦争の当初から、合衆國は九國條約の遵守を主張しているから、もし日本の侵略が續けば、その輸出禁止を日本向けの重要軍需品に擴大するかも知れないということであつた。戦争物資の供給について、日本を合衆國に依存しないようにするための方法手段が審議された。提唱された對策は、他の國に供給源を求めること、日本と滿洲國と中國の間の「緊密な關係」を強化すること、東南アジアの諸國を日本の経済的文記の下に置くことであつた。

ヘーグ駐在の日本公使は、オランダ外務大臣に對して、ある種の要求を行つた。通牒を二月二日に手交していた。そのとき行われたおもな要求は、オランダとオランダ領東インドから日本への輸出に對する制限と、日本からオランダ領東インドへの輸入に對する制限とを撤廢すること、オランダ領東インドへの入國に關する法律を改正すること、オランダ領東インドにおける日本の投資のための便宜を擴張すること、オランダ領東インドにおけるすべての反日的出版物の檢閲を行うことであつた。これらの要求に對する回答がまだ考慮中である間に、ドイツはオランダに侵入した。

E-337  
一九四〇年四月十五日に、外務大臣有田は新聞に對して聲明を行つた。この中でかれは日本は南洋諸地方にオランダ領東インドと経済的に有無相通の

緊密な關係にあり、もし、歐洲戰端が波及しオランダ領東インドの現状が亂されるようなことになるならば、日本は深い關心をもつものであり、東アジアの平和が亂されるであろうと指摘した。その翌日に、ヘーグ駐在の日本公使は、オランダの外務大臣を訪問して、オランダ領東インドの現状維持に關する、日本の關心について説明した。オランダの外務大臣は、オランダ政府は現在においてオランダ領東インド保護を何國にも依頼しておらず、又これを他國に依頼しようとするものでもなく、何國よりの保護の申入れ若くは干渉があつてもすべて拒否する決意であると同答した。合衆國國務長官ハル氏は、有田の新聞聲明に答えて、四月十七日に、オランダ領東インドの國內問題に對する干渉、または、全太平洋地域のどこであつても、平和的手段以外の方法による現状の変更は、平和に對する脅威となるであろうと有田に通告した。

一九四〇年五月九日に、ドイツはオランダに侵入した。二日後に、オランダ領東インドの現状に關する四月十五日のかれの聲明を有田は再確認した。この聲明には、かれが東京駐在のオランダ公使に對して、オランダ領東インドに對する干渉を受諾しないというオランダ政府の決意を再確認するように要請したということが含まれていた。この聲明には、オランダ領東インドの現状維持に關して、日本が引續き關心をもつてゐることについて、合衆國、イギリス、フランス、ドイツ及びイタリアの各政府に通告がしてあると述べてあつた。

E-503

その翌日に、合衆國國務長官ハル氏は聲明を出し、その中で、最近の救済間の間に、合衆國、イギリス及び日本を含めて、多くの國の政府が、公式の言明において、オランダ領東インドの現狀を引續いて尊重するといふ態度を明らかにしたこと、これは一九二二年に文書によつて正式に行われた確固たる公約と一致するものであること、及び、これらの政府はその公約を引續いて守るものと自分は考えていることを述べた。イギリス大使は五月十三日に有田を訪問し、イギリス政府はオランダ領東インドに干渉する意向をもたず、同地にあるオランダ軍は現狀を維持するに充分なものと信ずるといふ趣旨のイギリスの聲明を手交した。オランダ公使は五月十五日に有田を訪問し、オランダ政府は、イギリス、合衆國及びフランスがオランダ領東インドに干渉する意思をもたないものと信ずると有田に通告した。フランス大使は五月十六日に有田を訪問し、フランス政府はオランダ領東インドの現狀を維持することに賛成であると言へた。

E-809  
フランス大使が有田を訪問しフランスの誓約を手交して、これによつてオランダ領東インドの現狀を維持することについてのすべての關係連合國と中立國からの誓約が完全に満つたその翌日に、ワシントンにおいて、日本大使はハル氏を訪問した。同大使が西半球におけるあるオランダ領土の地位について質問した後、ハル氏は言葉をはさんで、オランダ領東インドに関する諸問題と、日本が同地にもつていと考へている特殊な權利とについて、米内内閣がし

きりに討議を重ねていると、これを報道する資料が、東京からの新聞通信を通して來ていることを指摘した。合衆國、イギリス及びフランスは、オランダ領東インドの現<sup>○</sup>狀を尊重するという誓約を最近に重ねて行つたが、日本との了解を維持しようと努力したにかかわらず、まだ誓約が行われていないという意味の通報が懸えず東京から來ていと述べた。大使はハル氏に對して、米内内閣は列國の聲明彼の筆意にまつたく満足しており、日本政府はオランダ領東インドに對して行動を起す意思はないと保證した。

E-690  
一九四〇年五月十六日に、オランダ公使は、有田に對して、オランダ領東インドは日本に必要な石油、錫、ゴム、その他の原料の輸出にどんな制限も設ける意思はなく、また日本との一時的經濟關係を維持することを望んでいると保證した。五月二十日に、東京駐在のオランダ公使に手交した通牒の中で、有田はこの保證に言及し、同公使に對して、日本がオランダ領東インド總督に望むところは、附屬表に列載された品目の量を、將來どのような狀<sup>○</sup>況が起つても、それに關係なく、毎年日本に輸出するという明確な保證を與えられるということであると告げた。オランダはこの要求を六月六日に拒絶し、兩國間の經濟關係は、一九三七年四月のいわゆるハート・石澤協定に従うものであるという事實、またさらに、日本が最近にオランダ領東インドの現<sup>○</sup>狀尊重の誓約<sup>44</sup>を重ねて行つた事實に注意を促した。

ベルリンでは、日本大使は有田の訓令によつて、ベルリンのドイツ外務省を訪れ、オランダ領東イン

下の地位に關して、ドイツの立場を言明することを求めた。リッベントロップは東京駐在のドイツ大使に對して、ドイツはオランダ領東インドに關心をもつていないこと、オランダ領東インドに關する日本の憂慮を完全に理解していることを有田に保證するよう訓令した。さらに、同大使に對して、ドイツは他の諸國の政策と異つて、常に日本との友好政策を續けてきたこと、この政策は東アジアにおける日本の利益に有利なものであると信じていることを、有田との會見で述べるように訓令した。ドイツ大使は、五月二十二日に、訓令通りに、有田に對して、關心をもつていないというこの言明を傳えた。それに對して、有田は感謝の意を表明した。その翌日、日本の新聞はこの言明を大々的に報道し、ドイツの態度を他の諸國の態度と對照し、ドイツの言明は、オランダ領東インドに關して、望むままに行動する自由を日本に與えるものであると主張した。この主張をしてもまったく差支えがなかつたことは、その後の出來事によつて證明された。六月二十四日に、小磯はドイツ大使に對して、日本は印印とオランダ領東インドに領民地を待たいと懸望していると告げた。

日本は、一九四〇年五月二十二日に、オランダ領東インドに對して無關心であるというドイツの聲明を受取つたので、一九四〇年七月十六日に、東京駐在オランダ公使に對して、經濟交渉のために、バタヴィアへ代表團を派遣するという日本側の意向を通告した。代表團が日本から出發する前に、米内内閣

E-391

は辭職した。第二次近衛内閣は七月二十二日に就任した。近衛、陸軍大臣東條、外務大臣松岡及び海軍大臣が就任する前の七月十九日に、これらの人人によつて決定された外交政策の根本原則は、七月二十七日の連絡會議で、正式に採擇された。このようにして採擇された政策は、他のことと共に、重要資源を獲得するため、オランダ領東インドに對する外交政策を強化することを要求していた。そこで、近衛内閣はバタヴィアへ經濟使節團を派遣する手紙を送めた。

E-892

オランダに對しては、二番第一的を要求の果が作成されつつあつた間に、經濟使節團の團長の人選が論議されていた。海軍には、オランダ領東インドに對して、攻撃をする準備がなかつた。一九四〇年八月十日に、軍令部總長伏見宮が天皇に對してなした言明によつて、このことは確認されている。その言明というのは、海軍は當時オランダとシンガポールに對して武力を行使することを避けたい希望であること、戦争の決定が行われてから準備を完了するため、少くとも八カ月を要するから、戦争になるのは遅れるほどよいということである。オランダ領東インドに對して、どのような攻撃をするにしても、海上輸送によつて遠征しなければならぬから、今では、海軍の援助がぜひとも必要であつた。オランダ領に提出されるべき二番第一的を要求の果は、東インドにおける入植、企業及び投資の問題について、内閣は卒直にその見解を表明するに決したと述べ、東亞新秩序建設に専心している日本帝國

46

の要求に對して、オランダ政府が同意するようによに要請し、日本、南洲國、中國を中心とし、南太平洋にまで及ぶところの、共榮國の經濟的自給力を急速に確立するの必要であると日本は主張した。第一の提案は、他のことと共に、オランダ領東インドは、共榮國の一員として、日本に優先的待遇を與え、日本が東インドのある種の天然資源を利用開發することを許すことを求めた。第二の提案は、オランダ領東インドがヨーロッパとの連絡を断ち、共榮國の一員としての立場をとり、インドネシア人のある程度の自治を許し、共榮國を守るために、日本と共同防衛協定を結ぶことを求めた。物資の輸出に對する制限、特に日本向けのものに對する制限は、すべて廢止されなければならなかつた。これらの要求は、どのような獨立國でも、強要された場合のほかは、許容するようなものではない。

E-093  
代表團が一九四〇年九月にバタヴィアに到着したときに、冷たく迎えられた。團長の小林は、一九四〇年九月十三日に、松岡に對して、東インドの總督は專横の重大さと日本の威嚇的態度とを感じていないと報告した。かれは交渉が無駄であると考へたので、それを打切ることを進言した。しかし、一九四〇年九月三日に、松岡は小林の補佐役である總領事齋藤に對して、交渉は政治的問題に局限されるべきでなく、同時に石油鐵道を獲得することに向けられなければならないと訓令した。この獲得は、内閣が代表團をバタヴィアへ派遣した主要な目的の一つであるからというのであつた。九月十八日に、小林は

松岡に對して、交渉を石油鐵區獲得の援助として視けることを報告したが、そのときまで東京で行われていたこの問題に關する交渉をバタヴィアへ移すことを進言した。

三國條約は刷印され、トンキン州の占領は、刷印における軍事基地の獲得とともに、一九四〇年九月下旬に保證された。一九四〇年の九月と十月に採擇された計畫によると、刷印とタイに基地を獲得することによつて、シンガポールに對する攻撃を實施すること、バタヴィアにおける經濟交渉の繼續によつて、オランダ領に安全感を與へせると同時に、原住民の獨立運動をひそかに奨励し、オランダ領東インドに侵入するための軍事的資料を手に入れることが決定された。さらに、シンガポールに對して奇襲を行うこと、その攻撃の進行中に、オランダ領東インドの原住民に呼びかけて、オランダからの獨立を宣言し、オランダ領東インドの油井と天然資源を確保し、日本軍がシンガポールからオランダ領東インド占領のために進軍するに従つて、それを無反響で引渡すようにすることが決定された。東インドの原住民に叛亂を起させる呼びかけは、オランダ領東インドの油井または他の資源が一つでも破壊されたならば、主要なオランダ人官吏は侵入した日本軍によつて殺されるという警告を含むことになつていた。この計畫は、オランダ領東インドにおいて、新しい<sup>48</sup>政府を組織するという條項を含んでいた。その目的とするところは、軍事同盟の假裝の下に、この政府と保護條約を結び、新しい政府内で、日本人の軍事

及び經濟顧問を有力な地位に任命することを規定し  
ようということであつた。新しい政府は、日本人が  
多数を占める日本人と原住民の委員會によつて組織  
されることになつており、オランダ領東インドは、  
新しい政府が樹立されるまで、この委員會によつて  
統治されることになつていた。

三國條約の詞印と街印への侵入は、バタヴィアの  
オランダ領代表に重大な不安を起させ、かれらは交  
渉を続けることを躊躇した。日本の代表團は、この  
條約はオランダ政府を自派とするものでないこと、  
オランダ領東インドと日本との間の友好的な政治的  
と經濟的關係を助長するため、日本は交渉を續  
けたい希望であることをかれらに保證した。オラン  
ダ領代表團は、日本がオランダ領東インドに對して  
なんら敵意をもたず、指導權を主張しないという了  
解の上で、交渉を続けることに同意し、日本代表團  
に對して、議題の表を提出するように要請した。こ  
の保證が與えられた當日に、小林は松岡に對して、時  
を移さず、オランダ領東インドを共榮圈内に收める  
べきこと、このことに留意して、この行動の準備と  
して、宣傳と人員養成のための經費を豫算に計上す  
べきことを進言した。この新しい方針は、政策と計  
費に充分精通した人物が小林と交代することを必要  
とした。右の保證を與えた二日後に、小林はかれの  
東京への召還を發表した。

E\_895  
ベルリン駐在の日本大使は、ドイツ政府に對して、  
南方と南洋への日本の進出に對するドイツの援助の  
代償として、遼東とオランダ領東インドからの重要

戦争資材をドイツ政府に供給するため、日本は輸入代理者となる用意があると通告した。ドイツ政府はこの申出を受諾し、一九四〇年十月四日に、オランダ領東インドにおいて獲得すべき錫、ゴム、ヒマシ油及び香料の前拂いとして、爲替手形を大使に送った。輸入を行うために、完全な実行協定がつけられた。この協定は、オランダ領東インドに対する政策をさらに修正することを必要とした。一九四〇年十月二十五日に、ドイツとの協定に對應するために、内閣はその政策を修正した。日本政府のドイツに對する義務は、樞軸諸國との協力のために、東インドと緊密な経済関係を樹立し、その豊富な天然資源を開発利用することによつて、東インドを直ちに大東亞経済圏の中に入れることを要すると決定された。政策を実施する計畫の一切の細目が協定された。これらの細目は、他のことと共に、オランダ領東インドはヨーロッパ及びアメリカとの経済的關係を断絶すること、オランダ領東インドの重要戦争資材の生産と輸出は、日本側の支配の下に置かれること、オランダ領東インドの全経済問題の整理と處理は、日蘭委員會のもとに置かれることであつた。これらの目的が達成されたならば、日本は東インドの經濟を支配することになつたであろう。

この當時に、なら外交官としての職に就いていなかつた大島は、一九四〇年十月二十七日に、讀賣新聞のために論文を書き、その中で、樞軸と協力すべき日本の義務に注意を喚起し、三日條約は新しい義務を負わせたものであると指摘した。日本人はこ

B-896

の事實を認識すべきであり、ドイツ及びイタリアとの協力のために、日本、佛印、中國、インド、オランダ領東インド、南洋諸島等の間に、相互の融和と繁榮のために、緊密な關係を樹立すべきであるとかれは通告した。日本がさらに侵略するのを防ごうとして、その當時強化されつつあつたアメリカの重要軍需品輸出禁止に言及し、アメリカは世界の仲裁者ではないといひ、もしアメリカがその巨大な天然資源を新秩序の建設を助けるために用いるならば、世界平和に對して、確かに偉大な貢献をすることになると述べた。

オランダ代表團は、一九四〇年十月七日に、局的な詳細な石油事情に論ずる覺悟を日本側に渡していた。その中で、全般的事態と他の諸國からの要求とを考慮して、日本に供給する用意のある各種石油製品の分量を列挙し、さらに、石油の調査と開發のため、日本に提供することのできるオランダ領東インドの地域を詳細に述べた。日本代表團は、一九四〇年十月二十一日に、オランダ側が供給すると提案した石油の分量では満足でないことを回答し、また提案に對する全般的不協を表明した。同代表團は、私企業のために保留されている油田地帯だけでなく、政府用の保留地帯をも調査し、開發する權利を得ることを日本は希望していると述べた。

總領事齋藤は、一九四〇年十月二十五日に、松岡<sup>51</sup>に提案を説明するにあつて、企業家の立場からすれば、提案は至極もつともであるが、軍事的立場からは、これについて、さらに考慮を拂わなければな

らないと述べた。石油を試掘する計畫はオランダに  
對する軍事行動の基地としての地境を調査するため  
に利用しなければならず、そのためには、労働者に  
假装した兵士とともに、相當数の飛行機をこれらの  
地境に送りこまなければならぬとかれは指摘した。  
また、軍部によつて戦略上重要であると考えられて  
いる地境について、指示を要請した。

E-897

一九四〇年十月二十九日に、日本代表団はオランダの提案を受諾すると稱した。しかし、この提案とその受諾は、ボルネオ、セレベス、オランダ領ニューギニア、アラウ群島及びスホウテン群島におけるある廣範な地域を、日本が油田の調査と開発を行い得る範囲として、日本に與えるものと了解すると述べた。かれらはスマトラの諸地域も希望していること、及び日本の企業がオランダの石油会社の投資に参加したいと希望していることをつけ加えた。オランダ側は、この受諾は、オランダの提案をはるかに超えたもので、交渉を断絶させるものであるとの立場をとった。しかし、近衛内閣は、一九四〇年九月と十月の政策決定を實施する計畫を完了していた。オランダに對して、武力を用いる準備はまだ完了してはいなかつた。交渉に新しい生命を注ぎこむために、かれらは特別使節が任命されようとしていると發表した。この使節は、一九四〇年十一月二十八日に任命された。それは、芳澤であつた。かれは貴族院議員であり、前に大藏内閣の外務大臣であつた。

E-898

芳澤はバタヴィアに行き、一九四一年一月六日に、一九四〇年十月の政策決定の線に沿つた新しい提案を出した。この提案の前文に、日本とオランダ領東インドとの間には、ある相互依存關係が存在し、オランダ領東インドは天然資源に富み、人口が稀薄で、未開發であり、日本はその天然資源の開発に参加し、オランダ領東インドとの貿易と經濟關係を促進することを中心として希望していると述べてあつた。提案の詳細は、入國法の修正、日本人に對する領業權と漁

業權の附與、日本とオランダ領東インドとの間の航空路の開闢、日本の船舶に對する各種の制限の撤廢、輸入と輸出の制限の解除、オランダ領東インドにおける日本國民に對して製造工業權と企業權の附與を要求したものであるこれらの提案は、もし受諾されたならば、オランダ領東インドを日本の經濟的支配下に置くものであつた。もし受諾されたならば、戰爭をせず、日本は東南アジアにおける侵略的目的の少くとも相當な部分を達成したのである。

E-359  
芳澤は松岡に對して、ドイツがオランダに侵入した後、オランダ政府がロンドンに移つてから、オランダ領東インドはイギリスと合衆國にまます依存するようになったために、かれの提案に對する好意的な回答は期待してゐないと報告した。地中海戰域におけるイタリヤ陸軍の敗北、合衆國の日本に對する強硬な態度、及びオランダ領東インド防衛の強化は、オランダに新しい自信を與えたこと、及びオランダ領東インドを共榮圈に包含するには、斷固たる手段が必要であることをかれは述べた。

オランダ側代表は、一九四一年二月三日に、芳澤の提案に答えて、友好的精神をもつてすべての中立國との經濟關係を改善し、貿易を増進することによつて、オランダ領東インドの原住民の福祉と進歩をはかることがオランダの第一に考慮してゐることであり、オランダ領東インドの利益は、外國との經濟關係を嚴格な無差別主義の基礎の上に維持すること  
54  
を要求するものであると述べた。また、戰爭中は、オランダの敵國が直接または間接の利益を受けない

ことを確實にするために、貿易とその他の経済活動を制限することが必要であると指摘した。次に、日本とオランダ領東インドとの間に、相互依存関係があるとの主張に對しては、事實の證明するところでないとし、強硬に反對した。

芳澤の提案に對するオランダ側の回答は、さらに交渉を續ける途をあげていたが、オランダ側は、一九四一年一月二十一日に松岡が議會で行つた演説についても、オランダ領東インドに對する日本の軍事行動の準備を示すものと思われた佛印とタイにおける諸事件についても知つており、従つて、會談を續けることについては、疑念を抱いていた。かれらは、日本の代表團に對して、日本の南部佛印占領は、オランダ領東インドに對して、きわめて重大な軍事的脅威となるものであつて、経済交渉で成立するなどのような協定も、これを無効にするであらうと警告した。

松岡は、一九四一年一月二十一日の演説で、オランダ領東インドと佛印は、地理的理由だけから見ても日本と密接不可分な関係になければならぬと述べていた。これまで、この関係を妨げてきた事態を改めなければならぬとかれは言明し、パタヴィアにおける交渉は、その目的のために行われていると指摘した。芳澤は、その提案が拒絶されたことを松岡の演説の實に歸し、松岡に苦情を述べて、攻撃準備の期間中、交渉を首尾よく續けなければならぬのならば、東京の當局者は、もつとその目的に役立つような態度を保つ必要があると警告した。

E-900

オランダ側は警告を與えられていた。一九四一年二月十三日に、芳澤は、オランダ側は合衆国とイギリスから積極的な援助を豫期しており、日本よりも合衆国に依存することを好んでいる旨を松岡に知らせた。バタヴィアにおける交渉の打切りは、單に時期の問題であり、東インド問題を解決するため、日本のとるべき唯一の手段は、武力であるとかれは進言した。一九四一年三月二十八日に、近衛は芳澤に對して、交渉の失敗は日本の威信を傷つけること、ヨーロッパの情勢が急激に変化しているので、オランダ側の態度にかかわらず、日本側はバタヴィアに留まつて事態の發展を待つべきであることを訓令した。この訓令は守られ、交渉が續けられた。

E-99.1

日本代表は、一九四一年五月十四日に、その提案をオランダ側が拒絶したのに答えて、修正した提案を行つたが、一月十六日の提案の前文で表明された見解は、日本政府の堅持するところであることを明らかにしておきたいと述べた。オランダ側代表は、佛印とタイとの紛争のその後における發展を知るとともに、日ソ不可侵條約の調印も知つていたので、一九四一年六月六日の修正された提案は、オランダの經濟政策の基本的な原則と相容れないものであるとして、これを拒絶した。かれらは、東インドから日本に輸出された原料がドイツに再輸出されることも要求した。

その翌日、芳澤は、オランダがかれら代表の引揚げを要求するおそれがあるので、交渉から手を引く權限を緊急のこととして要求した。オランダ側の

E-902  
回答の條件を「不當」と稱して、松岡は交渉の打切りを許した。一九四一年六月十七日に、芳澤はオランダ領東インド總督との會見を求めた。オランダの態度の緩和を得ようとして、最後の無益な試みを行った後に、交渉の打切りを聲明するために發表する共同コミュニケの草案をかれは提出した。國外と國內における日本の「面目」を立てるためにつくられたこのコミュニケは、双方の代表團によつて小さな変更が施された後に、承認された。それには、次のような言明が含まれていた。「本交渉の打切りが、オランダ領東インド・日本間の正常關係に何等の變化を與えるものでないことは、附言を要しない。」

## 三國條約後の準備

樞密院の審査委員会における三國條約に関する討議の際に、東條は、内閣がこの條約の締結の結果として起る合衆國との戦争の可能性を考慮したことを述べ、その場合に對處するために慎重な計畫を立てられてゐることを明らかにした。一九四〇年九月の御前會議と樞密院審査委員会における討議によつて、海軍は日本とアメリカとの戦争が避けられないものと考え、石油の戦時豫備貯藏量の補充に關して、充分な策が講じられていないことのほかは、完全にその準備をしてゐるといふことが明らかにされた。星野は、企畫院では、石油を含む重要戦争資材を蓄積することによつて、合衆國との戦争について、慎重な計畫を立ててゐること、貯藏量は即戦即決には充分であると考えるところを述べた。さらに、もし戦争が長引けば、その供給はオランダ領東インドとその他の地域から補充することができるとかれは考えた。樞密顧問官は、三國條約を締結すれば、おそらく合衆國との戦争になるであろうといふことを知つてゐた。そして、條約に關する報告の際に、それに必要なあらゆる準備が行われるべきことを進言した。

これに對いて、合衆國、イギリス及びその他の諸國との戦争の廣範を準備が行われた。中國の傀儡中  
58  
央政府が承認され、日滿華經濟ブロックが強化された。これらは、アメリカの軍需品輸出禁止に對處して、日本の經濟的地位を改善するためであつた。こ

L903

の輸出禁止は、陸軍大臣畑とその他の者が、かれらのいわゆる時代後れな九國條約によつて、日本の作戦行動が阻止されることはないといふに宣言した後に、星野の指揮する企畫院は、重要資材を蓄積するために、再び努力し始めた。すでに述べたように、近衛の大政翼賛會は、日本の指導者が避けられないものと主張した合衆國及びイギリスとの戦争の困苦に對して、國民の忍耐力を強くするために、星野、木戸及び橋本の助力によつて組織された。領土と天然資源とを獲得するために、侵略戦争の遂行を普及させる目的で、著述と講演による宣傳が廣く行われた。橋本、白鳥及び大島は、この宣傳工作に大いに貢献した。總力戰研究所という形で、軍事上の企畫機關が組織され、星野を初代の所長とし、鈴木を參與の一人として運営された。樞軸諸國が乗り出した冒險を行うについて、これらの諸國間の協力を促進するために、大島がドイツに送られた。

## 合衆國及びイギリスとの關係

一九四〇年十月に、近衛は新聞に對して聲明を發表し、その中で、日本の指導者が考へていた共榮圈を、すなわち、範圍に表現された日本の東アジア征服を、合衆國とイギリスとソビエト連邦に認めさせるために、政府は外交的に工作していると述べた。もし合衆國が日本の眞意を理解しようとしなければ、イギリスとともに、合衆國は戦争をしななければならぬといふようになるであろうとかれはほのめかした。こ

F-904

の聲明のために、合衆國政府は、その輸出禁止を屑鉄と屑鋼にまで擴大し、その防衛準備を強化した。ワシントンの日本大使館は、輸出禁止の範圍の擴大が單に合衆國の防衛に對する關心だけから行われたということは、日本政府として認めがたいと苦情を述べた。合衆國政府は、九國條約とその他の日本條約の義務にもかかわらず、アメリカの通商は、ほとんど滿洲と華北から驅逐され、今では日本がアメリカの企業を上海からも追い出そうと企てているようだと答えた。

合衆國政府は、日本の南方進出と三國條約の締結、それに引續いて行われた近衛の警告について、憂慮していた。合衆國大統領は、議會における演説で、合衆國の安全がこれほど重大な脅威を受けたことは、今までにないと断言した。一九四一年一月十五日に、國務長官は、下院の外交委員會に對して、西太平洋の全地域で自己の支配的地位を確立しようとする廣い、野心的な計畫によつて、日本が最初から動かされてきたことは明白であること、世界の全人口のほとんど二分の一を含む地域の支配者になろうとして、日本の指導者は武力によつてこの地位を獲得し、維持する決意を公然と宣言したことを述べた。少くともハワイの西方から南洋とインドにまで及ぶところの、太平洋の全地域の占領に向つて、日本の軍部の指導者が乗り出そうとしていたことは、合衆國政府に明らかであつた。

ハワイの眞珠灣を基地とする合衆國の太平洋艦隊は、南方に向つて軍事行動を起そうとする近衛内閣

F-905

の政策の實行に對して、最も大きな障害の一つをなしていた。日本の指導者の多くは、シンガポールの増強のために、この艦隊が用いられることをおそれ、これを防ぐために、シンガポールに對して、直ちに攻撃することを主張した。しかし、日本の海軍は、石油とその他の重要物資を蓄積すること、シンガポールの攻撃を行う前に、それらの物資を補充する準備を充分にすることを要求していた。一九四〇年八月に、この準備のためには、少くとも八カ月を要すると海軍は見積つた。三國條約の調印の前に行われた御前會議と樞密院での討議の際に、海軍はその要求を主張した。

近衛内閣が採用した一般計畫は、海軍の要求を考慮に入れて、合衆國政府と不侵略條約の締結を交渉することによつて、合衆國太平洋艦隊の脅威を除こうと試みることを定めていた。このような條約の一部として、日本はフィリピンとグアムの安全を保證し、アメリカ合衆國は共榮圈を承認するといふことが提案されていた。もし交渉が失敗したときは、奇襲攻撃を行うことができように、交渉の繼續中に、合衆國軍に對する攻撃の準備が進められることになつていた。

F-906

合衆國と日本が平和状態にあるときに、奇襲攻撃によつて、真珠灣に碇泊している太平洋艦隊を全滅させる計畫がつくられ、研究のために、連合艦隊司令長官のもとに提出された。かれはこの計畫を承認し、早くも一九四一年一月に、それを大本營に送つた。この計畫は、真珠灣にある合衆國太平洋艦隊

に對して、空中攻撃を加えるために、機動部隊の編制を必要とした。この機動部隊は、発見されることを避けて奇襲を完全にするために、商船にはほとんど用いられない北方の航路をとることになつていた。空中攻撃と並行して、空襲から逃れようとする艦船を撃滅するため、潜水艦の使用が計畫された。浅海魚雷と小型潜航艇を案出し、製造することとともに、距離は長いが、いつそう安全な北方航路による進路が用いられるように海上給油方法を完成することなど、多くのこまかい事項を解決しなければならなかつた。もし眞珠灣攻撃が成功し、合衆國艦隊を壊滅させる結果になつたならば、合衆國が巨艦を準備し、それを開始する前に、太平洋とインド洋のあらゆる重要地點を占據することかできると日本の指導者は考へた。そのときには、長期化した消耗の激しい戦争に合衆國があきて、それまでに占領した領土における日本の優越を認めるような和平を交渉するようになるだろうと希望された。

外務大臣松岡は、一九四一年一月に、交渉を行うために野村を合衆國駐在大使に任命することによつて、内閣の計畫を實施する第一歩を踏み出した。野村が日本を出發する直前の一月二十二日に、松岡は野村に訓令を與えた。その訓令というのは、日本は共榮圏の建設に對するアメリカとイギリスの妨害によつて、やむを得ず三國條約に調印したこと、この條約は單に防衛的なものではあるが、合衆國が締結國のうちの一國を攻撃した場合には、他の二國が直ちに軍事的援助を與えることが規定してあること、

日本はこの同盟を忠實に守るであろうということを、野村が合衆國大統領とその部下に理解させなければならぬといふのであつた。さらに、合衆國は東アジアにおける日本の目的を妨害することをやめ、共榮圏の建設について日本と協力し、その代償として、この共榮圏の建設から生じる利益にあづかる機会を與えられることの方がよいであらうといふことを合衆國政府に勧めるように、松岡は野村に訓令した。事態の重大なことを、了解に到達するために、迅速な交渉を必要とすることを合衆國政府に認めさせることを目的として、宣傳工作が直ちに始められた。南方に對する攻撃のために、カムラン灣とサイゴンの周邊に基地を獲得することを内閣は決定し、ドイツ政府に對して、佛印におけるフランス軍隊の増強を阻止することを求めた。この計畫は、一九四一年一月三十日の連絡會議で承認された。合衆國政府は、一九四一年一月二十八日に、フランスのヴィシーにおけるそのオブザーヴァーから、ドイツ政府がヴィシー政府に對して増援部隊の派遣を禁止したといふ報告を受けて、この計畫を知つた。その結果として、一九四一年二月三日に、アメリカは多くの非鐵金屬と炭酸カリを輸出禁止品目表に加えた。イーデン氏が重光に會い、極東において、一、二週間のうちに、危機が到來することが豫期されているといふ趣旨の東京のイギリス大使からの報告について説明を求めたのは、この時であつた。

F-908  
合衆國が輸出禁止の範圍を擴大したことは、議會において、松岡をいささか當惑させた。かれはさら

に訓令を野村に送つた。野村がロンドンに到着したときは、直ちに、日本は合衆國を攻撃しようと思つたことは全然ないこと、しかし、合衆國政府が日本に對する戦争の準備を行つてゐることは、日本政府として理解できないこと、日本は中國との戦争で、一部の者の考へてゐると思はれるほどに疲弊はして、いよいよから、もし合衆國がこの準備を続けるならば、その結果は太平洋の平和を危くすること、合衆國が戦争準備を続けることは得策でないことを明らかにするようにと野村に強く要求したのである。太平洋地域における危機を避けるために、兩國政府が共榮國の建設に協力する必要があることを強調するようになり、かれは再び野村に訓令した。

合衆國の武器貸與法が重演されるようになった。それは極端に抵抗する諸國に新たな勇氣を與えたから、バタヴィアにある日本の經濟使節團の要求に對して、オランダの代表團は反抗力を増大するほどであつた。イーテン氏は、暹羅に危機が迫つてゐるという報告について、かれの質問に對する重光の回答を待つており、東京におけるアメリカ大使は、印印におけるアメリカの通商に對する日本の妨害の停止を要求してゐた。松岡は重光に對して、イギリス大使の危機切迫の報告は笑うべき妄想であるとい、イーテン氏に告げるように訓令した。しかし、それより僅か三日前に、松岡はドイツ大使に對して合衆國政府の行動に對するドイツ政府の態度を知るためにベルリンを訪問する計畫であると知らせていた。といふのは、かれが説明したように、戦争に加わつた場合

E-909 に、合衆國の太平洋における基地を奪うために、日本はシンガポールの攻撃を計畫していたからである。野村がワシントンに到着した當時の事態は、まさにこのようであつた。

合衆國大統領は、一九四一年二月十四日に、野村を引見した。大統領は、合衆國と日本との關係は、日本の南方進出と三國條約締結の結果として悪化しつつあるといつた。日米關係の重要な部面を新任大使が合衆國國務長官とともに再検討し、腹藏なく話し合つてみてはどうかとかれはいつた。野村は大統領に對して慎重な回答をし、松岡に對して報告する際に、合衆國がヨーロッパ戦争に参加した場合に、合衆國を攻撃すべき日本の義務について、さらに明瞭な説明を求めた。三月四日に、松岡は野村に對して、その點は數次にわたつてしはしは明らかにしたところであること、すなわち、合衆國がドイツに宣戰を布告した場合に、日本は參戰するということを回答した。

E-910 シンガポールに對する攻撃の準備は、急速に進んでいた。一九四一年二月二十二日に、ベルリンにおいて、大島はリットンに對して、準備は五月末までに完了すること、イギリスに對すると同様に、合衆國に對しても、念のために、戦争の準備がやはり行われていることを告げた。フィリッピンの占領がこの準備の中に含まれているとかれはいつた。これらの準備にもかかわらず、二月十七日の通牒で、松岡は日本政府の平和的意圖をイーデン氏に保證し、日本がヨーロッパ戦争の仲介者となることを提案し、

た。一九四一年二月二十四日に、イギリス政府はこの申入れを拒絶し、イギリスは不本意ながらヨーロッパ戦争に参加したのではあるが、合衆国から受けている援助によつて、すべての敵に對抗することができること、ナチス主義がヨーロッパから完全に抹殺されるまで、戦争を続ける決意であることを述べた。

合衆国國務長官ハルと大使野村は、一九四一年三月八日に會談した。野村は、日本と合衆国が戦えば、破滅的な影響をもたらすことは避けがたいから、兩國が戦うことは考えられないといった。ハル氏はこれに同意したが、日本政府を支配している日本の軍部は、二、三の國が陸海軍の兵力を組織して世界の残りを全部征服しようとしている際に、合衆国が黙つてそれを見ているものと思つているのかと尋ねた。

F.911

野村はこのことが自分の政府の意圖であることを否認し、これ以上の軍事行動は、合衆国の輸出禁止によつて、日本の政府がやむを得ずそうするのでない限り、行われることはないと思つたと答えた。つづいて、ハル氏は三國條約とヒットラー、松岡、その他のドイツと日本の有力な指導者の公けの宣言に言及した。これらの宣言は、この條約のもとにある目的は、武力の行使によつて、世界に新秩序を建設する決意であるという趣旨のものであつた。野村は、征服のために武力を用いることが自分の政府の意圖であるということを再び否定した。ハル氏はこれに答へて、中國の全土に、またタイや暹印のような南の方にまで、日本の軍隊がいる限り、そうして、これに伴つて、日本の政治家の脅迫的聲明が行われて

いる限り、武力による世界征服を阻止することに最も重大な關心をもつている諸國には、憂慮が増大するばかりであると答えた。

一九四一年三月十日に、合衆國大統領は再び野村と會談した。ドイツ政府の援助によつて、松岡がフランスとタイの間の國境紛争の解決に關する日本側の條件をヴィシーのフランス政府に無理に受諾させてから、それはわずかに三日後のことであつた。大統領は野村に對して、スエズ運河に接近しつつあるドイツとイタリアの軍隊と、シンガポールに接近しつつある日本の軍隊との連絡をつけるために、三國條約のもとに、歩調を合わせた努力が行われていゝるやうに思われることが、アメリカ國民を驚駭してゐると苦情を述べた。野村は大統領に對して、日本はこれ以上南方に進出する意思はないと保證した。それによつて、大統領は、日本政府が日本の意圖に對するアメリカ國民の疑惑の原因を取り除くならば、日本と合衆國との武力衝突は避けることができることを示唆した。

Y-912

フランスとタイの間の紛争解決に關する松岡の條件がフランスによつて受け容れられた後、三國條約に基く共同行動の問題について、ヒットラーと協定するために、松岡はベルリンに行つた。かれはモスコに立ち寄つた。ソビエト連邦駐在のアメリカ大使は、一九四一年三月二十四日に、かれと會談すため招かれた。松岡はアメリカ大使に對して、どのような場合にも、日本はシンガポールも、アメリカ、イギリスまたはオランダのどの領土も攻撃す

るようなことはないとの保證を強調し、日本には少しも領土的野心はないと主張した。合衆國とともに、日本はフィリピン諸島の領土保全と政治的獨立の保證を行う用意があるといつた。日本は合衆國と戰爭を行わないと斷言した。しかし、ベルリンに到着すると、ヒットラーに對して、政府の攻撃の意圖を否定したのは、日本が突然にシンガポールに對して攻撃を加える日まで、イギリス人とアメリカ人を欺くためであつたと松岡は説明した。

E-913

## 會談に對する合衆國の條件

野村の隨員の岩畔大佐は、合衆國と日本との一部の民間人と協力して、日本と合衆國の協定の基礎として役立つと思われる提案の草案を作成した。この草案は、ハル氏に渡すために、國務省に提出された。一九四一年四月十六日に、ハル氏は野村と會見し、この草案は受取つたが、合衆國政府は同大使の正式に提示する提案しか考慮することができないと通告した。野村は、交渉の基礎として、正式に草案を提示する準備があるといつた。ハル氏は野村に對して、合衆國政府が交渉を開始する前に、日本政府が、その武力征服主義と國策の手段としての武力行使とを放棄することによつて、誠意のあることをアメリカ政府に確信させること、合衆國政府が宣言し、實行しており、國家間のすべての關係が當然に立脚すべき基礎を現わすものと考えているところの諸原則を日本政府が採用することが必要であることを説明した。それから、この原則は次のものであるとハル氏は述べた。(一)各國及びすべての國の領土保全と主權の尊重、(二)他國の國內問題に對する不干渉、(三)通商上の機會均等、(四)平和的手段によるほか、太平洋の現状を亂さないこと。ハル氏は、この會談は交渉の開始と考へてはならないこと、自分の述べた原則を受諾しなければ、交渉は始められないことを強調した。野村は、これ以上南方に進出しようとする意圖を日本政府はもつていないと確信するが、ハル氏が言明した原則は、政府に傳えて訓令を求めると答えた。

野村の請訓は、一九四一年四月十八日に、日本外務省がこれを受取り、これに對して與える回答について、近衛は木戸と天皇に相談した。通商上の機會均等の原則は、財閥に好感を與えた。その財閥は、提案草案に基いて交渉を開始するようになり、内閣に強く要求していた。木戸と近衛は、合衆國と交渉を始めてもよいが、内閣はドイツ及びイタリアとの信義を守るように注意すべきであり、日本の不動の國是である共榮圈建設の計畫を放棄すべきではないということに、意見が一致した。

松岡は東京への歸りに再びモスコに立ち寄り、そこで交渉した結果、一九四一年四月十三日に、日ソ不可侵條約を調印するに至つた。同道していた日本駐在のドイツ大使に、この條約は日本の南方進出を大いに促進するであろうとかれは説明した。

野村の請訓に對して與える回答について、近衛は木戸や天皇と話し合つた後に、松岡に對して、この問題を考慮するため、直ちに東京に歸るよう打電した。一九四一年四月二十二日に、松岡は東京に到着し、合衆國政府に提出すべき提案の草案を野村に送つた。

合衆國の權益を侵害する行動は、野村に與える回答の審議中にも續いていた。中國におけるアメリカ國民とアメリカ商品の移動に對する日本の妨害は、ますます著しくなつた。中國の昆明のアメリカ領事館は、三度目の爆撃を受け、大きな被害を受けた。日本海軍はエニウエトク環礁を占領し、そこに海軍施設を建設し始めた。一九四一年五月五日に、合衆

日政府はこれらの行爲に應答して、輸出禁止品目表に、屑ゴムを含めて、追加品目を加えた。

二-916

リッベントロップは、日本と合衆國の交渉を開始するについて、合衆國が定めたる條件と、交渉を開始するといふ日本内閣の決定とを知つた。これは直ちに大使大島に對して、日本がそのような條件を甘受することは理解できないと述べた。大島はリッベントロップに對して、日本政府はハル氏が定めたる原則を具体化するような條約を合衆國と締結する意圖はもつていないと保證した。リッベントロップは、シシガポール攻撃計畫を放棄したこと、ドイツ政府との信義を破つたことについて、日本の内閣を非難した。日本政府がハル原則に同意することを拒否するか、アメリカ政府が中立を続けるかといふ誓約を與えるとの條件附きでのみ同意するか、いづれかをかれは要求した。大島はリッベントロップに同意し、自分の意見を松岡に傳達し、リッベントロップの疑惑と非難は充分根據があると思つたと述べた。内閣がリッベントロップの提議を採用するようになるとかれは進言した。

二-917

一九四一年五月八日に、野村は松岡に報告して、合衆國は東亞新秩序も侵略によつて獲得した領土の保持も認めようとせず、ハル氏の言明した四原則の遵守をどこまでも主張していることを指摘した。

一九四一年五月十二日に、野村はハル氏に對して、日本側の最初の公式の提議を手交した。この草案は、あいまいで陳腐な言葉でつづられていた。その言葉は、實際には、兩國政府の間に、だいたい次の

ような秘密の了解をすることを定めたものであつた。  
 すなわち、合衆国政府は次のことに同意する。(一)  
 一九〇一年十一月三十日の日清議定書に具現され  
 ている近衛三原則に従つて、日本が中国に新秩序を  
 建設することを認めること、及び蔣介石大元帥に對  
 して直ちに日本と和平交渉をするように勧告するこ  
 と、(二)蔣大元帥が和平交渉を行わない場合には、中  
 國國民政府に對する援助をやめるといふ秘密協定を  
 結ぶこと、(三)中国と南方地域を含む共榮圈地域への  
 日本の進出は、平和的な性質のものであるという了  
 解に基いて、日本がこの共榮圈を建設する權利をも  
 つことを認め、日本が必要とする天然資源をこの圈  
 内で生産し、獲得することについて、協力すること、  
 (四)平等と無差別の基礎において、日本國民の入國を  
 許すように、移民法を改正すること、(五)南中國の正  
 常な經濟關係を回復すること、(六)日本政府の意見で、  
 ドイツとイタリアに抗戦している連合國に與えられ  
 る援助が樞軸に對する攻撃に等しいと考へるときは、  
 三國條約第三條に基いて、日本は合衆國を攻撃する  
 義務があることを了承すること、(七)連合國に援助を  
 與へることを差控へること。以上に對して、日本政  
 府は次のことに同意する。(一)合衆國との正常な貿易  
 關係を再開すること、(二)共榮圈内で入手できる物資  
 の供給を合衆國に保證すること、(三)フィリッピン群  
 島が永久中立國の地位を維持するといふ條件で、合  
 衆國政府と共同して、フィリッピン諸島の獨立を保  
 證すること。

この提案の草案がハル氏に手交された日の翌日に、

バタヴィアの日本代表團は、オランダ代表團に對して、オランダ領東インドと日本の相互依存關係について、日本政府がさきに行つた聲明を重ねて述べた修正要求を手交した。東京では、松岡がアメリカ大使に對して、自分も近衛も、日本の南方進出は平和的手段によつて行ひ決意であると告げたが、「事態がそれを不可能ならしめぬ限り」と意味深長な言葉をかればつけ加えた。アメリカ大使は、松岡がどのような事態を考へているのかを尋ねた。松岡は、イギリス軍艦のマレー集積を指していると答へ、これを挑発的であると述べた。

リッベントロップは、野村がアメリカ合衆國に出した提案の草案を知り、直ちに大島を詰問し、ドイツとイタリア政府に相談せずに、合衆國と交渉を始めるという決定を松岡がしたことに対して、不満の意を表明した。かれはシンガポール攻撃をこれ以上遅らせずに開始することを要求した。大島は松岡に報告して、「南方戦略のこの好機とシンガポール攻撃の可能性を日本が失ふが如きは、單に米英のみならず、獨伊の輕侮すら招くものにあらざるや」といつた。合衆國との交渉に對するドイツの指導者の不審をかかれは松岡に告げ、日米交渉は、日本の外交政策が變り、軍部の計畫を破ることを意味すると考えられるから、自分は日本陸海軍當局に勝手に通知したと述べた。これが近衛と松岡との摩擦の始まりであつた。

合衆国政府は、交渉の出発点として、一九四一年五月十二日の日本側提案の草案を受諾し、日本政府との了解ができるかどうかを調べてみることを約束した。一九四一年五月二十八日に、ハル氏と野村は會見した。會談中に、交渉がうまく行われることに對して、二つの大きな障害があることが明らかになつた。それは、(一)三國條約に基く日本の義務が現在もあいまいなままであること、(二)中國問題解決に對する義務であつた。第一の問題については、合衆國が自衛の手段としてヨーロッパ戦争に巻き込まれるという、起り得る事態の發生に對して、日本がその態度を明確にすることをハル氏は望んだ。第二の問題については、中國と平和條約を締結した後にも、中國に軍隊を駐屯させておくことを日本が固執しているのは、合衆國と日本との友好關係に悪作用を及ぼす要因であるかとハル氏は指摘した。日本が中國にどのくらい軍隊を駐屯させておこうとしているのか、その配置される地域がどこであるのか、どちらにも野村は言明することができなかった。

五月三十一日に、ハル氏は野村に、明確な討議を行ふに先だつて、ある適當な時に、提案の草案を經て重慶政府と話し合うつもりであると告げた。さらに、五月三十一日に、もう一つの合衆國の草案が野村に手交された。それには、他のことと共に、保護、自衛及び國家保全のために、ヨーロッパ戦争に巻き込まれるに至つた國に對しては、三國條約の條項は適用しないことを日本が言明すべきであるという提案があつた。さらに、中國に提出する條件の大要を日本はアメリカ合衆國に提出すべきであるとい

う提案もあつた。この草案には、ドイツの行動に對する合衆國の態度に關して、詳細な言明が添えられ、また、アメリカ合衆國の見解において、既に武力的による世界征服を目標とすると思われる運動に抵抗するため、合衆國は自衛の措置をとる決意であるという懸段が添えられていた。

5-921  
六月四日に、日本の大使館は、アメリカ側の提案に對して、ある種の修正を提案した。その中には、ある國が自衛の手段としてヨーロッパ戦争に巻き込まれるに至つた場合には、三國條約に基く日本の義務は適用しないという條項を、合衆國がその草案から削除するといふ提案があつた。ハル氏はこれらの日本側の修正を審議し、六月六日に、右の修正は、アメリカ合衆國が當然含まれていると信ずる基本的な諸點から、交渉を逸脱させたものであると野村に告げた。ハル氏の見解では、これらの修正は、日本と樞軸との連携が強調されていること、日本の中國に對する關係を樞軸の平和に貢獻するような基礎の上に置く意圖を明らかに示すものが全然ないこと、平和と無差別待遇との政策に關する明確な誓約から方向を轉じていることをあらわしているものであつた。それにもかかわらず、一九四一年六月十五日に野村はハル氏に對して、すでにハル氏が反對をした提案そのものを盛つた新しい草案を手交した。六月十日には、重慶は百億以上の日本の飛行機によつて爆撃され、アメリカの財産が破壊された。日本政府の代辯者たちの公式聲明は、アメリカ合衆國の利害に影響する意味において、三國條約に基く日本の義

務と意圖を強調した。バターヴィアにおける交渉は、  
 度らぬに失敗しそうになつていた。六月二十日に、  
 イギリスと南アメリカ向けのものを除いて、合衆國  
 政府は一切の石油の輸送を禁ずる命令を出した。

日本側は、五月十二日の提議に對する回答を督促  
 していた。六月二十一日に、ハル氏は野村と會談し  
 た。そのさいに、民主主義國を援助するという前  
 提によつて、合衆國がヨーロッパ戦争に卷き込まれ  
 るに至つたならば、日本はヒットラーの敵方となつて  
 闘うということを用意しているとの了解以外に、  
 合衆國とどのような了解にも到達することを日本軍  
 部は認めないであろうということを示している。陸  
 軍が全世界から集つているとハル氏は述べた。その  
 中には、日本のいろいろの指導者の公式の聲明も含  
 まれている。ついで、一九四一年五月十二日の提議  
 は、アメリカ政府が支持することを誓約した原則を  
 破るものであること、提議中の中國に關する條項に  
 ついて、特にそうであることを述べた。それから、  
 ハル氏は野村に對して、自分の達した結論では、交  
 渉を進める前に、合衆國政府としては、日本政府が  
 平和方針を進めたいと思つてゐることが今までより  
 もいつそう明白に表わされるのを待たなければなら  
 ないと思はせた。日本政府がそのような態度を既に  
 示していることをかたは希望した。

## 準備の積極化

一九四〇年の九月と十月の計畫は守られていた。  
 この計畫の究極の目標は、日本による東アジアの支

配であつた。この目標は、必要ならば、武力の行使によつて到達することになつていた。この計畫の實行にあつてとるべき措置の一部は、二者擇一のものであつた。三國條約が締結されて、西洋諸國に對する威嚇の手段として、利用され、また、日本が南方に進出する際に、英露諸國が日本に協力を保証として利用されてきた。日本がこの進出を行うにあつて、その背面の保証として、ソビエツト連邦と不可分の條約が結ばれてきた。この進出を行うにあつて、日本の軍隊が拘束されないようにし、また中國の軍隊を使用することができるようにするために、蔣介石大元帥と和平交渉を試みたが、それは失敗した。ヨーロッパ戦争の仲介を行い、それによつて、日本の東南アジアに對する進出をイギリスに承認させ、シンガポール攻撃の必要を除こうとする試みも、同じように失敗した。合衆國との交渉によつて、合衆國太平洋艦隊がこの攻撃に對して行くかもしれない妨害を除こうとする試みも、また失敗した。油とその他の重要物資を獲得するため、パタゴニアで行つた交渉も、やはり失敗した。この交渉は、一九四〇年六月十七日に打ち切られていた。日本の軍需品の貯蔵は、使いつくされてしまふ危険があつた。一九四一年四月初めになされた大本營の決定は、変更されなかつた。今や最後の準備の時が到來した。

日本海軍は、一九四一年五月下旬に、真珠灣攻撃の訓練と演習を始めた。真珠灣と地形が似ている日本の戸兒島で、急降下爆撃の訓練が行われた。真珠

漁は海いので、一九四一年の初めに、浅海魚雷をつくり出すことが始まった。夏の陣を避けて、海軍はこの型の魚雷をつくり出し、實踐するためには相當の時間を費した。真珠湾への進路として、いつそ安全な北方航路を使うことが出来るようにするため、海上給油が特別訓練事項とされた。

内閣の政策と一九四一年  
六月及び七月の決定

大島は、本國政府の指示に従つて、一九四一年六月十日に、リツベントロツプと會談を始めた。この會談の結果として、シンガポールとオランダ領東インドに對する攻撃に使用するため、さらに海軍基地が南部佛印で獲得されることになつた。木戸は近衛から、シンガポールを攻撃するという大本營の決定と、その決定に基く處置について知らされた。一九四一年六月二十一日に、松岡はドイツ大使に對して、この決定を知らせ、その際に、事態は耐え得ないものになつたこと、オランダ政府との交渉は再開されないことになつたこと、シンガポールとオランダ領東インドを攻撃するためには、南部佛印にさらに基地が必要であることを告げた。松岡は大島に對して、ドイツ政府によつて、ヴィシー・フランスの同意が得られるかどうかを問合せるように訓令し、もしこれが得られなければ、かれは直接にヴィシーのフランス政府とこの問題を取上げるであらうと述べた。

早くも一九四一年六月六日に、大島は近衛に對して、ドイツ政府がソビエト連邦を攻撃することを決定したと知らせた。この情報は、日本の指導者たちを相當に狼狽させた。南方に對する攻撃を延期して、極東におけるソビエトの領土を占領し、それによつて、樺太から石油を獲得するために、ヨーロッパ戦争でイタリヤが演じた役割に倣い、獨ソ戦の適當な機会に、ソビエト連邦の後方を攻撃する方

がよいと考える者があつた。その中には、松岡も含まれていた。他方では、南方進出を遂行するという九月―十月の最初の計畫を放棄してはならないと主張するものがあつた。その中には、近衛や木戸が含まれていた。ドイツは六月二十二日にソビエト連邦を攻撃した。木戸の進言に基いて、天皇は松岡に對して、近衛の意思に従うように指示し、木戸と平沼もこの勅告を繰返した。

E-925  
平沼、東條、武藤、岡、その他の者が出席した一九四一年六月二十五日の連絡會議は、日本は佛印とタイに對する措置を促進することを決定した。バタヴィアにおける交渉の失敗に鑑みて、このことは必要であつた。南部佛印に海軍と航空の基地を急速に設備し、もしフランス側が日本の要求に應じない場合には、武力を用いることになつていた。フランスとの交渉を始める前に、所要の軍隊を派遣する準備が整えられることになつていた。これらの基地は、シンガポールとオランダ領東インドに對する攻撃のために必要であつた。近衛と參謀總長、軍令部總長は、これらの決定を天皇に報告した。

連絡會議の決定は、既定の政策が變更されてはならないことについて、平沼、東條、武藤及び岡が近衛に同意したことを示している。一九四一年六月二十八日に、東條は天皇に報告した。その日、後になつて、東條は木戸に對して、陸軍の計畫は、さしあたって、東軍に「冷静慎重」な態度を取らせ、獨逸に對して中立を保つこと、大本營の會合を毎日宮中で開く手はずを整えて、これを強化すること

あると話した。六月二十三日に、鈴木は大本營を強化する手段を提案していた。木戸はかれに同意したが、元帥府と相諍すべきであると報告した。土肥原は元帥府の一人であり、六月三十日の元帥府の會合に出席した。そのときの會合には、東條がかれの隨軍次官木村とともに出席して、急速に進展しつつある情勢に關して、かれの意見を表明した。このようにして、松岡の計畫によつて、陸軍の戰略がくつがえされるのを防止するために、陸軍は全力を集中した。松岡の計畫というのは、南進を延期して、直ちにソビエツト連邦を攻撃しようというのであつて、この計畫の概要は、一九四一年六月二十二日に、松岡が天皇に説明しておいたものであつた。松岡の態度によつて引き起された紛糾と、かれの辭職の必要とが論議されつつあつた。

E-926  
一九四一年六月二十五日の連絡會談に續いて、七月二日に開かれた御前會議は、最終的にこの問題を解決した。東條、鈴木、平沼及び岡が、他の者ととも、この會議に出席した。この會議は、情勢の變化にかかわらず、東アジアと東南アジアを征服する計畫を日本は堅持し、南方進出の歩を進め、同時に獨ソ戰の有利な事態を利用して、ソビエツト連邦を攻撃する準備を整えておくことを決定した。シンガポールと眞珠灣に對する最後の準備が完了されつつあり、また、南部佛印とタイで日本軍が攻撃のため<sup>81</sup>の配置につきつつある間、必要な外交交渉が續けられることになつていた。日本は獨ソ戰に中立を保ちながら、他方では、ソビエツト連邦に對する攻撃を

秘密に準備することになつていた。この攻撃は、有効な抵抗をすることができないと思われるほど、ソビエト連邦が毎年で弱くなつたことがわかつた場合、開始されることになつていた。東條はこの計画の強硬な唱道者であり、『ソビエト連邦が熟練のように地上に落ちるばかりになつた時期に、これを攻撃すれば、日本の威信は大いに揚がるであらう』と述べた。

参謀本部は、南方地域で遂行されることになつてきた軍事行動の最後のな作戦計画を進めるように命令された。後にフィリピンとマレー半島の上陸作戦を行つた軍隊は、中国の沿岸、海南島及び佛印の沿岸で、上陸作戦の演習を始め、他の部隊は臺灣で訓練を受けた。香港を攻撃することになつていた部隊は、中国の廣東附近の駐屯地で、夜間演習とトーチカ強襲の猛烈な訓練を受けた。攻撃することになつていた地域の地勢と氣候に似通つた場所が演習地域に選ばれた。訓練は夏中を通じて、實際に攻撃が行われるまで続いた。駐田大將は、この訓練が行われていた間、支那方面部隊の司令長官であつた。

佛印に對する作戦のために、日本陸軍の三箇師團が準備された。日本政府が南部佛印を占領し、そこに軍事基地を建設するのをヴァイシーのフランス政府が許すように、日本政府は要求することを計畫した。この措置はリッペントロップから大島に提案したものであつて、リッペントロップはドイツがこの要求をするのは得策でないと考えたのである。日本側の計畫は、最後通牒の形で要求を行い、もし要求

E- 928

が容れられないときは、これに続いて侵入すること  
 になつていた。この要求は一九四一年七月五日にな  
 されることになつていたが、イギリス大使とアメリ  
 カ大使からの問合せがあつたことによつて、この計  
 畫が外部にもれたことが分つた。木戸はその日記に、  
 右の事實にかんがみ、この最後通牒に對抗するため  
 に、イギリスとアメリカが何かの手を打つとすれば、  
 どのような手を打つかを見届けるために、最後通牒  
 の手交を五日間延期することと決定されたと記録し  
 ている。アメリカ大使と、イギリス大使に對しては、  
 南部佛印に侵入する意圖がまつたかないといわれた。  
 一九四一年七月十二日に、松岡はグイシー・フラ  
 ンス駐在の日本大使に對して、七月二十日またはそ  
 れ以前に、最後通牒を手交して回答を要求するよう  
 に訓令した。その翌日に、近衛はベタン元帥あての  
 個人的書簡で、もし日本陸軍が佛印を基地とし、そ  
 の沿岸に海軍基地を建設することを許されるならば、  
 日本は佛印におけるフランスの主権を尊重すると同  
 元帥に對して保證した。どのような策略を用いるか  
 について、近衛と松岡の意見が一致しなかつたため  
 に、最後通牒に對する回答が受取られる前に、第二  
 次近衛内閣は辭職した。

## 第三次近衛内閣

一九四一年七月二日の御前會議の後、松岡はその  
 決定に容易に承服せず、それに完全に従つて行動し  
 なかつた。  
 武藤と岡は、それぞれ陸海軍の軍務局長として、

E-729

追加提案をすることによつて、アメリカとの交渉の  
進展を確保する方策を立てた。松岡がこの武蔵・岡  
案の運用に協力することを条件として、外務大臣と  
して松岡が留任することに近衛は同意した。松岡は  
この案には異存がないけれども、同時に一九四一年  
六月二十一日に野村になされたハル氏の聲明を固辱  
であるとし、これをしりぞけることを固く主張した。  
この聲明というのは、交渉を始める前に、合衆國と  
しては、日本政府が平和方針を進めることを望んで  
いるということをも、今までよりもっと明らかに示  
すのを待たなければならぬとハル氏が述べた聲明  
のことである。ハル氏の聲明を明確にしりぞけた上  
で、初めて武蔵・岡案を提出すべきである、と松岡  
は提案した。この措置によつて、合衆國がこれ以上  
交渉することを拒絶するに至るのを近衛はおそれ、  
交渉打ち切りの危険を少くするため、武蔵と岡によ  
つて起草された對案を、ハル氏の聲明を拒否する訓  
令とともに、松岡から野村に送るようにと主張した。  
松岡は近衛の勸告を無視し、かれ自身の意見に従つ  
て、野村に訓令を渡し、それによつて、内閣の危機  
を早めた。木戸はこの危機を知ると、一九四一年七  
月二日の御前會議の決定を實行に移すために、近衛  
内閣を存続させることを決意し、もし内閣が總辭職  
したならば、近衛に再び組閣の命令を下すという計  
畫について、皇族及び天皇と協議した。松岡の辭職  
を要求することを木戸は進言した。近衛はこの進言  
をしりぞけた。というのは、松岡の強制的辭職は、  
アメリカ側の指し金であると暗示することによつて、

E-930

松岡一派がそれを政治的に利用するのをおそれたからである。そこで、一九四一年七月十六日に、近衛内閣は総辞職し、天皇は木戸に對して、元総理大臣であつたものからなる重臣達を樞密院議長とともに召集し、近衛の後継者を推展するように命じた。一九四一年七月十七日に、木戸は重臣とともに、近衛の辭職の聲明について協議した。若槻、阿部、岡田、林、米内及び廣田が出席した。近衛なら政界の各方面を軍部支持に統一することができるといふ意見が述べられ、天皇は近衛を推展することに合意は全員一致した。天皇は近衛を呼び、新しい内閣を組織するよう命じた。第三次近衛内閣は、七月十八日に成立した。豊田が外務大臣となり、東條は陸軍大臣に留任し、平沼は無任所大臣となり、鈴木は企畫院總裁と無任所大臣に留任した。木村は陸軍次官に留任した。武藤と岡はその職に留まつた。新しい外務大臣は、内閣更迭の結果として、政策に変更が生ずることは少しもないと説明した。

## 南部佛印の占領

一九四一年七月十九日に、大島はリツベントロツ  
 プに對して、ヴィシーのフランス政府に對する日本  
 の最後通牒の覺書を手交した。この覺書は、「南方  
 への進撃」の第一歩として、佛印に軍港基地を確保  
 するため、最後通牒が送られたのであると説明し  
 た。この「南方への進撃」というのは、シンガポー  
 ルとオランダ領東インドに對する攻撃を意味してい  
 た。かれはドイツ政府に對して、ヴィシー政府が最  
 後通牒を受諾し、日本政府の要求に應ずるようによ  
 告してもらいたいと要請した。豊田は七月二十日に、  
 東京駐在のドイツ大使に、内閣の更迭は七月二日の  
 御前會議の政策決定に影響を與えるものではないと  
 知らせた。ヴィシー・フランスは暴力に服するより  
 ほかに途がなくつたといつて、最後通牒の條項を  
 ドイツに報告した後、日本の最後通牒を受諾し、日  
 本の要求に同意した。協定に従つて、南部佛印を占  
 領し、サイゴン附近に八カ所の航空基地とサイゴン  
 及びカムラン灣とに海軍基地を建設するため、四  
 万の兵が七月二十四日に出港した。正式の協定は、  
 七月二十八日に承認され、その翌日に調印された。  
 東條、武藤、鈴木及び岡は、七月二十八日の御前院  
 會議に列席し、内閣を代表して、この協定を説明し  
 た。この協定は、六月二十五日の連絡會議の決定に  
 基いて、七月二日の御前會議できめられた措置の一  
 つであること、内閣と參謀總長及び軍令部總長は一  
 致してをり、内閣の政略に従つて適切を措置を

E-931

とるために、連絡會議をほとんど毎日宮中で開いて  
いることを東條は述べた。

## アメリカ合衆國とのその後の會談

大使野村は、一九四一年七月三日と七月十九日に、  
外務大臣あての電報で、南方への進出が始まつたと  
きに、合衆國政府が日本と合衆國との外交關係を断  
絶するかもしれない危険があると警告した。七月二  
十三日に、アメリカの國務長官代理ヴェルズ氏は、  
ワイシー・フランスに對する要求の意味について、  
野村に尋ねた。日本は妨害されずに原料の供給を受  
けること、軍事的包圍に對する保障を設けておくこ  
とを必要とする。野村が説明したのに對して、かれ  
はそれに答えて、日本政府とアメリカ政府の間で討  
議されてきた協定は、佛印の占領よりもはるかに大  
きな経済的保障を日本に與えるものであると述べた。  
かれはつけ加えて、合衆國政府はこの占領を、日本  
が「南方地域に對する擴大及び征服政策に乗り出す  
前の最後の處置を講じている」との通告であるとい  
見做していること、日本大使との會談をこれ以上讀ける根拠を  
國務長官は見出すことができまいと述べるように訓  
令を受けていると述べた。その翌日に、合衆國の國  
務省は、新聞に對して聲明を發表した。その聲明と  
いうのは、日本政府が佛印において今までとつてき  
たところの、また現在とつているところの手段によ  
つて、日本政府は武力またはわ武力の威嚇によつて對  
外進出の目的を遂行するといふ決意を明らかに示し  
ていること、佛印に隣接する地域の征服に用いるた

めに、軍事基地を獲得しようとする要望以外に、佛印を占領することを正當とするような理由はないように見えるということを述べたものであった。

合衆国大統領は、一九四一年七月二十四日に、佛印を中立地帯と見做し、日本には日本が求めている食糧とその他の原料を確實に手に入れる充分な機会を興えるということを日本政府に提案した。しかし、この提案は拒絶された。七月二十五日に、大統領は、合衆国における日本及び中国の一切の資産を凍結する指令を出した。佛印に對する日本の行動は、戦争の大きな危険をつくり出しているものと考えられた。そのため、脅威を受けている諸国は、自国の安全がまつたくつがえされるのを防ぐ措置をとらなければならなかつた。一九四一年七月二十六日に、日本の外務大臣豊田は、佛印に對する日本の行動は、中日専断を完遂するために必要なものであると説明した。また、佛印を包圍しようという企てについて、日本は報告を受けていると稱した。その包圍は、中日専断を完遂するためにぜひとも必要なこの地域に對する脅威であるというのであつた。このような佛印包圍の企てについて、またはそれに關する報告について、どのような證據もわれわれに提出されていない。日本の南部佛印への進駐の理由は、オランダ領東インド攻撃の準備として、シンガポール攻撃の基地を手に入れたことにあることであつたという證據は決定的である。これらの基地は、フィリピンに對しても脅威を興えた。シンガポールが實際に攻撃されたときには、サイゴンからの軍隊と南部佛印の

E-933

基地からの飛行機とが攻撃に参加した。イギリスとオランダも、それぞれ七月二十六日と二十八日に、同様の凍結令を發した。凍結令が合衆國政府によつて發せられた後、八月八日に、野村はアメリカの國務省に對して、國交調整に到達する方法を討議するため、兩政府の責任ある首腦者が會見するということが可能であるかどうかを尋ねた。國務長官は、かれと野村との非公式會談を中絶させるに至つた經過を簡単に繰返して述べた後に、見解の調節を可能にするような方向に向つて、日本の政策を立てる方法を見出すことができるかどうかは、日本政府の決定にまたなければならぬ問題であると述べた。

## 補給問題

一九四一年七月の末に、ドイツのロシアに對する進撃が緩慢になつてきたといふことを大島は知つた。この情報は、日本の大本營を相當に憂慮させた。なぜならば、蓄えられた日本の手持ちの戦争資材は、ソビエツト連邦、合衆國及びイギリスに對して、同時に戦争を行うのには、不充分であることがわかつていたからである。もし日本がアメリカ合衆國を攻撃したならば、ソビエツト連邦は、その領土内で合衆國に軍事基地を提供することによつて、合衆國に援助を與えるのではないかとおそれられた。この可能性については、一九四一年八月の初旬に、日本の外務大臣とソビエツト大使との間で論議された。

一九四一年七月の末に、合衆國に對する日本の政策について相談するために、天皇は海軍軍令部總長

を呼んだ。軍令部總長の永野は天皇に對して、自分は三國同盟に反對しているといふこと、それが存続している間は、日本とアメリカ合衆國との國交を調整することと信ずるといふことを告げた。もし國交を調整することができず、日本が石油の供給を断られたならば、アメリカ合衆國との戦争の場合に、日本の石油貯蔵量はわずか一年半しか間に合わないといふのであつた。作戦行動で先手を打つほかに、途はないといふことであつた。天皇は永野に大勝利を得ることができるといふかと尋ねた。永野は日本が勝てるかどうかさえ覺束ないと答えた。絶望的な戦争を行わなければならぬといふことについて、天皇は憂慮していることを木戸に話した。しかし、木戸は、軍令部總長の意見はあまりに單純であるといつて、天皇を安心させた。アメリカ合衆國と日本との友好關係を回復する方法が、日本にならなければならぬといふことか、しかし、軍令部總長の提出した問題に慎重な考慮を拂うように、總理大臣に要求しようといふと述べた。木戸と近衛は、一九四一年八月の二日と七日に、これらの問題について考慮した。木戸は日記の中で、攻撃を行うことに反對する海軍の議論において、海軍側の擧げた諸點の大要をしるしている。戦争が長引いた場合に、石油の貯蔵量を補充するために、樺太とオランダ領東インドから、石油を手に入れることを海軍は期待していた。ところが、ソビエト連邦は合衆國と適合する可能性があり、従つて、樺太から石油を獲得するこ

E-935

とがさまたげられるわけであつた。オランダ領東インドの油田施設を無傷で占領することを言つた。ソビエツト領土を基地とする飛行機によつて哨戒されている可能性もあり、潜水艇の隠蔽している海域で、長距離の隠送を行うことを言つたりすると、それに伴う危険率は、まづたく大き過ぎるものであつた。陸軍は海軍に同意せず、習えられた油の手持ちは、勝利を保證するのに充分であると主張した。近衛と木戸は、事態が重大であり、直ちに陸海軍の意見を一致させることが必要であるといふことに意見が一致した。

## アメリカ合衆国とのその後の會談

一九四一年七月二十五日のアメリカの凍結令に續いて、七月二十六日に、大使野村は、國交の調整に努力するため、兩政府の首腦者が會見してはどうかという提議をしたが、八月七日に、政府の命令に従つて、この提議を再び申入れた。これは合衆國政府によつて歓迎された。そこで、八月十七日に、一方で、日本の陸海軍の首腦者が、合衆國との戦争の場合に、日本の海軍に補給すべき石油の問題を考究していたときに、大統領は野村の提議に回答を與えた。ハル氏の述べた原則によつて示された線に沿つて、日本政府が平和的な方針に進みうる立場にあるならば、合衆國政府は喜んで非公式會談を再開し、兩政府の首腦者が意見の交換を行うべき適當な時期と場所を取極めるために努力すると大統領はいつた。

大統領は會談が中断された事情に言及し、會見の準備を進める前に、日本が現在の態度と計畫に關する明確な聲明を出すならば、好都合であろうといつた。さらに、大統領は野村に對して、完全に率直な態度で臨まない限り、目的に役立たないであろうと述べた。武力または威嚇による單專的支那の政策に従つて、日本がこれ以上何かの措置をとるならば、アメリカ合衆國は、合衆國とその國民との福利、利益、安全及び保障を擁護するため、直ちに措置をとるほかはなくなるというのであつた。

總力戰研究所は、合衆國との交渉の問題を研究していたが、一九四一年八月上旬に、次のようを解決法を提案した。「アメリカの申入に對しては、日本の立場に付明瞭なる言質を與えず、外交交渉により遅延策を採り、此の間戦備の充實を期す」。

一九四一年八月二十七日に、近衛は大統領あてに書簡を送り、その中で、兩國間の關係が悪化した原因は、主として兩國間に意思の融通を缺いたことによると信じていること、素直に双方の見解を披瀝するため、直接大統領と會見したいと思つてゐることとを述べた。協定を正式に交渉する前に、まず會見して、一切の重要問題を大所高所から討議することをおかれは提案した。それと同時に、日本政府の言明も大統領に提出された。この言明の中で、日本政府は、意見を交換しようという招請を歓迎し、日本は平和に對し用意があり、太平洋の平和を確保するためには、後継を拂うことを誇りとするといつた。日本の行動は、中日專横の解決を早め、太平

E-937

洋の平和に對する一切の脅威を除き、日本が必需物資の公平な供給を受けられるようにするためであると述べてあつた。また、日本は他國に脅威を與える意圖はもつておらず、中日事變が解決されるか、東アジアに公正な平和が確立されるならば、直ちに軍隊を佛印から撤收する用意があること、佛印における日本の行動は、その近接地域に對する軍事的進出の準備ではないことが述べてあつた。續いて、合衆國政府が從來長い間遵奉してきた基本的原則に適合する提案だけに、日本政府は喜んで討議を限定すると述べた。なぜならば、日本政府が長く抱いていた國是も、その點では、完全に一致しているからであるといふのであつた。

E-938  
佛印に關して、日本が言明したことは虚偽であつた。一九四一年七月に、南部佛印に軍隊を駐屯させ、基地を占據した日本の動機は、日本が企てていたマレーとオランダ領東インドに對する攻撃のために、基地と發進地を獲得したいという欲望であつたことを、われわれはもう知つてゐる。これはいわゆる「支那事變」となんの関係もなかつた。われわれが今では知つてゐるやうに、日本の提案していたのは、日本の中國に對する要求が満たされるか、東アジアに「公正なる平和」が確立されるまで、マレーとオランダ領東インドを攻撃するため、この基地を日本が保有するといふことであつた。しかも、この基地はフィリッピンと海上交通路に對する脅威にもなるものであつた。右の平和の確立といふのは、それをきめる基準がほかに全然提案されなかつたのであ

るから、日本が單獨できめることになるのであつた。警備隊は、この言明を基礎として、ヘル氏の述べた四原則を實施することについて、それは日本が同意したことにはひとしいものであるといつた。この言明から、かりに日本が何か右の趣旨の明瞭を申し出をしたことを読み取ることができるとしても、その當時に、日本の指導者は、このような申し出を守る意思をもつていなかつたということが今では立證されている。

E-939  
一九四一年九月三日に、大統領は近衛の書簡と日本政府の言明に對して回答した。近衛が太平洋における平和を希望すると述べたこと、日本政府が長く抱いていた國是は、合衆國政府が長く遵奉してきた原則と一致するものであると日本政府が言明したことを了承して、大統領は満足に思うといつた。しかし、提案された線に沿つて、近衛と大統領との協力が成功を収めるのに對して、障害となり得ると思われる觀念を日本のある方面で支持している兆候を認めないわけにはいかないと述べた。従つて、提案された會談の成功を確實にするための用心として、両者が意見の一致を求めようとしている根本的な問題について、予備討議を直ちに始めることが、非常に望ましいと提案した。これらの根本問題に關して、日本政府の態度を示すように、大統領は要請した。

その間、八月から後、日本の参謀本部は交渉の即時中止と敵對行爲の開始を主張していた。近衛はこれに反對し、陸海軍兩大臣やその他の者と會談を重ねて、この方針に對應しようとしてつとめた。

一九四一年九月五日に、近衛は大統領の書簡を受取り、直ちに閣議を開いた。東條は提案された近衛と大統領との會談に反對した。かれが反對した理由は、すべての本質的な問題に關して、一致を見ない上でなければ、大統領が近衛との會見を欲しない旨を表明したからである。と本裁判所でかれは證言した。天皇は近衛に、合衆國とイギリスに對する戦争に際してとるべき戦略について、多くの質問をした。これらの質問に答えさせるために、参謀總長と軍令部總長を呼び出すように、近衛は天皇に進言し、木戸はこの進言を支持した。

## 一九四一年九月六日の御前會議

一九四一年九月六日に、東條、鈴木、武藤、岡その他が出席して、御前會議が開かれた。この會議は、日本は南方へ進出すること、合衆國及びイギリスと交渉して、日本の要求が容れられるように努力すること、しかし、もしこれらの要求が十月の初めまでに達成されない場合には、開戦の決意をすることを決定した。日本が達成しようとした要求も、その會議で次のように決定された。「對米（英）交渉に於て帝國の達成すべき最少限度の要求事項並に之に關連し帝國の約諾し得る限度。第一、對米（英）交渉に於て帝國の達成すべき要求事項。」

E-040

一、支那事變に關する事項

米英は帝國の支那事變處理に容喙し又は之を妨害せざること

(イ) 帝國の日支基本條約及日滿支三國共同宣言に準據し、事變を解決せんとする企圖を妨害せざること

(ロ) ビルマ公路を開鎖し、米英兩國が蔣政權に對し軍事的並に經濟的援助をなさざること。

二、帝國國防上の安全を確保すべき事項

米英は極東に於て帝國の國防を脅威するが如き行動に出でざること

(イ) 日佛間の約定に基く日佛間特殊關係を容認すること

(ロ) 泰、蘭印、支那及極東ノ領内に軍事的權益を設定せざること

三、極東に於る兵備を現状以上に増強せざること

三、帝國の所要物資獲得に關する事項

米英は帝國の所要物資獲得に協力すること

(イ) 帝國との通商を恢復し、且南西太平洋に於ける兩國領土より帝國の自存上緊要なる物資を帝國

に供給すること

(ロ) 帝國と泰及佛印との間の經濟提携に付友好的に協力すること

E-042

E-041

第三、帝國の約諾し得る限度。

第一に示す帝國の要求が應諾せらるるに於ては、

一、帝國は佛印を基地として、支那を除く其の近接

地域に武力進出をなさざること

二、帝國は公正なる極東平和確立後、佛領印度支那

より撤兵する用意あること

三、帝國は比島の中立を保障する用意あること。  
この決定には、一つの基本的な缺點がある。日本が中國の傀儡政府との協定によつてすてになしとげていたように、日本自身の目的のために、中國の經濟を自由に支配し續けること、長い間日本の侵略の犠牲となつていた中國の正當な政府に對して、アメリカとイギリスは當然に軍事と經濟的の支持を與える權利があつたのに、これをやめることという提案がそれである。もしこれが「對米英交渉に於て達成すべき最少限度の要求」であることを日本が明らかにしていたならば、これらの交渉はそこで行き止まりになつたであらうといつても、いい過ぎではない。この「最少限度の要求」は、ハル氏が述べた四原則と根本的に相容れないものであつた。しかも、その四原則の遵守を、交渉の全期間を通じて、ハル氏は強調していたのであつた。

#### 戦争準備の續行

E-043  
この御前會議の直後に、參謀總長はその作戰部長に對して、戦争のためのかれの計畫と準備をいつそう強化するよう命令した。陸軍省と參謀本部との關係を定める慣行によつて、陸軍大臣東條、陸軍次官木村、陸軍省軍務局長武藤及び海軍省軍務局長岡は、この準備が行われつつあつたことを知つていて、それに協力したに違いない。

眞珠灣攻撃のための訓練とマレー、フィリッピン、オランダ領東インド及びボルネオに對する上陸作戰

のため中国の沿岸で行われていた訓練は、終りに近づきつつあった。支那方面艦隊司令長官の海軍大將嶋田は、九月一日に、東京の近くの横須賀鎮守府の司令長官に轉任し、また海軍將官會議の一員に任命された。作戰の詳細な計畫を定めるために、一九四一年九月二日から十三日までの間に、東京の海軍大學校で、最後の「圖上演習」または海軍參謀會議が行われ、多數の海軍の高級將校が参加した。解決すべき問題は二つあった。第一には、航空母艦で真珠灣を攻撃する詳細な計畫を立てる問題、第二には、マレー、ビルマ、オランダ領東インド、フィリッピン、ソロモン及び中部太平洋諸島を占領する作戰の予定を立てる問題であった。これらの問題を解決するものとして案出されたものが、後に發せられた機密適合艦隊命令作第一號の基礎となつたのであつた。外務大臣豐田は、諜報活動に従事していたかれの部下のハワイ總領事から、ハワイ近海に於けるアメリカ艦隊に關して、秘密の報告を送らせるために、九月二十四日に暗號を作成した。

E-044

攻撃のための国内的準備は、急速な歩調で続けられた。東條は準備に關する調査を行い、九月十一日に、この調査について木戸に報告した。内閣は、軍需品増産のために、鈴木の企畫院と厚生省が共同で作成した『勞務動員案』を採用した。教育總監は、上陸作戦と連合軍飛行機の識別とに關する訓練用の典範を出した。東條の陸軍省は、シンガポールとハワイに對する作戦地圖を作成した。内閣印刷局は、フィリッピン、マレー及びオランダ領東インドで使用するために、ペソ、ドル及びギルダの占領用の通貨の印刷を續けた。

アメリカ合衆國との會談の繼續

今言及した御前會議の日である九月六日に、近衛はアメリカ大使に對して、會議の決定がまづたく反對の性質のものであつたにかかわらず、自分はハル氏と合衆國大統領が言明した四原則に完全に賛成していると述べた。その翌日に、ワシントンで、大使野村は合衆國政府に對して、日本側の新しい提案の草案を提出した。これは、大統領が九月三日の近衛あての書簡の中で述べた予備交渉を始めるについて、その基礎として意圖されたもののように見受けられる。この提案の草案の趣旨は、『何等正當の理由なくして、日本は南方に對してこれ以上の軍事行動を行わず、三國條約における日本の義務は、他の樞軸國政府の見解を考慮することなく、『防護と自衛の觀念に依つて』解釋するといふのであつた。合衆國は中國に對して援助を與へることを中止し、日本が

101

E-046

日本側の条件によつて中国と和平を交渉することを援助し、南方地域における天然資源の獲得と開發に ついて日本に協力することに同意し、極東と西南太平洋地域における軍事的措置を停止することになつていた。日本はかねて軍除を佛印から撤收することを拒否していた。この提案の草案は、三國條約を遵守しようとする日本の意思を再確認したものである。なぜならば、同條約の條項によつて、合衆國を攻撃するものではないという保證を與へることを日本は拒絶または回避したからである。その後の交渉によつて、中国に對する和平條件は、近衛原則に基礎を置いたものであり、また日本の滿洲占領を中国が承認することを規定したものであることがわかつた。近衛原則というものは、中国に駐屯していた日本軍によつて強行されていた中国の經濟的支配を日本に與へることになるものであつた。

合衆國がこの提案を受諾することは、日本政府をして、一九四〇年十月三日に決定した目的を確保させることになるのであつた。これが日本政府の意圖であつたことは、豊田によつて明らかになつてゐる。一九四一年九月十三日に、かれは野村に訓令して、日本政府はアメリカ側の四原則を、かれの言葉を用いれば、「鷄呑み」にする用意はないと言つたのである。合衆國政府は、九月三日の提案の草案は不満足なものであり、大統領にあてた一九四一年八月二十八日の近衛の書簡と日本政府の言明に矛盾するものであると考へた。

一九四一年九月二十五日に、日本政府は東京駐在

のアメリカ大使に對して、全然新しい提案の草案を提出し、速やかに回答を與えられたいと要望した。

この新しい草案は、根本的な諸點に關して、日本側の態度に少しでも変更があつたことを示すものではない。九月二十五日に、太陽大日本に發表された論文の中で、橋本は、合衆國及びイギリスと國交を調整する見込みはないこと、日本政府がとるべき適切な措置は三國條約に明らかに示されていることを言明した。これによつて、ドイツ及びイタリアと共同して、直接行動をとることをかれは意味していた。情報局總裁は、三國同盟條約調印の第一周年記念に際して演説したが、その中で、この條約の眞の意味は、その締結の日に出された詔勅に明らかであるといつた。この條約によつて、大東亞新秩序建設における日本の指導的立場は明確に承認され、國際情勢にどのような変化が起るうとも、また日本がどんな困難に直面しようとも、この條約が日本の外交の基調を構成することには、少しも變りがないとかれは言明した。

敵對行爲の開始について決定する時期として、九月六日の御前會議によつて定められたところの、月の初旬は急速に迫つてきていた。しかし、陸軍と海軍は、海軍が當時の手持ちの油でその使命を遂行することができるかどうかについて、依然として論争していた。東條はアメリカとの外交交渉にしばれを切らし、攻撃を遅らせてはならないと強く主張した。陸軍の首腦者は、攻撃を十月十五日まで待つが、それ以上は待てないといつた。近衛と木戸は、油の

E-947

貯蔵量の件に關する陸海軍の不一致の問題について討議した。近衛は、この不一致が存する限り、自信がなく、もし陸軍があくまで十月十五日に戦争を開始するといひ強るならば、自分には辭職を考ふる位かたやいと述べた。木戸は切に慎重な考慮を希望し、相談に鈴木を呼び入れた。

十月二日に、ハル氏は野村に對して、交渉のすべての経緯を述べたものを手交した。それには、結論として、合衆國の努力してきたことは、ハル氏と大統領が言明した諸原則を太平洋全域に一様に適用することを定めるところの、廣範な計畫を合衆國は考へてゐるといふことを明らかにすることにあつたが、日本政府は、條件や例外によつて、これらの原則の適用範圍を制限しようとする意圖を示したと述べてあつた。その上で、「もしこの印象が正しいとするならば、このような状況のもとに、兩政府の責任ある首腦者が會見することによつて、われわれが相互に考慮してゐるような高遠な目的の増進に寄與するところがあると日本政府は考へることができるとハル氏は尋ねた。

この印象は正しかつた。すでに述べたやうに、日本の外務大臣であつた豊田は、九月十三日に、野村に對して、日本は四原則を受諾できないと傳へた。一九四一年十月八日に、野村は豊田に對して、アメリカ側は、兩國の關係を調整する基礎となるべきものとして、四原則をどこまでも主張してゐること、もし近衛と大統領の間に會談が行われるものとするならば、これらの原則が太平洋問題に適用されるという

E-048  
 確實な了解が必要であるとかれらは常に考えていること、そして、この問題で意見の一致を見ない限り、詳細を討議することは無駄であるとかれらが信じていることを報告した。木戸と近衛は、この報告を受取つた後に、安結の見込みが容易につかないということに意見が一致した。そして、木戸は、九月六日の決定を再検討し、日本がもつと準備を整えるまで、攻撃を延期する必要があるかもしれないと述べた。かれは中日事變の完遂が第一に考慮されなければならぬといつた。それによつて、かれは中國の軍事的敗北を意味していた。

## 開戦の決定——一九四一年十月十二日

陸軍大臣東條、参謀總長及びその他の陸軍首腦者は、十月初旬に、ドイツ大使とこの問題を討議したときに、南方に進出して、東南アジアに日本の地盤を確立するため、かれらは三國條約を調印したというところ、イギリスを破ることによつて、自分達の目的を達成するためには、アメリカを牽制し、ソビエト連邦を除外する必要があるということを明らかにした。内閣書記官長は、一九四一年十月七日に、木戸と對米交渉について協議した。東條の指導のもとにある陸軍は、アメリカと交渉を続ける余地はないという意見であるが、海軍はその反対の見解をもっているとかかれは報告した。近衛が東條と懇談して、海軍との了解を深めるように努力し、その上で、東條と海軍大臣を近衛及び外務大臣との會談に招き、陸海軍の協力を確保してはどうかとかかれは提

察した。

近衛は東條と話し合つたが、東條の方では、アメリカとの交渉には、外交的に成功する望みがないこと、内閣は戦争をするという決心をしなければなら

E-949

ないことを主張した。近衛は陸軍大臣東條、海軍大臣及川、外務大臣豊田及び企畫院總裁鈴木に對して、戦争か平和かの問題について、最後の協議をするために、一九四一年十月十二日に、その私邸で會合することを求めた。會談の前に、海軍大臣は岡を近衛のところへ呼びにやり、海軍はアメリカと戦争する用意はないが、すでに九月六日の御前會議で戦争することになり、やれないといふことができなかつていふと傳言させた。従つて、來るべき會議では、海軍大臣は問題を近衛に一任するつもりであり、近衛が外交交渉を續けると裁斷することを望んでいたのである。

近衛は、いよいよ關係が平和か戦争かを決定しなければならなくなつたといつて、一九四一年十月十二日に會議を開き、外交交渉による成功の可能性を再検討してもらいたいと述べた。東條はこれを反駁し、外交交渉を續けても、成功の望みはないといつた。海軍大臣は、この問題の決定は總理大臣に一任すべきであると提案した。東條は、全關係が決定に對して責任があるから、總理大臣だけに一任するわけにはいかないと述べた。交渉を續けることによつて必ず成功すると外務大臣が保證するならば、交渉を打切るといふ自分の決意を再考してもよいと東條はいつた。外務大臣は、日本とアメリカとの間の妥結

E-950

に對する障害を指摘し、その主要なものは、中國に日本軍が駐屯していることであると述べた。東條は、この點については、日本は譲ることができないこと、中日戦争で拂つた犠牲からして、政府は近衛原則を完全に實現することをどこまでも主張しなければならぬと強く言明した。結局には、次のように決定された。(一)日本は一九四〇年の九月と十月に採擇した計畫を放棄してはならないこと、(二)大本營によつて定められた期限内に、合衆國との交渉が成立するかどうかを決定することに、努力を拂うべきこと、(三)攻撃準備は、右の問題が肯定的な回答を得ない限り、中止してはならないこと。

内閣書記官長は、この會議の結果を木戸に報告した。その翌日に、木戸と鈴木は會議について討議して、東條と海軍大臣の間の了解を促進するようになり、近衛はさらに一段と努力すべきだという結論に達した。その夜に、日米交渉の全趣通について報告を開くために、近衛は豊田を招いた。豊田は、自分の意見としては、合衆國と妥結に達するには、日本はどうしても中國から撤兵するにかなうであろうと述べた。その翌朝に、すなわち一九四一年十月十四日に、閣議に先だつて、近衛は東條を招き、自分の調査によれば、もし日本が中國における陸兵を固持するならば、合衆國との交渉を通じて日本の目的を達成する望みはないが、もし日本が「名を棄てて實を取る」ならば、まだ成功の見込みがあると告げた。東條が、南方進出の計畫を放棄し、中日戦争の解決に日本の努力を集中するようになり、かれは説得しようとした。

E-951

日本とその同盟國の明らかな弱點を指摘し、もし日本が合衆國を攻撃するならば、それはほんとうの世界戦争になると警告した。東條は、中日戦争における日本の犠牲が非常に大きいから、中國から日本軍を撤収することには、たとい自分がそのために内閣から退かなければならぬつもりでも、同意することにはできなかと答えた。そこで、近衛は東條に、その主張を閣議で繰返してもらいたいといつた。十月十日の閣議で、東條はその立場を固く守り、閣議は決定を見ないで終つた。

武蔵は岡を通じて海軍大臣に、海軍に戦争をする用意があるかどうかを言明するよう説得しようとしたが、武蔵は成功しなかつた。一九四一年十月十日の夜おそく、東條は鈴木を近衛のもとに送り、海軍大臣が問題についてなんの言明もしないので、なんともしようがないといふこと、内閣が九月六日の御前會議の決定を實行し得ないのであるから、總辭職をするほかはないといふ趣旨の言附を傳えさせた。これは近衛に、木戸にも傳ふるように依頼した。近衛の方では、鈴木にいつけて、木戸に傳えさせることにした。その翌朝に、鈴木は木戸にこれを傳えた。その日、あとにかつて、近衛は木戸を訪問し、東條と意見が一致しないので、總理大臣としてこの以上在任するつもりはないと述べた。東條は、自分は怒りを抑えることができそうもないから、近衛と話し合いをしなくないといつていた。一九四一年十月十六日の朝に、近衛は各大臣の辭表をまとめ、自分のもそれに加えて、その日の午後おそく、木戸の反

對を押し切つて、天皇に提出した。

近衛の辭表は、當時の事情をありありと物語つて  
 いる。かれは次のように説明した。南方進出を遂行  
 するため、第三次近衛内閣を組織したときには、  
 内閣の目的は合衆國政府との交渉によつて貫徹され  
 るという固い信念をもつていた。自分の期待は今日  
 まで實現されていなければ、名を棄てて實を  
 取るというところまで譲歩すれば、それらの目的  
 は交渉によつて貫徹されると未だに信じている。近  
 衛につづけて次のように言つた。九月六日の御前會  
 談の決定に従つて、十月十五日に合衆國と戦争を開  
 始しなければならぬと東條は要求し、その理由と  
 して、日本の要求を貫徹するには、事態はほかに方  
 法がないというところまで來てゐるということをは  
 げた。さらに、次のように言明した。予断を許さな  
 い結果をもたらすよう大戦争に國家を投げこむ責  
 任を引受けることは、自分としては不可能である。

一九四一年十月十八日、

東條、總理大臣となる

木戸は東條に對して、合衆國との戦争に突入する  
 前に、陸軍と海軍の間に、目的の一致と協力とがあ  
 ることを國民は期待する権利があると説明して、閣  
 僚の間の調和を計るよう、最後の要望を述べた。  
 十月初旬に戦争を開始するといふ九月六日の決定は、  
 間違つていたかもしれないし、また完全な同意を得  
 るための努力として、これを再検討してもよくはな

いかといつた。東條は木戸に同意したが、木戸が次の措置を請じ得る前に、近衛は内閣の辭表を提出した。

E-953

木戸は直ちに天皇に会い、近衛の後継者について討議した。東條か海軍大臣が任命されるべきである。と木戸は進言した。その翌朝に、重臣が會合し、他の老とともに、若槻、岡田、林、廣田、阿部及び米内が出席した。木戸は東久宮または宇垣を近衛の後継者にするという提議に反對し、東條がよからうといつた。最も重要なことは、九月六日の決定を修正すること、陸海軍の間の不一致を解決することであるとかれはいつた。廣田は、東條を總理大臣とするという木戸の提議に積極的に承認を與えた者の一人であつた。だれ一人として、これに反對しなかつた。木戸は推薦をするにあつて、天皇に對して、東條と海軍大臣の兩者に特別の命令を與えるように進言した。この特別の命令について、東條と海軍大臣が天皇に引見された後に、木戸は控室でかれらと討議した。木戸はかれらに對して、協力に關して、天皇からいま言葉があつたと推察するといつた。かれの了解するところでは、國策を決定するについて、九月六日の決議にとらわれないことなく、内外の情勢をさらに深く深く検討し、慎重な考究を加えることを要するというのが天皇の希望であつたといふのである。それから、かゝる兩者のそれぞれに陸海軍の協力を要求し、特に海軍大臣に對しては、その協力をいっそう密にすることを希望した命令を書面にして手交した。

E-954

一九四一年十月十八日に、東條は大將に昇進し、陸軍大臣を兼任できるように、総理大臣として在任中、現役に留まることを許された。かれの内閣の全期間を通じて、かれはこれらの二つの地位を双方とも占めていた。かれは軍需大臣、また少しの間文部大臣、内務大臣、外務大臣及び商工大臣をもつとめた。東條内閣の全期間を通じて、嶋田は海軍大臣をつとめた。一九四四年二月に、他の多くの任務に加えて、東條は参謀總長の任務につき嶋田は海軍大臣としての地位に加えて、同時に軍令部總長に就任した。木村は、軍需参謀官となつた一九四三年三月十一日まで、陸軍次官として在任した。一九四四年八月三十日に、かれはビルマの日本軍司令官に任命された。武藤は、北部スマトラの近衛師團長に任命された。一九四二年四月二十日まで、軍務局長に在任した。佐藤は、陸軍省軍務局長に在任し、同局長として武藤のあとを受け継いだ。岡は、東條内閣の全期間を通じて、海軍省軍務局長に在任した。東郷は、一九四二年九月一日まで、外務大臣をつとめた。賀屋は、一九四四年二月十九日まで、大蔵大臣をつとめた。鈴木は、東條内閣が辭職するまで、企畫院總裁と無任所大臣に在任した。星野は、内閣の全期間を通じて、内閣書記官長であつた。大島は、ドイツ駐在大使として引継ぎ在任した。重光は、一九四一年十二月十六日に中國の傀儡中央政府に對する大使に任命されるまで、イギリス駐在大使であり、一九四三年四月二十日に東條内閣の外務大臣に任命されるまで、中國に在勤した。土肥原は、航空總監兼軍需参謀官の

E-955

職に留まつた。のちになつて、一九四三年五月に、  
かれは日本内地の東部軍司令官に任命され、一九四  
四年三月にシンガポールの第七方面軍司令官に任命  
されるまで、その職にあつた。畑、梅津及び板垣は、  
中国と朝鮮の日本軍の司令官であつた。

裏面白紙

E-058

## 東條のもとで行われた戦争準備

東條は一九四〇年九月と十月に決定された計畫を實行に移した。降伏後の訊問で、かれに對して、「貴方は九月六日（一九四一年）の御前會議以後の政策は一方に於て平和の爲の交渉をなし、他方に於て戦争の準備をなすものであつたと説明しました。貴方はその政策を續けましたか」と尋ねられた。東條は、「そうですね。私は總理大臣としてその仕事を引受けました」と答えた。

東條内閣が組織された後、特にオランダ領東インド諸島において、これらの諸島の石油施設の占據の準備として、日本の海外諜報機關が改善され、擴張された。一九三六年から存在していた國策研究會は、日本政府が占領を豫期していた南方諸地域の統治計畫を立案するために、「統治對策委員會」を任命した。その第一次報告は、一九四一年十月に、總理大臣としての東條に提出された。陸軍と拓務省は、この計畫を採用した。長入用の地圖がさらに作成された。陸軍と海軍は、協同作戦のための計畫と規則とを出し始め、後にシンガポールに司令部を置くことにかつた南方總軍の組織が完了され、その司令官が選ばれた。その最初の司令部はサイゴンに設置された。香港を攻撃するために、廣東附近で訓練を受けた軍團は、この攻撃のために、激しい準備を行っていた。軍團に屬していた者の押収された日記によると、その軍團は十二月初旬に訓練を完了するものと豫期されていた。

E-957

嶋田と岡は、真珠湾攻撃の計畫に關係していた。この計畫に關して、海軍大學校で討議が行われた。連合艦隊司令長官山本は、合衆國の太平洋艦隊が真珠湾に停泊しているところを攻撃することを提案した。他の者は待機戰術を主張した。この戰術は、アメリカ艦隊が太平洋の日本領の要塞化された島々の間に前進しようと試みたならば、その場合に、初めて攻撃を行うべきであるというのであつた。山本は辭職をするといつて威かし、かれの計畫を採用させた。最後の計畫は、一九四一年十一月一日までに完成された。これらの計畫は、真珠湾、シンガポール、その他の各地のアメリカ、イギリス及びオランダの領地に對する攻撃について定めていた。組閣して後直ちに、東條は木戸の勸告に基いて行動しはじめた。これは天皇によつて承認されたもので、内外の情勢を更に深く検討し、することと、この勸告であつた。こうして検討されることになつて、この題目の表が十月の半ば過ぎに上つた。その表は、國策遂行要領に付再検討すべき要目と、この表題がつけられていた。それは次のような題目を含んでいた。『歐洲戰局の見透し如何し、對米如何し、今秋兩方に對し開戦するものとして、北方に如何なる關聯的現象生ずるや、對米英蘭開戦に關し、獨伊に如何なる協力を約諾せしめ得るや、對米戰爭相手を誰のみ又は英蘭のみに限定し得るや、對米交渉を續行して、九月六日御前會議決定の我、最少限度要求を至つて短期間に貫徹し得る見込あり』

E-958

112

114

や。

上記の諸題目は、研究のために各省や各部局に割當てられ、一連の連絡會議において、政府は大本營とそれらに關して協議した。これらの連絡會議は、東郷がワシントンの野村に説明したように、國策の根本方針を審議する爲に、ほとんど毎日開かれた。これらの會議には、東條、東郷、嶋田、賀屋、鈴木、星野、武藤及び岡が常例的に出席した。前に滿洲國總務政府の總務長官として東條と協力したことがあり、また日本の企畫院の總裁であつた星野は、經濟企畫院についての長い経験のために、東條によつて内閣書記官長に選ばれ、東條が企畫院總裁に選んだ鈴木と協力して、このような活動にその主力を注ぐように東條から委任された。星野はこれらの會議の幹事もつとめた。鈴木は會議と内大臣木戸との間の連絡係をつとめた。武藤は陸軍省軍務局長として、岡は海軍省軍務局長として、それぞれ本省と參謀本部及び軍令部との連絡係をつとめた。

アメリカ合衆國との交渉の再開

E-959  
東條が東郷を外務大臣に選んだのは、主として合衆國との交渉を行わせるためであつた。大使野村は心苦しさを感ぜ、職を辭められることを希望した。十月二十三日の東郷に對する通信の中で、かれは次のように述べた。「小生は前内閣の退場に殉ずべきものと確信す。元來國務長官は小生の誠實を認めつつ、東京に對してはインフルエンスなきものと認定しあり、既に死馬の骨となりたる此の身、本省に於ても

何等御異存なきことと拜察す。此の上自分を欺き他人を欺く如きごまかしの存在たるは心苦し。十一月二日に、東郷は野村に對して、次のように訓令した。日米國交調整に關する根本方策を慎重審議中なりしが、右は來る五日御前會議に於て決定を見る。決定にして其結果は直に貴大使に訓電すべき處、政府は右を以て國交調整の最後の試みを行ふ次第にして、交渉開始の上は諸般の情勢上極めて急速に妥結を要する儼なるに付き、右殿に貴大使限り御含み置きあり度し。

十一月四日に、東郷は再び野村に訓電した。熟議に熟議を重ねた結果、ついに内閣と軍部の一致の意見に基いて、日米交渉を再開するための對策を提出することができようになつたとかれはいつた。しかし、つけ加えて、これが交渉の最後の努力であること、この散子の一擲に國土の運命を賭すことが決定されたこと、もし急速に妥結に至らぬときは、會談は決裂し、兩國の關係は渾沌の縁に臨むてあるうといつた。日本は最後のできる限りの譲歩をしてゐるのであるとかれは述べた。訓令には野村が取捨選擇する餘地はないから、交渉を行うにあつては、それを文字通り守らなければならぬと野村に訓令した。それから、野村は重要な地位にあり、内閣は野村が我が國運進展のため何等か有効なることをなしし得るであろうと大きな希望をかけているといつて、かれは野村にその使命の重大なことを強調した。この點で、かれは野村に對して、篤と諒承し、沈着をもつてその任務を繼續する決意をするように

E-960

促した。

東郷は、十一月四日に野村に於てた一連の電報によつて、決定されていた對案を傳えた。この提案は、翌朝に開催される豫定の御前會議で、なお承認されなければならぬが、その確認がえられたならば、直ちに野村に通知するから、野村がその通知を受取つたら、すぐに對案を提出することを希望すると東郷はいつた。この提案は「甲案」と呼ばれ、九月二十五日の日本政府の提案の修正案という形をとり、東郷から野村に於てた電報の中で「最後案」と呼ばれていた。この提案は、日本軍がだんだんに撤退することを定めていた。最初の撤退は佛印からであり、中國國民政府との講和條約が調印されたならば、そのときに行われることになつていった。講和條約の調印とともに、條約に明示される指定地域を除いて、中國から撤兵し、これらの指定地域からの撤兵は、適當期間の後に行われることになつていった。これらの地域における軍隊の駐屯の期間に關して、東郷は「適當期間」に付米國當局より質問ありたる場合に、概ね二十五年を目途とするものなる旨を以て漠然と應酬するものとすと野村に告げた。三國條約に關しては、この條約に定められていたように、日本は合衆國を攻撃しないという保證を與えないといふのが日本政府の決意であつて、この決意をこの提案は繰返して述べた。しかし、日本政府は、條約上の日本政府の義務に關しては、他の樞軸國から獨立して、獨自の解釋をするといふのであつた。通商無差別問題については、全世界に適用されるという條

件附で、日本はこの原則の適用に同意するといふのであつた。他の事項については、アメリカと了解に達することができぬかもしれぬが、中國に軍隊を駐屯せよといふ要求に關しては、日本は讓歩することのできなないといふことを東郷は明らかにした。日本が中國で四年以上わたつて拂つた犠牲と國內情勢とは、この點に關して、讓歩を許さぬといふのであつた。いいかえれば、日本はアメリカに對して、中國への侵入を容認すること、中國を日本に隷屬させたままにしておくことを要求したのである。『甲案』に關して合意に達することができなかつたならば、その代りに提出すべきものとして、『乙案』も野村にあてて送られた。これについては、追つて取り上げることにする。

東郷は十一月四日の電報で、交渉の重大性にかんがみ、また野村からの任を解いてもらいたいといふ要請にかんがみて、交渉にあつてかれを援助するため、大使來朝を特使として派遣するが、かれは新しい訓令を携えていまいと通告した。二三日の後に、東郷はドイツ大使に對して、來朝には日本政府の斷固たる態度について訓令してあり、かれには越えてはをらぬ明確な期限が與えてあると明らかにした。來朝が到着した上は、直ちに合衆國大統領に會見することができるといふに、手配することを野村は訓令された。

E-938  
交渉の繼續中に、日本の戦争準備と戰略的諸活動を暴露するおそれのある新聞報道や言論に對して、内閣はさらに新しい檢閲規則を課した。

E-063

東郷が野村に通告したように、一九四一年十一月五日に、御前會議が開かれた。東條、東郷、嶋田、賀屋、鈴木、武藤、岡及び星野が出席した。合衆國、イギリス及びオランダに對してとるべき方針が決定された。日米交渉を再開して、「甲」及び「乙」と呼ばれた二つの擇一的な提案を合衆國に提出するところが決定された。これらはその前日に野村にあてて送られた提案であつた。さらに、十一月二十五日まではそれ以前に、合衆國によつて、これらの提案のどちらも受諾されなかつたならば、日本政府は、合衆國とイギリスに對して、開戦する意向であることをドイツとイタリアの政府に通報し、これらの政府に参戦と單獨不講和を要請することが決定された。この決定は、アメリカ政府が日本の提案のうちのとちらかに同意したならば、イギリスとの協定を得るために、アメリカ政府を利用することを豫期していた。

十一月五日の會議の直後に、東郷は野村に對して、これらの提案が會議で承認されたこと、野村は前日の訓令の中で述べられた趣旨を体して、折衝を開始すべきことを訓電した。どの協定にせよ、その訓印のための取極めは十一月二十五日まで完了しなければならなかつたが、他方において、野村に對しては、日本側が協定に遠すため期限をつけているとか、提案が最後通牒の性質のものであるとかといふ印象を與えることを避けるように、訓令が與えられていた。

御前會議でけ、さらに、タイと交渉して、日本軍

隊にタイの領土を通過させるようにすることが決定された。日本はタイの主権と領土保全との尊重を確保することになつてゐた。ビルマまたマレーの一部を日本はタイに與えることを考慮するといふ好餌を示すことになつてゐた。オランダ領東インドに關しては、日本の企圖を隠すために、日本にとつてなくてはならぬ物資を獲得するといふ問題について、交渉が開始されることになつてゐた。フィリッピンは占領後獨立させること、オランダ領東インドの一部も同様に獨立させ、殘部は日本が確保することになつてゐた。

會議の直後に東條は木戸を訪問し、右に述べた諸決定と南方軍の編成と野村を抜けるために來朝をワシントンに派遣するといふ決定とを知らせた。一九四一年十一月五日に、東郷はさらに野村に對して、十一月二十五日をアメリカとの協定の調印の最後の日と確定するといふ電報を送つた。

E-964

## 海軍の攻撃命令

日本の連合艦隊司令長官山本は、十一月三日に、東京において海軍軍令部總長永野を訪問し、數カ月間にわたつて準備されていた連合艦隊作戦命令の最終案に對して、かれの承認を與えた。この命令は、十月四日に初めて計畫された方法で、シンガポールを攻撃することと、オランダ領東インドに對する包圍態勢を完了することによつて、南方への進出を實行することを定めていた。また、數カ月前に、大島がリツベントロツプに對して、準備中であると語つたフィリツピン諸島に對する攻撃も定めていた。これらの攻撃は、合衆國太平洋艦隊を全滅させるための眞珠灣攻撃によつて、掩護されることになつていた。イギリスとアメリカは、香港と上海に對する攻撃によつて、中國から驅逐されることになつており、またその他の附隨的な作戦も含まれていた。この命令には、「帝國が米國、英國及び蘭國に對し開戦を予期し諸般の作戦準備を完成するに決したる場合は、開戦(sic)概定期日( Y日 )と共に「第一開戦準備」を下命す」と書いてあつた。續いて、この命令は、 Y日の下令とともに、各艦隊部隊は特令なくして編整戦備を整え、各艦隊部隊指揮官の所定によつて、待機地點に進出し、攻撃の準備の下に待機するよう命令してあつた。さらに、「開戦時( X日 )は大命令によつてこれを示す。これは數日前に發令す。 X日

119

〇〇、〇〇時以後開戦状態に入り、各部隊は予定に基き作戦を開始す」と定めてあつた。十一月五日の

E-965

N-966

御前會議を終えた後に、海軍軍令部總長はこの命令を發するやうに山本に命じた。そして、それはその日に發令された。

一九四一年十一月七日に發出

された「甲」案

大使野村は、十一月七日に、「甲案」をハル氏に提出した。十一月十日に、かれは合衆國大統領に對して、この提案を説明する覺書を読み上げたが、覺書はいまいであり、また不明確であつた。野村がこの覺書を読み上げていた日に、眞珠灣に對する攻撃で空母機動部隊を指揮することになつていた南雲海軍中將は、その機動部隊に對して、單冠灣（千島擇捉島ヒトカツブ灣）の待機地點に向うやうに命令を出した。嶋田の述べたところによれば、この命令は、機動部隊の全艦船に對して、十一月二十日まで戦闘準備を完了し、嚴重な機密保持の規定に従つて、待機地點に向うやうに命じたものであつた。十一月十日の連合艦隊命令作第三號は、十二月八日を「E日」と定めた。この日こそ、〇〇、〇〇時以後は交戦状態に入るといふ日であつた。

十一月十二日に、ハル氏は野村に對して、日本の提案を研究中であり、十五日に回答したいと希望していることを述べた。

合衆國政府は、交渉を行つている間、イギリス、オランダ及び中國の各政府と密接な連絡を保つていた。ハル氏と大統領が言明した四つの基本原則に對して、もし日本政府が同意したならば、極東と太平

E-967

洋地域における個々の問題に關して協定に到達する前に、これらの政府は相談を受けるといふ了解があつた。總理大臣ウインストン・チャーチルは、十一月十日にロンドンで行つた演説中で、「太平洋において平和を維持しようとする合衆國の努力が成功するかどうかは、われわれにはわからない。しかし、もしそれが失敗すれば、私はこの機会にいつておく……そして、いつておくのが私の義務である……もし合衆國が日本との戦争に巻きこまれたならば、英國の宣戰布告は一時間以内に發せられるであろう」と言明した。その翌日に、イギリス大使は、かれの本國政府の立場を説明するために、東郷を訪れた。この會談中に、東郷は大使に對して、交渉はその最終段階にはいつたこと、日本は最後の提案を行つたこと、もし合衆國がそれを拒否したならば、これ以上會談を續ける理由はなくなることを告げた。

連絡會談は、攻撃に關する諸問題を決定するために、ほとんど毎日續けられた。十一月十一日の會談は、暹東におけるアメリカ、イギリス及びオランダの基地を速やかに打ち破り、日本の自給自足を確立し、同時に重慶政權の降伏を早める方針を決定した。この計畫は、まずイギリスを敗り、次にアメリカの戦争を續ける意思を失わせるために、樞軸國と協力して、イギリスに力を集中するといふのであつた。<sup>121</sup>日本の軍隊は配置につきつあつた。航空部隊は、シンガポールの攻撃のために、サイゴンに集結しつあつた。眞珠灣攻撃のための機動部隊を構成する艦船は、日本の港から單冠灣の待機地點に進航しつ

つあつた。

十一月七日に野村が提出した「最後案」すなわち「甲案」に對する回答として、ハル氏が十一月十五日に野村に覺書を渡したときに、合衆國政府は右の案をそれとなく拒否した。日本軍隊の撤退に關する提案は、この撤退の期限も、どの地域から撤退するかも明示していないから、不明確であり、あいまいであるとハル氏は指摘した。また、合衆國として、他の諸國も通商無差別主義の全般的適用をするといふことを約束することはできないといつた。この覺書に對しては、なんの回答もなかつた。その前日に、野村は京郷に對して、南方にせよ北方にせよ、日本の軍事行動がこれ以上進むのを阻止するため、合衆國政府は、戦争とまでは行かない範圍で、できるだけの手段を盡す決意であること、ミュンヘンのような間違いを再び犯すつもりは毛頭ないから、この點について讓歩するくらいならば、むしろ戦争を躊躇しないであろうといふことを知らせた。

ハル氏から覺書を受取つた後に、京郷は攻襲の最後の準備を始めた。かれはホルルの日本總領事に打電して、事態は非常な危機にあるから、秘密保持にいつそうの注意をすること、しかし、停泊中の船舶に關する報告を少くとも週に二回行うことを訓令した。野村は期日の延期を求めたが、それに對して、十六日に、「交渉妥結の期日を定めたのであつて、<sup>122</sup>變更は行われたい」と京郷は回答した。「甲案」として、急速に妥結をもたらすように、かれは野村に

E-968

訓令した。それから、東郷は、戦争の原因にかかわりなく、日本が合衆國との戦争に巻きこまれた場合に、單獨講和を結ばないという協定をドイツ政府と交渉することに、かれの注意を向けた。この協定は、十一月二十一日に結ばれた。

## 一九四一年十一月二十日の「乙案」

一九四一年十一月十五日に、特使來栖はワシントンに到着したが、十一月二十日に、かれと野村が代案であつた「乙案」をハル氏に提出するまで、新しい提案をかれは何も出さなかつた。この案は、東郷が十一月四日に野村に送つた代案であり、十一月五日の御前會議で承認されたものであつた。東郷は野村に對して、「甲案」によつて了解に達することができないことが明らかとなるまでは、「乙案」を提出してはならないと訓令していた。この「乙案」はまづたく新しい提案の草案であつて、前の提案の修正というつもりのもではなかつた。それは三國同盟、中國からの軍除の撤退、または通商無差別の原則については、まづたく觸れていなかつた。この提案が受諾された場合には、日本は兩部佛印から軍除を引揚げることに、蔣介石大元帥と蔣和條約の交渉が行われ、または太平洋における公正な平和が結ばれたときは、北部佛印から軍除を引揚げることを申し入れた。これらのいわゆる讓歩の代償として、合衆國は蔣介石大元帥との講和條約の交渉に介入しないこと、日本に石油を供給することを求められた。この提案は、また、オランダ領東インドの天然資源の

E-969

獲得と開發に協力し、相互に通商關係を凍結令發令前に存在した状態に復讐することに協力する協定のことを定めていた。

アメリカ政府は、アメリカの情報機關が傍受し、解讀した日本側の通信の中にあつた情報にかんがみて、また、南部佛印から引揚げられる軍隊は、一日か二日で再び送り返すことのできる北部佛印と海南島に維持されることになつていたという事實にかんがみて、乙案は誠意のないものという結論に達した。南部佛印に對して獲得した地位を、すなわち、南方の諸國を脅威し、通商路を脅威する地位を、日本は維持しようと申出たのである。この提案を受諾することは、日本がすでに行つた侵略を容認し、將來日本による制限のない征服を承認するとともに、アメリカ合衆國の原則を放棄し、中國を裏切るのにひとしいとアメリカ政府は考えた。

E-970

十一月二十二日の朝に、ハル氏はイギリス、オーストラリア及びオランダの大公使の會議を招集し、日本の提案に關するかれらの意見を求めた。この會議で意見が一致したことは、もし日本が誠意をもつて平和を希望し、平和的政策に従う固い意思を有するならば、かれらはそれを歓迎し、日本との正常な通商關係を再開することに協力するものであるが、ワシントンにおける日本の兩大使の提案と説明は、<sup>124</sup>東京における日本の指導者と報道機關の言明と相反するよう思われるということであつた。イギリスとオランダの代表は、本國政府と相談し、その意見をハル氏に伝えることに同意した。

一九四一年十一月二十二日の午後、ハル氏は、野村と來栖に會見した。かれは兩人に對して、その日の午前に開かれた會合について知らせ、また、次の月曜日の十一月二十六日の會議で決定が行われると期待していることを知らせた。野村と來栖は、イギリスとオランダの意向はとにかく、アメリカの態度を示すように迫った。ハル氏はこれに對して、關係諸國はすべて南太平洋における緊急な問題が解決されることを熱望していること、しかし、その點から見ると、最近の提案では不充分であるということ等を答えた。十一月二十二日に、東郷は野村に對して、協定の締結の最終期日は十一月二十九日であるとし、それは、その後は、情勢が自動的に進展するからであると打電した。

十一月二十六日に、野村と來栖は再びハル氏と會つた。ハル氏は兩大使に對して、「乙案」はかれが交渉の初期に言明し、アメリカ合衆國が誓約している四つの基本的原則に違反するものであることを指摘した後に、これらの提案の採用は、太平洋における究極の平和に貢献するものでないというのがアメリカ政府の意見であると知らせた。これらの四つの基本的原則を實際に適用するについて了解に到達するため、いつその努力をしてはどうかとハル氏は提案した。この目的を念頭に置いて、かれは新しい提案の草案を出した。その要點は、極東において四つの基本原則の實施を定めたこと、日本軍隊の中國撤退と中國の領土保全の維持とのために、アメリカ合衆國、イギリス、中國、日本、オランダ、タイ

E-971

125

及びソビエツト連邦の間に多邊的協定を結ぼうとする  
ことであつた。

この提案された協定は、日本とアメリカ合衆國は  
太平洋における恒久的平和の確立を目的として、次  
のことを宣言することを定めていた。(一)兩國は他  
國の領土に對するどのような企圖もないこと、(二)  
兩國は侵略的に武力を用いないこと、(三)兩國は他  
國の内政に干渉しないこと、(四)兩國は國際紛争を  
平和的な手續によつて解決すること。これらのこと  
は、ハル氏がすでに一九四一年四月十六日に述べた  
四つの一般的原則であり、また、原則として同意さ  
れ、實際に適用されなければならぬと合衆國政府  
が終始主張してきたものであつた。これらの原則は、  
一九三〇年以前には、日本が繰返して賛成を表明し  
ていたものであるけれども、その年から後は、實際  
上しばしば違反したものであつた。

國際通商の面では、次のことが提案された。(一)  
いろいろな國の國民の間に、どのような差別も設け  
ないこと、(二)國際貿易の流通に對する極端な制限  
を廢止すること、(三)すべての國家の國民に對して、  
差別なく原料入手の途を開くこと、(四)國家間の通  
商協定は、消費のために物資を輸入しなければなら  
ない國の住民の利益の保護を保證すること。これら  
の原則は、國際貿易に依存し、かつ消費物資の大き  
な輸入國としての日本にとつて、ほとんど異存のあ  
るはずがなく、實際のところ、さきになされた交渉  
の間に、その實質については、すでに意見が一致し  
ていたのである。しかし、右に述べた原則のすべて

E-972

を實際に適用するということは、また別の問題であった。日本は多年中國に對して戦争を行つていたのであり、その過程において、滿洲を領有し、中國のその他の廣大な部分を占領し、中國の經濟の大部分を支配し、これを自己の用途に流用していた。今では、南方の隣接諸國に對する一連の新しい掠奪的攻撃のために、日本は必要な基地を佛印において獲得し、一切の準備を終り、開始するばかりの態勢にあつた。これらの攻撃によつて、日本はその過去の侵略によつて得たものを確保し、東アジアと西太平洋及び南太平洋において支配的地位を得るために必要とする、より以上の領土と物資を確保しようと希望した。右に述べた諸原則を實際に適用することは、日本が過去の侵略で得た成果を放棄することと、南方に對して侵略を續ける計畫を断念することを意味するものであつた。

交渉のはじめから、アメリカ合衆國は、その示した原則の承認を終始主張し、これらの原則を實行に移す方法を考え出す必要について、ハルは繰返して注意を喚起した。交渉の初期に、日本はこれらの原則に同意するという明確な宣言をすることを避けた。一九四一年の八月ごろ、非常な困難の後、近衛は、日本は四原則を受諾するということをアメリカ合衆國に通告することについて、軍部の同意を得ることとに成功した。われわれが知つてゐるように、これは誠意のない見せかけにすぎなかつた。これらの原則を適用する意思はなかつた。日本の指導者は、これらの原則を實際に適用し、それによつて過去に得

E-973

たものを放棄し、將來に得られるものを斷念する氣には決してならなかつた。これらの原則を實際に適用することは、どのような協定にも、絶對に缺くことができないということ、前からアメリカ合衆國によつて警告されていたにもかかわらず、かれらは右のような考へて交渉を行つた。かれらのうちのあつる者は、軍事的威嚇と外交的工作によつて、少くとも日本が滿洲と中國で獲得した支配的地位を保持させる程度に、その原則の適用をアメリカ合衆國に緩らせようとして希望したようである。かれらは、アメリカ合衆國及び西洋諸國との戦争において、日本は勝利を得ることができるかどうか確信がなかつたのであり、もしこれらの諸國に、日本が滿洲と中國のその他の部分で獲得した地位を默認させることができなかつたらば、計盪された南方進出をかれらは一時斷念するつもりであつた。かれらのうちの他の者は、諸國をそのように欺くことができるとは信じていなかった。これらの人人は、比較的樂觀しているものにも、この欺瞞は不可能であることがわかるまで、これは國民の統一にも資することになるわけであるが、――また日本の戦争準備が完了するまで、交渉の遷延を單に默認していたにすぎなかつた。

128

ハルは、十一月二十六日の通牒で、もしこれらの原則が承認され、かつ實施されるとするならば、ある種の措置が必要であるとして、その詳細を述べた。(一)東アジアに利害をもつすべての國の間に、不侵略條約を結ぶこと、(二)すべてこれらの諸國は、佛印との經濟關係において、優先的待遇を受けたいこと、

（三）日本は軍隊を中國と佛印から撤退すること、（四）日本は中國の傀儡政權に對する一切の支持を撤回すること。

これらの原則を實際に適用するといふこの提案は、日本の指導者を現實に直面させた。かれらはこれらの原則を實際に適用する氣は決してなかつたのであり、このときにも、適用するつもりはなかつた。かれらの戦争準備は、今や完了していた。眞珠灣を襲うことになつていた艦隊は、この日の早朝に出航していた。かれらが全員一致で決定したことは、戦争をすること、交渉の打ち切りによつて、警告がアメリカ合衆國とイギリスに届く前に、選擇された地點において、兩國の軍隊を日本の軍隊が攻撃できるよりに、外交上の應酬を謀ることであつた。

野村と來栖は東郷に對して、かれらは完全に失敗し、完全に面目を失つたと打電した。十一月二十七日に、日本の外務省は來栖に對して、交渉を打ち切らないように訓令した。十一月二十八日に、東郷は野村と來栖に打電した。『兩大使段々の御努力にも拘らず米側が今次の如き理不盡なる對案（十一月二十六日のハル氏の提案）を提示せるは頗る意外且遺憾とする所にして我方としては到底右を交渉の基礎とする能はず従つて今次交渉は右米案に對する帝國政府見解（兩三日中に追電すへし）申入を以て實質的

には打切とする他なき情勢なるか先方に對しては交渉決裂の印象を與ふることを避くると致度に行貴方に於ては目下猶請訓中なりと述べられ度し」とかれはいつた。一九四一年十一月二十九日に、日本

の外務省は來栖と野村に對して、合衆國國務省にある申入をすること、但し交渉の決裂と思われるようなことはいわないように注意することを訓令した。十一月三十日に、外務省は、ワシントンの兩日本大使に對するこの警告を繰返した。

E-975

十一月十九日に、木戸は孝順について天皇と話し合つた。かれは次のことを天皇に進言した。單に交渉の期限が切れたからという理由で、戦争が始められたならば、天皇に對して不當な非難がなされるかもしれないこと、従つて、天皇が戦争の開始を承認する前に、重臣を參加させた御前會議をもう一度召集するよう、總理大臣に命令すること。その後に行われた十一月二十六日の木戸と天皇の會談で、現狀に鑑みて、戦争に關する御前會議をいま一度開催すること、二人は決定した。その結果として、十一月二十九日の朝に、その日の後刻行われることになつて、いた天皇との會合の準備として、重臣會議が召集された。この午前中の會議には、東條、鈴木、嶋田、東郷及び木村が出席した。東條は合衆國との戦争が避けがたいことを説明した。休憩の後に、重臣と東條とは天皇に會い、天皇は順々に各人の意見を聞いた。東條は政府の見解を述べた。この討論は、東條が述べたように、戦争は避けられないという説に基いて行われた。廣田と近衛とを除いて、平沼とその他の重臣は、この假定に基いて進言することだけで満足していた。

## 一九四一年十一月三十日の連絡會議

十一月三十日に開かれた連絡會議は、連合國に對する攻撃の最後の詳細について、意見の一致を見た會議であつた。東條、嶋田、東郷、賀屋、鈴木、武藤、岡及び星野が出席した。真珠灣攻撃計畫が忌憚なく論議された。合衆國政府への通牒の形式と内容について、意見の一致を見た。この通牒は、二十六日のハル氏の提案の草案をしりぞけ、またワシントンにおける交渉の決裂を意味するものであつた。宣戰布告は不必要といふことに一致した。通牒手交の時刻が討議された。交渉決裂の意味を含んだ通牒の手交と實際の真珠灣攻撃との間に、経過すべき時間については、いろいろの説が立てられてゐると東條はいつた。ある者は一時間半の時間の余裕をおくべきであると考え、その他一時間、三十分などといふ時間が提案されてゐるといつた。通牒手交の時刻によつて、その攻撃における奇襲の要素がためにされてはならないといふことについては、全員が一致した。最後に、通牒の手交と攻撃の開始との間の時間の余裕を決定することは、海軍軍令部に一任することに決し、海軍軍令部は、その作戰行動の行われる時機を予測した上で、合衆國に通告してもよい時刻を連絡會議に知らせることになつてゐたと武藤はいつた。

131

## 一九四一年十二月一日の御前會議

十一月三十日の連絡會議で行われた諸決定を承認するための御前會議は、十二月一日に開かれた。東

條、東郷、嶋田、賀屋、鈴木、星野、武藤及び岡が他の者とともに出席した。東條が議長となり、會議の目的を説明し、その後、各大臣及び參謀總長、

E-977

軍令部總長がそれぞれその責任上の立場から問題を討議した。問題は合衆國、イギリス及びオランダと戦争をするか平和を保つかということであつた。決定は戦争とすることになつた。その決定の記録は、「十一月五日決定の帝國國會遂行要領に基く對米交渉遂に成立するに至らず。帝國は米英領に對し開戦す」となつてゐる。木戸はその日記に、「二時御前會議開催せられ、遂に對米開戦の御決定ありたり。四時半首相來室宣戰詔書につき協議す」としてゐる。その翌日、すなわち十二月二日に、大本營は十二月八日を八日と指定する命令を發したが、われわれが知つてゐるように、一九四一年十一月十日の連合艦隊命令作第三號によつて、この日はすでに確定されてゐたのである。

E-978

一九四一年十一月二十二日に、山本海軍大將は、廣島灣におけるその旗艦から、當時單冠灣に集合中の機動部隊に命令を發した。この命令は、機動部隊が十一月二十六日單冠灣を出發し、北緯四十度西經百七十度の地點に向つて、十二月三日に到着するよう隠密に進めという趣旨のものであつた。燃料の補給は、その地點で、できるだけ速やかに行うこととなつてゐた。十一月二十六日の朝に、機動部隊は單冠灣を出港し、燃料補給の地點へ向つた。この機動部隊は、戦艦、駆逐艦、その他の艦船とともに、日本の六隻の大型航空母艦によつて編制されてゐた。

南雲海軍中將は、「真珠灣を攻撃せよ」という簡潔な命令を發した。それ以上のものは不必要であつた。というのは、すでに十一月二十三日に、かれは攻撃について詳細な命令を發していたからである。

## アメリカ合衆國との交渉の打切り

ワシントンでは、平和交渉が續けられていた。大統領ローズヴェルト、國務長官ハルと野村、來瀨の兩大使は、一九四一年十一月二十七日の午後二時三十分から、およそ一時間にわたつて會談した。この會見の後に、來瀨は東京の外務省の一員と電話で話をしようとした。この話の中で、來瀨は會話の暗號については何も知らないようで、しかも太平洋方面における連合國の屬領に對する攻撃を偽裝するため、ワシントンにおける交渉を利用するという東條内閣の計畫については、驚くほど知つていたことを示している。攻撃が差し迫つてゐること、どんな犠牲を拂つても、かれが交渉を續けるように期待されていること、つまり、「. . . . .」 期日を経過したにもかかわらず、交渉繼續の外見を保つべきことを注意された。合衆國に「不必要に疑惑を増さしめないようにすることになつていた。

一九四一年十二月七日午前十時（ワシントン時間十二月六日午後八時）ごろに、野村と來瀨にあてて、合衆國政府に手交されるべき覺書を得る東郷の電報がワシントンに着きはじめた。それは十一月二十六日の合衆國提案の草案に答えるもので、交渉決裂の意味を含んだものであつた。それはいくつかに分

E-979

けられて打電された。その一部で、東郷は野村に對して、「右覺書を米側に提示する時期に付て、追て別に電報すべきも、右別電接到の上は、訓令次第何時にても米側に手交し得る様万端の手配を了し置かれ度し」と知らせた。

大統領ローズヴェルトは、日本政府と平和的解決に到達しようとする最後の努力として、日本の天皇に親電を送つた。この親電は、天皇にこれを手交せよという訓令とともに、東京のアメリカ大使グルー氏に送られた。この親電は正午に東京に着いた。その内容は、午後のうち、日本の當局者に知られていたにもかかわらず、グルー氏には、その晩の九時になるまで傳達されなかつた。親電を解讀すると、直ちにグルー氏は一九四一年十二月八日の午前零時十五分に外務大臣東郷を訪問し、その親電を手交するため、天皇に面會したいと要請した。しかし、東郷はグルー氏に對して、自分がその親電を天皇に手交すると告げた。グルー氏は午前零時三十分（ワシントン時間一九四一年十二月七日午前十時三十分）に辭去した。この時には、兩國はすでに戦争していた。というのは、前に言及した海軍の作戰命令は、十二月八日〇〇、〇〇時（東京時間）を「開戦状態に入る」時機と定めていたからである。コタ・バル攻撃は午前一時二十五分に、眞珠灣攻撃は午前三時二十分（双方とも東京時間）に始まつた。天皇にあつた大統領の親電をグルー氏に傳達することが遅れたことについては、本裁判所に對して、満足すべき説明は全然與えられなかつた。この親電は、何かの

効果があつたかもしれないが、かりにあつたとしても理由のわからないこの遅延のために、その効果をもたらすことができなかつた。

E-980

## 眞珠灣

日本の機動部隊は、その作戦命令を予定通りに遂行するため、行動を起していた。グルー氏が東郷に別れてから一時間の後に、すなわち、一九四一年十二月八日午前一時三十分（眞珠灣時間十二月七日午前六時）（ワシントン時間十二月七日午前十一時三十分）に、眞珠灣に第一次の攻撃を加えることになつていた飛行機は、眞珠灣から北約二百三十マイルの地帯で、航空母艦の甲板から飛び立つた。ワシントンの大使野村は、國務長官ハルに、一九四一年十二月八日午前三時（ワシントン時間十二月七日午後一時）に面會したいと申込んでいたが、後程電話をして、面會を一九四一年十二月八日午前三時四十五分（ワシントン時間十二月七日午後一時四十五分）に延ばすことを求めた。野村がハルを訪問する前、一九四一年十二月八日午前三時二十分（眞珠灣時間十二月七日午前七時五十分）（ワシントン時間十二月七日午後一時二十分）に、眞珠灣に對する最初の襲撃が行われた。野村と來領の兩大使は、一九四一年十二月八日午前四時五分（ワシントン時間十二月七日午後二時五分）に、國務長官ハルの事務所に到着した。これは眞珠灣に第一次攻撃が實際に加えられてから四十五分の後であつた。そして、兩大使がハル氏に引見されたのは、攻撃が始つてからすでに一時

E-981

間を經過した後のことであつた。日本の大使は、一九四一年十二月八日午前三時（ワシントン時間十二月七日午後一時）に、この通牒を手交するよう訓令を受けていたのであるが、解讀と淨書に困難があつたために遅れたことは申譯ないと述べた。國務長官は、なぜワシントン時間の午後一時という特定の時間に通牒を手交するよう命ぜられたのかと尋ねた。大使は理由は知らないが、そう訓令されたのであると答えた。一九四一年十二月八日（ワシントン時間十二月七日）に、東郷が野村に次のような訓令を打電したことは事實である。『貴地時間七日午後一時を期し合衆國政府に貴使より當同答を提出相成度し。』眞珠灣に對する第二次攻撃は、午前四時十分から午前四時四十五分（眞珠灣時間午前八時四十分から午前九時十五分）まで、水平爆撃機によつて加えられ、第三次攻撃は、午前四時四十五分から午前五時十五分（眞珠灣時間午前九時十五分）から午前九時四十五分）まで、急降下爆撃機によつて加えられた。

E-982

コタ・バル

東京において、グルー氏が東郷と別れてから四十分の後に、すなわち、一九四一年十二月八日の午前一時二十五分（コタ・バル時間十二月七日午後十一時四十五分）（ワシントン時間十二月七日午前十一時二十五分）に、イギリス領マレーの東岸にあるバダンとサバック海岸の防衛部隊は、沖合に艦船が停泊していると報告した。このバダン海岸とサバック海岸との接点であるクアラ、パーマツトは、コタ・バル飛行場の北東約一マイル半のところに位置している。東條は、これらの艦船は佛印のサイゴンから出港したものであるといつた。一九四一年十二月八日の午前一時四十分（コタ・バル時間十二月七日午前零時）（ワシントン時間十二月七日午前十一時四十分）に、これらの艦船は海岸の砲撃を開始した。これは来福と野村が日本の通牒を持つてハル氏を訪問するようになり、最初から豫定されていた時間よりも一時間二十分早く、また両者がハル長官の事務所に実際に到着したときよりも二時間二十五分早かった。一九四一年十二月八日の午前二時五分（コタ・バル時間十二月八日午前零時二十五分）ごろに、日本軍の第一攻撃部隊は、バダン海岸とサバックの海岸の接続地点に上陸した。海岸防備の第一線を確保して、日本軍は、イギリス領マレー半島に対する上陸作戦の第二段階を開始した。この第二段階は、シンゴラとバタニにおける上陸作戦であつて、これらの町は、イギリス領マレーとタイとの国境のすぐ北にあり、従つてタイの領土内にあつた。この第二の上陸は、

一九四一年十二月八日の午前三時五分（コタ、バル  
時間十二月八日午前一時二十五分）（ワシントン時  
間十二月七日午後一時五分）に始まった。日本の艦  
船は軍艦をシンゴラとバタニで下船させていること、  
シンゴラの飛行場は日本の上陸部隊によつて占領さ  
れていることが空中偵察によつてわかつた。コタ、  
バルに對して側面攻撃を行うために、日本軍はその  
後に、ベダン、ブサールとクロードマレーとタイの  
國境を越えた。

日本の飛行機は、一九四一年十二月八日の午前六  
時十分（シンガポール時間十二月八日午前四時三十  
分）（ワシントン時間十二月七日午後四時十分）にイ  
ギリス領マレーのシンガポール市に對して空襲を行  
つた。これらの攻撃機は、東條によれば、佛印の基  
地から、また沖合の航空母艦から來たものであつた。  
爆弾がセレタールとテンガとの飛行場にも、シンガ  
ポール市にも投下された。

フィリピン、ウエーク及びグアム

グアム島に對する最初の攻撃は、一九四一年十二  
月八日の午前八時五分（ワシントン時間十二月七日  
午後六時五分）に行われた。そのときに、日本の爆  
撃機八機が雲の中から現われて、海底電信局とパン  
アメリカン航空會社の敷地との附近に爆弾を投下し  
た。

E-984  
一九四一年十二月八日（ウエーク及びワシントン  
ン時間十二月七日）の未明に、ウエーク島に對する  
攻撃が日本の飛行機の爆撃によつて開始された。

ファイリツピンも一九四一年十二月八日（ワシントン時間十二月七日）の朝に最初の攻撃を受けた。ミンダナオ島のダヴァオ市とルソン島のクラーク飛行場とに對して、日本軍の猛襲が行われた。

## 香 港

香港は最初の攻撃を一九四一年十二月八日の午前九時（香港時間十二月八日午前八時）（ワシントン時間十二月七日午後七時）に受けた。イギリスに對してまだ宣戦は布告されていなかつたが、一九四一年十二月八日の午前八時四十五分ごろに、香港の當局者によつて、東京放送局からの暗號の放送が聴き取られた。この放送は、イギリスと合衆國に對する戦争が差迫つてゐることを日本國民に警告するものであつた。この警告は、香港の防衛當事者に、豫期される攻撃に對してある程度の準備をする余裕を與えた。

## 上 海

上海に對する三度目の侵入は、十二月八日（ワシントン時間十二月七日）の未明に、日本の巡察隊が蘇州河のガーデン、ブリツジを渡り、軍用電話線を架設しながら進んで行くのが認められたときから始まつた。かれらはなんの抵抗にも會わずに、バンドを容易に接收することができた。一九四一年十二月八日の午前四時（上海時間十二月八日午前三時）（ワシントン時間十二月七日午後二時）までに、かれらはそれを完全に占據してゐた。

一九四一年十二月七日ワシントン

で手交された日本の通牒

開戦に關する一九〇七年のヘーグ第三條約は、その第一條に、「締約國ハ理由ヲ附シタル開戦宣言ノ形式又ハ條件附開戦宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且事前ノ通告ナクシテ其ノ相互間ニ戦争ヲ開始スヘカラサルコトヲ承認ス」と規定している。この條約は、この裁判事件に關連のある全期間にわたつて、日本を拘束していた。本裁判所條例によれば、國際法、條約、協定または誓約に違反する戦争の計整、準備、開始または遂行は犯罪であると定められてゐる。起訴狀の起訴事實の多くは、全面的または部分的に、次の見解に基いてゐる。すなわち、イギリスと合衆國に對する攻撃は、理由をつけた開戦宣言の形式または條件附開戦宣言を含む最後通牒の形式において、明瞭な事前の通告をすることをしに行われたという見解である。他の箇所では述べた理由によつて、われわれはこれらの起訴事實を取扱う必要はないと決定した。起訴狀の訴因で、侵略戦争及び自衛法、條約、協定または誓約に違反する戦争を遂行する共同謀議を訴追しているものに關しては、われわれは次の結論に到達した。すなわち、侵略戦争を遂行する共同謀議という起訴事實は立證されたこと、これらの行爲はすでに最高度において犯罪的であること、違反されたものとして起訴狀が擧げられてゐるところの一連の條約、協定及び誓約——ヘーグ第三條約を含めて——に關しても、起訴事實が立證されたかどうかということは、考慮する必要がない

E-986

一九四一年十二月七日ワシントン

て手交された日本の通牒

開戦に關する一九〇七年のヘーグ第三條約は、その第一條に、『締約國ハ理由ヲ附シタル開戦宣言ノ形式又ハ條件附開戦宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且事前ノ通告ナクシテ其ノ相互間ニ戦争ヲ開始スヘカラサルコトヲ承認ス』と規定している。この條約は、この裁判事件に關連のある全期間にわたつて、日本を拘束していた。本裁判所條例によれば、國際法、條約、協定または誓約に違反する戦争の計畫、準備、開始または遂行は犯罪であると定められている。起訴狀の起訴事實の多くは、全面的または部分的に、次の見解に基づいている。すなわち、イギリスと合衆國に對する攻撃は、理由をつけた開戦宣言の形式または條件附開戦宣言を含む最後通牒の形式において、明瞭な事前の通告をすることなしに行われたという見解である。他の箇所では述べた理由によつて、われわれはこれらの起訴事實を取扱う必要はないと決定した。起訴狀の訴因で、侵略戦争及び國際法、條約、協定または誓約に違反する戦争を遂行する共同謀議を訴追しているものに關しては、われわれは次の結論に到達した。すなわち、侵略戦争を遂行する共同謀議という起訴事實は立證されたこと、これらの行爲はすでに最高度において犯罪的であること、違反されたものとして起訴狀が擧げられているところの一連の條約、協定及び誓約——ヘーグ第三條約を含めて——に關しても、起訴事實が立證されたかどうかということは、考慮する必要がない

E-986

ことである。侵略戦争または国際法、條約、協定及び誓約に違反する戦争を遂行したと主張している訴訟に關しても、われわれは同様の結論に到達した。一九〇七年のヘーグ第三條約またはその他の條約に違反して戦争を行つたといふことに關して、殺人を誘致している起訴狀の訴因については、これらの被害が起つた戦争はすべて侵略戦争であるとわれわれは決定した。このような戦争を行うことは、いひ盡せない殺害、苦痛及び艱苦を伴うのであるから、重大な犯罪である。どの被告にせよ、この重大犯罪について有罪とし、さらに名目上の「殺人罪」についても有罪とすることは、なんの疑にも立たないであろう。従つて、一九〇七年のヘーグ第三條約が負わせている義務の正確な範圍について、われわれが結論的意見を述べることは必要でない。この條約は、敵對行為を開始する前に、明瞭な事前の通告を與える義務を負わせていることは疑いもないが、この通告を與えてから、敵對行為を開始するまでの間に、どれだけの時間の余裕を置かなければならぬかを明確にしていない。これは條約の起草者が當面した問題であつて、この條約が成立してから、國際法學者の間でつねに論争の對象になつていた。通告と敵對行為との間の時間の長さというこの間口は、もちろん重大である。もしその時間が短かくて、遂く離れた地にある軍隊に警告を得え、その軍隊に防衛態勢をとらせるだけの餘裕のないものであつたならば、これらの軍隊は自己を守る機會を與えられぬので、

E-587

うち倒されてしまいかもしれない。條約が預わせている義務の正確な範囲に關して、このよきを論争があつたということから、東郷は一九四一年十一月三十日の連絡會議に對して、義務的である通告の期間については、いろいろな意見があり、ある者はその期間が一時半、ある者は一時間、ある者は十分でなければならぬと考へていと知らせることができたのである。連絡會議は、ワシントンで通告を手交する時機は、奇襲攻撃の成功を妨げてはならぬといふ條件をつけて、その時機の決定を東郷と陸海軍の兩總長に任させた。要するに、かれらは、攻撃地點のイギリスと合衆國の軍艦が、交渉が決裂したといふ警告を受けることができぬことを確實にするために、敵對行爲の開始の前に、わずかを問を置いて、交渉を打切るといふ通告をすることに決定したのである。この任務を與えられた東郷と陸海軍の當事者は、通牒が一九四一年十二月七日の午後一時にワシントンで手交されるように手はずをきめた。眞珠灣に對する最初の攻撃は午後一時二十分に行われた。一切のことが順調にいつたをれば、眞珠灣の軍艦に警告するため、ワシントンに二十分の余裕を與へたであらう。しかし、攻撃が奇襲にすることを確實にしたいと切望するあまり、かれらは思いがけない事故に備えて余裕をおくといふことを全然しなかつた。こうして、日本大使館で通牒を解讀し、淨奪する時間が予定よりも長くかつたために、實際には、攻撃が行われてから四十五分もたつてから、日本の兩大使は通牒を持つてワシントンの

2-988

國務長官ハルの事務所に到着したのである。コタ・バルにおけるイギリスに對しての攻撃については、ワシントンで通牒を手交するよう定められていた時刻（午後一時）とは、全然關係がなかつた。この事實は證據中に充分に説明されていまい。この攻撃はワシントン時間の午前十一時四十分に行われた。これは、東京から受けた訓令通りに、ワシントンの日本大使館が實行することができたとしても、通牒を手交しているはずの時間よりも、一時間二十分も前のことであつた。

われわれは右のように事實の認定を下すのが正當であると考えた。これらの事項が多量の證據と議論の對象となつていたからでもあるが、主としては、この條約の現在の構造の缺陷に對して、鋭い注意を喚起するためである。それは狭く解釋することが可能であり、節操のない者に對して、他方でこれらの攻撃が奇襲として行われることを確實にしなから、<sup>989</sup>右のように狭く解釋された義務には従うように工夫する氣を起させるものである。奇襲という目的のため、時期の余裕をこのように少くすれば、通告の傳達を遅らせる結果となる間違いや手違いや怠慢に對して、余裕をおいておくことができなくなる。そうして、この條約が義務的であるとしている事前の通告は、實際には與えられぬことにならうという可能性が大きい。日本の内閣は、時間の余裕を少くすればするほど、手違いの可能性が大きくなることを認めていたので、このことを念頭に置いていたと東條は述べた。

## 正式の宣戦布告

日本の樞密院の審査委員会は、十二月八日の午前七時三十分（東京時間）に、合衆国、イギリス及びオランダに對して、正式の宣戦布告を行う間題のために、宮中で會議を開いたときになつて、初めてこの問題を感じ始めた。嶋田は眞珠灣とコタ・バルに對して攻撃が行われたと發表した。そして、その前夜に星野の住居で起草された合衆国とイギリスに對する宣戦の語詞案が提出された。同案の審議中に出た質問に答えて、東條は、ワシントンにおける平和交渉に言及して、『作戦上の關係よりこれを繼續せしめたるに過ぎざりし』ものといつた。東條は、さらに、同じ審議中に、オランダに對しては、將來の作戦上の便宜を考えて、宣戦布告をしないこと、日本とタイとの間には、『同盟條約』を締結する交渉が進行中であるから、タイに對しては宣戦布告をしないことを言明した。その案は承認され、樞密院本會議に提出されることに決定された。樞密院は一九四一年十二月八日の午前十時五十分の場合し、この案を可決した。合衆国とイギリスに對する宣戦の詔書は、一九四一年十二月八日の午前十一時四十分と十二時の間（ワシントン時間十二月七日午後十時四十分と午後十一時の間）（ロンドン時間十二月八日午前二時四十分と午前三時の間）に發布された。攻撃を受けたので、アメリカ合衆国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国は、一九四一年十二月九日（ロンドン及びワシントン時間十二月八日）に、日本に對して宣戦を布告した。同じ日に、オラ

E- 990

ンダ、オランダ領東インド、オーストラリア、ニュ  
ージーランド、南アフリカ、自由フランス、カナダ  
及び中国も、日本に對して宣戰を布告した。その翌  
日、武藤は、參謀本部の作戦部長と話し合つたとき  
に、大使來朝を合衆國に派遣したことは、戦争開始  
に導くまでの一つのカモフラージュの手段にすぎな  
かつたといつた。

## 結論

日本のフランスに對する侵略行爲、オランダに對する攻撃、イギリスとアメリカ合衆國に對する攻撃は、正當な自衛の措置であつたという、被告のため申立てられた主張を検討することが残つてゐる。これらの諸國が日本の經濟を制限する措置をとつたために、戦争をする以外に、日本はその國民の福利と繁榮を守る道がなかつたと主張されている。

これらの諸國が日本の貿易を制限する措置を講じたのは、日本が久しい以前に着手し、かつその總額を決意していた侵略の道から、日本を離れさせようとして講じられたもので、まづたく正當を試みてあつた。このようにして、一九三九年七月二十六日に、アメリカ合衆國は日本との通商航海條約を廢棄すると通告した。それは日本がすでに滿洲と中國のその他の廣大な部分とを占據した後のことであり、また、この條約が存在していても、中國にある合衆國國民の權益を日本に尊重させることがすでに長い間できなくなつていたときのことであつた。これらの權益を日本に尊重させるように、何か他の手段を試みてみるために、それは行われたのである。その後、日本向け物資の輸出に對して、次々に輸出禁止が課せられたが、これは日本が諸國の領土と權益を攻撃する決意をしてゐることがだんだん明白になつたからである。つまり、日本が決意してゐた侵略的政策から日本を離れさせようとする試みとして課せられたのであり、また、諸國が自國に對する戦争を遂行す

F-992

るための物資をこれ以上日本に供給しないようにする  
ためであつた。ある場合に、たとえ、アメリカ  
合衆國から日本へ油の輸出を禁止した場合に、これ  
らの措置がとられたのは、侵略者に抵抗している諸  
國の必要とする資材を蓄積するためでもあつた。さ  
きに擧げた被告のための主張は、實に、日本が侵略  
戦争の準備をしていた當時に發表した日本の宣傳を  
單に繰返しているにすぎない。隣接諸國の犠牲にお  
いて、北方、西方及び南方に進出しようとする日本  
の決定は、日本を目標にして、なんらかの經濟的措  
置がとられたときよりも、ずっと以前に行われてい  
たのであり、日本はその決定からかつて離れたこと  
がないといふことを證明する文書を今日では、詳細  
にわたつて手に入れることができる。その今日にお  
いて、日本の宣傳がまた長たらく繰返される  
のをじつと辛抱しているといふことは、容易なこと  
ではない。辯護側の主張とは反對に、フランスに對  
する侵略行爲、イギリス、アメリカ合衆國及びオラ  
ンダに對する攻撃の動機は、日本の侵略に對して闘  
争している中國に與えられる援助をすべて奪い去り、  
南方における日本の隣接諸國の領土を日本の手に入  
れようとする欲望であつたことは、證據が明らかに  
立證するところである。

本裁判所の意見では、一九四〇年と一九四一年の  
當時における日本の指導者は、佛印でフランスに對  
する侵略戦争を行うことを計畫した。フランスが佛  
印内で日本に駐兵權と航空基地及び海軍基地に對す  
る權利とを讓與するよう要求することを、かれら

F-993

は決定していた。また、要求が容れられない場合には、フランスに對して武力を行使する準備をしていた。もし必要になつたならば、要求を貫徹するため、武力を行使するという威嚇のもとに、かれらは實際にフランスに對してこのような要求を行つたのである。フランスは、當時の自國の状態からして、武力の威嚇に屈しないわけにいかず、この要求を容れた。

本裁判所はまたフランス共和國に對して侵略戦争が行われたものと認定する。日本軍による佛印の各地の占領は、日本がフランスに強請して受諾させたものであつたが、いつまでも平和の狀態のままでは續かなかつた。戦況、特にフィリッピンにおける戦況が日本に不利になつてくるにつれて日本の最高戦争指導會議は、一九四五年二月に、次のような要求を佛印總督に提出することを決定した。(一)すべてフランス軍と武装警察を日本の指揮下におくこと、(二)軍事行動に必要なすべての通信運輸機關を日本の管理の下におくこと。これらの要求は、一九四五年三月九日に、軍事行動の威嚇を伴つた長後通牒の形で、佛印總督に提出された。拒絶するか受諾するかのために、かれは二時間を與えられた。かれは拒絶した。そこで、日本側は軍事行動によつて要求を強行する措置をとつた。フランス軍と武装警察は、かれらを武装解除しようとする企圖に反抗した。ハノイ、サイゴン、ブノンベン、ナトラン及び北部國境方面で、戦闘が行われた。ここに、日本側の公式記録を引用する。『北部國境地域では、日本軍は少からざる損害を蒙つた。日本軍は進んで僻遠の地のフランス軍分遣隊と山間に避退せるフランス軍の小

F-994

部隊を制壓した。一カ月にして僻遠の地を除き、治安は回復した。日本の最高戦争指導會議は、日本の要求が拒絶され、これを強行するために、軍事行動がとられた場合でも、兩國は戦争状態にあるとは看做されざるべし」と決定していた。本裁判所は、當時の日本の行動は、フランス共和国に對する侵略戦争の遂行を構成するものであつたと認定する。

さらに、本裁判所の意見では、日本が一九四一年十二月七日に開始したイギリス、アメリカ合衆國及びオランダに對する攻撃は、侵略戦争であつた。これらは挑發を受けない攻撃であり、その動機はこれらの諸國の領土を占據しようとする欲望であつた。「侵略戦争」の完全な定義を述べることがいかにもずかしいものであるにせよ、右の動機で行われた攻撃は、侵略戦争と名づけたいわけにはいかない。

オランダが先に日本に對して戦争を宣言したのであるから、それに續いて起つた戦争は、日本による侵略戦争と呼ぶことはできないと、被告のために主張された。實際は、交渉によつて、交渉が失敗したときは、武力によつて、オランダ領東インドの經濟における支配的地位を日本が自分のものにしようといふ長い間計畫していたのである。一九四一年の半ばになると、オランダが日本の要求に屈しないことが明らかになつた。そこで、日本の指導者は、オランダ領東インドに侵入し、これを占據する計畫を立て、そのすべての準備を完了した。この侵入のため、日本陸軍に對して發せられた命令は、發見されてないが、一九四一年十一月五日に、日本海軍に對して發せられた命令が、證據として提出され

F-995

ている。これはすでに言及した連合艦隊命令作第一  
號である。豫想される敵國は、合衆國、イギリス及  
びオランダであると述べている。この命令は、戦争  
が起る日は大本營命令によつて指示されること、そ  
の日の〇〇、〇〇時以後は交戦状態に入り、日本軍  
は計畫に従つて作戦を開始することを述べている。  
大本營命令は十一月十日に發せられ、十二月八日  
（東京時間）、すなわち十二月七日（ワシントン時  
間）をもつて、交戦状態に入り、計畫に従つて作戦  
が開始される日と定めた。このようにして開始され  
る作戦の第一段において、南方部隊はフィリッピン、  
イギリス領マレー、オランダ領東インド地域の敵艦  
隊を撃滅すると述べてある。以上の語點について、  
右にあげた命令が撤回または變更されたという證據  
はない。これらの事情から見ても、われわれは、事實  
において、戦争状態の存在を宣言し、オランダに對  
する日本の侵略戦争の遂行を命ずる命令は、一九四  
一年十二月七日の朝早くから有効であつたと認定す  
る。オランダは、攻撃が差迫つてゐることを充分に  
知つていて、自衛のため、十二月八日に、日本に  
對して宣戦を布告し、このようにして、すでに日本  
によつて始められていた戦争状態が存在することを、  
公式に認めるに至つたのであるが、この事實によつ  
て、この戦争を日本の側からする侵略戦争でなくし、  
何かそれと違つたものにするといふことはできない。  
事實として、日本はオランダに對して、軍隊がオラ  
ンダ領東インドに上陸した一九四二年一月十一日ま  
で、戦争を宣言しなかつた。一九四一年十二月一日

7-8.3

の御前會議は、「帝國は米英島に對し開戦す」と決定した。オランダに對して敵對行爲を開始するといふこの決定にもかかわらず、また、オランダに對する敵對行爲遂行の命令がすでに効力を發生していたにもかかわらず、十二月八日（東京時間）の樞密院會議で、アメリカ合衆國とイギリスに對する正式の宣戰の諮詢案を可決したときに、東條は、將來の戦略上の便宜を考えて、オランダに對しては宣戰しないと言明した。これに對する理由は、證據の中では、充分に説明されなかつた。本裁判所は、オランダ側に油井を破壊する時間をできるだけ少くするため、一九四〇年十月に決定された方針に従つたものであるという見解をとりたい。しかし、日本がオランダに對して侵略戦争を行つたという事實には、それはなんの影響も與えるものではない。

タイの立場は特別である。日本軍のタイへの進入に關する證據は、非常に薄弱である。一九三九年と一九四〇年に、佛印とタイとの間の國境に關する紛争において、日本はフランスに對して、無理に調停者となつたが、そのころに、日本の指導者とタイの指導者との間に共謀のあつたことは明らかである。このときにできた日本とタイとの間の共謀と内通の狀態が、一九四一年十二月前に變つていたという證據はまつたくない。日本の指導者が、タイとの協定によつて、日本軍がタイを平和的に通過してマレーに出られるようにしようとして計畫したことが證明されている。この攻撃が迫つていふという情報が漏れないうちに、マレーをまさに攻撃しようとする時機を

F-997

F-998

で、そのような協定を結ぶために、かれらはタイと交渉することを望まなかつた。日本軍は一九四一年十二月七日（ワシントン時間）に、抵抗を受けずに、タイの領土を通過した。この進軍の事情について、檢察側が提出した唯一の證據は、次の通りである。

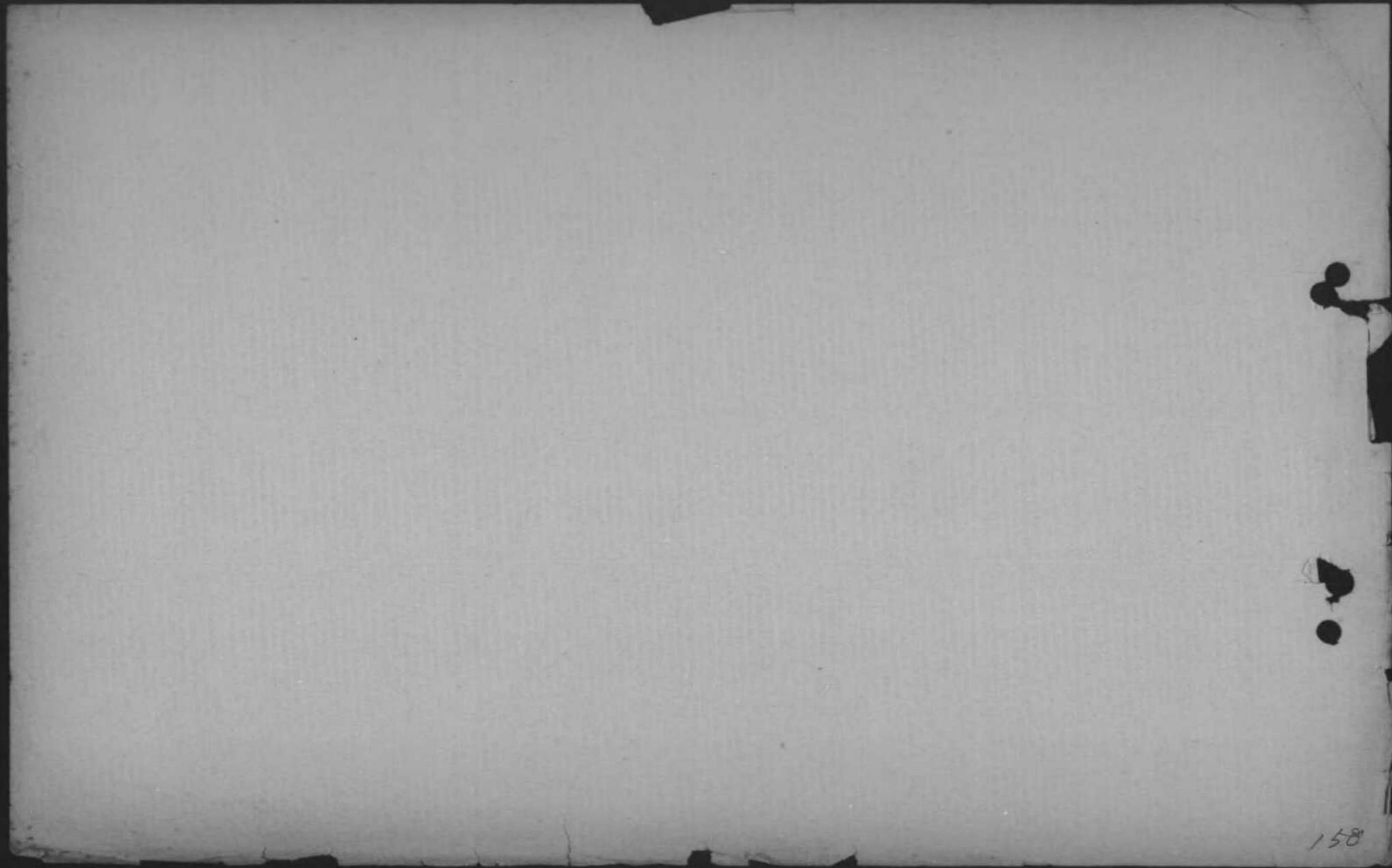
(一)一九四一年十二月八日の午前十時と十一時（東京時間）の間に、日本の樞密院に對して、軍隊通過に關する協定が交渉されているという言明がなされたこと、(二)十二月八日の午後（東京時間）（ワシントン時間十二月七日）に、日本軍がタイに平和的進駐を開始したということ、(三)タイが午後零時三十分分に協定を締結し、この通過を容易にしたということ、(四)日本側の放送が発表したこと、(五)やはり檢察側が提出したものであるが、以上のことと矛盾する言明、すなわち、十二月八日の朝三時五分（東京時間）に、日本軍はタイのシンゴラとバタニに上陸したということ。一九四一年十二月二十一日に、タイは日本と同盟條約を締結した。タイのための證人で、日本の行動を侵略行爲として非難した者はなかつた。これらの事情から見て、日本側のタイへの進駐がタイ政府の希望に反したものであつたということについて、われわれは合理的な確信性をもつていない。被告がタイ王國に對して侵略戦争を開始し、遂行したという起訴事實は、證明されるに至つていない。訴因第三十一は、イギリス連邦に對して、侵略戦争が遂行されたと訴追している。一九四一年十二月八日正午（東京時間）ごろに發布された詔書には、「朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス」と述べてあ

E-999  
 る。イギリスの領土に對する攻撃のために作成され  
 た多数の計畫を通じて、言葉の用い方に正確性を缺  
 くところが非常に多い。このようなわけで「ブリテ  
 ン」、「グレート・ブリテン」及び「イングランド」の  
 ような言葉が差別なしに用いられ、同じものを意味  
 するため用いられているようである。この場合に、  
 「ブリテイッシュ・エンパイア」という言葉で示され  
 ているものの實体については、少しの疑問もない。  
 この實体の正確な名稱は、「イギリス連邦」である。  
 日本が「ブリテイッシュ・エンパイア」という言葉を  
 用いることによつて、いつそう正確にいえば、「イギ  
 リス連邦」と呼ばれる實体を指していたことは、す  
 でに述べた連合艦隊命令作第一號の用語を考えれば、  
 明らかなることである。この命令には、一九四一年十  
 二月八日（東京時間）である又日の〇〇、〇〇時以  
 後は戦争状態が存在すること、日本軍はそれから作  
 戦を開始することを定めている。第一段作戦で、「南洋  
 部隊」はオーストラリア方面の敵艦隊に備えなければなら  
 ないと定めている。そのあとに、「作戦情況の許す限り速  
 に占領又は破壊せんとする地域左の如し——（イ）ニューギ  
 ニア東部、ニュー・ブリテン」と定められていた。こ  
 れらの地域は、國際連盟からの委任に基いて、オー  
 ストラリア連邦によつて統治されていた。破壊また  
 は占領されることになつていた地域には、「濠洲方  
 面要地」を含むということも述べられている。さら  
 に、「濠洲各要地」には、機雷が敷設されることに  
 なつていた。ところで、機雷連合艦隊命令作第一號  
 には、「グレート・ブリテン」という言葉が用いら

F-1000

れているが、オーストラリア連邦をその一部であるとするのは正確でない。また、証書には、「ブリテイツシュ・エンバイア」という言葉が用いられているが、オーストラリア連邦をその一部であるとすることも正確ではない。オーストラリア連邦は「イギリス連邦」の一部とするのが正當である。従つて、敵對行爲の相手方となることになつており、宣戰布告の相手方であつた實体は、あきらかに、「イギリス連邦」であつた。そこで、訴因第三十一がイギリス連邦に對して侵略戦争が遂行されたと訴追しているのは、充分に根據のあることである。

起訴狀の訴因第三十においては、フィリッピン共和國に對して、侵略戦争が遂行されたと訴追されている。フィリッピン諸島は、戦争の期間中は、完全な主權國ではなかつた。國際關係に關する限り、それはアメリカ合衆國の一部であつた。フィリッピン諸島の人民に對して、侵略戦争が遂行されたことは、疑問の余地のないところである。理論的正確を期するため、われわれは、フィリッピン諸島の人民に對する侵略を、アメリカ合衆國に對する侵略戦争の一部であると考えすることにする。



158

裏面白紙

22-11-11  
B8

條約  
法規課

JUDGMENT, I.M.T.F.E.  
PART B, CHAPTER VIII  
[Japanese Translation by  
Language Division, IMTFE]

極東  
國際  
軍事  
裁判  
所

判  
決

第 B  
八  
章 部

通  
例  
の  
戰  
争  
犯  
罪  
(  
殘  
虐  
行  
爲  
)

英文 一〇〇一—一三六頁  
一九四八年十一月一日

裏  
面  
白  
紙

159

通例の戦争犯罪

(残虐行為)

すべての證據を慎重に検討し、考量した後、われわれは、提出された多量の口頭と書面による證據を、このような判決の中で詳細に述べることには、實際的でないと認定する。残虐行為の規模と性質の完全な記述については、裁判記録を参照しなければならぬ。

本裁判所に提出された残虐行為及びその他の通例の戦争犯罪に関する證據は、中國における戦争開始から一九四五年八月の日本の降伏まで、拷問、殺人、強姦及びその他の最も非人道的な野蛮な性質の殘虐行為が、日本の陸海軍によつて思うままに行われたことを立證している。該カ月の期間にわたつて、本裁判所は證人から口頭や宣誓口供書による證言を聞いた。これらの證人は、すべての戦争地域で行われた殘虐行為について、詳細に證言した。それは非常に大きな規模で行われたが、すべての戦争地域でまったく共通の方法で行われたから、結論はただ一つしかあり得ない。すなわち、殘虐行為は、日本政府またはその個々の官吏及び軍隊の指導者によつて、秘密に命令されたか、故意に許されたかということである。

殘虐行為に對する責任の問題に關して、被告の情狀と行為を論ずる前に、訴追されている事柄を検討することが必要である。この検討をするにあつて、被告と論議されている出來事と

E-1002

の間に関係があつたならば、場合によつて、われわれは便宜上この關係に言及することにする。他の場合には、そして一般的には、差支えない限り、責任問題に關連性のある事情は、後に取扱うことにする。一九四一年十二月の太平洋戦争開始當時、日本政府が、戦時捕虜と一般人抑留者を取扱う制度と組織を設けたことは事實である。表面的には、この制度は適切なものと思受けられるかもしれない。しかし、非人道的行爲を阻止することを目的とした慣習上と條約上の戦時法規は、初めから終りまで、甚だしく無視された。

捕虜を冷酷に射殺したり、斬首したり、溺死させたり、またその他の方法で殺したりしたこと、病人を混えた捕虜が、健康体の兵でさえ耐えられない状態のもとで、長距離の行軍を強いられ、落伍した者の多くが監視兵によつて射殺されたり、銃剣で刺されたりした死の行進、熱帯の暑氣の中で日除けの設備のない強制労働、宿舍や醫療品が全然なかつたために、多くの場合に数千の者が病死したこと、情報や自白を引出すために、または輕罪のために、殴打したり、あらゆる種類の拷問を加えたこと、逃亡の後に再び捕えられた捕虜と逃亡を企てた捕虜とを裁判しないで殺害したこと、捕虜となつた飛行士を裁判しないで殺害したこと、そして人肉までも食べたこと、これらのことは本裁判所で立證された殘虐行爲のうちの一部である。

殘虐行爲の程度と食糧及び醫療品の不足の結果とは、ヨーロッパ戦場における捕虜の死亡数と、太平

洋戦場における死亡数との比較によつて、例證される。合衆國と連合王國の軍隊のうちで、二十三万五千四百七十三名がドイツ軍とイタリア軍によつて捕虜とされた。そのうちで、九千三百四十八人、すなわち四分が收容中に死亡した。太平洋戦場では、合衆國と連合王國だけから、十三万二千百三十四名が日本によつて捕虜とされ、そのうちで、三万五千七百五十六人、すなわち二割七分が收容中に死亡したのである。

B-1003

戦争法規は中國における戦争の遂行には適用されないという主張

奉天事件の勃發から戦争の終りまで、日本の歴代内閣は、中國における敵對行為が戦争であるといふことを認めるのを拒んだ。かれらは執拗にこれを「事變」と呼んだ。それを口實として、戦争法規はこの敵對行為の遂行には適用されないと軍當局は主張した。

この戦争は膺懲戦であり、中國の人民が日本民族の優越性と指導的地位を認めること、日本と協力することを拒否したから、これを懲らしめるために戦われているものであると日本の軍首脳者は考えた。この戦争から起るすべての結果を甚だしく殘酷で野蠻なものにして、中國の人民の抵抗の志を挫こうと、これらの軍指導者は意圖したのである。

蒋介石大元帥に對する援助を遮断するために、南方の軍事行動が進んでいたとき、中支那派遣軍參謀長は、一九三九年七月二十四日に、陸軍大臣板垣に

B-1004

送つた情勢判断の中で、『陸軍航空部隊は奥地要地に攻撃を敢行し、敵軍及び民衆を震撼し、厭戦和平の機運を醸成す。奥地進攻作戦の効果に期待するところのものは、直接敵軍隊又は軍事施設に與ふる物質的損害よりも、敵軍隊又一般民衆に對する精神的脅威なりとす。彼等が恐怖の余り遂に神經衰弱となり、狂亂的に反蔣和平運動を激發せしむるに至るべきを待望するものなり』と述べている。

政府と軍の代辯者は、同じように、戦争の目的は中國人にその行いの誤りを『猛省』させるにあるとときどき主張した。これは結局において日本の支配を受け入れることを意味したものである。

一九三八年二月に、廣田は貴族院における演説で、『日本は武力に依つて中國側國民政府の誤つた思想を脅慚して行く外、一面に於ては、出来ることならば反省をさせたいと云うことに努力して參つたのであります』と述べた。『彼等は非常な頑強な排日思想を持つて日本に當つてゐるから、是はどうしても脅慚せなければならぬと云う方針を決めました』とかれは同じ演説の中で述べた。

平沼は、一九三九年一月二十一日に議會における演説によつて、かれのいわゆる『國民精神の昂揚』を始めたが、その中で、『現下我國朝野を擧げて對處しつつあります支那事變に對しましては、曩に畏くも聖斷を仰ぎ奉り、確固不動の方針が定められて居ります。現内閣に於きましても、固より此の方針<sup>4</sup>を行つてゐるのであります。支那側<sup>4</sup>に於きましても此の帝國の大精神を諒解し、之に協力することを要

望するものであります。飽くまでも之を理解することなきものに對しては、之を潰滅することあるのみであります」と述べた。

### 軍の方針の樹立

日本の軍隊によつて犯された殘虐行爲の性質と程度を論ずる前に、このような行爲を取締ることになつていた制度をきわめて簡単に述べておきたい。

E-1005

軍の方針を樹立する権限をもつていた者は、陸海軍兩大臣、參謀總長、軍令部總長、教育總監、元帥府及び軍事參議院であつて、陸海軍大臣は行政を擔當し、教育總監は訓練を監督し、參謀總長と軍令部總長は軍の作戰を指導した。元帥府と軍事參議院の兩者は諮問機關であつた。陸軍は特權を與えられていた。その一つは、陸軍大臣の後繼者を指名する獨占的な權利である。陸軍はこの權能を行使することによつて、その唱道する政策を絶えず固守させることができた。

F-1006

陸軍省では、政策の發案機關は軍務局であつた。この局は、參謀本部、陸軍省の他の局及び他の各省と協議した上、陸軍大臣の署名のもとに發せられた法規の形式で、日本軍部の方針を公表した。一般に戦争の指導に關して、特に一般入抑留者及び捕虜の待遇に關して方針を立て、これに關する規則を發したのは、この軍務局であつた。中國における戦争の間の捕虜の管理は、この局によつて行われた。一般入抑留者と捕虜の管理は、太平洋戦争の敵對行爲が始まつて、特別な部がその任に當るために創設され

るまで、同局によつて行われていた。被告のうちの三名が、この強力な軍務局に局長として在職した。それは小磯、武藤及び佐藤である。小磯は中國における戦争の初期、一九三〇年一月八日から一九三二年二月二十九日までの間在職した。武藤は太平洋戦争の開始の前から後にかけて在職した。かれは一九三九年九月三十日に同局の局長となり、一九四二年四月二十日まで在任したのである。佐藤は一九三八年七月十五日に任命されて、太平洋戦争の開始の前に軍務局に勤務し、武藤がスマトラの軍隊を指揮するために轉任したときに、同局の局長となり、一九四二年四月二十日から一九四四年十二月十四日まで、局長として勤務していた。

E-1007

海軍省で右の局に相當するのは、海軍軍務局であつた。海軍軍務局は、海軍のために法規を制定し、公布し、海上、占領した島及びその他の海軍の管轄下にあつた領土における海軍の戦争遂行の方針を規定し、その権内にはいつた捕虜と一般人抑留者を管理した。被告岡は、太平洋戦争の前とこの戦争中の一九四〇年十月十五日から一九四四年七月三十一日までの間、右の局の局長として勤務した。

陸軍省では、陸軍次官が省内の事務を統轄し、陸軍省のもとにあつた各局や他の機關を統合する責任をもっていた。陸軍次官は戦場における指揮官から報告や申出を受け、陸軍省の管理に屬する事務について陸軍大臣に進言し、しばしば命令や指令を發した。被告のうちで、三名が太平洋戦争の前に陸軍次官として勤務した。小磯は一九三二年二月二十九日

から一九三二年八月八日まで在職した。梅津は一九三六年三月二十三日から一九三八年五月三十日までの間、この地位を占めていた。東條は一九三八年五月三十日に陸軍次官となり、一九三八年十二月十日まで在職した。木村は太平洋戦争の前から後にかけて陸軍次官であつた。かれは一九四一年四月十日に任命され、一九四三年三月十一日まで在職したのである。

最後に、もちろんのことであるが、戦場における司令官は、その指揮下の軍隊が軍紀を維持し、戦争に関する法規と慣例を遵守することに對して、責任を負つていた。

E-1008

中國戦争で捕虜となつた者は匪賊として取扱われた

國際連盟は一九三一年十二月十日の決議でリットン委員会を設け、事実上の停戦を命じたが、この決議を受諾するにあつて、ジュネーヴの日本代表は、日本軍が滿洲で「匪賊」に對して必要な行動をとることを、この決議は妨げるものでないという了解のもとに、これを受諾すると言明した。決議に對するこの留保のもとに、滿洲の中國軍に對して、日本の軍部は敵對行爲を續けたのである。日本と中國の間には戦争状態が存在しないこと、紛議は單なる「事變」であつて、これには戦争法規が適用されないこと、日本軍に抵抗していた中國軍隊は、合法的な戦闘員ではなくて、單なる匪賊であることを日本の軍部は主張した。滿洲における匪賊を絶滅させるために、冷酷な作戦が始められた。

E-1009

中國軍の主要部隊は、一九三一年の末に長城内に撤退したが、日本軍に對する抵抗は、廣く分散した中國義勇軍の部隊によつて絶えず續けられた。關東軍の特務部は、一九三二年に義勇軍の小區分として編制されたところの、いわゆる中國の路軍の名を多數擧げていた。これらの義勇軍は、奉天、海城及び營口附近の地帯で活躍した。一九三二年八月に、奉天のすぐ近くで戦鬪が起つた。この奉天の戦鬪が最高潮にあつた一九三二年八月八日に、陸軍次官小磯が關東軍參謀長兼關東軍特務部長に任命された。これは一九三四年五月五日までこの職にあつた。一九三二年九月十六日に、敗退中の中國義勇軍部隊を追

撃していた日本軍は、遼順近在の平頂山、千金堡及び李家溝に達した。これらの村落の住民は、義勇兵を、すなわち日本側のいわゆる『匪賊』をかくまつたとがめられた。日本軍は各村落で村民を濫集に沿つて集合させ、強制的にひざまずかせ、それから非戦闘員であるこれらの男女子供を漫射で射殺した。漫射銃掃射から生きのびた者は、直ちに銃剣によつて刺殺された。この虐殺で非戦闘員二千七百人が命を失つた。日本の関東軍は、その匪賊絶滅計画によつて、これを正當なものであると主張した。それから間もなく、小磯は陸軍次官に對して『滿洲國指導要綱』を送り、その中で、『日支兩國間の民族闘争は亦之を予期せざるべからず。之が爲其の止むなきに方りては武力の發動固より之を辭せず』と述べた。中國軍に實際に援助を與えたり、または與へたと想像されると、その殺害として、右の趣旨で、都市や村落の住民を虐殺する慣行、すなわち、日本のいわゆる『膺懲』する慣行が用いられた。この慣行は、中日戦争を對して續けられた。その最も悪どい例は、一九三七年十二月における南京の住民の虐殺である。

日本政府が中日戦争を公式には『事變』と名づけ、滿洲における中國兵を『匪賊』と見做したから、戦闘で捕虜となつたものに、捕虜としての資格と權利を與えることを陸軍は拒否した。中國における戦争を依然として『事變』と呼ぶこと、それを理由として、戦争法規をこの紛争に適用することを依然として拒否することは、一九三八年に正式に決定された

E-1010  
と武藤はいつている。東條もわれわれに同じことを申し立てた。

捕えられた中国人の多数は、拷問され、虐殺され、日本軍のために働く労働隊に編入され、または日本によつて中国の征服地域に編立された傀儡政府のために働く軍隊に編制された。これらの軍隊に勤めることを拒んだ捕虜のある者は、日本の軍需産業の労働力不足を緩和するために、日本に送られた。本州の西北海岸にある秋田の收容所では、このようにして輸送された中国人の一回九百八十一名のうち、四百十八名が飢餓、拷問または注意の不行届のために死亡した。

#### 蘆溝橋事件の後も方針は変らなかつた

国際連盟と九國條約調印國のブラッセルにおける會議とは、ともに、一九三七年に蘆溝橋で激進行爲が起つてから、中国に對して日本の行つていたこの『腐感』職を阻止することができなかつた。中日戦争を『事變』として取扱う日本のこの方針は、そのまま變らずに続けられた。大本營が設置された後でさえも、中国における激進行爲の遂行に戦争法規を助行するため、いかなる努力も拂われなかつた。その大本營は、一九三七年十一月十九日に開かれた閣議で陸軍大臣が言い出したように、宣戰布告を必要とするほどの規模の『事變』の場合に、初めてこれを設置することが適當であると考えられていたものである。政府と陸海軍は完全な現時態勢を整えていたが、中日戦争は依然として『事變』として取扱

われ、従つて戦争の法規は無視された。

E-1011

## 南京暴虐事件

一九三七年十二月の初めに、松井の指揮する中支那派遣軍が南京市に接近すると、百萬の住民の半數以上と、國際安全地帯を組織するために殘留した少數のものを除いた中立國人の全部とは、この市から避難した。中國軍は、この市を防衛するために、約五萬の兵を残して撤退した。一九三七年十二月十二日の夜に、日本軍が南門に殺倒するに至つて、殘留軍五萬の大部分は、市の北門と西門から退却した。中國兵のほとんど全部は、市を撤退するか、武器と軍服を棄つて國際安全地帯に避難したので、一九三七年十二月十三日の朝、日本軍が市にはいつたときには、抵抗は一切なくなつていた。日本兵は市内に群がつてさまざまな殘虐行爲を犯した。目撃者の一人によると、日本兵は同市を荒し汚すために、まるで野蠻人の一團のように放たれたのであつた。目撃者達によつて、同市は捕えられた獲物のように日本人の手中に歸したこと、同市は單に組織的な戦闘で占領されただけではなかつたこと、戦いに勝つた日本軍は、その獲物に飛びかかつて、際限のない暴行を犯したことが語られた。兵隊は個々に、または二、三人の小さい集団で、全市内を歩きまわり、殺人、強姦、掠奪、放火を行つた。そこには、なんの規律もなかつた。多くの兵は酔つていた。それらしい洗髪も口廣もないのに、中國人の男女老若を無差別に殺しながら、兵は街を歩きまわり、遂には所によつて大道

E-1012

りや裏通りに被害者の死体が散乱したほどであった。他の一人の證人によると、中国人は兎のように狩りたてられ、動くところを見られたものはだれでも射撃された。これらの無差別の殺人によつて、日本側が市を占領した最初の二、三日の間に、少くとも一萬二千人の非戦闘員である中国人男女子供が死亡した。

多くの強姦事件があつた。犠牲者なり、それを諷らうとした家族なりが少しでも反抗すると、その罰としてしばしば殺されてしまつた。幼い少女と老女さえも、全市で多数に強姦された。そして、これらの強姦に關連して、變態的と嗜虐的な行爲の事例が多數あつた。多數の婦女は、強姦された後に殺され、その死体は切斷された。占領後の最初の一カ月の間に、約二萬の強姦事件が市内に發生した。

日本兵は、欲しいものは何でも、住民から奪つた。兵が道路で武器をもたない一般人を呼び止め、体を調べ、價値のあるものが何も見つからないと、これを射殺することが目撃された。非常に多くの住宅や商店が侵入され、掠奪された。掠奪された物資はトラックで運び去られた。日本兵は店舗や倉庫を掠奪した後、これらに放火したことがたびたびあつた。最も重要な商店街である太平路が火事で焼かれ、さらに市の商業區域が一團一團と相ついで焼き拂われた。なんら理由らしいものもないのに、一般人の住宅を兵は焼き拂つた。このような放火は、数日後になると、一貫した計畫に従つているように思われ、六週間も續いた。こうして、全市の約三分の一が破

壊された。

男子の一般人に對する組織立つた大量の殺戮は、中國兵が軍服を脱ぎ捨てて住民の中に混りこんでいるという口實で、指揮官らの許可と思われるものによつて行われた。中國の一般人は一團にまとめられ、うしろ手に縛られて、城外へ行進させられ、機關銃と銃剣によつて、そこで集團ごとに殺害された。兵役年令にあつた中國人男子二萬人は、こうして死んだことがわかつている。

ドイツ政府は、その代表者から、「個人でなく、全陸軍の、すなわち日本軍そのものの暴虐と犯罪行為」について報告を受けた。この報告の後の方で、「日本軍」のことを「畜生のような集團」と形容している。

城外の人々は、城内のものよりもややましであつた。南京から二百中國里（約六十六マイル）以内のすべての部落は、大体同じような状態にあつた。住民は日本兵から逃れようとして、田舎に逃れていた。所々で、かれらは避難民部落を組織した。日本側はこれらの部落の多くを占領し、避難民に對して、南京の住民に加えたと同じような仕打ちをした。南京から避難していた一般人のうちで、五萬七千人以上が追いつかれて收容された。收容中に、かれらは飢餓と拷問に遇つて、遂には多数の者が死亡した。生残つた者のうちの多くは、機關銃と銃剣で殺された。

中國兵の大きな幾團かが城外で武器を捨てて降伏した。かれらが降伏してから七十二時間のうちに、揚子江の江岸で、機關銃掃射によつて、かれらは集

E-1014

# 訂正

訂正理由

撮影ミスの為

訂正箇所

直前の

/ コマ取消

/ コマ再撮影

訂正年月日

平成 18 年 12 月 4 日

このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。

撮影者

塩崎伸一郎



印

受託責任者

神奈川県南足柄市沼210番地  
富士写真フイルム株式会社  
代表取締役



森 重隆



印

壊された。

男子の一般人に對する組織立つた大量の殺戮は、中國兵が軍服を脱ぎ捨てて住民の中に混りこんでいるという口實で、指揮官らの許可と思われるものによつて行われた。中國の一般人は一團にまとめられ、うしろ手に縛られて、城外へ行進させられ、機關銃と銃剣によつて、そこで集團ごとに殺害された。兵役年令にあつた中國人男子二萬人は、こうして死んだことがわかつている。

ドイツ政府は、その代表者から、「個人でなく、全陸軍の、すなわち日本軍そのものの暴虐と犯罪行為」について報告を受けた。この報告の後の方で、「日本軍」のことを「畜生のような集團」と形容している。

E-1014  
城外の人々は、城内のものよりもややましであつた。南京から二百中國里（約六十六マイル）以内のすべての部落は、大体同じような状態にあつた。住民は日本兵から逃れようとして、田舎に逃れていた。所々で、かれらは避難民部落を組織した。日本側はこれらの部落の多くを占領し、避難民に對して、南京の住民に加えたと同じような仕打ちをした。南京から避難していた一般人のうちで、五萬七千人以上が追いつかれて收容された。收容中に、かれらは飢餓と拷問に遇つて、遂には多数の者が死亡した。生残つた者のうちの多くは、機關銃と銃剣で殺された。中國兵の大きな幾團かが城外で武器を捨てて降伏した。かれらが降伏してから七十二時間のうちに、揚子江の江岸で、機關銃掃射によつて、かれらは集

E-1015

目的に射殺された。  
このようにして、右のような捕虜三万人以上が殺  
された。こうして虐殺されたところの、これらの捕  
虜について、裁判の眞似事さえ行われなかつた。

裏面白紙

後日の見積りによれば、日本軍が占領してから最初の六週間に、南京とその周辺で殺害された一般人と捕虜の總数は、二十万以上であつたことが示されている。これらの見積りが誇張でないことは、埋葬隊とその他の團體が埋葬した死骸が、十五万五千に及んだ事實によつて證明されている。これらの團體はまた死体の大多數がうしろ手に縛られていたことを報じている。これらの数字は、日本軍によつて、死体を焼き棄てられたり、揚子江に投げ込まれたり、またはその他の方法で處分されたりした人々を計算に入れていないのである。

日本の大使館員は、陸軍の先頭部隊とともに、南京へ入城した。十二月十四日に、一大使館員は、陸軍は南京を手痛く攻撃する決心をなし居れるが、大使館員は其の行動を緩和せしめんとしつゝあり」と南京國際安全地帯委員會に通告した。大使館員はまた委員に對して、同市を占領した當時、市内の秩序を維持するため、陸軍の指揮官によつて配置された憲兵の数は、十七名にすぎなかつたことを知らせた。軍當局への抗議が少しも効果のないことがわかつたときに、これらの大使館員は、外國の宣教師たちに對して、宣教師たちの方で日本内地に實情を知れわたらせるように試み、それによつて、日本政府が世論によつて陸軍を抑制しないわけには行かなくなるようにしてはどうかといつた。

E-1016  
ベーツ博士の証言によると、同市の陥落後、二週間半から三週間にわたつて恐怖はきわめて激しく、六週間から七週間にわたつては深刻であつた。

E-1017

國際安全地帯委員會幹事スマイス氏は、最初の六週間は毎日二通の抗議を提出した。

松井は十二月十七日まで後方地区にいたが、この日に入城式を行い、十二月十八日に戦歿者の慰靈祭を催し、その後、その後に聲明を發し、その中で次のように述べた。「自分は戦争に禍せられた幾百万の江浙地方無辜の民衆の損害に對し、一層の同情の念に堪へぬ。今や旭旗南京城内に飄り、皇道江南の地に輝き、東亞復興の曙光將來に來らんとす。この際特に支那四億万蒼生に對し反省を期待するものである」と。松井は約一週間の市内に滞在した。

當時大佐であつた武藤は、一九三七年十一月十日に、松井の幕僚に加わり、南京進軍の期間中松井とともにあり、この市の入城式と占領に参加した。南京の陥落後、後方地区の司令部にあつたときに、南京で行われている残虐行爲を聞いたということを武藤も松井も認めている。これらの残虐行爲に對して、諸外國の政府が抗議を申込んでいたのを聞いたことを松井は認めている。この事態を改善するような効果的な方策は、なんら講ぜられなかつた。松井が南京にいたとき、十二月十九日に市の商業區域は燃え上つていたという證據が、一人の目撃者によつて、本法廷に提出された。この證人は、その日に、主要商業街だけで、十四件の火事を目撃した。松井と武藤が入城してからも、事態は幾週間も改められなかつた。

南京における外交團の人々、新聞記者及び日本大使館員は、南京とその附近で行われていた残虐行爲

E-1018 -

の詳細を報告した。中國へ派遣された日本の無任所公使伊藤述史は、一九三七年九月から一九三八年二月まで上海にいた。日本軍の行爲について、かれは南京の日本大使館、外交團の人々及び新聞記者から報告を受け、日本の外務大臣廣田に、その報告の概要を送った。南京で犯されていた残虐行爲に關して情報を提供するところの、これらの報告やその他の多くの報告は、中國にいた日本の外交官から送られ、廣田はそれらを陸軍省に送った。その陸軍省では、梅津が次官であつた。これらは連絡會議で討議された。その會議には、總理大臣、陸海軍大臣、外務大臣廣田、大藏大臣賀屋、參謀總長及び軍令部總長が出席するのが通例であつた。

殘虐行爲についての新聞報道は各地にひろまつた。當時朝鮮總督として勤務していた南は、このような報道を新聞紙上で讀んだことを認めている。このような不利な報道や、全世界の諸國で巻き起された世論の壓迫の結果として、日本政府は松井とその部下の將校約八十名を召還したが、かれらを處罰する措置は何もとらなかつた。一九三八年三月五日に日本に歸つてから、松井は内閣參議に任命され、一九四〇年四月二十九日に、日本政府から中日戰爭における「功勞」によつて敘勳された。松井はその召還を説明して、かれが畑と交代したのは、南京で自分の軍隊が殘虐行爲を犯したためでなく、自分の仕事は南京で終了したと考え、軍から隱退したいと思つたからであると述べている。かれは遂に處罰されなかつた。

E-1019

日本陸軍の野蠻な振舞いは、頑強に守られた陣地が遂に陥落したので、一時手に負えなくなつた軍隊の行爲であるとして免責することはできない。強姦、放火及び殺人は、南京が攻略されてから少くとも六週間、そして松井と武藤が入城してから少くとも四週間にわたつて、引續き大規模に行われたのである。一九三八年二月五日に、新任の守備隊司令官天谷少將は、南京の日本大使官で外國の外交團に對して、南京における日本人の殘虐について報告を諸外國に送つていた外國人の態度をとがめ、またこれらの外國人が中國人に反日感情を煽動していると非難する聲明を行つた。この天谷の聲明は、中國の人民に對して何物にも拘束されない脅威を行ふという日本の方針に敵意をもつていたところの、中國在住の外國人に對する日本軍部の態度を反映したものである。

## 戦争、廣東と漢口に擴大

一九三七年十一月十二日に上海が陥落し、松井が南京への前進を始めたときに、蔣介石大元帥のもとにあつた國民政府は、その首都を放棄して重慶に移り、中間司令部を漢口に設置して抵抗を續けた。一九三七年十二月十三日に南京を攻略した後に、日本政府は北平に傀儡政府を樹立した。

この占領地区の住民を「宣撫」し、かれらを「皇軍に頼らしむべく」、また中國國民政府を「反省」させようという計畫は、上海と南京で採用され、南京で松井によつて布告されたものであるが、それは既定方針を示すものであつた。一九三七年十二月に、京漢線の<sup>シキタイ</sup>邢台縣に駐在した日本の一准尉の指揮する憲兵隊は、中國遊撃隊の容疑者として、七名の一般人を逮捕し、三日の間これを拷問し、また食物を與えず、それから樹木に縛りつけ、銃剣で刺殺した。この軍隊からの兵たちは、これより前の一九三七年十月に河北省の東王家村落に現われ、殺人、強姦及び放火を行い、住民二十四名を殺害し、同村の家屋の約三分の二を焼き拂つた。王家坨という同省のもう一つの村落も、一九三八年一月に、日本軍の一部隊におそわれ、一般人である住民四十名以上が殺された。

上海周辺地区の住民の多くは、南京とその他の華北の地方の者と同様な憂目を見た。上海で戦闘が終つた後に、上海郊外の農家の焼跡で、農民とその家族たちの死体がうしろ手に縛られて、背に銃剣の傷

E-1020

跡のあるのを発見した目撃者がある。松井の部隊は、南京へ進軍中に、村落をあとからあとから占據して、住民の物を掠奪し、かれらを殺害し、恐怖させた。蘇州は一九三七年十一月に占領され、進軍中の軍隊から逃げなかつた多数の住民が殺された。

畑の部隊は、一九三八年十月二十五日に漢口に入り、この市を占領した。翌朝捕虜の大量虐殺が行われた。日本兵は税關埠頭に數百名の捕虜を集めた。それから、一度に三、四名づつを小さい組にして選り出され、河の深いところに突き出ている棧橋の末端まで行進させ、そこで河の中に突き落とし、さらに射殺した。漢口前面の江上に碇泊していたアメリカの砲艦から目撃されていることを知ったときに、日本人はそれをやめ、違った方法をこつた。かれらはいままで通り少数を組にして選り出し、小艇に乗せて岸からずつと離れた方へ連れて行き、そこでかれらを水中に投げこみ、そして射殺した。

E-1021

中國の海南島の博文市で虐殺事件が起つたのは、第三次近衛内閣のときであつた。一九四一年八月の討伐作戦中に、日本海軍の一部隊が抵抗を受けずに博文を通過した。その翌日、部隊の分遣隊が博文に引返したときに、死後數日間経過したと思われる日本海軍の一水兵の死体を発見した。その分遣隊は、この水兵が博文の住民によつて殺害されたものと想像して、住民の家屋と町の教會を焼き拂つた。かれらはフランス人宣教師と土民二十四人を殺し、その死体を焼き拂つた。この事件は重要である。なぜなら、この虐殺の報道は廣く知れわたつたので、閣僚

やその下條は、日本の軍隊がいつも用いていた交戦の方法について知つたはずだからである。海南島における日本占領軍の參謀長は、陸軍次官木村に於て、一九四一年十月十四日に、この事件の詳細な報告をした。木村は、参考のために、直ちにその報告を陸軍省の關係各局に回覽し、それからこれを外務省に送つた。これは陸軍の内外で廣く回覽された。日本陸軍の戦争遂行の殘忍な方法が依然として續けられたという一例は、滿洲國にあつた梅津の軍隊の一分遣隊の行爲に現われている。それは皇帝溥儀のもとにある傀儡政權に對するあらゆる抵抗を鎮壓するための作戦中のことであつた。一九四一年の八月のある夜に、この分遣隊は熱河省の西土地を襲つた。かれらは同村を占領し、三百以上の家の家族を殺し、全村を焼き拂つた。

E-1022

廣東と漢口の占領のずつと後でさえも、作戦をさるに輿地に進めていゝ間に、日本側は同方面で大規模な殘虐行爲を犯した。一九四一年の末ごろに、日本軍は廣東省惠陽に入城した。かれらはほしいままに中國の一般人の虐殺にふけり、老幼男女の差別なく、銃劍で突き殺した。銃劍で腹部に傷を受けながら生きのびた一人の目撃者は、日本軍が六百余名の中國人を殺戮したことについて證言した。一九四四年七月に、日本軍は廣東省の台山縣に到着した。かれらは放火、強奪、殺戮、その他の數々の殘虐行爲を犯した。その結果として、五百五十九軒の店が焼かれ、七百名以上の中國の一般人が殺された。

漢口から南方へ長沙に向つて、日本軍は戦闘を進

めて行つた。一九四一年九月に、第六師團の日本軍隊は、中国人捕虜二百余人を強制的に使つて、かれらに大量の米、麥、その他の物資を掠奪させた。日本軍は反轉するとき、これらの犯罪を蔽い隠すために、かれらを砲撃によつて虐殺した。日本軍は長沙を占領した後に、同地方の到るところで、殺人、強姦、放火及びその他数々の残虐行爲をほし、いままに行つた。それから、廣西省の桂林と柳州へ向けて、さらに南下した。桂林を占領している間、日本軍は強姦と掠奪のようならゆる種類の残虐行爲を犯した。工場を設立するという口實で、かれらは女工を募集した。こうして募集された婦女子に、日本軍隊のために職業を強制した。一九四五年七月に、桂林から撤退する前に、日本軍隊は放火班を編制し、桂林の全商業區域の建築物に放火した。

E-1023

## 歸還兵の語るかれらの行つた残虐行爲

漢口の占領の後、中國から歸つた日本の兵隊たちは、中國における陸軍の非行の話を語り、かれらが奪つてきた掠奪品を自慢して見せた。日本に歸つた兵隊のとつたこの行爲は、甚だ一般的なものとなつたとみえて、板垣のもとにあつた陸軍省は、國內と外國における芳しくない批評を避けることに努め、歸還將兵には、日本に到着したときに守るべき安富な行動について訓示を與えるように、現地の指揮官に特別な命令を發した。これらの特別命令は陸軍省兵務局兵務課でつくられ、『極秘』とされ、一九三九年二月に、板垣のもとにある陸軍次官によつて發せられた。これらの命令は、參謀次長によつて、中國における日本の陸軍諸指揮官に通達された。これらの秘密命令は、是正すべき歸還兵の好ましくない行動を詳しく述べていた。兵隊たちが中國の兵士や一般人に對して行つた残虐行爲の話をするので困ると述べてあつた。一般に話されたこれらの話のあるものは、次のようなものだと言用されていた。「或る中隊長は非公式に次のような強姦に關する訓示を與えた。「余り問題が起らぬように金をやるか、用を済ました後は分らぬ様に殺して置く様にしろ」。戦争に参加した軍人を一々調べたら皆殺人、強盜、強姦の犯人許りだらう」。『戦闘間一番嬉しいものは掠奪で、上官も第一線では見ても知らぬ振をするから思ふ存分掠奪するものもあつた。』○○で親子四人を捕え、娘は女郎同様に弄んでいたが、親が

E-1024

余り娘を返せと言ふので、親は殺し、残る娘は部隊出發まで相變らず弄んで出發間際に殺して了つた。『約半歳に亘る戦闘中に覺えたのは強姦と強盜位のものだ。』戦地に於ける我軍の掠奪は想像以上である。『文部軍の捕虜は一列に整列せしめ、機關銃の性能試験のため、全部射殺しあり。』歸還兵によつて日本に持ち歸られた掠奪品については、兵隊に掠奪品を日本に輸送することを許すところの、部隊長の印のある許可證を、ある指揮官が部下の間に配布したということが認められた。これらの命令には、次のように述べてあつた。『歸還將兵の不慮なる言辭は、流言飛語の因となるのみならず、皇軍に對する國民の信頼を傷け、或は銃後團結に罅隙を生ぜしむる、等。愈々其の指導取締を的確厳正ならしめ、一は以て赫々たる武勳に有終の美を濟さしめ一は以て皇軍威武の昂揚、聖戰目的の貫徹に遺憾なきを期せられ度重ねて依命通牒す。』

## 捕虜飛行士の殺害

E-1025  
日本の指導者は、日本の諸都市に對して航空戦が行われる可能性をおそれた。一九二九年のジュネーヴの俘虜の取扱に關する條約の批准に反對するにあつて、日本の軍部によつて擧げられた理由の一つは、次の通りであつた。この條約の批准によつて、搭乗員はその使命を完了してから、日本領土上に着陸することができ、かつ捕虜として取扱われるであらうといふことを知つていて安心できるので、日本を空襲する敵の飛行機の航續距離が、二倍になるで

あろうといふことであつた。

日本が空襲されるであろうといふ恐怖は、一九四二年四月十八日に、ドゥーリットル大佐の指揮するアメリカの飛行機が、東京とその他の日本の都市を爆撃したときに現實となつた。これが日本が空襲を受けた最初であり、東條の言葉によれば、日本人にとつて一つの「衝動」であつた。日本の参謀總長杉山は、日本を爆撃したすべての飛行士に對して、死刑を要求した。この空襲以前には、死刑を科するところのできる日本政府の法律または規則が存在していなかつたけれども、ドゥーリットル飛行士に死刑を科することができるようになり、空襲の當時まで遡つて效力をもつ規則を發布するように、總理大臣東條は命令した。將來の空襲を阻止する手段として、東條はこの處置をとつたことを後に認めた。

一九四二年八月十三日附のこれらの規則は、日本、滿洲國または日本の作戦區域を「空襲し、支那派遣軍の艦内に入りたる敵航空機搭乗員」に適用された。このようにして、これらの規則は直接的に、かつ遡及的に、中國においてすでに日本側の手中にあつた合衆國の航空機搭乗員を目標としたのであつた。犯罪となる空襲は、次のようなものであつた。

- (一) 普通人民に對するもの。
- (二) 軍事的性質を有しない私有財産に對するもの。
- (三) 軍事的目標以外に對するもの。
- (四) 「戰時國際法の違反」。

規定された刑罰は、死刑または十年もしくはそれ以上の禁錮であつた。

E-1026

右の犯罪の一、二及び三に定められた行爲は、日本人自身が中國で普通に行つていたようなものであつた。一九三九年七月に、中支那派遣軍參謀長は、陸軍大臣板垣に對して、中國人を恐怖させるために、無差別爆撃の方針を採用していると報告したことが思ひ出されるであろう。第四の戰時國際法の違反は、このような規則を必要とするものではなかつた。その違背は、どんな場合でも、罰することができた。しかし、もちろん、それは適當な裁判を行つた後のことであり、國際法によつて許された刑罰の範圍内のことであつた。

中國に不時着したドゥーリットル飛行隊のうちの二機の搭乗員は、畑の指揮する日本の占領軍によつて、捕虜にされた。その搭乗員であつた八人の飛行士は、普通の犯罪者として取扱われ、手錠をはめられ、また縛られた。一機の搭乗員は、上海に連れて行かれ、他の一機の搭乗員は、南京に連れて行かれ、それぞれその場所で拷問にかけられながら訊問された。一九四二年四月二十五日に、これらの搭乗員は東京に連れて行かれ、東京の憲兵隊本部の中にはいるまで目隠しされ、手錠をはめられたままであつた。それから、かれらは獨房に入れられた。そして、そこから連れ出されて、十八日の間、再び拷問にかけられながら訊問された。この期間の終りには、飛行士たちはそれ以上の拷問を避けるために、自分ではその内容のわからない日本語で書かれた陳述書に署名した。

飛行士たちは一九四二年六月十七日に上海に歸さ

E\_1027

れたが、そこで投獄され、食物を與えられず、またほかの方法で虐待された。一九四二年七月二十八日に、陸軍次官木村は、當時中國における全日本軍の最高指揮官であつた畑に對して、東條の命令を傳達した。東條の命令は、飛行士たちを新しい規則に基いて罰しなければならぬという趣旨のものであつた。參謀總長の命令に従つて、畑はこれらの飛行士を裁判に付することを命じた。この「裁判」では、飛行士の一部は健康を害したために審理に参加することができず、訴追事項は翻譯されず、かれらは自分自身を辯護する機會を與えられなかつた。裁判は單なる眞似事にすぎなかつた。この裁判は一九四二年八月二十日に行われ、飛行士のすべては死刑の宣告を受けた。東京における再審において、また東條の勅告に基いて、宣告のうちの五つは終身禁錮に減じられ、残りの三つの死刑宣告は承認された。一九四二年十月十日に畑は刑の執行を命じ、かれの處置を參謀總長に報告した。死刑の宣告は命令通り執行された。

このようにして、日本側の手に入つた連合國飛行士を殺害する方針が始められた。これは日本内地ばかりでなく、太平洋戦争のそれ以後を通じて、占領地域でも行われた。普通のやり方は、捕虜飛行士を殺す前に食物を與えず、また拷問することであつた。形ばかりの裁判でさえも、しばしば省かれた。かれらが殺される前に軍法會議が行われた場合でも、その軍法會議は、單なる形式であつたようである。一つの例證として、一九四五年七月十八日に、大

E-1028

阪において、この規則に違反したものととして訴追された二名のアメリカのB 29の飛行士の事件を、われわれは擧げておく。裁判に先だつて、かれらの事件は一將校によつて調査された。この將校は、この任務を遂行するために任命されたものである。かれは死刑を勅告した。この勅告は、中部軍管區司令官と當時辰島の第二總軍司令官であつた畑とによつて承認された。陸軍の諸指揮官の承認を得て、調査官の勅告は最後の裁決を得るために陸軍省に送られた。そして、その裁決が得られた。裁判にあつては、調査官の報告及び勅告と、畑大將及びその他の承認とは、檢事によつて軍法會議で讀み上げられ、檢事はこれらの文書に基いて死刑を求刑した。被告には二、三の型通りの質問がなされ、死刑が宣告された。かれらはその日に處刑された。

一九四五年五月以前に、東海軍管區では、十一人の連合國の飛行士が裁判を受けた。かれらの利益は保護されず、死刑の宣告を受け、處刑された。しかし、この手續は、捕えられた連合國飛行士を殺すことを不必要に遅らせることになると思兵司令官は考へた。その結果として、一九四五年六月に、かれは日本の各軍管區の憲兵隊司令官に書簡を送つて、捕えられた連合國飛行士の處分の遅延について不服を述べ、かれらを即刻處断することは、軍法會議では不可能であることを述べ、軍管區における憲兵隊は、軍管區司令官の承認を経て、軍法會議を省くように<sup>28</sup>することを勅告した。この書簡が届いてから、東海軍管區で、二十七名の連合國飛行士が裁判を受けな

E-1029

いて殺された。畑が軍政権を行使していた中部軍管  
區では、軍法會議その他によつて裁判されることな  
しに、四十三名の連合國飛行士が殺された。福岡で  
は、一九四五年六月二十日に、裁判を受けないうで、  
八人の連合國飛行士が殺され、一九四五年八月十二  
日には、さらに八人が同じ方法で殺され、それから  
三日後の一九四五年八月十五日には、八人から成る  
三番目の一團が殺された。これによつて、福岡では、  
この手續を勸告した前述の書簡が、憲兵司令官によ  
つて東京から發送された後に、合計二十四人の連合  
國飛行士が裁判を受けないうで殺されたことになる。  
日本の東海、中部及び西部軍管區における連合國  
飛行士の殺害は、射撃隊によつて行われた。東京を  
含む東部軍管區では、いつそう非人道的な方法が用  
いられた。この地區で捕えられた連合國飛行士は、  
かれらが規則を破つたかどうかを決定するためのい  
わゆる調査が終るまで、憲兵隊司令部の留置場に拘  
禁された。この調査というものは、拷問を伴う訊問の  
ことであつた。それは犠牲者を強制して、かれが規  
則によつて死刑に處せられることになるような事實  
を自白させようとして行われたものである。拷問、  
飢餓及び醫療の不足の結果として、少くとも十七名  
の飛行士がこの留置場で死亡した。この拷問から生  
き残つた者は、さらに恐ろしい死の犠牲になつた。  
東京陸軍刑務所は、代々木陸軍練兵場的一端にあつた。  
この刑務所は、軍律違反者を收容するための兵舎で  
あつて、刑に服している日本兵が監禁されていた。  
刑務所の敷地は小さく、およそ高さ十二フィートの

E\_1030

煉瓦塀によつて圍まれていた。刑務所の建物は木造で、必要な通路と中庭を除いて、煉瓦塀内の敷地の全部を占めるほどに密集して建てられていた。一棟の監房は、高さ七フィートの板塀によつて隔離されていた。一九四五年四月二十五日に、五人の連合軍飛行士がこの監房に入れられた。五月九日に、さらに二十九人が加わつた。五月十日には、他の二十八人がそこに拘禁された。一九四五年五月二十五日の夜に、東京は激しい爆撃を受けた。その晩には、六十二人の連合軍飛行士がこの監房に監禁されていた。刑務所内の他の建物には、四百六十四人の日本陸軍の囚徒が監禁されていた。刑務所の木造の建物とその周囲の非常に燃えやすい住宅に、焼夷弾が命中し、火事になつた。刑務所は完全に焼失した。そして、火事の後に、六十二人の連合軍飛行士がすべて死んでいたことが判明した。四百六十四人の日本人または監視のうちのだれ一人として、同様な運命に陥つた者がなないということは、意味深長なことである。連合軍飛行士の運命が故意に計費されたものであるということは、證據が示している。

占領地区では、捕えられた飛行士を殺害する方法の一つは、刀で斬首することであつて、これは日本の將校の手で行われた。捕えられた飛行士は、このような方法で、次の場所で殺された。マレーのシンガポール（一九四五年六月―七月）、ボルネオのサマリンドンダ（一九四五年一月）、スマトラのバレンバ<sup>30</sup>ン（一九四二年三月）、ジャワのバタヴィア（一九四二年四月）、セレベスのメナド（一九四五年六月）、

セレベスのトモホン（一九四四年九月）、セレベスのトリトリ（一九四四年十月）、セレベスのケンダリ（一九四四年十一月）、（一九四五年一月）（一九四五年二月）、タラウド諸島のベオ（一九四五年三月）、タラウド諸島のライニス（一九四五年一月）、セレベスのシンカン（一九四五年七月）、アンボン島のカララ（一九四四年八月）、ニューギニア（一九四四年十月）、ニューブリテンのトタビル（一九四四年十一月）、ポイトン島（一九四三年十二月）、クエゼリン島（一九四二年十月）及フライリッピンのセブ市（一九四五年三月）。

## E-1031

連合軍飛行士を殺害する他の一つの方法は、一九四四年十二月に、中印の漢口で用いられた。その少し前に不時着して捕えられた三人のアメリカ飛行士は、町を行進させられ、民衆から嘲弄と殴打と拷問を受けた。かれらが殴打と拷問によつて弱つたときに、ガンリンをふりかけられ、生きながら焼き殺された。この虐行爲に對する許可は、日本の第三十四軍司令官によつて與えられた。

日本人の虐待は、ニューブリテン島のラバウルで捕えられた一人の連合軍飛行士の取扱い方によつて、さらに例證されている。動けば釣針が肉の中に食いこむように、釣針のついた網でかれは縛られた。かれは遂に栄養不良と赤痢で死んだ。

## 虐殺

捕虜、一般人抑留者、病人と負傷者、病院の患者と醫務職員、一般住民の虐殺は、太平洋戦争中珍ら

しくなかつた。捕虜と一般人抑留者は、ある場合には、捕えられてから間もなく虐殺された。

ボルネオのバリックババンにおける虐殺は、次のような状況のもとで起つた。一九四二年一月二十日に、日本側によつて、二人のオランダの捕虜將校がバリックババンに行き、最後通牒をオランダの指揮官に手交することを命じられた。この最後通牒は、バリックババンを現状のままに明け渡すことを要求したものである。命令に従わなかつた場合には、すべてのヨーロッパ人は殺されることになつていた。最後通牒は、日本の一少將と他の五人の日本將校の面前で、これをバリックババンの司令官に手交することになつていたオランダ將校に對して読み上げられた。回答はバリックババンの指揮官から日本側に送られた。バリックババンの指揮官は、オランダ當局者から後援に關して必要な命令を受けているので、後援を實行しなければならぬという趣旨のものであつた。

E-1032

日本軍がバリックババンに近づくと、油田に火がつけられた。八十人から百人のバリックババンの白人住民の虐殺の有様が、目撃者の宣誓口供書によつて本裁判所に對して述べられた。これらの住民は、一九四二年二月二十四日に、殘酷な方法で死刑に處せられた。後に述べてあるように、ある者が刀で腕や足を斬りとられて殺されてから、かれらは海の中に追いこまれ、それから射殺されたのである。

これに關連して、本裁判において、一九四〇年十月四日附の「對南方策試案」を含む「極秘」と記さ

れた外務省の文書が提出されたことに留意するのは興味のあることである。この案の中には、オランダ領東インドに關して次のように述べられている。

『重要資源を破壊したる場合は、資源關係者全員及政府當路者十名を責任者として嚴罰に處す。』  
オランダ領東インドの油田を原狀のままで手に入ることは、日本にとって、死活に關する重大事であつた。石油問題は、南方に進出するにあつたのである。石油問題は、日本政府は、戦争の場合に、決定的な要素であり、日本政府は、戦争の場合に、油田に火がつけられはしないかと非常に憂慮してゐた。一九四一年三月二十九日に、松岡はこの憂慮をフォン・リッペントロップに對して表明し、次のように述べた。

『若し何とかして避け得るならばオランダ領東インドには手を出したくない。何となれば日本軍が該地を攻撃する時は、油田地帯は放火せられるであらうから。その場合、一ヶ年乃至二ヶ年後になつて、やつと操業を再開することが出来るであらう』と。

E-1033  
このことにかんがみ、また日本政府がすべての有害な文書の破壊を公式に命令した事實を念頭に置けば、この外務省の草案は特別な意義をもつものである。前に外務省の高官であつた山本は、この案はある下級事務官によつてつくられたものにすぎないといつたが、それにもかかわらず、『試案』の中で計畫されていたことの大部分が、なにゆえ實際に起つたかという理由をきかれたときに、かれは冷然として、『これらの事務官は非常によい研究家であつた』

と答えた。

これらの事實をすべて総合してみると、その結果として、一九四〇年十月四日の草案の中で提議された計費は、政府の政策として受け入れられたという議論を正當とする。さらにプロラでも男子の虐殺が起つたが、それはジャワのチエツプーにおける油田の破壊に關連していたようであるから、なおさらそうである。この地の女子は殺されなかつたが、すべて指揮官の面前で何回となく強姦された。

このような虐殺の例は、次の表所で起つた。中国の香港（一九四一年十二月）、マレーのイポー（一九四一年十二月）、マレーのバリットスロングとマウルの間（一九四二年一月）、マレーのバリットスロング（一九四二年一月）、マレーのカトング（一九四二年一月）、マレーのアレキサンダー病院（一九四二年一月）、マレーのシンガポール（一九四二年二月―三月）、マレーのバンジャン（一九四二年二月）、マレーのマウル（一九四二年二月）、タイのジャンボン・ジョブ（一九四一年十二月）、ボルネオのロンナワ（一九四二年八月）、ボルネオのタラカン（一九四二年一月）、オランダ領東インドのバンカ島（一九四二年二月）、スマトラのコタラジャヤ（一九四二年三月）、ジャワのレンバン（*REMBANG*）（一九四二年三月）、ジャワのレンバン（*REMBANG*）（一九四二年三月）、ジャワのスバン（一九四二年三月）、ジャワのチャタール・バス（一九四二年三月）、ジャワのバンドン（一九四二年三月）、モルッカ諸島アンボン島のラハ（一九四二年二月）、オ

E-1034

ランダ領チモールのオカベチ（一九四二年二月）、  
 オランダ領チモールのウサバ・ベサール（一九四二  
 年四月）、ポルトガル領チモールのタツ・メタ（一  
 九四二年二月）、イギリス領ニューギニアのミルン  
 湾（一九四二年八月）、イギリス領ニューギニアの  
 ブナ（一九四二年八月）、ニューブリテンのトル  
 （一九四二年二月）、タラワ島（一九四二年十月）、  
 フイリツピンのオドネル兵營（一九四二年四月）、  
 及びフイリツピンのマニラのサンタ・クルス（一九  
 四二年四月）。領印においても、自由フランスの諸  
 組織に對する敵對行為の際に、同様な方法で、虐殺  
 が行われた。捕虜と抑留された一般人は、次のよう  
 な場所でも虐殺された。ランソン（一九四五年三月）、  
 ダン・ラップ（一九四五年三月）、タケック（一九  
 四五年三月）、トン（一九四五年三月）、タン・キ  
 （一九四五年三月）、ラウス（一九四五年三月）、  
 ドン・ダン（一九四五年三月）、ハギヤン（一九四  
 五年三月）、トンキン（一九四五年三月）。

ソビエト連邦の市民は、一九四五年八月九日に、  
 満洲のハイラルで虐殺された。これは関東軍司令官  
 の要求によつて行われた。殺人を行った者は少しも  
 犯罪に問われなかつた。しかも、殺人の理由として  
 挙げられたのは、日本軍に對して、かれらが謀報ま  
 たは妨害行為を行うかもしれないといふのであつた。

日本軍が領土を占領し、戦闘が終つたとき、一  
 般住民を恐怖させ、かれらを日本の文記に服させる  
 ための一手裏として、虐殺がほしいままに行われた。  
 この種の虐殺は、次に挙げる場所の一般住民に對し

E-1035

て行われた。ビルマのシャニワ（一九四五年）、ピ  
ルマのタラワデ（一九四五年五月）、ビルマのオン  
グン（一九四五年五月）、ビルマのエバイン（一九  
四五年六月）、ビルマのカラゴン（一九四五年七月）、  
マンタナニ島（一九四四年二月）、スルツグ島（一  
九四三年十月）、ウダール島（一九四四年の初旬）、  
ダイナワン島（一九四四年七月）、ボルネオのボン  
テイアナック（一九四三年十月―一九四四年六月）、  
ボルネオのシンカ・ワン（一九四四年八月）、ジャ  
ワのブイテンツオルグ（一九四三年）、ジャワ（マ  
コー<sup>ル</sup>事件）（一九四三年七月―一九四四年三月）、  
ポルトガル領チモールのラウテム（一九四三年一月）、  
モア島（一九四四年九月）、セマタ島（一九四四年  
九月）、ポルトガル領チモールのアイレウ（一九四  
二年九月）、ナウル島（一九四三年三月）、ファイリ  
ツピンのホーブウェイ（一九四三年十二月）、フ  
イリツピンのアラミノス（一九四四年三月）、フイ  
リツピンのサンカルロス（一九四三年二月）、フイ  
リツピンのバリオ・アングッド（一九四四年十一月）、  
ファイリツピンのバロ・ビーチ（一九四三年七月）、  
ファイリツピンのテイグブアン（一九四三年八月）、  
ファイリツピンのカルバヨグ（一九四三年七月）、フ  
イリツピンのラナオ―ピラヤン（一九四四年六月）、  
ファイリツピンのボゴ（一九四四年十月）、ファイリツ  
ピンのバリオ・ウマゴス（一九四四年十月）、フイ  
リツピンのリバ飛行場（一九四四年）、ファイリツピ  
ンのサンタ・カタリナ（一九四四年八月）、ファイリ  
ツピンのピラールのシテイオ・カスグカイ（一九四

四年十二月)。捕虜と一殺人御害者または占領中に  
 徴用された労働者の虐殺は、かれらが飢饉に陥るか、  
 病気になるか、またはその他の原因で身命がきかた  
 くやつて、もう役に立たなくなつたために、または、  
 ほかの理由で日本占領軍の重荷になつたために行わ  
 れた。このよりの虐殺は、次の表で行われた。シ  
 ヤムのチャイモガ作業所(一九四四年二月)、ビル  
 マのシボー(一九四五年一月)、アンダマン諸島の  
 ボート・ブレア(一九四五年八月)、スマトラの  
 コダ・チャネ(一九四三年五月)、スマトラのシボ  
 ルガ(一九四二年四月)、ジャワのジョンバン(一  
 九四二年四月)、アンボン島のアンボイナ(一九四  
 三年七月)、イギリス領ニューギニアのウイワク  
 (一九四四年五月)、ニューギニアのアイタベ(一  
 九四三年十月)、ニューギニアのブット(一九四四  
 年六月)、ニューブリテンのラバウル(一九四三年  
 一月)、ブーゲンヴァイル(一九四四年八月)、ウエ  
 ーキ島(一九四三年十月)、泰緬鐵道建設工事の現  
 場に沿つた各作業所(一九四三年―一九四四年)。  
 ある場合には、規則に對する一般的を違反をやめさ  
 せるために行われた虐殺もあつた。たとえば、密貿易  
 を防ぐために、海南島の作業所で行われたもの(一  
 九四三年五月)、ラジオの非合法的な使用を防ぐた  
 めに、偏印のサイゴンで行われたもの(一九四三年  
 十二月)、一殺人が食物を與えたために、そして捕  
 虜がこれを受取つたために、アンボン島のアンボイ  
 ナで一殺人と捕虜が殺されたもの(一九四三年七月)。  
 すでに述べたもののほかにも、虐殺や殺人が行われ

E-1036

た。たとえば、アメリカ人の捕虜が斬首された新田丸船上の事件（一九四一年十二月）、二人のアメリカ人捕虜の殺害を含むニューギニアの事件（一九四四年十月）。この後の場合には、責任者の日本将校は、「私は一名のアメリカ人の捕虜をもらつて、これを殺すことができるかどうか尋ねた」といつた。日本の第三十六師団長は、直ちにこの要請を許し、殺すために二名の捕虜を引渡した。かれらは自慰しされ、縛られ、銃剣で背部を刺され、それからシャベルで首を斬られた。

日本軍の撤退または連合軍の攻撃を予期して行われた虐殺もあつた。このような状況のもとで、多数の捕虜が虐殺されたのは、連合軍によつて解放されないようにするためであつたらしいけれども、それは捕虜だけに限られていなかつた。一般に抑留者と一般住民もこのような状況のもとで虐殺された。この種の虐殺は次の場所で起つた。中国のハイラル（一九四五年八月）、ニコバル諸島のマラツカ（一九四五年七月）、イギリス領ボルネオのサンダカン（一九四五年六月―七月）、イギリス領ボルネオのラナウ（一九四五年八月）、イギリス領ボルネオのクワラ・ベラツト（一九四五年六月）、イギリス領ボルネオのミリ（一九四五年六月）、イギリス領ボルネオのラブアン（一九四五年六月）、ポルトガル領チモールのラエルツタ（一九四五年九月）、パラ―島（一九四三年一月）、オセアン島（一九四三年九月）、フィリッピンのブエルト・ブリンセツサ（一九四四年十二月）、フィリッピンのイリサン地

區（一九四五年四月）、フィリッピンのカランピヤ（一九四五年二月）、フィリッピンのパングフロ（一九四五年二月）、フィリッピンのタベル（一九四五年七月）、フィリッピンのバリオ・デインウイデイ（一九四五年八月）。この種の虐殺は、フィリッピンのバタングス州で非常に数が多かつた。わけても、次の場所で行われた。バリオ・サン・インドレス（一九四五年一月）、バウアン（一九四五年二月）、サント・トマス（一九四五年二月）、リツバ（一九四五年二月と三月）、タール（一九四五年二月）、タナウアン（一九四五年二月）、ロサリオ（一九四五年三月）。マニラが開放されるであろうということが明らかになると、この種の虐殺は、強姦と放火とともに、全市で行われた。

海上における捕虜の虐殺については、われわれはまだ觸れていない。これについては、後に論ずるところになつてゐる。また、「死の行進」中に起つた虐殺にも、まだ觸れていない。これらについても、やはり後に述べることにする。すでに述べた虐殺は別として、多くの個人的な殺人が行われた。それらの多くのものは、恐ろしいやり方で行われた。多くのものは、強姦、掠奪及び放火のような極かの犯罪と関連して行われ、さらに他のものは、一見したところ、犯行者の殘虐な本能を露たすよりほかに何の目的もなく行われた。

虐殺のあるものについては、さらに叙述することが必要である。ジュネーヴ條約の標識を明らかにつけ、この條約と一般戦争法規とのもとに保護される

B-1039

資格をもつた軍病院の患者と看護職員の虐殺については、特にそうである。香港における虐殺の際には、日本軍はセント・ステイヴンス・カレッジにあつた軍病院に入り、病人や負傷者を護衛の中で銃剣で刺し、勤務中の看護婦を強姦し、殺害した。マレーの西北ジョホールの戦い（一九四二年一月）の際には、病人と負傷者を運んでいる患者輸送車隊が日本兵によつて捕えられた。その人員と負傷者は患者輸送車から降され、射撃されたり、銃剣で刺されたり、油をかけられて生きながら焼かれたりして殺された。マレーのカトングでは（一九四二年一月）、患者輸送車隊が日本の機銃手に射たれた。隊員と負傷者は輸送隊から引出され、珠銃弾にされ、背部から射たれた。マレーのシンガポールにあるアレキサンドラ病院は、一九四二年二月十三日に日本軍に占領された。日本軍は病院の一階を通り過ぎ、その階にいた者を一人残らず銃剣で刺した。手術室でけ、一人の兵士がクロロホルムをかけられて、手術を受けている最中であつたが、日本軍はそこにはいつて、患者、外科醫及び麻酔劑係りを銃剣で刺した。それから、かれらは二階と建物の他の部分に行き、患者と看護職員を連れ出して、これを虐殺した。一九四二年三月に、日本軍がジャワのスパンにはいつたとき、かれらは一人の看護婦とその受持患者を軍病院から連れ出し、一般住民の婦人、子供と一緒に虐殺した。これらの虐殺は、軍病院、その職員及び患者に與えられるべき取扱に關する戦争法規を無視したもので、戦争法規に對する日本の兵士と將校の態

199

度を例證するものである。

これらの虐殺の大部分には、方法の類似しているところがある。犠牲者はまず縛られ、ついで銃撃されるか、銃剣で刺されるか、刀で首を斬られた。大抵の場合には、犠牲者は銃撃され、ついで日本兵によつて銃剣で刺された。これらの日本兵は、負傷者の両を這つて、生き残つた者を殺して持いたのである。水の方に背を向けて、海岸か崖の端に集められ、そこで殺された例も若干あつた。

ある場所では、さらに恐ろしい方法が用いられた。マニラ・ドイツ・クラブとフォート・サンチャゴでは、犠牲者は一つの建物の中に集められた。その建物に火がつけられ、逃れようと試みた者が火炎の中から現われると、銃撃されるか銃剣で刺された。

一九四五年二月にマニラのドイツ・クラブで行われた強姦行為に關する證據で、そのとき行われていた爆撃と砲撃から避難した者がクラブの中に待避していたことが明らかになった。日本兵は可燃物の障害物でクラブを囲み、この障害物の上にガソリンをかけて點火した。そこで、燃え上る障害物を突き抜けて、避難者は逃げようと試みるほかなかつた。これらの大部分は、待ちかまえていた日本の兵隊によつて、銃剣で刺され、銃撃された。婦人のある者は強姦され、その幼児は腕に抱かれたまま銃剣で刺された。婦人を強姦した後、日本軍はこれらの髪にガソリンをかけ、これに火をつけた。婦人のうちのふる者は、日本の兵隊によつて、乳首を斬りとられた。

E-1640

マニラのセント・ポール・カレッジでは、次のよう  
なやり方で虐殺が行われた。約二百五十人の人々  
が建物の中に入れられ、扉と窓は堅く閉められ、門  
をかけられた。このようにして、押しこめられてい  
る間に、吊り下げられた三つのシャンデリアは燈火  
管削用の紙で包まれ、紐または針金がこれらの包み  
の中から建物の外に引いてあるのが目についた。後  
になつて、日本人はビスケットや飴や酒の類を持ち  
こみ、それらを部屋の中央に置き、そこに捕えられ  
ている者に討して、かれらのいる場所におれば安全  
であるといひ、持ちこまれた飲食物は食べてもよい  
と告げた。そこで、かれらは置いてある食物の所へ  
行つた。すると、たちまち三つの爆発が起つた。敵  
われたシャンデリアは、爆薬を仕かけられていた。  
多くの者は床に投げ出され、そこに恐慌が起つた。  
建物の外側にいた日本人は、建物の中に機関銃を射  
ちこみ始め、手榴弾を投げた。爆発は窓と一部の壁  
を吹き飛ばした。逃げられる者は、そこから逃げよ  
うと努めた。かれらのうちの多くは、逃げようとし  
ているときに殺された。

フィリッピンのパラワン島のブルト・プリンセ  
サ湾の北方にある捕虜收容所において、アメリカ人  
捕虜の、特に囚徒な、あらかじめ計畫された虐殺が  
起つた。この收容所には、およそ百五十名の捕虜が  
いた。かれらを捕えた者から、日本が戦争に勝つた  
ならば、アメリカに歸されるであろうが、もし日本  
が敗けたならば、殺されるであろうとかれらは聞か  
されていた。虐殺の前に、アメリカの航空機によつ

E-1041

て、その島はある程度に空襲されていた。收容所の中には、浅い、深い銃蓋をもつた防空壕がいくつか通つてあつた。一九四四年十二月十四日の午後二時ごろに、捕虜たちはこれらの壕にはいるように命令された。小銃と機関銃で武装した日本の兵士が收容所の周囲に配置された。捕虜が全部壕にはいると、ガソリンがかれらの上にバケツでふりかけられ、次いで火のついた松明（タイマツ）が投げこまれた。やがて爆発が起つた。あまりにひどく火傷を負わなかつた捕虜は、逃げようとしてもがいた。これらの者は、その目的で配置された小銃や機関銃の射撃によつて殺された。ある場合には、かれらは銃剣で刺されて殺された。百五十人のうちで、わずか五名がこの恐ろしい経験から生き残つた。生き残つた者は、泳いで湾の中に出て、日暮れとともに、そこから密林の中に逃げこみ、遂にフィリッピンの遊撃隊に加わつた。

集団的に溺死させる手段は、アングマン島のポト・ブレアー（一九四五年八月）で用いられた。そのときは、一般人抑留者は船に乗せられ、海に連れ出された上で、水の中に突き落とされた。漢口で用いられたのと同様を、溺死と射撃とを合わせた方法がコタ・ラデヤ（一九四二年三月）で用いられた。そのときには、オランダの捕虜が帆船に分乗させられ、海上に曳航され、射撃され、そして海中に投げこまれた。ボルネオのタラカン（一九四二年一月）では、オランダの捕虜が日本の輕巡洋艦に乗せられ、これらの捕虜によつて日本のある豊後艦が射撃を受けた

場所へ連れて行かれ、首を斬られ、そして海に投げ込まれた。

虐殺は命令によつて行われた

証書によれば、これらの虐殺の大部分は、將校によつて命令され、ある場合には高級將官によつて命ぜられ、多くの場合には、將校が實際にその遂行の際に監視、指揮または實際の殺害を行つたことが示されている。フィリピン人を殺害するよう指示を與えた日本側の命令書が押収された。一九四四年十二月と一九四五年二月との間、マニラ海軍防衛隊によつて發せられた命令の發送が押収された。

E-1042

それには、次の命令がいつていた。「敵後入せば、爆弾投擲の機を誤らざるとく注意せよ。比島人を殺すには極力一箇所に集め、爆薬と勞力を省くこととく處分せよ。」日本兵の日記が押収されたが、それらは、日記の所有者たちが虐殺せよという命令を受け、その命令に従つて、その通りにしたことを示している。押収された陸軍部隊の戦闘報告と憲兵の警察事務報告の中には、行われた虐殺に關して、使用した爆薬の數や殺害された犠牲者の數も記入して、上官に於てた報告がいつていた。日本國內と占領地域の多數の收容所にいた捕虜は、日本人、台湾人、朝鮮人の守備からして、もし連合軍がその土地に侵入したり、日本が戦いに敗れたりした場合に殺されることと聞かされたと言っている。これらの脅迫が實行に移された例について、すでに言及した。少くとも一つの收容所では、捕虜を殺すようにとの上

E-1843

司からの命令の證據文書が発見された。台湾の一收容所で押収された日誌には、捕虜に對する『非常手段』に關して、基隆要塞地區司令部の第十一憲兵部隊參謀長が照會したのに對して、回答が送られたことを示す記事がはいつていた。この『非常手段』を實行するに際してとるべき方法は、次のように、詳細に述べてあつた。『各個擊破式によるか集團式によるか、何れにせよ大兵擧動、寒煙、毒物、溺殺、斬首等當時の狀況に依り處置す。何れの場合にありても一兵も逃過せしめず殲滅し、痕跡を留めざるを本旨とす。』この全員處殺は、他のことと共に、『所内を脱走し、敵戦力となる』すべての場合に執行するように命ぜられていた。

全般的な命令は、一九四五年三月十一日に、陸軍次官柴山によつて發せられた。その命令は、次のように述べてあつた。『時局愈々逼迫し、東南島土滿洲等に波及せる際に於る俘虜の取扱は別紙要領に據り遠算なきを期せられ度。』ここでのべられた別紙要領は、次の言葉で始まつていた。『方針。俘虜は運力勝手に委するを防止するものとす。之がため予め所要の俘虜に付、收容位置の移動を行ふ。』このころに始まつたボルネオのサンダカンとラナウの間の、ラナウ死の行進については、随もなく言及するが、これは右に引用した命令に指示された方針に従つてゐる。

## 死の行進

日本軍は、一地點から他の地點へ捕虜を移動するにあたって、戦争法規を守らなかつた。捕虜は十分な食糧や水を与えられないこともなく、また休息もなしに長途の行進を強制された。病人も負傷者も、健康な者と同様に行進させられた。このような行進から落伍した捕虜は、毆打され、虐待され、そして殺された。多くのこのような行進について、證據がわれわれに提出されている。

E-3744

バタインの行進は顕著な一例である。一九四二年四月九日、バタインでキング少將がその部隊を率いて降伏したときに、かれはかれの部下の將兵が人道的な取扱いを受けるであろうと、本間中將の參謀長から保證された。キング少將は、バタインから捕虜收容所へかれの部下を移動させるのに充分なトラックを破壊しないでおいた。バタインにおけるアメリカとフィリッピンの兵隊は、食糧の割當が定量以下であつたので、病人や負傷者の數が多かつた。しかし、キング少將がトラックを使用することを申出たときに、それは拒否された。捕虜は暑熱の中を百二十キロメートル、すなわち七十五マイルもあるバンガのサン・フェルナンドへ通ずる街道を行進させられた。病人も負傷者も強制的に行進させられた。路傍に倒れて歩行できなくなつた者は射たれ、また46は銃剣で刺された。他の者は列から引き出されて毆打され、虐待され、そして殺された。行進は九日の間続き、日本の監視兵は、アメリカのトラックで運

E-1045

ぼれてきた新規の監視兵と五キロメートルごとに変代した。最初の五日の間は、捕虜はほとんど食糧や水を與えられなかつた。その後は、手にはいる水はたまにあつた堀抜井戸か、水牛用の水溜りの水だけであつた。捕虜が水を飲もうとして井戸の周りに集まると、日本兵はそれに發砲した。捕虜を射つたり、銃剣で刺したりすることは普通のことであつた。死骸は路傍に散亂していた。本間中將の文官顧問として、陸軍大臣東条によつて一九四二年二月にフィリッピンへ派遣された村田は、この街道を自動車で走り、街道に非常に多くの死体を見たので、この有様について本間中將に尋ねてみる氣になつた。「私はそれを見たのでただ質問したのでありまして、それを私はコムブレインしたのでありません」と村田は證言している。オドンネル收容所へ輸送されるために、捕虜はサン・フェルナンドで鐵道貨車に詰めこまれた。貨車の中は、ゆとりがなかつたので立つていなければならなかつた。疲労のためと換氣が悪いためとで、多數の者が貨車の中で死んだ。バターンからオドンネル收容所へのこの移動において、何人死亡したかは明らかでない。證據によれば、アメリカ人とフィリッピン人の捕虜の死亡数は、およそ八千人であつたことが示されている。オドンネル收容所では、一九四二年四月から十二月までに、二万七千五百人以上のアメリカ人とフィリッピン人が死亡したことが證據によつて示されている。

東条は、この行進のことについて、一九四二年に多くの異つた筋から聞いたことを認めた。かれが受

けた情報は、捕虜が暴熱のもとで長送の行進を強い  
 られ、また多数の死亡者が出たということであつた  
 とかれは述べた。また、捕虜の不法な取扱いに對す  
 る合衆國政府の抗議が受取られ、死の行進があつて  
 から間もなく、陸軍省の各局長の隔週の會合で論議  
 されたが、かれが問題を各局長の裁量に任かせてお  
 いたことも、東條は認めた。フイリツピンにおける  
 日本軍は、この事件について報告することを要求さ  
 れなかつたし、また一九四三年の初めに本間中將が  
 日本に來たときには、この事件について話し合いも  
 しなかつたと東條は述べた。かれが一九四三年五月  
 にフイリツピンを訪問したときに、初めてこの事件  
 について尋ね、そのとき本間中將の參謀長と話し合  
 ったが、參謀長は事件の詳細を報告したと東條は述  
 べた。同様の殘虐事件の再發を防止するために、か  
 れが處置を講じなかつたことについて、東條は次の  
 ように辯明した。「日本の建前では、現地派遣軍司  
 令官は其の與へられた任務の遂行に當つては、一々  
 東京からの命令を仰ぐことなく、相當な獨斷權を以  
 て之を遂行することになつて居ます」と。このこと  
 は、日本の交戦方法では、このような殘虐行爲が起  
 ることは豫期され、または少くとも許されているこ  
 と、それらを防止することについて、政府は無關心  
 であつたことを意味するものにほかならない。  
 このような殘虐行爲は、太平洋戦を通じて繰返さ  
 れたのであるが、それはパターンにおける本間中將  
 の行爲をとがめなかつたことの結果であると解する  
 のが適當である。

## 包の強行軍

一九四二年二月に、オランダ領テモールで、港からクバン俘虜収容所への行進中に、負傷、飢餓、マラリア及び赤痢で苦しんでいた捕虜は、うしろ手に縛られて五日間歩かされ、家畜の群のように、日本人と朝鮮人の監視員によつて驅り立てられ、打ちなぐられた。一九四三年と一九四四年に、イギリス領ニューギニアのウエワク、ブット及びアイタへの間で、インド人の捕虜たちがこれと同じような行進をさせられた。これらの行進中に、病氣になり、主力から落伍した捕虜は射殺された。他のこれと同様な出来事についても證據がある。以上述べたものは、ある場所から他の場所へ捕虜を移動するとき、苛酷な状態のもとで行い、落伍した者はこれを毆打し、殺害することによつて強行するという、日本の陸軍とその捕虜管理機關が用いたところの、當然と認められた普通のやり方を示すものである。

E-1048

ラナウ行進は、異つた種類に屬する。これらの行進は、一九四五年の初期に始められた。そのころに、連合軍がクチンへ上陸する準備をしているということを、日本軍はおそれていた。これらの行進の目的は、捕虜が解放されることを防ぐために、かれらを移動することであつた。ラナウ村はホルネオのサンダカンの西方百マイル余の密林の中で、キナバル山の東斜面にある。サンダカンからラナウへの小道は深い密林の中を通つており、狭くて車輛を通すことができない。最初の三十マイルは沼澤地で、ひどい

ぬかるみである。次の四十マイルは高地で、小さな峻しい丘の上を過つており、その次の二十マイルは一つの山の上を過つている。最後の二十六マイルは全部登り道の山道である。オーストラリア人の捕虜は、この密林の網道に沿つて、次々と行進を續けて移動された。捕虜はサンダカンの收容所から出される前に、すでにマリア、赤痢、脚氣及び營養不良で苦しんでいた。捕虜が行進に堪えられるかどうかを決定する試験は、殿打し、袴問にかけて立ち上らせることであつた。もし立ち上れば、かれは行進に堪えるものと見做された。捕虜は、自分のわずかばかりの食糧とともに、監視兵の食糧と弾薬をも携帯することを強制された。四十名からなる捕虜のある一團は、この行進中、三日間に六本の胡瓜をかかれの間で分け合つて命を繋ぎなげばならなかつた。行進の列から落伍した者は射殺され、または銃剣で刺し殺された。行進は一九四五年四月の上旬まで續いた。その小道には、途中で死んだ者の死骸が散亂していた。サンダカンからこれらの行進を始めた捕虜の中で、ラナウに到達したのは、總數の三分の一以下であつた。ラナウにようやく到達した者は、飢餓と拷問で死亡し、または病死し、または殺害された。サンダカンで捕虜であつた二千余人の中で、生き残つたことがわかつているものは、わずか六人だけである。これらのものは、ラナウのキャンプから逃げたので、生き残つたのである。病氣が重くて、サンダカンから行進を始めることのできなかつた者は病死し、または監視兵によつて殺害された。

E-1049

## 泰緬鐵道

一 地境での長期間にわたる強行爲の隠れもない  
 實例は、泰緬鐵道敷設のために使われた捕虜と原  
 住民労働者の取扱いに見られる。工事の前とその期  
 間中に、ほとんど筆舌に盡せない困難のもとで、こ  
 の地境に向う二百マイルの強行軍から始まつて、捕  
 虜は絶えず虐待、拷問及びあらゆる種類の缺乏に遇  
 わされた。その結果として、十八カ月の中に、四万  
 六千人の捕虜のうちで、一万六千人が死亡した。

日本の大本營は、ビルマとインドにおける作戦計  
 畫を促進するために、一九四二年の初め、交通機關  
 の問題を検討した。當時最も短距離で便利な交通線  
 は、タイ國を通るものであつた。ビルマのモルメイ  
 ンからの鐵道に、シヤムのバンコックから走つてい  
 る鐵道を結びつけることが決定された。連絡を要す  
 る距離は、ほぼ二百五十マイル（四百キロ）であつ  
 た。こうして、ビルマにある日本軍との連絡を容易  
 にすることになつていた。

この目的のために、東條の勅諭に基いて、捕虜を  
 使用することに決定し、當時マレーに駐屯していた  
 南方軍に、一九四三年十一月を完成の時期として、  
 できる限り速やかに工事を進めるとうに命令が發せ  
 られた。これらの命令に従つて、一九四二年八月以  
 來、二團の捕虜がシンガポール地境から送られた。

「A」隊と呼ばれた一團は海路によつて、「F」隊  
 と「H」隊とからなる二番目の一團は鐵道によつて、  
 バンボンに送られた。バンボンからは、予定された  
 建設線に沿う各收容所に行軍させられた。

E-1050

「F」隊と「H」隊がシンガポールを出発する前に、捕虜の管理を擔當していた日本陸軍の將官は、捕虜に對して、シンガポールの各收容所における食糧の不足と、非衛生的な状態とによつて、非常に多くの捕虜が病氣になり、栄養不良に苦しんでいるから、食糧事情のもつとよい山の中の、休養のための收容所に送られると告げた。それであるから、労働のための收容所へ送られる者の中に、病人も加えるように、右の將官は固執した。捕虜は鐵道貨車の中に詰めこまれ、横になるだけの余地がなく、あぐらをかいて坐つていた。調理用具は代りが支給されるから、捕虜はその調理用具を携帯する必要はないと聞かされていた。しかし、代りの品は支給されなかつた。その上に、捕虜に與えられた唯一の食物は、うすい野菜汁だけであり、鐵道旅行の最後の二十四時間は、全然食物も水も手にはいらなかつた。

E-1061  
四日四晩の後に、捕虜は列車から降ろされ、これらの荷物も、かれらがどうにかして持つてきた僅かばかりの料理道具も、薬品と醫療器具も引渡すように要求された。それから、かれらは徒歩で二週間半の間に二百マイルの行軍をしなればならなかつた。この行軍は、健康な兵士にも無理であつたであらう。というのは、この道程は、山岳地方の密林の中の荒れた道を通つていたからである。この行軍は、雨季の雨と泥濘の中を、十五回の夜間行程でなし遂げられた。捕虜の衰弱した健康状態と、その上に病氣のために歩けない約二千人の者を運ばなければならぬ必要とは、この行軍をほとんど人間として耐えるこ

とのできないものにした。病氣になつたり、あまり弱つて歩けない者のうちのある者は、監視兵に殴打され、むりやりに歩かせられた。

計置された鐵道線に沿つて設けられた收容所は、人跡未踏の密林の中にあつたが、昆蟲が全然なかつた。衛生施設はほとんどなく、醫藥と藥品は與えられず、衣類は支給されず、食糧の割當はまったく不十分であつた。他方で、捕虜に對する絶え間ない酷使と毎日の殴打は、増加するばかりであつた死者と痲疾者の数をさらにふやした。逃走しようとした者は殺された。『L』隊と『H』隊に續いて、シンガポールから他の捕虜部隊が送られ、同じ待遇を受け

た。

この建設工事に使われた捕虜の劣悪な状態について、東條は報告を受け、一九四三年五月に、俘虜情報局長官を調査のために派遣したと、東條は本裁判所で証言した。この調査の結果として、かれがとつた處置は、捕虜を不公平に取扱つたある中隊長を軍法會議にかけたことと、鐵道建設の司令官をその任から退かせたことだけであるとかれは認めている。しかし、他の證據から、この指揮官は捕虜虐待のためには認められたのでないといわれは認定する。この計置を適當していた鐵道建設の最初の司令官は、道合軍の空襲で死んだ。この計置を擔當した二度目の指揮官は、病弱のために任務を遂行することができず、また工事が大本營から見ても充分な速さで捗つていなかつたから、轉任させられたのである。二度目の司令官の更迭を遂行した觀察官は、東條がいつ

B-1052

たように、俘虜情報局長官ではなく、参謀本部の交通通信を主管していた第三部長の若松であつた。これは参謀総長に對して、工事は充分を参り方をしていないと報告し、マレーの鐵道部隊の司令官を建設工事の主任とすること、鐵道完成の予定期日を二ヵ月延長することをかれに許すことを進言した。

この計畫において、捕虜を管理していた者が戦争法規を一般的に無視したこと、かれらが捕虜を非人道的に取扱つていたことから見ると、一中隊長を軍法會議にかけたということは、矯正手段としてあまりに無意味な、不十分なものであつて、かれらの行為とがぬえいのに等しいものであつた。一九四三年において、政府と日本の大本營の主要な關心事の一つは、ビルマで進歩していた連合軍の前進を阻止するため使用の間に合うように、この鐵道を完成しなればならないということであつた。日本人と朝鮮人の監獄員の手による不斷の虐待、殴打、拷問及び殺害によつて引き起された連合軍捕虜の病氣、負傷及び死亡という犠牲に對して、捕虜が生活し、勞働しなればならぬ不衛生な状態に對して、最小限度の生活必需品と醫療すら、日本政府が與えなかつたことに對して、なんらの關心も拂われなかつたよりである。

適當な住居がなく、病人の手當も行届かず、鐵道建設に關係して仕事をしていた捕虜に對する非人道的な取扱いは、日本の捕虜取扱の典型であつて、一九四三年十一月までこの建設工事に從事させられた證人ワイルド大佐によつて、よく描寫されている。

E-1053

ワイルド大佐は、日本語の知識があるという理由で、捕虜と日本軍將校との間の連絡官を勤め、捕虜が入れられていた收容所の多くを訪問し、捕虜の受けた取扱については、直接の知識をもつていた。次にあげるかれの証言からの抜萃は、實情をありありと説明している。

「問 實質的におきまして、これらの捕虜收容所の間、その生活状態並びに捕虜の待遇はどうか。その比較はいかがでしたでしょうか。大体實質的に似ておりましたでしょうか。」

「答 全然同じではありません。」

「問 例としてその一つを説明してください。」

「答 私は一九四三年八月三日、最初ソングライ收容所に入所しましたときに、まずそこにある一番大きな小屋にまいりました。そこは七百人收容されておつたバラックでありました。そのバラックは通常の形式につくられておりました。すなわち、真ん中に土間がありまして、その兩側に、竹を割つてつくつた長さ十二フィートの寝る棚がありました。屋根は非常に不完全なものでありまして、椰子の葉でできており、椰子の葉もあまりたくさんはなく、到る處雨が漏りました。壁は全然なく、真ん中の土間の所には、常に水がちよるちよる流れておりました。バラックの骨組は葛で縛られた竹でできておりました。」

「そのバラックの中には、七百名の病兵がおりました。小屋の兩側の割竹の棚の上に、縦に二人づつ寝ておりました。小屋の端から端まで、身体はお互

いに接し合っておりまして。非常に疲れており、ほとんど裸でありました。バラックの真ん中には、約百五十名の熱帯潰瘍患者がおりました。この潰瘍という病気に冒されますと、膝から足首まで肉がぼろりと取れてしまるのであります。腐った肉の端らな臭いがいたしました。手に入れることのできた薬は、急脚絆で急かされたバナナの葉だけでありました。そうして唯一の薬は熱湯でありました。もう少し丘の上の方には、もう一つ同じようなバラックがありまして。そこには健康であると稱せられる兵隊が收容されておつたのであります。そうして屋根は完全であり、そのつくりも完全であるバラックがもう一つあり、これは日本人の衛兵並びに將校が住んでおりました。

問 寝具は供給されましたか。

答 全然ありませんでした。

問 では、雨除けとして、かれらは何を使つたのでありますか。

答 われわれが最初この收容所に來ましたときには、バラックは一つとして屋根のあるものはありませんでした。この状態が二、三週間續きました。すでに雨季にはいつておりました。ここに收容されておつたものは、雨を洩ぐために、バナナの葉しかなかつたのであります。もしそれだけの余力があれば、捕虜たちは一人が二、三枚のバナナの葉を切つて、それで身体を覆つたのであります。

問 屋根の資材は入手できましたか。

答 私自身がその捕虜の指揮官となつておりま

した收容所、すなわち下ニキ收容所におきましては、最も重い病人が寝ていた小屋の屋根を半分ばかり裂くに足りる椰子の葉をトラックに一台ほど手に入れ、ることができました。ニキ收容所では、椰子の葉を全然受取りませんでした。腐つた漏るカンバスが手にはいりました。残り四つの收容所におきましては、二、三週間たちまして、椰子の葉が手にはいりまして、トラックに屋根を葺くことができましたが、これは必要量の半分しかなかつたのであります。もちろんこれは日本守衛並びに朝鮮守衛にはあてはまらないこととあります。かれらは常に充分なる屋根の資材を持つておつたのであります。

問 あなたがシンガポールを立たれてから十週間の後、すなわち一九四三年七月の中旬ごろにおきましては、「F」部隊の状況はいかがでしたか。

答 それまでに死者が千七百名、またもともとあつた七千名のうち、毎日働きに出かけた人員は七百名でありました。しかし、われわれ英軍將校の考へるところによりますと、この七百名のうち、三百五十名は病室に寝かせておかなければならないような状態にあつたのであります。

この鐵道建設の説明は、それに使われた原地の徵用労働者の取扱いに言及しなくては、不完全である。

この工事に使われた捕虜を補うために、ビルマ人、タミール人、ジャワ人、マレー人及び中国人の原地労働者が、ある場合は種々の約束によつて、ある場合には強制によつて、労働のために占領地域で徵募

された。全部で約十五万人のこれらの労働者が鐵道工事に使われた。かれらに與えられた取扱いと、かれらが生存していた状態とは、すでに説明したものよりも、むしろ悪いくらいであつた。十五万人のうちで、少くとも六万人は建設期間中に死亡した。

捕虜の虐待に對して連合國の行つた抗議について、われわれは後に相當詳しく取扱い、殘虐行爲について參謀本部と政府が知つていたことにも言及することにする。しかし、ここで言及しておいた方が適切なことがある。鐵道建設の計畫が着手される前に、工事が恐しい状態のもとに行われることを陸軍は知らされていたこと、政府は犠牲者のことを知つておりながら、これらの状態を改めなかつたことを立証する證據のことである。

E-1856

一九四二年に工事が始まる前に、南方總軍司令部は捕虜が各種の熱帯病にかかる危険について知らされていたし、またときどき死亡率が報告されていた。捕虜の健康に對する危険と、食糧、住居及び醫療品の不足がわかつていたことは、南方軍總參謀長から停虜情報局長官に於てた一九四四年十月六日附の報告の中で確認される。その一部には、「本作業は作戦上最も念を要し、而も該鐵道建設予定線に沿ふ地域は人跡なき密林地帯にして、宿營、給養、及衛生施設不充分に於て、停虜の平常状態と著しく異なり」と書いてある。

一九四三年七月には、すでに數千人の捕虜が死亡したり、病氣のために働けなくなつたりしていたのであるが、そのときに、外務大臣重光は抗議に回答

して、捕虜は公平に取扱われており、病人はすべて  
醫療手當を受けているといつた。それにもかかわら  
ず、重光の回答が送られてから一カ月たたないうち  
に、タイで死亡した捕虜だけで、日本側の数字によ  
つてさえも、合計二千九百九人であつた。同じ資料  
によれば、死亡率は一九四二年十一月の五十四人か  
ら、一九四三年八月の八百人へと、月ごととに甚しく  
増加した。

一九四三年の夏に、前に述べたこの地方の視察か  
ら東京に歸ると、若松はみずから參謀總長杉山に對  
して、多數の脚氣と赤痢患者を見たこと、食糧の質  
は必要規準のものでなかつたことを報告した。

E-105号

死亡の多くは、連合軍が食糧と藥品の規則的な補  
給を妨げたために起つたと主張されている。しかし、  
海運に對するこの妨害という理由のために、一九四  
三年二月には、かえつて工事完了の期間を四カ月短  
縮するようにとの命令が與えられた。この命令以來、  
指揮官たちはむちやになつた。捕虜は次のように聞  
かされた。人間は少しも大切ではない、鐵道はどん  
な苦痛や死亡があつても建設しなければならぬ、  
すなわち、鐵道の建設は、作戦目的のために要求  
されて居るので、遅滞無く進行されねばならぬ。而  
してイギリス人及びオーストラリア人の俘虜の損失を顧み  
ず、有ゆる犠牲を拂つても一定の期間内に完成され  
なければならぬ」と。

最後に、俘虜情報局がタイ俘虜收容所長から受領  
した月報のうちの一つに、すなわち一九四三年九月  
三日附の月報に、われわれは言及する。これには、

合計四万三百十四人の捕虜のうちで、一万五千六十  
四人は病氣であると書いてある。脚氣や赤痢の患者  
をそのまま置くように強制する慣行から見ると、こ  
れらのものも含められたならば、病人の数ははるか  
に大きなものであつたに違いない。

裏面白紙

## 拷問とその他の非人道的取扱

捕虜と一般人抑留者を拷問するやり方は、占領地域と日本内地とを通じて、日本軍の駐屯していたほとんどすべての場所で行われた。太平洋戦争の全期間を通じて、日本側はこのやり方をほしほまに行つた。拷問の方法は、全地域にわたつて同じように行われていたから、その訓練と実施に、一つの方針があつたことを示している。これらの拷問のうちには、水責め、火責め、電氣の衝撃、膝を擴げること、吊り下げ、鋭い道具に坐らせること及びむちで打つことがあつた。

E-1058

日本の憲兵隊が最も盛んにこれらの拷問を行つた。しかし、他の陸海軍部隊も、憲兵隊と同じ方法を用いた。收容所の警備員もまた同様な方法を使つた。占領地域で、憲兵隊によつて組織された現地の警察も、同じ拷問の方法を用いた。

E-1059

各收容所長が赴任前に東京でどのような訓令を受けたかをわれわれは示すことにする。これらの收容所長は、陸軍省軍務局の俘虜管理部から行政上の支配と監督を受けており、この管理部に月報を提出していたことも示すことにする。憲兵隊は陸軍省の管轄のもとにあつた。憲兵練習所が日本で陸軍省によつて維持され、運営されていた。憲兵隊と收容所警備員との行爲が陸軍省の方針を反映していたということ、<sup>61</sup> 妥當な推論である。

拷問が廣く行われていたこと、用いられた方法が一樣であつたことを示すために、われわれはそれら

の方法の簡便な要約を述べておく。

いわゆる「水責め」は普通に用いられた。犠牲者は縛られるか、その他の方法で、仰向けに寝かされ、意識を失うまで、その口と鼻から、肺と胃の中に水を無理に流しこまれた。それから、水を押し出したために、圧力が加えられた。ときには、犠牲者の腹の上に飛び乗って、圧力を加えることもあつた。一旦犠牲者を蘇生させた後に、引續いて幾度もこの方法を繰返すのが通例のやり方であつた。この拷問は次の各地で行われたという證據があつた。中国では上海、北平、南京、佛印ではハノイ、サイゴン、マレーではシンガポール、ビルマではキヤイクト、タイではチュンポール、アンダマン諸島ではポート、ブレーア、ボルネオではジェツセルトン、スマトラではメダン、タジョン・カラン、バレンバン、ジャワではバタヴィア、バンドン、スラバヤ、バイテンゾルグ、セレベスではマカッサル、ポルトガル領チモールではオッス、デイリ、フィリップンではマニラ、ニコルス・フィールド、パロ・ビーチ、ドマゲテ、台湾では屏東收容所、そして日本では東京である。

E-3060

火責めの拷問は廣く實行された。この拷問は、一般には犠牲者の身体を火のついたタバコで焼くことによつて行われた。しかし、ときには、火のついたローソク、熱した鐵、熱した油、沸騰した湯も用いられた。多くの場合に、熱は体のうちの神経の鋭敏な箇所、たとえば、鼻腔、耳、腹部、生殖器に、また女子の場合には乳房に加えられた。われわれは、

次の場所で、この種の拷問が用いられた明確な事例の證據をもつている。中國では漢口、北平、上海、ノモンハン、佛印ではハイフォン、ハノイ、ヴィンサイゴン、マレーではシンガポール、ヴィクトリア、ポイント、イポー、クアラ・ルンブール、ピルマデはキヤイクトリー、タイではチュンポールン、アンダマン諸島ではポート・ブレア、ニコバル諸島ではカナ、ボルネオではジェツセルトン、スマトラではバレンバン、バカン・バルー、ジャワではバタヴィア、バンドン、スマラン、モルツカ諸島ではアンボイナ、ポルトガル領チモールではオツス、ソロモン諸島ではブイン、フィリッピン諸島ではマニラ、イロイロ市、バロ、バタイン、ドマゲテ、日本では川崎である。

E-1061

電氣衝擊法もまた普通のことであつた。衝擊を與えるように、犠牲者の身体の一部に電流が通じられた。接觸箇所は通常神経の鋭敏な部分、たとえば、鼻、耳、性器または乳房であつた。次の場所で、この拷問方法が用いられた明確な事例を證據は示している。中國では北平、上海、佛印ではハノイ、ミトー、マレーではシンガポール、タイではチュンポールン、ジャワではバンドン、バイテンゾルグ、スマラン、フィリッピン諸島ではダヴァオである。

いわゆる膝擴張は、しばしば用いられた拷問法であつた。犠牲者はうしろ手に縛られ、ときには直經三インチもある丸棒を兩膝の關節のうしろに挟んで坐らせられ、腿に圧力が加えられたときに、膝の關節が引き擴げられるのである。ときには、犠牲者の

腿の上に飛び乗つてすることもあつた。この拷問の結果として、膝の關節がはずれ、それによつて、激烈な苦痛が起きるのであつた。證據によれば、次の場所、この拷問が用いられた明確な事例を證據は示している。中國では上海、南京、ビルマではタヴオイ、アンダマン諸島ではポート・ブレア、ボルネオではサンダカン、スマトラではバカン・バルー、モルツカ諸島ではハルマヘラ島、ホルトガル領チモールではデイリ、フィリッピン諸島ではマニラ、ニコルス・フィールド、バサイ収容所、日本では東京である。

吊下げもまた普通に用いられた拷問の方法であつた。犠牲者の体は手首、腕、足、または首で吊り下げられ、ときには犠牲者ののを絞めて窒息させるか、關節を脱臼させるような方法で行われた。この方法は、ときには、吊り下げている間にむちで打つことと併せて行われた。この拷問方法を使用した明確な事例は、次の場所で起つた。中國では上海、南京、佛印ではハノイ、マレーではシンガポール、ヴィクトリア・ポイント、イポー、クアラ・ルンブル、タイではチュンポールン、ビルマではキャイクトー、ボルネオではサンダカン、スマトラではブラスタギー、ジャワではバンドン、スラバヤ、ヴァイテンゾルグ、モルツカ諸島ではアンボイナ、ホルトガル領チモールではデイリ、フィリッピン諸島ではマニラ、ニコルス・フィールド、バロ、イロイロ市、ドマゲテ、日本では東京と四日市である。

鋭い道具に坐らせることも、もう一つの拷問方式

E-1062

であつた。多くの場合に、正方形の木塊の角が鋭い道具として用いられた。犠牲者は休むことなしに幾時間もこれらの鋭い角の上にひざまずかされ、動けばむちで打たれた。次の場所で、この方法を用いた明確な事例が起つたことがわれわれに示されている。佛印ではハノイ、マレーではシンガポール、アンダマン諸島ではポート・ブレア、モルツカ諸島ではハルマヘラ島、フィリッピン諸島ではダヴァオ、日本では福岡と大牟田である。

手の爪や足の爪をはがすことも行われた。この拷問方式の實例は、次の場所で見出される。中國では上海、セレベスではメナド、フィリッピンではマニラ、イロイロ市、日本ではヤマニである。

地下の土牢が次の場所で拷問部屋として用いられた。佛印ではハノイ、マレーではシンガポール、ジャワではバンドンである。

むち打ちが日本人の殘忍行爲のうちの最も普通に行われたものであつた。これはすべての捕虜收容所と一般人抑留者の收容所、刑務所、憲兵隊本部で、またすべての作業分所と作業現場で、さらに捕虜輸送船の上でも、普通に用いられた。收容所長やその他の將校の承認の上で、またはしばしばその指令に基いて、警備員が自由に思うままに行つた。收容所におけるむち打ちのために用いられる特別な道具が支給された。このうちのあるものは、野球のバットほどの大きさの棒切れであつた。ときには、警備員の監督のもとに、捕虜は仲間の捕虜を殴ることを強制された。これらの殴打によつて、捕虜は内部的

E-1063

負傷、骨折及び裂傷を受けた。多くの場合に、かれらは意識を失うまで叩かれた。そして、尿座させられては、また叩かれた。誕生させられるのは、さらに叩くためにほかならなかつた。ある場合には、捕虜が死ぬまで殴打されたことを證據は示している。

精神的拷問は普通一週に用いられた。この拷問方式の實例は、ドゥーリットル飛行隊員が受けた取扱いに見出すことができる。いろいろな種類の拷問にかけられてから、かれらは一人ずつつれ出され、目隠しをされて、相當の距離を歩かせられた。犠牲者は人聲と行進する足音とを聞かされ、それから、あたかも銃撃隊として整列しているかのようになり、分隊が停止して銃を下す音を聞かされた。それから、日本將校が犠牲者の前に来て、「われわれは旭日章をもつた武士道の騎士である。われわれは日夜時に死刑を行わない。日の出にやる」といつた。それから、犠牲者はその寮房につれ歸され、もし日の出までには自白しなければ、處刑されると聞かされたのである。

一九四四年十二月五日に、東京のスイス公使館は、イギリス政府の抗議文を外務大臣重光に傳達した。この抗議文で、一九四三年八月六日に、ビルマにおける日本の林師團によつて發行された「俘虜訊問要領」と題する小冊子が押収されたことを重光は知らされた。この抗議文は、その小冊子からの直接引用を重光に示した。それは次のようであつた。「非難、罵詈雑言又は拷問を用ふる場合は嘘偽の申立て及び愚弄を招く結果となるべきを以て注意を要す。普通採らるべき方法次の如し。(イ)足蹴、殴打、及び肉体的

E-1064

苦痛に關聯あるもの凡てを含む拷問。本方法は最も拙劣なるものなるを以て他の方法に効果なき場合に限り用ふべきものとす。(この部分は、押収された冊子では、特に印しがつけてあつた。)「暴行拷問を用ふる時は訊問係將校を替ふべし。しかして交替せる將校が同情的に訊問せば好結果を得べし。(ロ)威嚇。(一)來るべき肉体的不快、例へば拷問、殺害、飢餓、單獨幽閉、睡眠妨害を暗示すること。(二)來るべき精神的不快を暗示すること、例へば手紙を送ることを許されざること、他の俘虜と同様の取扱を與へられざること、俘虜交換の場合最後迄置せらるること等である。抗議文はさらに續けて「連合王國政府は前述の件につき日本政府の注意を喚起せられ度旨要請越せり。同政府は、日本帝國官憲が拷問を用ひ居ることを日本政府が最近強く否定せることを想起するものなり。一九四四年七月一日附重光大臣發スイス公使宛書翰參照相成度」と述べた。連合國捕虜を拷問するこの慣行を阻止するため、なんらかの措置がとられたことを示す證據をわれわれはもたない。しかし、他方で、この慣行は日本の降伏のときまで続き、降伏のときには、その犯人を助けてその罪に對する正しい處罰を免れさせる命令が發せられた。罪を立證するような證據文書をすべて破棄せよと命令した上に、一九四五年八月二<sup>67</sup>十日に、次のような命令が軍務局俘虜管理部の俘虜收容所長によつて發せられた。「俘虜及軍の抑留者を虐待し或は甚だしく俘虜より悪感情を醸かれある

E-11065

職員は此の際速かに他に轉屬或は行衛一切を悔す如く處理するを可とす。この命令は、台灣、朝鮮、滿洲、華北、香港、ボルネオ、タイ、マレー及びジャワにおけるものを含めて、各收容所に送られた。

## 生体解剖と人肉嗜食

生体解剖は、日本の軍醫によつて、その手中にある捕虜に對して行われた。また、軍醫でない日本人によつて、捕虜の手足を切斷するという事例もあつた。これから述べる事例のほかに、手足を切斷された別の捕虜の死体が、死亡前に切斷の行われたことを示すような状態で發見された。

カンドクで、「健康を負傷していない」と稱される捕虜が、次のような取扱いを受けた證據があつた。「この男は光機調事務所の外にある木に縛りつけられた。一人の日本軍醫と四人の日本見習軍醫がかれの肩りに立つていた。かれらはまず最初に指の爪をはき取り、それから胸を切り開いて心臓を取去つた。これに對して、軍醫は實驗をして見せた。」

多分將校と思われる日本人の押収された日記に、ガダルカナルにおける一つの事件が記してある。

「九月二十六日——昨夜ジャングル内に逃げ込んだ二人の俘虜を發見、逮捕し、發備中隊をして發備せしめた。かれらが再び逃亡するのを防ぐために、かれらの足に拳銃發射したが、命中させるのはむづかしかつた。二人の俘虜は、ヤマジ軍醫によつてまだ生きてゐるうちに解剖され、かれらの肝臓が取出された。そして初めて私は人間の内臓を見た。こ

これは非常に参考にまつた。

生存中の捕虜の身体切斷の事件がフィリップスの  
カナンガイで證言されている。しかも、この場合に  
は、軍醫でなく、日本の兵科將校によつて行われた  
のである。『．．．二十四歳ぐらいの一人の若い  
婦人（．．．）が叢に隠れているところを捕えら  
れた。この巡察隊全部を指揮していた將校は、彼の  
女の衣服をはぎ取り、その間二人の兵が彼の女を抑  
えていた。それからその將校は彼の女を小さな壁の  
ない草葺の小屋へ連れて行き．．．そしてそこで  
その將校は佩刀を用いて彼の女の乳房や子宮を切つ  
た。兵隊たちはその將校がこんなことをしている間、  
彼の女を抑えていた。最初その女は悲鳴を擧げてい  
たが、遂に靜かになり、沈黙して横たわつた。それ  
から日本兵は、その草葺小屋に火を放つた．．．』  
マニラでは、一人の目撃者が、自分の召使いが注  
に縛られたいきさつを説明した。縛つてから、日本  
兵はかれの生殖器を切り取り、斷ち切つた陰莖をか  
れの口中に押しこんだ。

日本兵の手中にあつた捕虜の身体切斷に關する他  
の事例は、ボルネオのバリックババンで起つた。こ  
の事件は、目撃者によつて、次のように語られた。  
『私は制服を着た内務監督官と制服の警視を見まし  
た。日本の士官がその内務監督官と會話を始めまし  
た．．．。私は、その士官が會話中、手でもつて  
内務監督官の顔を毆打し、またさらに劍鞘でかれの  
身体を毆打して虐待するのを見ました．．．。最初  
に（オランダ人）内務監督官と會話を始めた士官が、

E-2067

その剣を抜いて内務監督官の両腕を兩肘の少し上部から切り落とし、その後また兩脚を膝の高さの所から切り落しました。さらに内務監督官は椰子の木へ連れて行かれ、それにしかと縛りつけられて、さらに銃剣をもつて刺し殺されました。この後に、同じ士官は制服を着た警視の方へ行きました。かれは蹴られ、手と剣鞘で殴打されました。そのあとで、その（日本人）士官は警視の腕を肘の下部の所で切り落とし、その脚を膝の所で切り落しました。私は警視がいま一度「女王陛下万歳」と叫ぶのを聞ききました。銃剣で刺され、かつ蹴られて、警視はなほも立ち上らせられました。而してその脚の切り残りで立つて、警視は銃剣で刺し殺されました。

太平洋戦争の末期になつて、日本の陸海軍は人間の肉を食べるほどまでに落ちこみ、不法に殺害した連合國捕虜の体の一部を食べた。日本陸軍は慣行に氣がついていなかつたのでもなく、またそれをいけないとさえいわなかつた。訊問に際して、ある日本人捕虜は、「一九四四年十二月十日、第十八軍司令部から、部隊は連合軍の屍肉を食ふことは許可するも、友軍の屍肉は食つてはならぬとの命令が出たと語つた。この陳述は、一少將が所持しているのを押収した軍規に関する備忘録によつて確認された。この備忘録には、次のような一節がある。『尙刑法には規定なきも、人肉（敵を除く）たることを知りつつ、之を食したる者は、人道上の最重犯として、死刑と定む。』

ときには、この敵の肉を食することは、將校宿舎における祝宴のようなものとして行われた。陸軍の

裏面白紙

將官や海軍の少將の階級をもつ將校でさえも、これに加わつた。殺害された捕虜の肉またはそれによつてつくられたスープが、日本の下士官兵の食事に出された。證據によれば、この人肉暗食はほかに食物がある際に行われたことが示されている。すなわち、このような場合には、必要に迫られてはなく、みずから好んで、この恐しい慣行にふけつたのである。

230

## 捕虜輸送船に対する攻撃

捕虜の海上輸送にあつて、日本の行つた慣行は、同様に不法で非人道的な陸上輸送の方法と一致するものであつた。捕虜は、衛生設備の不完全で、換氣の不十分な船倉や石炭庫に詰めこまれ、醫療手當は全然施されなかつた。長い航海中、かれらは強制的に甲板の下の船倉に留められ、わずかな配給量の食物と水によつて、命を繋ぐよりほかはなかつた。これらの捕虜輸送船は標識を掲げていなかつたので、連合軍の攻撃を受け、數千人の捕虜が死んだ。

場所を節約するためにとられた方法は、一般に次の通りであつた。すなわち、空いている石炭庫または船倉に、木製の台が、すなわち間に合せの寢棚がつくられたが、その上下の距離は三フイートであつた。これらの寢棚の上で、捕虜に與えられた廣さは、十五人について六フイート平方であつた。全航海の間、かれらはあぐらをかいて坐つているよりほかには仕方がなかつた。また、適當な衛生設備を除くことによつても、場所の節約が行われた。用意された衛生設備は、網の先にとりつけられたバケツまたは箱であつて、それが船倉または石炭庫内の上から下ろされ、それから同じようにして引上げられ、中の排泄物が船外へ棄てられた。これらの容器から滴れ落ちてくるものによつて、あらゆる點で非衛生的な状態は、いつそう非衛生的になつた。多數の捕虜は、<sup>72</sup>乗船の當時に赤痢にかかつていたが、かれらの排泄物は、木製の寢棚の隙間を通して、そのまま下の寢棚の捕虜の上に落ちた。食物の調理に必要な場所を

E-1069

節約するため、料理してない食物や、出帆前に料理されたものが捕虜に與えられた。同じ理由によつて、積みこまれた飲料水も不十分であつた。この恐ろしい状態に置かれていた上に、捕虜は甲板に出ることを許されなかつた。捕虜の海上輸送に關するこの方法は、太平洋戦争の全期間を通じて、一般に用いられた。日本の船腹の不足のために、このような方法は、やむを得なかつたものとして辯護されてゐる。これは有効な辯護ではない。というのは、もし戦争法規によつて規定された状態で捕虜を移動することができなければ、日本政府は捕虜を移動する權利がなかつたからである。

この輸送方法は、一九四二年八月に、イギリス人捕虜の最初の一團を泰緬鐵道で勞働させるために、シンガポールからモールメンに移動したときに用いられた。また、一九四二年一月に、一千二百三十五人のアメリカ人捕虜と一般人抑留者を横濱と上海へ移すために、『新田丸』がウエーキ島に寄港したときにも、再びこの方法が用いられた。他の場合と同様に、この場合にも、捕虜と抑留者は乗船の際に日本兵の列の間を通らされ、殴られたり蹴られたりしなければならなかつた。この航海に關連して、當時捕虜輸送船の上で實施されていた『俘虜規定』に、初めてわれわれは注意を引かれた。この規定は、他のことと共に、次のことを規定してゐた。『左に掲ぐる命令に従わざる俘虜は、即時死刑に處すものとす。』(a)命令及び指示に服せざる者、(b)敵意ある舉動及び反抗の兆候ある者、(c)許可なく

E-1070

して談話し、大聲を發する者、(a)命令なくして歩  
行移動する者、(b)命令なくして梯子を登  
る者、(c)大日本帝國海軍は諸子の全部を死刑  
に處せんとするものに非ず。日本海軍の一切の規則  
を遵守し、日本の「大東亞新秩序」の建設に協力す  
る者は優遇せらるべし」と。ある航海では、捕虜は  
寢棚の設備のない石炭庫に詰めこまれ、立つ余地の  
ある限り、無理に石炭のまわりに並ばせられた。他  
の航海では、非常に燃えやすい積荷が、捕虜と一緒  
に船倉一ぱいに詰めこまれた。捕虜輸送船に乗せら  
れるだけ詰めこむという、この方法は、いろいろの  
明白な不快や健康上の危険を捕虜にもたらした上に、  
沈没のときには、脱出をほとんど不可能にした。

連合軍は日本の捕虜輸送船と他の船舶との區別を  
つけることができなかったため、捕虜輸送船は、他  
の日本船と同様に、しばしば連合軍によつて攻撃さ  
れた。その結果として、多数の船が沈没し、数千の  
連合國の捕虜が死んだ。これらの攻撃が行われたと  
き、ある場合には、捕虜の脱走を防ぐために昇降口  
を密閉し、もしこの昇降口を押し開けて、沈没する  
船から逃れようとする捕虜があるときは、これを射  
殺せよという命令を與えて、小銃と機銃をもつた日  
本兵を配置するということが慣行であつた。このこ  
とは「リスボン丸」で起つた。この船は、イギリス  
の捕虜を乗せて香港を出發し、その航海中、一九四  
二年十月に撃沈されたのである。その他の場合には、  
船が沈没した後、捕虜が水中にいる間に、射殺され  
たり、他の方法で殺害されたりした。これは「鴨綠

丸』の場合に行われた。この船はアメリカの捕虜を乗せ、マニラからの航海中、一九四四年十二月に沈没された。一九四四年六月に、マラツカ海峡で、アン・ワリック號<sup>1</sup>が沈没したときにも、同じことが起つた。一九四四年九月に、多量のアンボン人捕虜と徴用されたインドネシア人労働者を乗せた「<sup>2</sup>洋丸<sup>3</sup>」が、スマトラ東海岸沖で沈没したときにも、このことが再び起つた。

E-1071  
これらの航海で、多量の捕虜が窒息、疾病及び飢餓のために死んだ。生き残つた者も、航海中の艱苦のために非常に衰弱していたので、目的地に着いてから、労働することができなかつた。このようにして、捕虜の労働能力が損われたために、陸軍省は一九四二年十二月十日附の「陸軍密電第一五〇四號」を出すようになった。この通牒には、次のようなことが述べてあつた。「最近日本内地に俘虜を製造するにあたり、途中の取扱ひ適當ならざるものあり、爲に患者死亡者多発し、直ちに労役に使用し得ざるもの尠からざる状況なり。」それについて、必ず捕虜が労働できる状態で目的地に着くようにするために、訓令が與えられた。しかし、この通牒が出ても、海上輸送中の捕虜の状態は、實質的には改善されなかつたので、一九四四年三月三日に、東條のもとにおける陸軍次官富永は、「關係部隊」に通牒を發したが、その中で他にことと共に、かれは次の<sup>5</sup>ように述べた。「俘虜管理に關しては、從來勞務利用を重視し來り。右は戦力増強に直接寄與する所ありたるも、一般俘虜の衛生状態は良好とは謂ひ難

く、高度の死亡率については注意を要す。戦近敵宣傳戦の激化に鑑み、現状を以て放置せんか、世界の輿論亦不測の展開を示すことなきを保し難し斯くては我道義戦遂行に支障を生ずるのみならず、我戦力増強勞務に對する俘虜の徹底的利用に方りても先づ衛生状態を良好ならしむること絶對必要なり。追て俘虜の海上輸送に方りては船腹の利用に努むるは勿論なるも、此の際に於ける俘虜の取扱に就いては昭和十七年陸亞密電第一五〇四號趣旨を更に徹底せしめられ度申添ふ。閣僚と多數の政府當局者は、以上のような方法が捕虜に及ぼす影響を知つていた。かれらがとつたような是正手段は、まづたく不十分なものであり、しかも、その目指するところは、捕虜輸送に關する戦争法規の實行を保証することではなく、戦争遂行に使うために、捕虜の勞働する能力を保存することであつた。

## 潜水艦戦

一九四三年と一九四四年に、日本海軍によつて、非人道的で非合法的な海上戦闘が行われた。雷撃を受けた船の乗客と乗組員のうちの生存者は殺害された。

大島大使は、戦争遂行に關して、ドイツの外務大臣と協議する権能を東條内閣から與えられていた。専門的問題は合同委員會の委員によつて直接協議される<sup>76</sup>ことになつていたが、方針の問題については、もつぱら大島とドイツ外務大臣リッペントロップとの間で協議することが、最も重要であるという意見を大

E-1073

島は明白に述べた。一九四二年一月三日に、大島はヒットラーと會談した。ヒットラーは、當時連合軍の船首に對して行いつつあつたかれの潜水艦隊の方針を説明し、かつ、合衆國はきわめて急速に艦船を建造するかもしれないが、海上勤務に適する要員の訓練は長時日を要するから、合衆國の最もな問題は要員の不足であると述べた。大多數の海員が魚雷攻撃によつて失われたという話が廣く流布されて、乗組員を訓練に補充するのに合衆國が苦しむようにするために、ドイツの潜水艦に對して、魚雷を發射した後、水面に浮び上つて、救命艇を掃射せよという命令を出した、とヒットラーは説明した。ヒットラーに答えて、かれの説明した方針に大島は賛成であり、日本もこの潜水艦隊遂行方法に従うであろうと述べた。一九四三年三月二十日に、トラックの第一潜水部隊の指揮官の發した命令には、次の命令が含まれていた。敵船首に對しては、各潜水艦連隊し攻撃を集中して之を殲滅す。敵船首及積貨の擧沈に止らず、敵船要員の徹底的擧滅を併せ實施すると共に、情況の許す限り船員の一部を捕促し、敵情報源に努むしと。

この非人道的な海上戦闘を行えという命令は、日本海軍の潜水艦長によつて實行された。一九四三年十二月十三日から一九四四年十月二十九日までの間に、日本の潜水艦は、イギリス、アメリカ及びオランダの商船八隻をインド洋で、アメリカ船一隻を太平洋で撃沈したときには、魚雷を發射した後、水面に浮び上り、船長を艦内に連れて行こうと試み、または實際に連れて行き、それから救命艇の破壊と生存者の殺害を行つた。

連合國政府によつて繰返し抗議が行われた。これらの抗議には、正確な撃沈の日附及び位置と、雷撃された船舶の乗客及び乗組員に加えられた殘虐行爲の詳細が述べられていた。これらの抗議に對しては、なんら満足な回答がなされなかつた。そして、船舶の撃沈は續けられ、その生存者の取扱いは改められなかつた。

一九四四年三月九日に、イギリス商船『ベハール號』が砲撃によつて撃沈されたときに、日本海軍がとつた行動は、これを例證するものである。百十五人の生存者は、巡洋艦『利根』によつて收容された。その日、後になつて、『利根』はこの撃沈と捕獲を旗艦『青葉』に報告した。『青葉』からは直ちに『利根』に對して、生存者を殺害せよという命令が信號された。二人の婦人と一人の中國人を含めて、十五人を一級人收容所に入れ、残りの百人を殺害するところが、後になつて決定された。『利根』の艦長の命令によつて、これら百人の生存者は『利根』艦上で殺害された。

E-1075

アメリカ船「ジン・ニコレット」の生存者の虐殺は、日本海軍の用いた方法のもう一つの例である。この船は、一九四四年七月に、オーストラリアからセーロンへ向けての航行中に陸地から六百マイルばかりのところ、夜間に日本の潜水艦の雷撃を受けた。この船の乗組員は約百人であつたが、そのうちの約九十人が潜水艦に收容された。この船は撃沈され、その救命艇も砲火によつて粉砕されたが、全部は沈没しなかつた。生存者はいづれもうしろ手に縛られた。幾人かの高級船員は艦内に連れこまれたが、かれらがどうなつたかは、本裁判所にはわかつていない。その他の者は、潜水艦が生存者を捜しながら航行している間、前甲板に坐らせられていた。その間に、ある者は波にさらわれ、他の者は木か金鼠の棍棒で殴打され、時計や指輪のような私有物を強奪された。それから、かれらは日本兵の列の間を一人ずつ隠尾の方へ歩かせられ、日本兵は、捕虜が列の間を通るときに、これを殴打した。こうして、かれらは水中に投げこまれて溺死した。捕虜がこの列の間を通らされるのが全部すまないうちに、潜水艦は潜水してしまい、甲板上に残つていたこれらの生存者は、死を待つよりほかなかつた。しかし、中には泳いで助かつた者もいた。これらの者とこれらの者の助けによつて浮び續けた同僚とは、翌日飛行機によつて発見された。この飛行機は救助船をかれらの漂流地点に導いた。こうして、二十二名の者がこの恐ろしい経験から生き残つた。そのうちのある者から、本裁判所は、日本海軍の非人道的な行爲に關

する證言を聞いた。

29

裏面白紙

## 捕虜と抑留者の不法侵襲、飢餓及び冷遇

陸軍省軍務局の俘虜管理部長上村中將は、連合國との間に、捕虜と一般人抑留者に對して、ジュネーヴ條約の規定を適用することが協定されてから、わずか数週間後、一九四二年四月二日に、臺灣軍參謀長に通告して、「俘虜を生産事業に利用企圖のもとに計畫を進められつつあり」と述べ、臺灣でこの目的のために利用できる人数を至急通報するように要請した。

E-1076

一九四二年三月六日に、陸軍次官は捕虜の使役に關する方針を臺灣軍參謀長に通告した。これは次のように決定されたといつた。「俘虜は之を我生産費充並に軍事上の勞務に利用するを得。白人俘虜は逐次朝鮮、臺灣及び滿洲に收容す。臺灣に收容する俘虜は優秀技術者及び上級將校（大佐以上）を含めしむ。我生産費充に於て使用に適せざるものは、現地に於て、速に閉鎖するべき俘虜收容所に收容さるべし」と。一九四二年六月五日に、上村中將は臺灣軍參謀長に次のように指令した。「俘虜たる將校及び准士官の勞務に關しては、一九〇三年の規則に於て定めらるる所なるも、一人と雖も無爲徒食を許さざる我が國現下の實情に鑑み、勞務に就かしめたる中央の方針なるに付、然るべく指導を成度し」と。これらの訓令はすべての他の陸軍の關係部隊にも送られた。この指令のものは内閣にあつた。というのは、一九四二年五月三十日に、總理大臣東條は、捕虜收容所を管轄下にもつ師團長に訓示を與え、その中で、「我

國現下の情勢は、一人として無爲徒食するものあるを許さないのであります。俘虜も亦此の趣旨に鑑み大に之を活用せらるる様注意を望みます」といつたからである。一九四二年六月二十五日に、東條は新任の捕虜收容所長に訓示を與えた。いわく、「抑我が國は俘虜に對する概念上、其の取扱に於ても歐米各國と自ら相異なるものあり、諸官は俘虜の處理に方りては、固より諸條規に遵由し、之が適正を期せざるべからずと雖も、彼等をして一日と雖も無爲徒食せしむることなく、其の勞力特技を我が生産擴充に活用する等、總力を舉げて大東亞戰爭遂行に資せんことを努むべし」と。傷病捕虜や榮養不良になつていた者に、病氣や榮養不良や疲勞で死ぬまで、草率的な作業に無理に働かせるために、絶えず酷使したり、毆打したり、突いたりしたのは、少くともある程度まで、これらの訓示の適用に由來している。一九四二年六月二十六日にも、東條はこれらの訓示を新任の捕虜收容所長の一團に對して與え、さらに一九四二年七月七日にも、同様な他の一團に對して與えた。

戰爭遂行に役立たせるために、捕虜を使役する東條の計畫を内閣が支持したことは、内務省警保局外務課發行の『外事月報』一九四二年九月號によつて示されている。日本における勞務不足のために、企業院では、陸軍省軍務局俘虜管理部の同意を得て、<sup>62</sup>一九四二年八月十五日に會議を開いたが、この會議で、捕虜を日本に移し、國家總動員計畫の産業における勞務の不足を緩和するため、かれらを使役す

E-1078

ることに決定したことをこの月報は示していた。この月報によると、捕虜を鑛業、荷役及び國防土木建築作業に使役することが決定されていた。厚生省及び陸軍と協力して、地方長官が捕虜とその使役との監督の任に当たるものとするものについて、完全な計畫が協定されていた。閣僚とともに、星野と鈴木がこの決定に加わった。星野は、經濟企畫に長い経験があるというので、東條によつて内閣書記官長に選ばれ、鈴木と協力して、このような仕事に主として努力する任務を與えられた。鈴木は東條によつて企畫廳の總裁として選任されていた。星野は一九四一年十月十八日に内閣書記官長となり、一九四四年七月十九日に東條内閣が瓦解するまで在任した。鈴木は一九三九年五月三十日に企畫院參事となり、星野は一九四一年四月四日に企畫院總裁及び國務大臣を免ぜられたときに、その後任となり、第三次近衛内閣と東條内閣との國務大臣及び企畫院總裁として、一九四四年七月十九日に東條内閣が総辭職するまで、引續いて在任した。

民族的必要に對する考慮  
食糧と被服

一九四二年の初めに、捕虜と一般人抑留者に對する食糧と衣料の支給に關しては、捕虜の國民的風習と民族的習慣を考慮に入れると日本政府は約束した<sup>1049</sup>。これは全然實行されなかつた。この約束をした當時<sup>E-</sup>に、實施されていた諸規則によると、收容所長が捕虜や抑留者に糧食や被服を支給するにあつては、

陸軍の給與に關する基本給與一覽表に従わなければならなかつた。これらの所長は、收容者に對する給與量を定める極限が與えられていたが、この決定は、一覽表に規定されている範囲内で行うように指令されていた。食事に關する限り、これらの規則は、他の食糧が收容所の近くにあつた場合にも、捕虜と抑留者に充分な食物を與えることを禁じていると解釋されていた。この規定は、收容者が栄養不良で多数死亡しつづつたときでさえも守られた。食事に關する違つた國民的風習や習慣のために、捕虜や抑留者が給與食では生存できないといふことが、管理當事者に間もなくわかつてきたにかかわらず、給與一覽表によつて規定された食糧の量と種類は、戦争中に規定量が減らされたほかは、實質的には變更されなかつた。一九四二年十月二十九日には、「内地重工業労働者の米麥消費量を較量し」、將校または文官であつた捕虜と抑留者に對する配給は、一日四百二十グラムを超えないように減らせといふ命令が全收容所長に發せられた。一九四四年一月には、米の配給量がさらに最高一日三百九十グラムに減らされた。收容者が栄養不良になり始めると、かれらは病氣にかかりやすくなり、また強制された重労働ですぐに疲労した。それにもかかわらず、收容所長は、働かざる者は食うべからずといふ東條の訓示を勵行し、配給量をさらに減らした。そして、ある場合には、病氣や負傷のために働けなくなつた者には、これをまつたく與えなかつた。

規則によれば、捕虜と一般人抑留者は、かれらが

E-1080

前に着ていたものを、すなわち、かれらが捕虜となつたり、抑留されたりしたときに着ていたものを着ることに定められていた。この規則が收容所長によつて勵行された結果として、多くの收容所では、收容者が戦争の終らないうちにぼろをまといつていた。捕虜と抑留者が前に着ていた衣服が使用に堪えなくなつた場合には、收容所長はある種類の被服を貸與することが規則で許されていたことは事實であるが、これはまれな場合にしか行われなかつたようである。

醫 療 品

日本陸海軍は、その規則によつて、一年間の使用に充分な薬品と醫療器具の補給量を持ち合わせ、また貯藏していなければならなかつた。多くの場合、これは赤十字の薬品と醫療品を沒收することによつて行われたが、この醫療品は、大部分が日本の軍隊や收容所の監視員のためのものとして貯藏され、または使用された。捕虜と一般抑留者は、これらの倉庫からの薬品や醫療品をまれにしか供給されなかつた。降伏のときに、これらの醫療品が捕虜收容所や一般抑留所の内部やその附近で、多量に貯藏されているのが発見されたが、そこでは、醫療品の不足のために、捕虜や抑留者が恐ろしい率で死んでいたのであつた。

E-1081  
土肥原やその他の司令官のもとで、本州の東部軍管區の參謀として勤務した鈴木憲二は、本裁判所で證言した。管下の收容所長や抑留所の監視員に對して、捕虜に渡すために送られた赤十字の救恤品小包

を没収することを、許可したことを鈴木は認めた。このようなことは、日本内地とその海外領地や占領地にあつた收容所と抑留所において、普通の慣行であつたことが證據によつて示されている。部下の監視員が捕虜を殴つたり、他の方法で虐待していたことを知つていたことも、鈴木は附隨的に認めた。

捕虜と一般人抑留者に対して、醫療品を十分に支給しなかつたか、まったく支給しなかつたことは、すべての戦争地域に共通のことであり、数千の捕虜と抑留者を死に至らせた一つの原因であつた。

## 宿 舎

規則には、陸軍の建物、寺院及びその他の現に存在する建物を捕虜や抑留者の收容所として使用することが規定されていた。規則には、また、戦時生産に捕虜と一般人抑留者を使用する雇傭者は、かれらの必要とする宿舎を供與することが規定されていた。それにもかかわらず、供與された宿舎は、多くの場合に、雨露を凌ぐ設備として不十分であるか、非衛生的であるか、またはその兩者であつた。タイのキャンプリ 收容所の日本軍副官は、二十ばかりの一群の空小屋で、病氣の捕虜のために病院を開いたがそれは少し前に引拂つたばかりの日本の騎兵連隊が馬小屋として使つていたものであつた。太平洋諸島と泰緬鐵道沿線の收容所の大部分では、使うことのできる家といえ、<sup>35</sup>アタツブの葉ぶきで、土間の小屋だけであつた。これらの收容所は、そこに住むことになつていた捕虜の労働によつて建てられ、小屋ができ上るまで、捕

虜は雨さらしの野天生活をさせられるのが普通の慣行であつた。しかし、ある場合には、傳染病の發生で空家になつていたアタツブの葉ぶきの小屋に移され、それによつて建築の労働を免れた。これは泰緬鐵道建設工事の六十キロ・キャンプで起つたことである。そこでは、少し前まで、コレラで病死したピルマ人労働者がはいつていた小屋に、オーストラリア人約八百人が宿泊させられたのである。一九四四年八月に、モルツカ諸島のラハットでは、以前にジャワ人作業隊の宿舍であつたものが、捕虜の收容所に改造された。オランダ人とイギリス人の捕虜が收容所に到着してみると、そこはジャワ人の死体でいっぱいになつていた。イギリス人捕虜一千人とアメリカ人捕虜一千人を、朝鮮の三つの神學校に收容することを板垣が計畫していると通告されたときに、木村は陸軍次官として、收容豫定の建物は、捕虜にとつては、よすぎるのではないかと尋ねた。

## 勞 役

日本政府の方針は、捕虜と一般人抑留者を作戰に直接關係のある仕事に使うことであつた。作戰地域で、かれらは軍用飛行場、道路、鐵道、船渠及び其の他の軍用工作物の建設に使われ、また、軍用物資を積んだり、卸したりする荷役人夫として使われた。日本の海外領地と内地とで、右の作業のほかに、嶺山、軍需及び航空機の工場、その他作戰に直接關係をもつた作業につくことを強制された。捕虜と一般人抑留者が留置されていた收容所は、通例かれら

E-10 83

の安全を無視して、作業場の近くに置かれていた。その結果として、作業をしているときも、していないうちにも、かれらは空襲の危険に不必要にさらされていた。ある場合には、關係軍用施設または工場に對する連合軍の空襲を妨げるために、故意に收容所をそのような場所に置いたという證據がある。

## 原住民の労働

戦争遂行に直接役立つ仕事に、捕虜と一般人收容者を使用するという方針を決定し、この方針を實行に移す制度を確立した上で、日本側はさらに一步を進め、占領地の原住民から労働者を徵用することに よつて、右の人的資源を補充した。この労働者の徵用は、虚偽の約束や暴力によつて達成された。徵用されると、労働者は收容所に送られ、そこに監禁された。これらの徵用された労働者と、捕虜及び一般人抑留者との間に、ほとんど、またはまったく區別が設けられなかつたようである。かれらは、すべて、体力の續く限り使われることになつてゐる奴隷労働者<sup>58</sup>と見做されていた。この理由で、本章において、『一般人抑留者』という言葉を使用するときは、われわれはいつてもこれらの徵用された労働者をも含めたのである。これらの徵用された労働者は、このように異常な、密集した生活状態に適用される衛生の原則について一般に無知であり、かれらを捕えた日本人によつて強制された監禁と勞役との非衛生的な状態から来る疾病に、いつそう容易に倒れた。このような事實によつて、かれらの運命はいつそう悪

いものにさらしていた。

裏面白紙

## 捕虜と抑留者に對する宣誓署名の強制

捕虜と一般人抑留者に對して、必要な監視員の数を減らすために、一九四三年の初期に、戦手法規に反する規則が陸軍省から出された。これには、「俘虜ヲ收容シタルトキハ速ニ逃走セサル旨ヲ宣誓セシムヘシ。前項ノ宣誓ニ應セサル者ハ逃走ノ意思アルモノト見做シ、之ヲ嚴重ニ取締ルモノトス」と規定されていた。この「嚴重ニ取締ル」ことは、實際には、要求されている宣誓を行わずには、給養を減らされて獨房に入れられるか、拷問されるという意味であつた。一九四二年八月に、シンガポールでは、要求された宣誓を拒否した一万六千人の捕虜は、無理に宣誓させるために、營舎の中庭に追ひこまれ、そこに四日の間食物も便所設備もなく放つて置かれた。その結果として生じた状態は、あまりに不快極まるもので、説明にたえない。宣誓の署名を拒否した香港の捕虜のある者は、食物なしに監獄に收容され、一日中ひざまずかされた。かれらは動くも殴打された。サンダカンの收容所で、部下とともに署名を拒否した先任の捕虜は、直ちに取押えられ、殴打された。銃殺隊が整列した。部下が署名することを承諾したので、やつとかれは死を免れた。パタワイアとジャワの收容所の捕虜は、宣誓に署名するまで殴打され、食物を與えられなかつた。四回の善通寺收容所では、四十一人の捕虜が宣誓を拒否したために、一九四二年六月十四日から一九四二年九月二十三日まで閉じこめられ、最後には、どこまでも拒

むならば、殺してしまふと威嚇された。すでに述べたように、捕虜に関する規則は、われわれが引用した他の規則によつて、一般人抑留者にも適用された。この強制によつて得た宣誓を助行させるために、右の規則は、さらに、『宣誓解放ヲ受ケタルモノ其ノ宣誓ニ背キタルトキハ、死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス。前項ノ者兵器ヲ執リ抗敵シタルトキハ死刑ニ處ス』と規定していた。規則には、さらに、『其ノ他ノ宣誓ニ背キタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス』と規定されていた。この後の規定は、この規則の別の條項によつて説明されている。それは次の通りである。『俘虜收容所長俘虜ヲ派遣（すなわち、捕虜を收容所から使役または作業所に送ること）スルニ方リテハ、其ノ有スル技能ノ外特ニ其ノ性質、思想、經歷等ニ就キ周密ナル調査、觀察ヲ爲シ、逃走及不慮ノ災害等ノ豫防ニ努メ、且派遣ニ先テ所要事項ニ關シ嚴肅ナル宣誓ヲ爲サシムルモノトス』と。板垣は朝鮮軍司令官として、一九四二年九月四日附の報告で、陸軍大臣東條に、自分の管轄内にある將校と准士官を含めて、一切の捕虜を勞働につかせる考である<sup>91</sup>と知らせた。かれの言葉によれば、『俘虜は一人と雖も無爲徒食せしむべからず』というのであつた。かれの定めた規則の一つは、次のようであるとかれは述べた。『俘虜による破壊を警戒すること緊要なり、之が爲要すれば宣誓をなさしめ嚴重なる罰則を設くるを可とす』と。一九四二年九月一日に、台灣軍司令官から、東條は次の報告を受けた。『富集團より移管せる俘虜バ』

シバル中將以下三三九名、陸軍少將または海軍少將六、准將二七、陸軍大佐または海軍大佐二五、陸軍または海軍中佐以下將校一三〇、下士官二一〇、文官六は、一九四二年八月三十一日台湾俘虜收容所に收容せり。當初パーシバル中將以下宣誓を拒否したるが、結局三名（准將一、海軍大佐一、海軍中尉一）を除く他の全員署名す」と。

捕虜と一般人抑留者に、逃走しないこと、その他の日本政府の規則や命令に違反しないことを強制的に宣誓させるために、日本政府が定め、かつ實施したこの一連の規則は、一般の戦争法規に違反したものである。この規則は、戦争法規を無視し、違反した日本政府の方針の一部として考え出され、制定され、維持された。

#### 過度かつ不法な處罰科せらる

捕虜收容所と一般人抑留所の所長に對する訓示の中で、東條は部下の統制を強化し、捕虜の監督を嚴重にせよと述べ、『嚴格なる紀律に服せしむるを要す』といつた。一九四二年五月三十日に、普通寺の師團長に對する訓示の中で、この命令を繰返して、かれは次のようにいつた。『俘虜は人道に反しない限り嚴重に取締り、苟も誤れる人道主義に陥り、又は收容久しきに亘る結果情實に陥るが如きことをい様注意を要します』と。

一九二九年のジュネーヴ俘虜條約は、捕虜が捕虜である間に犯した違反行為に對する處罰に關して、次のように規定している。『一切ノ体刑、日光ニ依

E-1088

リ照明セラレザル場所ニ於ケル一切ノ監禁及ビ一般  
ニ一切ノ殘酷ナル罰ヲ禁ズ<sup>レ</sup>。また、<sup>レ</sup>同様ニ個人  
ノ行爲ニ付團體的ノ罰ヲ課スルコトヲ禁止ス<sup>レ</sup>。捕  
虜に加えられる處罰に對する他の重要な制限も含ま  
れてゐる。それらはすべて捕虜に對する人道的な取  
扱いを保障するためにつくられたものである。こ  
れらの制限の一つは、この條約の規定で、逃走とそ  
の企てを取扱つてゐるものに含まれてゐる。この規  
定は、次の通りである。<sup>レ</sup>逃走シタル俘虜ニシテ其  
ノ軍ニ達スル前又ハ之ヲ捕ヘタル軍ノ占領シタル地  
域ヲ離ルルニ先チ再ビ捕ヘラレタル者ハ懲罰ノミニ  
付セラルベシ。逃走ノ企又ハ其ノ成就後ニ於テ逃走  
ニ協同セル逃走者ノ同様ハ其ノ理由ニ依リ懲罰ノミ  
ニ付セラルベシ。拘留ハ俘虜ニ課セラルベキ最重キ  
即決罰トス。同一罰ノ期間ハ三十日ヲ超過スルコト  
ヲ得ズ。<sup>レ</sup>この場合に、懲罰と即決罰とは同義語と  
して用いられた。さらに、次のことも規定されてい  
る。<sup>レ</sup>逃走ノ企ハ再犯ノ場合ト雖モ俘虜ガ該企中人  
又ハ財物ニ對シテ犯セル重罪又ハ輕罪ニ付裁判所ニ  
訴ヘラレタル場合ニ於テ刑ノ加重情狀トシテ考慮セ  
ラレザルベシ。<sup>レ</sup>

日本がこの條約を確實に了解してゐたことは、一  
九三四年に、その批准に對してなされた反對によつ  
て示されてゐる。この條約のもとでは、<sup>レ</sup>俘虜に對  
しては、日本兵に對する如き嚴罰を科することを得<sup>93</sup>  
ず、従つて日本軍人を同様に取扱ふには、日本陸海  
軍の懲罰令の修正を必要とし、斯る修正は軍紀の見  
地より望ましからず<sup>レ</sup>と日本はいつた。條約の批准

に對する反對は、實のところは、捕虜を虐待する軍部の方針を妨げるような明確な誓約を避けたいと、軍部が希望していたといふことである。

太平洋戦争の初期に、そして、日本政府が條約の規定を、連合軍捕虜と一般人抑留者とに適用するといふ約束を與えた後に、その約束に反する法令や規則が設けられた。一九四三年に、次の規則が公布された。「俘虜不從順ノ行爲アルトキハ監禁、制縛其ノ他懲戒上必要ナル處分ヲ之ニ加フルコトヲ得」。この規則に基いて、拷問及び集團的處罰とともに、体刑が行われた。最も輕微な違反のために、またはまつたく違反がないのに、体刑を科するといふことは、捕虜と一般人抑留者の收容所が存在したすべての地域で、共通な慣行であつた。この罰の最も輕い形式は、犠牲者を墜打することと蹴ることであつた。意識を失つた者は、冷水または他の方法で回復させられ、回復すれば、またこのやり方が繰返された。この處罰の結果として、數千名が死亡した。ある場合には、飢餓と病氣による衰弱によつて、死が早められた。しばしば用いられた他の殘酷な處罰の方法は、次のものであつた。長時間にわたつて、帽子も他の日除けもなしに、熱帯の炎熱下に犠牲者をさらしたままにしておくこと、ときには腕が關節からはずれることもあるような方法で、犠牲者を吊すこと、害虫に襲われるようなところに、犠牲者を縛りつけ<sup>94</sup>ておくこと、何日間も食物なしに、犠牲者を狭い拘禁所の中に閉じこめておくこと、何週間も食物も明りも新鮮な空氣もない地下の獨房に、犠牲者を閉じ

こめておくこと、長い間鋭い角のある物の上に、犠牲者を無理に窮屈な姿勢でひざまずかせること。

戦争の條規を直接に無視して、個人の行爲に對する處罰として、特に日本側が違反者を見出すことができないときに、集團的處罰が普通に用いられた。集團的處罰の通常の方法は、關係していた一團のすべての者に、掌を上向きにして手を膝の上に置いて正坐するとか、ひざまずくとかいうような窮屈な姿勢をとらせ、何日間も、日の出から日没まで、その姿勢のままいることを強制することであつた。他の方法の集團的處罰も用いられた。たとえば、マレーのハヴエロツク・ロード收容所で用いられたようなもので、ここでは、銃床で殴打する日本兵に追いつてられながら、捕虜がガラスのかけらの上を素足で圓形に駆けさせられた。一九四三年三月九日に、數々の違反行爲に對して、死刑または終身刑もしくは十年以上の禁錮刑を規定した法律が出された。この法律の目新しい特徴は、各違反行爲の場合に、明示された違反行爲を犯す結果となつた集團行動のいわゆる「首魁」には、死刑または他の嚴罰を科し、關係していたかもしれない他のすべての者には、同一の罰またはそれより少し軽い罰を科することを規定していたことである。この法律に基いて、どんな點から見ても、個人の行爲にすぎなかつたのに、捕虜または一般人抑留者の集團に對して、しばしば集團的處罰が加えられた。この法律は、さらに、「俘虜ヲ監督シ、看守シ又ハ護送スル者ノ命令ニ反抗シ又ハ之ニ服従セザル者」は死刑に處することを規定した。

E-1090

E-2091

また、「俘虜を監督シ、看守シ又ハ護送スル者ヲ其ノ面前ニ於テ又ハ公然ノ方法ヲ以テ侮辱シタル者」ハ五年の懲役または禁錮に處することを規定してゐた。これは、捕虜に關する法律を變更することによつて、日本政府がジュネーヴ條約に關するその約束に違反した例であり、このような例は多數にある。太平洋戦争中に、すでに述べた約京に反して、日本の捕虜に關する規則は、逃走した捕虜を日本陸軍の脱走者と同じように處罰することができると修正された。一九四三年三月九日の法律は、次の規定を含んでいた。「黨與シテ逃亡シタル者ハ首魁ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ死刑又ハ無期又ハ一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」。捕虜に強制されたところの、逃走しないという宣誓に關する規則とともに、右の規定は、すべての收容所で實施されてゐた逃走に關する規則であつた。これらの規則は、國際法に直接違反するものであり、またわれわれがすぐ前に指摘したように、日本が適用すると約束した條約に反するものであつた。逃走を企てたり、逃走して再び捕えられたりしたすべての捕虜に對しては、これらの規則に基いて、ほとんど例外なしに、死刑が科せられた。また、これらの規則によつて、捕虜の逃走を助けた仲間も處罰され、しかもしばしば死刑に處せられた。ある收容所では、捕虜はいくつかの集團にわけられ、もし一人が逃走を企てたり、逃走に成功したりした場合には、その集團に屬するすべての者を殺すといふ慣行があつた。多くの場合には、形ばかりの裁判

E-1092

さえも省かれた。次の收容所では、逃走を企てたために死刑が科せられたことが立證されている。中国遼寧省の奉天（一九四三年七月）、中国の香港（一九四三年七月）、ビルマのメルグイ（一九四二年）、ボルネオのトラカン（一九四二年及び一九四五年）、ボルネオのボンチアナツク（一九四二年六月）、ボルネオのパンジエルマシシ（一九四二年七月）、ボルネオのサマリンダ（一九四五年一月）、スマトラのパレンバン（一九四二年三月）、ジャワのバタビア（一九四二年四月）、ジャワのジャティ・ナンゴ（一九四二年三月）、ジャワのバンドン（一九四二年四月）、ジャワのスカブミ（一九四二年五月）、ジャワのジョグジャカルタ（一九四二年五月）、ジャワのジマヒ（一九四二年五月）、セレベスのマカッサル（一九四二年九月）、モルツカ諸島のアンボイナ（一九四二年十一月）（一九四五年四月）、オランダ領チモールのウサバ・ベサー（一九四二年二月）、フィリッピンのカバナツアン（一九四二年六月）、日本の本山（一九四二年十一月）、日本の福岡（一九四四年五月）、ウエーキ島（一九四三年十月）、ボルネオのラナウ（一九四五年八月）。

## 捕虜に對する侮辱

日本民族の優越性をアジアの他の民族に感じさせるために、連合軍の捕虜に對して、暴行、侮辱及び公然の恥辱を加える方針を日本はとつていた。

一九四二年三月四日に、陸軍次官木村は、坂垣が

E-1093

司令官であつた朝鮮軍の参謀長から、次のような電報を受取つた。「半島人の米英崇拜観念を一掃して必勝の信念を確立せしむる爲願る有効にして、總督府及軍共に熱望しあるに付、英米俘虜各一千名を朝鮮に收容せられ度特に配慮を乞ふ」と。當時の朝鮮總督は南であつた。一九四二年三月五日に、木村は白人捕虜約一千名が朝鮮釜山に送られることになつていと回答した。一九四二年三月二十三日に、板垣は陸軍大臣東條に對して、捕虜を思想宣傳方面の目的に使用する計畫について報告し、次のように述べた。「米英人俘虜を鮮内に收容し、朝鮮人に對し帝國の實力を現實に認識せしむると共に、依然朝鮮人大部の内心抱懐せる「米英崇拜観念を掃拭するため」の思想宣傳工作の資に供せんとするに在り」と。板垣はさらに續けて、第一收容所は朝鮮京城の元岩村製糸倉庫に置くことになつてゐるといつた。かれの初めの計畫は、釜山の神學校に捕虜を收容することであつたが、その建物は捕虜にはよすぎると木村が反對したので、その計畫が放棄されたからである。計畫の主要な點として、板垣は次のことを擧げた。報告の冒頭で述べた目的を達成するため、朝鮮の主要都市で、特に民衆の心理状態がよくないところで、捕虜を種々な作業に使用すること、收容所の施設を最小限度に切り下げることに、捕虜の收容、監督及び警戒に關しては、捕虜を朝鮮に送る目的に照らして、遺憾のないようにしなければならぬこと。

一九四二年四月二日に、台湾軍参謀長は、捕虜を軍需生産増強のための勞働としてだけでなく、訓

育指導上の資料として使用する計畫であるといふことを、俘虜情報局に報告した。

このように、戦争法規に違反して、日本に都合のよい宣傳のために捕虜を利用する計畫が實施された。一九四二年五月六日に、陸軍次官は台湾軍參謀長に對して、『白人俘虜は逐次朝鮮、台湾、滿洲等に收容するといふ通牒を出した。かれはつけ加えて、『警戒取締の爲朝鮮人及台湾人を以て編成する特殊部隊の充當を豫定す』といつた。連合軍捕虜に對して侮辱を加え、公衆の好奇心にさらす計畫に、朝鮮人と台湾人を参加させることによつて、思想的効果を擧げることになつていた。

一九四二年五月十六日に、陸軍次官木村は、シンガポールに司令部を置いていた南方軍の司令官に對して、シンガポールの白人捕虜は、五月と八月の間に、台湾軍と朝鮮軍に引渡すようにと通告した。

白人捕虜は引渡され、朝鮮に送られた。マレーの戦場で捕えられた約千人の捕虜は朝鮮に到着し、京城、釜山及び仁川の市街を行進させられ、十二万の朝鮮人と五万七千の日本人の前を列をつくつて歩かされた。これらの捕虜は、それまでに榮譽不良になり、虐待され、放置されていたので、かれらの健康状態は、かれらを見た者に輕蔑の念を起させるようになつていた。板垣の參謀長は、この日本の優越性の示成に關して、自分が大成功であつたと考えていることを木村に報告するにあつて、次の朝鮮人見物人の言葉を引用した。『あの刀のないひよろひよろした様子を見れば、日本軍に敗れるのは無理もな

E-1095

い。ほかの朝鮮人見物人の次の言葉も引用した。  
『半島青年が皇軍の一員として捕虜の監視をしてい  
るのを見たとき、涙が出るほど嬉しかった。』板垣  
の参謀長は、『一般に米英崇拜思想の一掃と、時局  
認識の透徹を期する上に於て多大の効果を収めたる  
が如く』という意見を述べて、報告を結んだ。  
ビルマのモールメンのようを遠く離れたところで  
も、捕虜を列をつくつて歩かせるというこの慣行が  
行われた。一九四四年二月に、二十五人の連合軍捕  
虜が同市の市街を列をつくつて歩かせられた。かれ  
は衰弱した状態にあつた。そして、最近にアラカン  
戦線で捕えられたという偽りの、ビルマ語の掲示を  
持たされた。行進に同行した日本人將校によつて、  
かれらは嘲笑され、輕蔑の的にされた。

## 制度

戦争法規の實施と、捕虜及び一般人抑留者の管理  
 ごとについて、太平洋戦争が起つてから、日本はある  
 變更を加えたが、それは名目的なものにすぎず、戦  
 争法規の實施を確實にするものではなかつた。戦争  
 法規の實施について、中日戦争の遂行にあつて、  
 日本政府が示した態度は、太平洋戦争が始まつても、  
 實際には變らなかつた。政府内の組織と手續の方法  
 ごとに、ある變更が加えられはしたが、戦争法規の實  
 施を確實にするための眞の努力は、少しも拂われな  
 かつた。實際において、逃走の企圖に關する規則に  
 示されているように、加えられた變更は、戦争法規  
 の重大な違反を行うことを命ずるものであつた。中  
 日戦争の間、捕虜と一般人抑留者の管理のために、  
 日本政府は特別な機請を一つも創設したことがなく、  
 ヘーグ條約とジュネーヴ條約によつて必要とされて  
 いる捕虜情報局を全然設けていなかつた。武藤は次  
 のように述べた。「中國人で捕へられた者を俘虜と  
 して取扱うか否かは全く問題でありました。そして  
 一九三八年に遂に、中國の戦争は、實は戦争であり  
 ますが、公には「事變」として知られていますので、  
 中國人で捕へられた者は俘虜として取扱はれないと  
 いふことが決定されました。東條は、それが事  
 實であること、また、太平洋戦争で敵對行爲が始ま  
 101  
 つてから、日本はヘーグ條約とジュネーヴ條約を違  
 守しなければならぬと考へ、この理由によつて、  
 俘虜情報局を創設させたことを陳述した。このよう

E-1097

に、太平洋戦争を遂行するにあたって、日本はヘーグ條約とジュネーヴ條約を遵守しなければならぬと考えたこと、東條が陳述したことは、一九四三年八月十八日の樞密院審査委員会の會議で、かれが述べたことと照し合わせて、解釋しなければならぬ。このごときに、『國際法の解釋は戦争遂行の観点より獨自の見解を以てすべく』とかれは述べた。捕虜ご一般抑留者の取扱いに關する日本政府の方針は、この考えを基礎としてつくり上げられたものである。

## 日本、一九二九年のジュネーヴ條約

## の適用に同意

一九四一年十二月十八日に、合衆國の國務長官は、スイスのアメリカ公使館に對して、次のことを日本政府に通告するように、スイス政府に要請することを指令した。すなわち、合衆國政府は、一九二九年七月二十七日に調印されたジュネーヴ俘虜條約とジュネーヴ赤十字條約との兩方を遵守する意向であること、さらに、ジュネーヴ俘虜條約の規定を、同政府が抑留する一般敵國人に對しても擴張して適用する意向であること、日本政府がこれらの條約の規定を右に示したように相互的に適用することを希望すること、合衆國政府は右の點について日本政府に意思表示をしてもらいたいこと。この照會は、一九四一年十二月二十七日に、スイス公使によつて、日本の外務大臣東郷に傳達された。

イギリス政府とカナダ、オーストラリア、ニュージーランドの各自治領の政府も、一九四二年一月三

E-1090

日に、東京駐在のアルゼンチン大使を通じて照會をした。この照會の中で、これらの政府は、一九二九年のジュネーヴ 俘虜條約の條項を日本に對して遵守するに逃べ、日本政府が同様な聲明を行う用意があるかどうかを尋ねた。

一九四二年一月五日に、アルゼンチン大使は、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドに代つて、さらに覺書を手交した。それは、捕虜に食物と衣服を支給することに關する同條約の第十條と第十二條の適用について、兩當事國が捕虜の國民的と民族的の慣習を考慮することを申入れたものである。

これらの照會を受取るに、東郷は陸軍省、内務省、拓務省の意見を求めた。その當時、東條は總理大臣兼陸軍大臣、武藤は陸軍省軍務局長であり、佐藤は軍務局にあつて武藤の補佐をしており、木村は陸軍次官、嶋田は海軍大臣、岡は海軍省軍務局長であり、星野は内閣書記官長であつた。

連合國で生活している日本人の安全について、東郷は心配していた。この理由から、右の照會に對して好意的な返事をしたいと望み、そのように條約局に指示した。そのごきに、數十萬に上る敵國在住日本人の運命は、日本の権力内にはいる捕虜と一般人抑留者に對する日本の取扱いによつて、影響を受けるであろうとかれは指摘した。陸軍省は東郷に同意した。一九四二年一月二十三日に、木村は東郷に對して、次のように告げた。『ジュネーヴ俘虜條約は御批准あらせられざりしものなるに鑑み、右條約の

E-1099

遵守を聲明し得ざるも、俘虜待遇上之に準じて措置  
するここには異存なき旨通告するに止むるを適當と  
すべし。俘虜の食料及衣類の補給に關しては、俘虜  
の國民的民族的習慣を適宜考慮することに異存なし  
と。

アメリカとイギリスの照會に對して、東郷は一九四  
二年一月二十九日に回答をした。合衆國政府へのか  
れの通牒は、次の通りである。『日本帝國政府は一  
九二九年七月二十七日のジュネーヴ赤十字條約の締  
約國として同條約を嚴重に遵守し居れり。日本帝國  
政府は俘虜の待遇に關する一九二九年七月二十七日  
の國際條約を批准せず、従つて何等同條約の拘束を  
受けざる次第なるも、日本の權内にあるアメリカ人た  
る俘虜に對しては、同條約の規定を準用すべし。』同  
じ日附で、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージール  
ドの各政府に宛てられた通牒は、次の通りである。『帝  
國政府は一九二九年七月二十七日附の俘虜の待遇に  
關する條約は批准し居らざるを以て何等之に拘束せ  
らるる所無きも、俘虜の權力下にあるイギリス、カ  
ナダ、オーストラリア及びニュージールランドの俘虜  
に對しては右條約の規定を準用すべく、俘虜に對す  
る食料及衣料の支給に當りては、相互的條件の下に  
俘虜の國民的及民族的習慣を考慮すべし』と。同じ  
誓約は、その他の連合國にも與えられた。

E-1100

は、陸軍省が同意しなかつたので、抑留非戦闘員に  
對する俘虜條約の適用に關して、一九四二年一月二  
十七日に、東郷はかれの次官を通じて、陸軍省に同

合わせた。會議の後に、陸軍省は、連合國にいる日本國民を保護しようとする東郷の計畫をさらに認め、一九四二年二月六日に、木村が東郷に次のように知らせた。「一九二九年のジュネーヴ俘虜條約は、日本に對し何等拘束力を有せざるも、同條約の原則を、準用し得る範圍に於て、抑留非戦闘員にも準用することに異存なし、但本人の自由意思に反し、勞役に服せしめざるを條件とす」と。

一九四二年二月十三日に、合衆國政府に對して、東郷は次のように通告した。「帝國政府は、本戰爭中、敵國人たる抑留非戦闘員に對し、一九二九年七月二十七日の俘虜條約の規定を相互條件の下に於て能ふ限り準用すべし。但し交戰國が本人の自由意思に反し、勞役に服せしめざることを條件とす」と。

一九四二年一月二十九日に、イギリス連邦諸國にあてて、東郷が日本は捕虜に衣服と食糧を與えるにあつて、捕虜の國民的と民族的の習慣を考慮するといふ誓約をしたことを認めて、合衆國はこの問題について別の照會を出した。この照會は、一九四二年二月二十日附であつて、合衆國政府はジュネーヴ條約第十一條と第十二條に従い、捕虜についても、一般人抑留者についても、同じ規定に拘束されるものであり、従つて、日本政府も、同じように、捕虜と一般人抑留者の取扱いについて、右の規定に従うことを期待すると述べてあつた。東郷は、この照會に對して、一九四二年三月二日に、次のように回答した。「帝國政府に於ても帝國の權内に於ける米國人俘虜及び抑留非戦闘員の待遇に關し、食糧及び衣

E-1101

服を支給する上に於て、人種的、國民的風習を考慮に入らる意向に有之候し。

この誓約の交換によつて、日本政府とその他の交戦國政府を拘束する嚴肅な合意が成り立つた。その合意といふのは、一九二九年七月二十七日のジュネーヴ俘虜條約の規定を、捕虜にも一般人抑留者にも同じように適用すること、この條約によつて要求されてゐるように、食糧と衣服をかれらに支給する際には、かれらの國民的と民族的の習慣を考慮すること、抑留者を強制的に働かせないことであつた。この合意は、相互主義の精神において、すなわち、それそれ他方がしたことに對應して同じことをするといふように、双方によつて同等に、右の條約を適用すべきことを定めたものである。この合意によつて定められた右の規則に對する唯一の例外は、『準用』といふ留保に基いて、正當化することができようなものであるであつた。日本の國內法と牴觸するといふ理由で例外を設けることは、この合意が許さなかつた。そのことは、解釋上で明白であり、また次のような東郷の証言によつて示されてゐる。『本件に關する米英兩政府よりの照會は、事務上の手續に従つて、外務省の主管局たる條約局より本件に關し決定をなす權限ある省として陸軍省に取次がれた。これに對し外務省の受領した回答は、日本はジュネーヴ條約を準用するといふことであり、右は兩政府に取次がれた。』

『檢察側は右の回答により、日本は同條約を批准したと同じ程度にこれに拘束されるものとなすもの

の如くであるが、余は日本は本條約を事情の許す限り適用する義務を負うものであると解した。(余は今猶新く解するものである一余は準用とは、重大なる支障なき限り條約を適用する意味であると解した。更に余は、此は余自身の考えであるが一條約の要件が國內法に抵触する場合には條約が優先するものであると解した。連合國の照會に對する回答に關して、他の省との會議を司會していた條約局長が、右のことをさらに確認した。

E-1105

この合意ができたときには、東條内閣の閣議は、われわれの解釋したように、連合國に了解させようかと考えていたにもかかわらず、かれらはこの合意を守らなかつた。それどころか、この合意は、日本人が連合國の手によつて捕虜となるか、抑留されるかした場合に、かれらが必ずよい取扱いを受けるようにする手段として使われた。連合國の照會に對してなすべき回答について、東郷が陸軍次官木村の意見を求めたときに、木村はこれに答えて、日本は俘虜條約を遵守するに「通告するを適當とすべし」と述べたが、この言葉の前に、天皇がこの條約を批准していない事實にかんがみ、これを遵守する意思を聲明することはできないと述べた。その後の日本の政府は、この條約を實行しなかつた。ごいうのは、國務大臣たちは、連合國に對するこれらの誓約を、捕虜と抑留者の利益のために、新たな追加的義務を果す約束であると考えたにもかかわらず、捕虜と抑留者を擔當している部下に對して、この新しい約束を實行に移すように、新たな命令や指示を全然出して

おらず、この約束の實行を確實にする組織もまったく設けなかつたからである。かれらはこの合意を履行する努力をしないうで、その犯罪的な不履行をつつめて連合國側にさせまいとした。そのために、捕虜ご抑留者の收容所を視察することを拒否したり、捕虜または抑留者が囚さうとする手紙の長さ、内容、數を制限したり、これらの捕虜ご抑留者に關する一切の報道を押えたり、捕虜や抑留者の取扱いに關して、自分たちにあてられた抗議や照會に回答を怠り、または虚偽の回答をしたりした。

捕虜ご一故人抑留者の取扱いに關する各種の條約の効果を、その點についての交戰國の義務ごについては、この判決の初めの部分で、すでに言及しておいた。ジュネーヴ俘虜條約を「準用」的に遵守するごという日本政府の誓約または約束については、それをごう考えようごも、すべての文明國が承認した戰爭に關する慣習法規によれば、捕虜ご一故人抑留者には、すべて人道的な取扱いを與えなければならぬ。いごいうごことは、動かすごごのできない事實である。本判決のこの部分で擧げられている日本軍の甚だしく非人道的な取扱いごは、特に非難すべきものであり、犯罪的なものである。このように非人道的行為な罪を犯した者は、自己または自己の政府がある特定の條約の拘束を受けていないごいう口實によつて、罰を免れるごごはできない。法の一級原則は、上記の諸條約には關係なく存在している。條約は單に既存の法を再確認し、それを適用するための詳細な規定を定めるものにすぎない。

E-1104

條約を『準用』的に遵守するといふ日本政府の約束の効力について、辯護人は、他のことと共に、立証された多くの場合における食糧と醫療品の不足は、連合國の攻勢によつて生じた輸送手段の混亂と欠如に基くものであつたと申立てた。この議論は、これを狭く適用した場合には、何かの價値があるかもしれない。しかし、捕虜と抑留者に配布するため、連合國が必要品を送らうと日本政府に申入れたのに、この申入れを日本政府が拒絶したといふ證據がある以上は、右の議論は効果を失うものである。

『準用』といふ條件の正確な定義を述べる必要はない。なぜならば、辯護段階のいずれにおいても、この言葉によつて、日本軍の殘虐行為とその他の甚だしい非人道的行為が正當化されるといふようなことは、少しも言われたことがなく、暗示されたことさえもなかつたからである。また、これらの言葉によつて、すでに明白に立証されている掠奪、強奪、放火が正當化できる主張されたこともなかつたからである。これらの點については、證言を行った被告も、大部分は、供述された諸事件についてまったく知らなかつたと申立てたにすぎなかつた。

この條件に何らかの解釋を加えて、殘虐行為を正當化しようとすることは、『準用』といふ言葉を挿入することによつて、基本原則として人道的な取扱いを定めている條約に従うような風を装い、この假面のもとに、甚だしい野蠻行為をしても、日本軍は罰を受けずすむであらうと主張すること、少しも異ならないであらう。このような主張は、もごより答

E-1105

認することができない。

## 捕虜虐待は一つの方針

日本政府は、陸戦の法規慣例に關する一九〇七年のヘーグ第四條約に調印し、これを批准した。これは捕虜の人道的取扱いを規定し、戦争の背信的な非人道的な遂行を不法とするものであつた。一九二九年にジュネーヴで調印したジュネーヴ俘虜條約を日本政府が批准もせず、実施もしなかつた理由は、日本の軍人の基本的訓練の中に見出すことができる。起訴狀に含まれている期間の初めより遙かに前から、日本の青年は、「大君の邊にこそ死なぬ」と教えられていた。これは荒木が演説や宣傳映畫の中で繰返している教訓である。さらに、もう一つの教訓は、敵に降伏するのは恥辱であるという言葉であつた。

これらの二つの教訓の結合した効果は、降伏した連合國軍人に對する軽度の精神を日本の軍人に教えたことだことであつた。この精神は、戦争の條規を無視して、かれらが捕虜を虐待したことに現われていゝる。この精神から、やむを得ず降伏するときまで堂々と勇敢に戦つた軍人、戦わないで降伏した軍人の間に、かれらは少しも區別をしなかつた。どんな状況であらうとも、降伏した敵の軍人はすべて汚名を着せられ、それを捕えた者の情によるほかは、生きる權利がないと見做されることになつていた。

一九二九年のジュネーヴ條約を批准し、實施することは、右の軍部の見解を放棄することになること考えられた。この條約は、一九二九年にジュネーヴで

E-106

日本の全權によつて調印されていた。しかし、一九三四年にこの條約の批准が問題になつたときに、日本の陸軍も海軍も批准反對の要請をした。その當時には、すでにかれらは充分に批准を阻止し得る政治力をもつていた。批准を拒否する理由の一部として、この條約によつて課せられる義務は一方的であること、この條約は日本に新しい追加的な負擔を課すること、しかも、日本軍人は一人として絶對に敵に降伏する者はないのであるから、日本はこれを批准しても、何も得るところがないことをかれらは擧げた。これに關連して、東條が捕虜收容所長に訓令を與え、次のように言つたことは、興味がある。『抑々我國は俘虜に對する觀念上其の取扱に於ても歐米各國と自ら相異なるものありし。』

日本の目的は日本國民の保護であつた。俘虜情報局を設置するといふ決定は、一九四一年十二月十二日に外務省から陸軍省に傳達されたジュネーヴの國際赤十字社からの照會によつて、促されたものであつた。國際赤十字社は日本外務省に電報をうち、その中で、戦争が太平洋に擴大した事實にかんがみ、國際赤十字社の委員會は、交戦國に俘虜中央情報局の秘能を自由に利用できるようにしたことを告げ、日本政府は、ジュネーヴの中央局を通じて、捕虜に關する情報の表を、また、できる限り、一般抑留者に關する情報の表を交換する意向があるかどうかを尋ねた。陸軍省の關係官によつて會議が重ねられ、一九四一年十二月二十八日に、陸軍次官木

E-1107

村は外務大臣東郷に對して、陸軍省は情報交換の用意があるが、一九二九年の俘虜條約に含まれる規定を、「事實上適用するの用意あることを宣言する」に非ずして、「情報傳達の便宜上利用する」趣旨とすることを通告した。一九四二年一月十二日まで、國際赤十字社は、日本と合衆國から、情報傳達を行う用意があることを言明した回答を受取つた。

#### 俘虜情報局の設置

俘虜情報局は、一九四一年十二月二十七日に、勅令によつて設置された。この局は次の問題の調査をつかさどつた。すなわち、捕虜の留置、移動、宣贊解放、交換、逃走、入院及び死亡である。さらに、各捕虜の銘々票の作成補修、捕虜に關する通信の處理、捕虜に關する情報収集の任務も與えられた。この勅令は、右の局に長官一人、事務官四人を置くことを定めた。この俘虜情報局は、陸軍大臣の監督と支記のもとに置かれ、陸軍省軍務局に屬する一部局として組織され、時期は異なるが、武藤と佐藤の軍務局における支記と監督のもとにはいつた。俘虜情報局の職員は、すべて陸軍大臣の推薦によつて任命された。東條は上村中將をこの局の初代の長官に任命した。

E-1108

#### 俘虜管理部の設置

一九四二年三月三十一日に、「俘虜取扱に關する規定」が発せられ、これによつて、陸軍大臣として  
の東條の監督と支記のもとに、陸軍省の軍務局内に、

「俘虜管理部」と呼ばれたものが設置された。軍務局長としての武藤を通じて、東條はこの支配と監督を行つた。この規定は、右の部には、陸軍大臣の推薦に基いて任命される部長一名と、その他の職員を置くこと定めた。東條は初代の部長として上村中將を任命し、これによつて、俘虜情報局と俘虜管理部の運営を一人に兼ねさせた。俘虜情報局は、木村がいつたように、情報と記録の役所にすぎないもので、一九二九年の俘虜條約の規定を、情報入手の目的で利用するためにつくられた。それは捕虜と一般人抑留者に對する支配や監督の権能をもつていかなかった。これに反して、俘虜管理部は、「俘虜及戦地ニ於ケル抑留者ノ取扱ニ關スル一切ノ事務ヲ行フ」権限を與えられていた。

#### 軍務局、支配権を保持

武藤のもごとに、後には佐藤のもごにあつた陸軍省の軍務局は、太平洋戦争の間、戦争法規の實施のため設けられた組織の支配権を保持していた。俘虜情報局を設置する勅令は、「長官ハ其ノ所管事務ニ付陸海軍ノ關係部隊ニ通報ヲ求ムルコトヲ得」と定められたが、上村中將とその後の長官は、すべての照會とその他の通信を、軍務局長の手を通じて送らなければならなかつた。軍務局長の承認がなければ、かれらはどんな行動をこる権能もなかつた。

東條によれば、捕虜と一般人抑留者に關する一切の命令と指示は、陸軍大臣によつて發せられた。また、これらの命令や指示は、軍務局長が參謀本部や

その他の関係政府機関と協議した後、軍務局が起草したとされはいつている。

後に間もなく論ずるようになり、陸軍省内では、局長會議が二週間ごとに開かれ、これには陸軍大臣と陸軍次官が出席した。東條と木村は、この會議には、たいてい出席した。木村は一九四一年四月十日から一九四三年三月十一日まで陸軍次官であつた。捕虜と一般人抑留者に関する事項は、この會議で討議され、東條と木村も時々出席していた。命令や規則が立案され、捕虜と一般人抑留者との取扱に關係した一切の政府機關に送られた。

#### 收容所とその管理

捕虜收容所は、一九四一年十二月二十三日、勅令と陸軍省が出した規則によつて承認された。この規則は、捕虜收容所は軍司令官または衛戍司令官が管理し、陸軍大臣がこれを全般的に統轄することを定めた。しかし、すでに述べたように、これらの收容所がすべて軍司令官のもとに置かれていたわけではなかつた。海軍の管轄下の地域では、右に相當する階級と権限をもつ海軍將校によつて、收容所は管理された。

一般人抑留者の收容所は、一九四三年十一月七日に、陸軍省が出した規程によつて承認された。この規程は次のように定めた。「軍司令官——軍司令官ニ準ズル者ヲ含ム、以下同ジ——戦地ニ於テ敵國人又ハ第三國人ヲ抑留シタルトキハ成ルベク速ニ軍抑留所ヲ設置スルモノトス。軍抑留所ハ之ヲ設置シタル軍司令官之ヲ管理ス。」

一般人抑留者の管理について定めた一般規程が出されたが、それは捕虜の管理を定めた規程と實質的に異なるものではなかつた。一般人抑留者だけに適用される特殊規程が出されている場合を除いて、捕虜に適用される規程は、すべて一般人抑留者にも適用されることになつていた。この規程は、『軍抑留所ハ之ヲ設置シタル軍司令官之ヲ管理スル』といふことも定めた。

E-1111  
以下の被告は、太平洋戦争中に、軍隊指揮官として抑留所を管理した。土肥原は日本で東部軍管區司令官として、またシンガポールで第七方面軍司令官として、畑は中國で全日本派遣軍司令官として、また日本の本州中部と西部で軍管區司令官として、板垣は朝鮮軍司令官として、またシンガポールで第七方面軍司令官として、木村はビルマで軍司令官として、武藤は北部スマトラで日本軍司令官として、佐藤は佛印で軍司令官として、梅津は滿洲で關東軍司令官として。

この規程は、次のように定めた。『軍司令官又ハ衛戍司令官ハ必要アルトキハ部下ヲ派遣シ俘虜又ハ一般抑留者收容所ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得。前項ノ規定ニ依リ派遣セララルタル者ハ所長ノ指揮監督ヲ承クルモノトス。』捕虜と一般人抑留者の收容所を管理するために、特別の監督者または所長が選ばれて、東京で訓練を受けた。かれらは慎重で詳細な指示を受けた。この指示は、總理大臣東條みずからの訓示によつて完了した。それが終つてから、これらの收容所長は、捕虜と一般人の抑留者收容所の

設けられているところの、あらゆる場所に日本から派遣され、陸軍と海軍の指揮官の指揮のもとに、これらの收容所を管理し、運営した。これらの收容所長は、規則によつて、陸軍省軍務局の中の俘虜管理部に、月報を出さなければならなかつた。これらの報告は、陸軍省の二週同ごこの局長會議で討議された。この會議には、陸軍大臣と陸軍次官が出席するのが通例であつた。これらの報告の中には、栄養不良その他の原因に基いて、收容所内における高い死亡率に關する統計がはいつていた。この點は特に自分の注意を引いたと東條は述べた。收容所長からの月報の要約は、俘虜管理部と同じ長官のもとにある俘虜情報局の事務所に保管された。

E-1112

## 海軍もこの制度に關與

海軍は、その捕えた捕虜を抑留した一般人抑留者を、すべて陸軍に引渡し、これに抑留と管理をさせるようになつては、多くの場合には、このことが行われず、または長い間遅れた。また、ある地域では、海軍が占領地域の行政管轄権を行使した。たとえば、ボルネオ島、セレベス諸島、モルツカ諸島、チモール島、バリ島を通る線より東にある他の諸島などの島々を海軍は占領した。ウエーキ島のような、他の島々も占領した。海軍が占領したこれらの地域では、海軍大臣が捕虜と一般人抑留者を管理し、これらの地域における戦争法規の實施は、鳴田と岡の指揮のもとに、海軍の責任となつた。

## 日本内地におけるこの制度の運営

日本國內に抑留された捕虜は、その他の地域の捕虜と同じように、陸軍省のもごにあつた。しかし、内務省が日本國內の警察を擔當しており、従つて同省が日本内地の一般人抑留者に關する一切の事項を管理するのが正當であるを考へられたといわれている。一九四一年十月十八日から一九四二年二月十七日まで、及び一九四二年十一月二十五日から一九四三年一月六日まで、東條が内務大臣をつとめたことをここに記しておこう。東條は、「内務省の下に非戦闘員を扱う別個の機關がありました。その名前を何と言つたか承知しておりません」と述べた。

E-1113

國防と軍事行政上の目的で、日本は八つの軍管區にわかれていた。各軍管區は一つの軍が受持つていた。この軍の司令官は、その軍管區の軍事行政官でもあり、その軍管區内のすべての捕虜收容所の管理もしていた。東部地區は京濱地區を含み、第十二方面軍が受持つていた。土肥原は一九四三年五月一日から一九四四年三月二十二日まで、また再び一九四五年八月二十五日から一九四五年九月二日の降伏の時まで、この軍を指揮し、この地區を管理した。中國軍管區は廣島地區と本州の西端までを含み、第二總軍が守備していた。一九四五年四月七日から一九四五年九月二日の降伏まで、畑はこの軍團を指揮した。

台湾、朝鮮、樺太におけるこの制度の運営  
台湾、朝鮮、樺太のような、作戦行動地域にはい

つていない日本の海外領土では、一般に抑留者は拓務省の管理のもとにあつた。しかし、これらの領土内の捕虜は、他の地域の捕虜と同じように、陸軍省の管理のもとに置かれていた。拓務省は一九二九年六月十日の勅令で設置された。この勅令は、同省が朝鮮總督府、台湾總督府、關東州廳及び南洋廳に關するあらゆる事項を管理することを定めた。日本政府の重要戦時再編成を行うために、同省は一九四三年に廢止され、その職務は内務省と大東亞省に分割移管された。一九四一年十月十八日から一九四一年十二月二日まで、東郷は拓務大臣であつた。

E-1117

## 占領地におけるこの制度の運営

大東亞省は一九四二年十一月一日に勅令によつて創設された。この勅令は、次のように定めてゐる。

「大東亞大臣ハ大東亞地域（内地、朝鮮、台湾及び韓太ヲ除ク）ニ關スル諸般ノ政務ノ施行（純外交ヲ除ク）ヲ管理ス。大東亞大臣ハ關東局及び南洋廳ニ關スル事務ヲ統理ス。大東亞省ニ左ノ四局ヲ置ク。總務局、滿洲事務局、支那事務局、南方事務局。この省は、朝鮮、台湾及び韓太以外の日本の武力下に陥り、または陥るかもしれないすべての地域を統轄するため組織されたのであつた。勅令はさらに「大東亞省ニ於テ陸海軍ニ策應協力スル爲大東亞地域内占領地行政ニ關連スル事務ヲ行フモノトス」と定めた。最初の大東亞大臣は青木で、重光がそのあとを継いだ。重光は一九四四年七月二十日に同省の大東亞大臣となり、一九四五年四月七日に東郷とかわるまで在任した。東郷は一九四五年八月十六日まで在任した。

E-1116

## 占領地におけるこの制度を運営した報告

梅津は一九三九年九月七日に關東軍司令官となり、一九四四年七月十八日まで在任した。かれは滿洲國の事實上の統治者であつたし、滿洲における捕虜と一般人抑留者の待遇について、直接に責任を負つてゐた。畑は一九四一年三月一日から一九四四年十一月二十二日まで日本の支那派遣軍の總司令官であつた。一九四三年三月十一日に、木村は陸軍次官を辭任した。かれは一九

四四年八月三十日に日本のビルマ方面軍司令官に任命され、降伏の時まで在任した。ビルマにおける在任中に、かれは陸軍次官として在任中に立案に助力した諸方針を實行に移した。かれはまずラングーンにその司令部を設置した。そのときに、同方面のシンボウ、モクソクウイン保安林、ヘンザダ、オングン基地、サラワデイ及びラングーンの憲兵隊刑務所で懲處行爲が行われた。一九四五年四月の末に、木村は司令部をモールメインに移した。その後、モールメインやその附近で懲處行爲が行われた。木村の司令部から十マイル離れた一村落カラゴンの全住民は、一九四五年七月七日に、かれの指揮下にある現地將校の命令によつて虐殺された。木村が到着してから後に、モールメインで虐殺が行われ、憲兵隊はビルマ人に對していつそう非人道的となり、タポイの收容所にいた抑留者は、食物を與えられなかつたり、殴打されたりした。

E-1116  
武蔵は一九四二年三月二十日から一九四二年四月十二日まで南方地域の視察旅行を行い、台湾、サイゴン、バンコック、ラングーン、シンガポール、バレンバン、ジャワ、マニラ、その他の地を訪れた。かれは東京に歸り、一九四二年四月二十日に近衛師團長に任命され、北部スマトラに駐屯した。一九四四年十月十二日に、フイリツピンに轉任するまで、かれは司令部をメダンに置き、北部スマトラの日本軍の司令官をしていた。かれは右の司令官として在任中、かつて東京で陸軍省軍務局長として提唱した政策を實行に移した。かれの軍隊が占據していた北

部スマトラでは、この戦争で、最も不名誉な残虐行為が犯された。捕虜と一般人抑留者は食物を與えられず、放置され、拷問され、殺され、またその他の方法で、虐待された。また、一般住民が虐殺された。戦争法規は無視された。武蔵は一九四四年十月十二日に轉任して、山下大將の指揮するフィリッピンの第十四方面軍の參謀長になつてからも、戦争法規を無視していることを示した。山下大將の參謀長としての任務に就くために、武蔵は一九四四年十月二十日の夜、フィリッピンのフォート・マツキンレーに到着した。一九四五年九月の日本の降伏まで、かれはその任にあつた。その參謀長時代に、山下と武蔵の指揮下にある軍隊によつて、バタンガスにおける虐殺やマニラにおける虐殺とその他の残虐行為を含めて、フィリッピン的一般住民に対する虐殺、拷問その他の残虐行為が連続的に行われた。これらの行爲は、同じ特徴をもち、八年前に、武蔵が松井の部下であつたときに、南京で行われたやり方に従つたものであつた。この期間に、捕虜と一般人抑留者は、食物を與えられなかつたり、拷問されたり、殺害されたりした。

E-1117

土肥原は、一九四四年三月二十二日から、シンガポールの第七方面軍を指揮し、一九四五年四月七日に、板垣にあとを襲つて教育總監となるまで在任した。かれの指揮していた間、捕虜は普通の犯罪人のように取扱われ、食物を與えられなかつたり、拷問されたり、またその他の方法で虐待されたりした。板垣がシンガポールの第七方面軍の指

揮をとるに至つた後も、同軍の管轄下にあつた捕虜  
の状態は少しも改善されなかつた。かれが指揮にあ  
たつていた一九四五年の六月と七月に、連合軍航空  
機搭乗員が二十六名も、アウトラム・ロード刑務所  
から連れ出されて殺害された。

裏面白紙

## 連合國の抗議

太平洋戦争中に、戦争法規の違反に對して、連合國と利益保護國のなした公式非公式の抗議と警告は、無視されたか、そうでなければ、その回答の際に、違反行為の行われたことが否定されるか、虚偽の説明がなされるかであつた。

東京でとられた手續は、われわれに次のように説明された。連合國と利益保護國からの正式な抗議は、規則的に外務省に渡された。それから、外務省はこれらの抗議の寫しを日本政府の關係各省と部局に回付した。陸軍省と俘虜情報局の所管事項に關するすべての抗議は、まず陸軍省の大臣官房に届けられた。官房は抗議を軍務局の軍務課に回送した。一九三九年九月三十日から一九四二年四月二十日まで、武藤はこの局の局長であつた。佐藤は一九三八年七月十五日から軍務課の課長であり、一九四二年に武藤にかわつて軍務局長になつた。一九四四年十二月十四日まで、かれは軍務局長を勤めた。軍務課は、俘虜管理部または俘虜情報局のような軍務局の關係各部局と、その抗議について協議した。それから、抗議は二週間ごとの陸軍省の局長會議で取上げられて討議されたが、その會議には、通常陸軍大臣と陸軍次官が出席した。これらの會議で、抗議に對して回答をするかどうか、どのような性質の回答をするかが決定された。俘虜情報局長官を兼ねていた俘虜管理部長は、これらの討議に出席し、重要問題に關する命令は、陸軍大臣と次官から直接に受けた。抗議の

E-1118

寫しとそれに對してなされる回答の寫しを、繰返みに入れるために、かれは俘虜情報局に提供した。抗議の寫しが陸軍大臣または俘虜情報局にあてられていた場合でも、そうするのか執行であつた。

公式の抗議に加えて、ラジオ放送が連合國放送局から定期的に行われていた。それは日本の軍隊によつて犯されている残虐行爲とその他の戦争法規の違反を詳細に擧げ、これらの違反行爲の責任を負わされるようになることを日本政府に警告したものであつた。これらの放送は日本外務省によつて受信され、關係各省、総局及び職員に配付された。内大臣木戸は、一九四二年三月十九日の日記に、「首相來室イーデンの議會に於ける皇軍香港に於て暴行云々の演説につき話あり懇談す」と記入している。

E-1119

提出された正式の抗議はあまりに多かつたので、ここで詳細に述べることはできない。概して、これらの抗議は、われわれがすでに言及した戦争法規の違反にも、また他の多くのことにも關係したものであつたといつて差支えない。どの場合にも、完全な調査のできるような、明確で詳細な事實が擧げられていた。ラジオを通じて行われた抗議と警告についても、同じようにいつて差支えない。

われわれはここで、單に例証として、これらの抗議と警告のあるものについて、言及することにする。早くも一九四二年二月十四日に、スイス政府を通じて、合衆國政府は次のような覺書を出した。フィリッピンの占領地域における日本官憲は、虐待と侮辱を伴う極端に嚴格苛酷な規律に、アメリカの一般

人を服従させているという報告を合衆國政府が受取つてゐること、事態を改善するために、また、合衆國領土内において日本の國民に與えられてゐるのと同様な寛大な待遇を、フィリッピンにおけるアメリカ人にも與えるために、迅速な措置がすてにとられたいという保證をアメリカ政府は希望するといふのであつた。一九四二年二月二十四日に、外務大臣東郷は回答して、フィリッピンにおけるアメリカ市民に對して日本國官憲が適用してゐる諸條件は、一九二九年のジュネーヴ條約の予期するところよりも良好である、と述べた。この言明は虚偽であつた。これはアメリカ市民がよくない待遇を受けてゐることを否定し、アメリカ政府の懸念は出所不明の報道に基いており、また正確な事實を擧げていたないのであるから、何の根據もない、と述べた。

E-1120

一九四二年十二月十二日に、合衆國政府はもう一つの正式抗議を提出した。それには、一九二九年のジュネーヴ俘虜條約の條項をアメリカ人捕虜に適用し、また一般人抑留者には適用できる限り適用するという日本政府の約束に違反して、甚だしい虐待がアメリカの一般人と捕虜に加えられてゐることを合衆國政府は知つてゐるといふのであつた。日本がその約束を果さなかつたこと、日本の官憲が積極的に虐待するばかりでなく、生活必需品をこれらのアメリカ市民に供給しないことによつて、同條約の原則に違反したことは明らかであることを合衆國は述べた。それについて、合衆國は強硬な抗議を提出し、アメリカの捕虜と一般人抑留者に對するこの非人道

的で非文明的な取扱いが、直ちに調査されるべき事項として取上げられること、その責任者が直ちに處罰されること、また捕虜と一般人抑留者の處待をやめるといふ誓約が與えられることを期待すると述べた。この抗議を裏書きするため、日附とその他の事實を示して、明確な事例が擧げてあつた。この抗議に對して、一九四三年五月二十八日になるまで、回答が與えられなかつた。この日になつて、外務大臣重光は、目下調査が行われており、『やがて』調査の結果が判明したら通知すると回答した。

この間に、一九四三年四月五日、合衆國政府は、ドゥリットル飛行隊員の處待に對して、もう一つの抗議を提出した。合衆國政府は次のように警告した。

E-1121

「アメリカ政府はまた日本政府に對して、アメリカ人捕虜に關する保證にさらに違反する場合、または、文明諸國によつて容認され、實行されている戦争法規に違反して、アメリカ人捕虜に對してさらに犯罪的野蠻行爲が加えられた場合は、そのいづれに對しても、現在進んでいる作戦が、動かすことのできない、しかも避けられない結末に達したときに、このやうな非文明的で非人道的な行爲に責任のある日本政府の職員に對して、アメリカ政府は、かれらにしかるべき處罰を加えることを嚴肅に警告するものと。一九四二年十二月十二日の合衆國からの抗議に對して、一九四四年四月二十四日に、外務大臣重光が遂に回答するまでの間に、合衆國によつて多數の明確な抗議がかれに提出された。右の回答で、かれが指摘したのは、一九四三年五月二十八日の覺書でか

E-1172

れの言及した調査が完了したこと、それについての報告があることであつた。かれは合衆國が「事實を歪曲誇張」しているとは非難して、抗議を受け入れず、このいわゆる調査によつて明らかになつた事實と釋するものを長々と列挙した。合衆國は、一九四五年三月一日に、次のような覺書で、この非難に答えた。

「米國政府はその眞實性を非難する日本國政府の陳述を承認することを得ず。日本及日本占領地における米國民に對し日本官憲によりて與えられたる待遇に關する本國政府の抗議は、日本政府によりて斯の如く專斷的方法に依りて否認しえざる記録的證據に基くものなり。一九四四年四月二十四日附日本政府の回答に含まれる陳述は、米國政府の承知する事實より遠ざかり居ること甚しく、日本政府は敢て其の現地出先官意の捏造せる報告により誤まられ、一九四二年十二月十二日附米國政府通牒中に於て抗議し居る事實に付き、獨自の調査をなさざりしものなりと結論せざるをえず。依て、米國政府は本件回答を不満足なものと認め、日本政府が責任を免るゝものにあらざることを強き主張すべし。」

イギリスの抗議も、合衆國政府からの抗議と同じように取扱われた。一つの例として、ラングーン刑務所における捕虜の取扱ひに關する抗議と回答がある。一九四二年七月八日に、イギリス政府は外務大臣東郷あての抗議を提出させた。その中には、東京で發行されている新聞、ジャパン・タイムス・アンド・アドヴァタイザーに、公衆が面白がつて見てい

るところで、ラングーの街路を掃除しているイギリス人の捕虜の寫眞が掲載されたと述べてあつた。この抗議は、一九四二年八月一日に、再び提出された。一九四二年九月十五日に、イギリス政府は、ラングー刑務所における捕虜は不十分な給食を受けていること、刑務所の床の上に敷物をしなされかされていること、及びかれらの靴が没収されたことを抗議した。東條は一九四二年九月一日から一九四二年九月十七日まで外務大臣を兼任し、この職に就いている間に、前述の抗議にかれの注意を喚起する覺書を受取つた。一九四三年二月九日、東條にかわつて外務大臣になつていた外務大臣谷は、「軍官憲に於て詳細取訊べたる處貴翰に述べられたるが如き事例は無之」と回答した。

ビルマとタイにおけるイギリスの捕虜の取扱ひに關するイギリス政府の抗議も、同様に取扱われた。イギリス政府は、重光に提出した一九四四年七月四日附の覺書で、日本官憲の印刷した葉書によつて、約二万のイギリスの捕虜がモールメイン附近に通告なしに移されたことが判明したと述べた。その覺書は、捕虜が受けている不良な状態や虐待に對しても抗議した。重光は、一九四四年八月二十六日に、一九四四年七月四日に、ビルマに在つたイギリス及び連合國俘虜の大多數は、タイ及びマレー俘虜收容所所屬のものであつて、ビルマに臨時に移動させられていたものである」と答えた。ビルマ及びシヤムで労働している捕虜の健康に關するイギリス政府からの他の抗議に對して、重光は一九四四年十月三

E-1124

日に回答した。その回答で、「帝國政府は俘虜の保健及び衛生に關し深甚なる注意を拂ひ居り各地に於ける俘虜收容所にては毎月健康診断を行ひ疾病の早期治療を爲す等の措置を講じ居れり。」とかれは述べた。それについて、泰緬鐵道における捕虜に與えられていたとかれが主張するところの醫療について、詳細に述べた。かれの述べた事實は全然偽りであつた。というのは、捕虜は醫療を受けていなかつたし、脚氣、コレラ、マラリア、その他の熱帯病で、何千人となく死んでいたからである。一九四四年九月十日に浴陽丸が南支那海で雷撃されて沈んだときに、真相が判明した。千三百人の捕虜が標識をつけてない日本の捕虜輸送船に乗つていた。日本側は、日本人の生存者は救い上げたけれども、捕虜はその運命のままに故意に放任した。約百人のオーストラリアと連合王國の生存者が後に救助され、オーストラリアとイギリスに連れて行かれた。これらの捕虜からわかつたことであるが、シンガポールとジャワにいた捕虜で使える者は、ことごとく、一九四二年の初期に、泰緬鐵道工事に動いたために、ビルマとタイに移送されたのであつた。かれらの輸送された際の状況と、また鐵道建設工事中の恐るべき状況とについて、われわれはすでに敘述した。イギリスの抗議をさらに繰返した一九四四年十二月四日附のイギリス政府からの覺書によつて、救助されたこれらの捕虜から判明した事實について、重光は知らされた。重光にかわつて外務大臣となつた東郷は、遂に回答をしないわけにはいかなくなつて、一九四五年五月十

五日に、これらの抗議に對する時期遅れの回答をした。消化器病等の猖獗甚しく日本軍衛生機関の主力を集中して努力せるも之を充分に防止し得ざりし状態であつたことは遺憾であるとかれは述べた。ピルマで日本の軍隊が残虐行爲を行つたことをかれは否定し、すでにわれわれが述べたように、イギリスの捕虜をモールメインで列をつくつて歩かせたことに對する抗議については、かかる事實の發生したることなし」という日本のきまり文句の回答をした。

E-1125

これら公式の抗議を無視する態度に加えて、ラジオを通じてなされた多数の抗議や警告も、日本外務省によつて規則的に記録され、各省に配付されていたにもかかわらず、まつたく顧みられなかつた。バタインの行進の詳細と結果を述べた合衆國政府の報告は、一九四四年一月二十四日に、イギリス放送協会の放送網を通じて放送され、日本の外務省で記録された。一九四四年一月二十九日にも、カリフォルニヤ州サンフランシスコのK W I D放送局は、白雲館秘書官ステイフォン・アーリー氏の、日本側は合衆國とフリーツピンの捕虜に對して、食糧や物品を合衆國政府が送ることを、どうしても許可しないという発表を放送した。アーリーは、日本の手中にあるわれわれの捕虜には、もはや救恤品を送れる見込がなくなつた。よつて慎重に調査され、また確證のある事實に關して、報告を發表するときが來たと述べた。この放送は、日本の外務省で記録された。K W I D局は、また一九四四年一月二十九日に、合衆國國務長官コーデル・ハルとイギリス外務大臣ア

E-1126

ントニー・イーデンの聲明を放送した。ハル氏は、日本の手中にある捕虜の取扱いに言及し、『残忍非道の行爲に關する報告によれば、アメリカ人及びフイリッピン人に對して、かような思いも及ばない殘虐行爲を加えたこれらの者どもの行爲を敘述するためには、世にありとあらゆる悪鬼の代表的な者どもを集め、その凶暴な注質にさらにあらゆる血をまぐさい行爲をつけ加えることが必要であらう』と述べた。このような烈しい言葉は、本裁判所に提出された證據によつて十分に正當化されている。イーデン氏は下院において、イギリスの抗議が日本側から得た結果は不満足である。日本人は單に國際法ばかりでなく、あらゆる人間らしい、見苦しくない、文明人の行爲に違反していると述べた。この戦争で、日本軍の犯した殘虐行爲の記録は、將來忘れられるものではないと、かれは日本政府に警告した。ハル氏は、合衆國政府は、捕虜に對する日本側の取扱いに關して、集められる限りの事實はすべて集めつつあり、日本當局の責任者の充分な處罰を求めつつもりであるといつて、その聲明を結んだ。マツカーサー大將の總司令部は、太平洋地域の大部分とともに、フイリッピン諸島をも管轄していたところの、シンガポールの第七方面軍の總司令官に對して、一九四四年十月二十二日に警告を發した。マツカーサー大將は、捕虜と一般人抑留者に對して、正當な待遇を與えなかつたら、そのいずれの場合についても、敵軍の指揮者に直接の責任を負わせると警告した。戦争法規に基いて、捕虜としての品位、名譽及び保護を要求

する権利があるものとみずから信じていたにもか  
かわらず、フィリッピンで降伏したアメリカ人とフィ  
リッピン人は、軍人の名譽という最も神聖な掟に背  
いて名譽を毀損され、残忍行爲さえ受けたというこ  
とについて、否定することのできない證據が手には  
いつている、とかれは述べた。これらの放送は、す  
べて日本の外務省で記録され、日本の各省の間に廣  
く配付された。

捕虜と一般人抑留者に対する虐待の黙認と  
隠蔽

日本政府は捕虜と一般人抑留者の虐待に關して、罪のある者を處罰しなかつたり、處罰を怠つたり、または違反に對してとるに足らない不十分な刑罰を科することによつて、捕虜と一般人抑留者の虐待を黙認した。日本政府はまた次のようにして、捕虜と一般人抑留者の虐待と殺害を蔽ひ隠そうとした。すなわち、利益保護國の代表が收容所を訪問することを禁じたこと、このような訪問で許されたものに制限を加えたこと、捕えた捕虜と抑留した一般人の完全な名簿を利益保護國に送ることを拒否したこと、捕虜と一般人抑留者に關する報道を檢閲したこと、並びに日本の降伏の際に、罪があることを示す一切の文書の焼却を命令したことである。

次に述べるのは、捕虜虐待に關して科せられた不十分な刑の宣告の實例である。むち打ちに對して科した罰は、譴責、数日間の謹慎、または数日間の任務の加重であつた。捕虜拷問の罪のあつた一監視員は、譴責された。しばしば捕虜に私的制裁を加えた罪のあつた一監視員は、譴責を受けた。数名の監視員は、捕虜に私的制裁を加えたことで有罪と判定されたが、加えられた最も嚴重な處罰は免職であつた。東京の陸軍刑務所に對する空襲の際に、六十二人の連合軍飛行機搭乗員を、生きながら焼いたことについて責任のあつた將校に對して、加えられた刑罰は譴責であつた。これらの例は、捕虜の虐待が行われ

E-1120

ているということ、陸軍省が知っていた證據である。加えられた處罰がとるに足りない性質のものであつたのは、黙認を意味する。

日本政府は、連合國に指名された利益保護國の代表の訪問を拒否することによつて、實質的に、捕虜と一般人抑留者が加えられていた虐待を隠した。東京駐米スイス公使は、早くも一九四二年二月十二日に、外務大臣東郷に書簡を送つて、その中で、次のことを述べた。「合衆國政府は、一時的に抑留、收容または宣誓の上解放されている日本國臣民を訪問することについて利益保護國代表よりの要請があれば、それに便宜を與える用意があることを本使は閣下に通報するの光榮を有する。收容者の訪問に關する限り、本公使館の任務を閣下がある程度まで容易にせられるならば、本使は閣下に深く感謝する。」と。一九四二年二月十七日に、かれはさらに外務大臣東郷に書簡を送り、その中で、次のように述べた。「米國政府は、米國に於ける日本利益代表スペイン國大使館に對し、俘虜及抑留者收容所を訪問し得る旨を通報致候、米國政府はジュネーワ俘虜條約に基き、帝國及日本軍隊の占領地域に於てスイス國代表の俘虜及抑留者收容所訪問許可方要請致候候」と。これらの要請を繰返したほかの書簡を、一九四二年三月及び六月に、かれは東郷に送つた。一九四二年六月に、同公使は、イギリスとその自治領の國民で、捕虜または抑留者として抑留されている者を訪問する同様の許可を要請した。これらの要請に對して、やつと一九四二年七月三十日に、東郷は書簡で

E-1129

て、やつと一九四二年七月三十日に、東郷は書簡で

次のように回答した。『帝國政府はフィリッピン諸島、香港、マレー及蘭領東印度諸島を含む占領地に於ける利益代表を認めざる建前なるを以て、前記地方に於ける閣下の代表者に依る米人俘虜及抑留者の訪問は考慮する能はざるも、支那占據地に於ては、關係當局は上海に限り是を許可することを考慮し得る旨御回答申上候。』合衆國とイギリスの政府は直ちに抗議し、あらためてその要請を出した。スイス公使と東郷の後任になつた外務大臣谷との間の往復文書は、占領地域と日本の海外領地とに抑留されている捕虜と抑留者の訪問許可を拒否する、この方針が續けられていたことを反映している。しかし、スイス公使は依然として強硬に許可を求めた。すでに外務大臣になつていた重光は、一九四三年四月二十二日に、スイス公使に口上書を送り、その中で次のように述べた。『外務大臣が一九四二年七月三十日附をもつてスイス公使宛て申進し置きたる通帝國政府は占領地に於ける俘虜及抑留者收容所の訪問は考慮し難し』と。スイス公使は外務大臣東郷から、利益保護國の代表者は上海の收容所を訪問することを許されるといふ通告を受けていたが、東郷がスイス公使に對して述べたいわゆる『關係當局』が訪問許可を興えることを拒否し、また東京の東條内閣から許可が來なかつたので、訪問は行われなかつた。スイス公使の一九四三年五月十二日附の書簡によつて、重光はこのことを承知していた。捕虜と一般人

E-1130

抑留者を訪問する許可を得るための、スイス政府のこれらの執拗な、反復的な要請に應じて、日本内地で少数の選ばれた收容所が訪問のために用意された上で、訪問を許可された。スイス公使は、一九四三年六月二日に、日本におけるその他の收容所と占領地の收容所との訪問の許可を重光に要請し、かつ日本ですでに訪問された收容所の二回目の訪問がいつできるかと尋ねた。外務大臣重光は、一九四三年七月二十三日に回答し、次のように述べた。「占領地域に存在する俘虜收容所の訪問に行ては、許可し得べき時機到来せば、之を通報可致候。又日本本土に存在する俘虜收容所にして未だ訪問せられざる分は、時機を見て逐次許可せらるべく候。而して既に訪問せられたる分の再應の訪問を週期的に豫め許可することは許容し難きも、更に之が訪問を希望せらるる場合は其都度の願出を俟つて詮議致すべく候。」しかし、これらの願出には、考慮が拂われなかつた。そして、一九四四年二月十二日に、スイス公使は重光に、一九四三年八月から一九四四年二月までの間に申し入れた收容所訪問に関する要請に對して、回答がないことを抗議した。この抗議は、一九四四年三月三十日の重光あての書簡で繰返された。その中で、スイス公使は次のように述べた。「本使が日本における外國利益代表としての本使の活動に満足していないことは、貴大臣も御承知の通りである。努力に相應した結果を得ていないのである。本使はこれを、本使の活動と、當方に利益を委託した諸政府の要請によつて本使の本國政府が提出した要請との統計の示すところによつて、具体的に知ることができるとする。本使は差し當り俘虜收容所を訪問したいという本使の要請だけについ

B-1131

E-1132

て申し述べたい。二ヶ年以上にわたる本使の要請を  
同願すると、本使は一九四二年二月一日から一九四  
四年三月十五日までに文書で百三十四回の申入れを  
行つたことがわかるのである。これらの百三十四通  
の書簡は、外務省から正に二十四通の回答を得た。  
これらの回答の大部分は、否定的であるか、または  
關係當局の決定を本使に送付するものであつた。本  
使が九ヶ月の間に受取つた回答は三通である。』や  
つと一九四四年十一月十三日になつて、占領地にお  
ける捕虜と一般人抑留者を訪問する許可を與えられ  
る時機が來たといふことを、かれは重光の下にある  
外務省から通告された。それでも、その訪問は、マ  
ニラ、昭南及びバンコックに限られていた。一九四  
四年十一月十七日に、東京のスイス公使にあてた書  
簡の中で、重光は同公使に對して、占領地境におけ  
る捕虜收容所の訪問は、相互的條件で、軍事行動を  
妨げない限り許されると通告した。スイス公使は、  
一九四五年一月十三日附の書簡で、これらの訪問は  
いつ始めてよいかと重光に尋ねた。重光の後任とし  
て外務大臣となつた東郷は、占領地の收容所の訪問  
に關する多数の緊急な要請に對して、一九四五年四  
月七日になつて初めて回答した。この回答で、日本  
は「遅滞なく、タイ國における訪問の準備を行うと  
東郷は述べた。戦争の全期間を通じて、何かと口實  
を用いて、訪問は決して自由に許されなかつた。  
利益保護國の代表者が收容所を訪問することを許  
された少数の場合には、收容所は訪問のために用意  
され、また訪問は嚴重に監督された。太平洋戦争の

初期に、東條内閣によつて出された規則は、次のことを規定していた。すなわち、捕虜との面會が許可された場合には、面會の時間及び場所と會談内容の範圍とに制限を加えること、面會中は監視員が立會うことであつた。これらの規則は、利益保護國の抗議が繰返されたにもかかわらず、實施された。一九四三年四月二十二日附のスイス公使あての書簡で、重光は、『利益保護國代表と俘虜との面會に方り監視者を立會はしめざることは帝國に於て實施し難し』といつた。スイス公使はこれに抗議し、重光は一九四三年六月二十四日に同答して、次のようにいつた。『本邦俘虜取扱細則第十三條は、捕虜の面會に際しては監視員を立會わせるものとするを規定しており、同條による我方の捕虜取扱はこれを變更することができないことを取りあへず通告する。』一九四三年の春に、日本の本山の捕虜收容所が訪問を受けた後、捕虜に課せられていた労働條件について、あえて苦情を述べたこの收容所の前任捕虜は拷問された。日本人監視員の前で、かれは五時間もひさまがさされた。この收容所が再び訪問を受けた際には、この前任捕虜は監禁され、代表者がかれとの面會を要求したにもかかわらず、この代表者と話すことを許されなかつた。

抑留されている捕虜と一般人抑留者の名簿を利益保護國に送ることを拒否することによつて、捕虜と一般人抑留者の運命はさらに隠された。このような名簿を提供することを拒否した一例は、ウエーキ島の占領後に抑留された捕虜と一般人抑留者の場合で

E-1184

ある。スイス公使は、一九四二年五月二十七日に、ウエーキ島で捕えられた捕虜及び一般人抑留者の氏名と、その現在の居所とを知らせるよう、東郷に要請した。一九四二年十月六日に、スイス公使は、外務大臣——そのときは谷であつた——に對して、ウエーキ島の占領の當時に、そこにいた約四百名のアメリカの一般人に關して、合衆國政府はいまだに報告を受けていないと通告した。一九四三年四月八日に、スイス公使は、未だ名簿が提供されていないので、外務大臣谷に對して、合衆國政府は總りの四百人の氏名と居所を知らされることを強く要求していると通告した。外務大臣谷は、一九四三年四月十九日に、提供できるすべての情報はすでに與えてあると回答した。一九四三年八月二十一日に、スイス公使は、新外務大臣重光に對して、ウエーキ島が日本軍に占領されたときに、そこにいたはずであるが、日本が赤十字國際委員會に送付した名簿に氏名が載っていないかつた四百三十二人のアメリカの一般人の名簿を提出し、これらの一般人に關する情報を要請した。一九四五年五月十五日に、スイス公使は、外務大臣——このときは東郷であつた——に對して、ウエーキ島の總りの四百三十二人の一般人に關する情報を求める要請について、何の回答も受けていないと通告した。その情報は、日本の降伏後まで得られなかつた。實際のことは、これらの不幸な人々は、ことごとく、一九四三年十月に、日本の海軍によつて殺害されたのであつた。

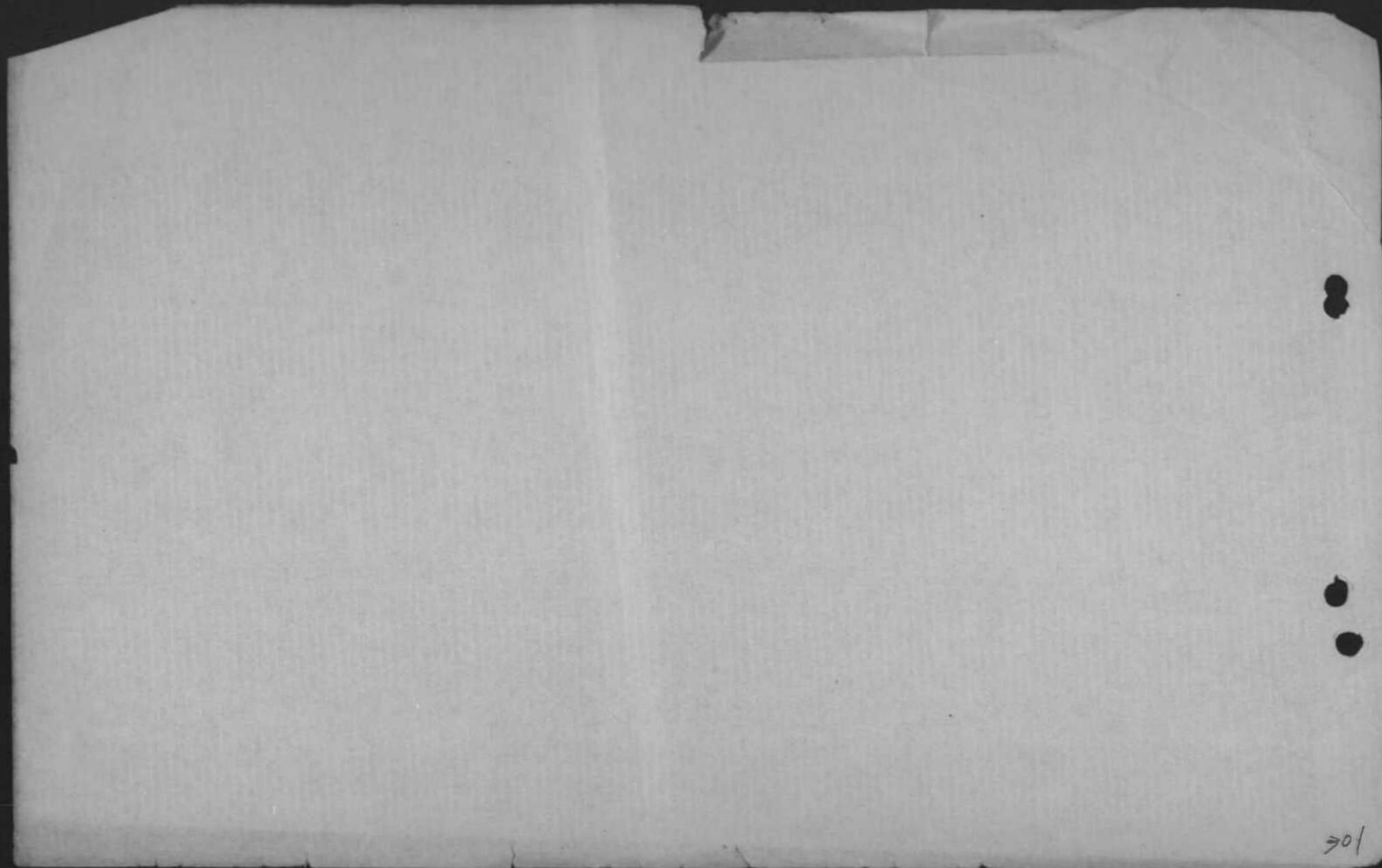
新聞報道と郵便物は、特に検閲されていた。疑い

B-1135

もなく、これは捕虜が受けていた虐待が漏れることを防ぐためであつた。東條が陸軍大臣であつたときに、陸軍省報道部によつて、一九四三年十二月二十日に出された檢閲に關する規則は、他のことと共に、次のことを規定した。「我が公正なる態度を歪曲報道して敵の悪宣傳に好餌を與へ果を抑留同胞に及ぼさざる如く留意す、之が爲左に該當する報道——寫眞、繪畫等を含む——は禁止す、俘虜優遇又は虐待の印象を與ふるもの、收容所内等に於ける設備、給與衛生其他生活狀態等に關する具体的事項、俘虜の所在に關し左記以外を明示するもの。」そのあとには、東京、朝鮮、ボルネオ等十二の一般的な地名が擧げられていた。捕虜が出すことを許されていた手紙は、ほとんど禁止といつてよいほど制限されていた。あの收容所の捕虜は、たとえばシンガポールにいた捕虜などは、監視員から、收容所の状態が良好であると報告しなければ、かれらの葉書は送り出されないといひ聞かされた。これが通例であつたようである。日本が降伏しなければならぬことが明らかになつたときに、捕虜と一般人抑留者の虐待に關する一切の書類とその他の證據を焼却するか、その他の方法で破棄するため、組織的な努力が拂われた。日本の陸軍大臣は、一九四五年八月十四日に、すべての軍司令部に對して、機密書類を直ちに焼却せよという命令を發した。同じ日に、憲兵司令官は、各憲兵隊本部に對して、多量の文書を能率よく焼却する方法を詳細に述べた指令を出した。陸軍省軍務局俘虜管理部のもとにあつた捕虜收容所長は、一九四五年八月

E-1156

二十日に、台湾軍参謀長に同文電報を發し、その中で、「敵に任するを不利とする警類も、秘密警類同様、用済の後は必ず廢棄のこと」といつた。この電報は朝鮮軍、關東軍、北支方面軍、香港、奉天、ポルネオ、タイ、マレー及びジャワに送られた。この電報で捕虜收容所長は次のようにいつた。「俘虜及軍の抑留者を虐待し、或は甚だしく俘虜より悪感情を懷かれある職員は、此際速かに他に轉属或は行衛を一齊に晦す如く處理するを可とす」。



裏面  
白紙